

に至る、其村まで六町五十間餘、南八町一間荒分村の界に至る、其村まで十一町十間餘、北二町三十三間塚原村の界に至る、其村まで九町五十間餘、又丑の方六町三十三間清治袋村の界に至る、其村まで九町十間餘、申の方七町五十九間長尾村の界に至る、其村まで十二町餘、寅の方八町熊倉組上高額村の界に至る、其村まで十四町、巳の方四町十間菅井村の界に至る、其村まで十一町三十間餘、村の亥の方熱鹽街道に一里塚あり、

○山川 ○田付川 村東一町三十間餘にあり、清治袋村の方より來り、十八町十間餘申の方に流れ長尾村の界に入る、○清水 村西三町五十間餘にあり、東西三間餘南北一間餘、いかなる故にか鳥あた清水と稱す、下流田地に灌ぐ、

○關梁 ○橋 村東一町三十間餘にあり、大橋と云、長八間三尺餘幅一間二尺餘、田付川に架す、熱鹽道なり
○水利 ○遠田堰 塚原村の方より來り、田地の養水とし田付川に入る、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西六間南 北五間免除地 村西、町五十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、修驗傳壽院司なり、
○寺院 ○德勝寺 境内東西十八間南 北十五間半年實地 村北にあり、眞言宗、

吉例山と號す、何の時の草創なるを知らず、文龜の頃盛尊と云僧中興す、其後慶意と云僧住し、府下大町一桂院の末山となる、本尊大日客殿に安す、○觀音堂 寺内に入て右にあり、十一面觀音を安置す、元和七年火災に罹て靈像焼失し新像を安す、會津三十三所順禮の一なり、

○長尾村 此村昔岩田村と云、何の頃にか今の名に改めしと云、府城の西北に當り行程四里十三町、家數四十一軒、東西三町四十七間餘南北一町二十五間、四方田圃なり、東七町柴城村の界に至る、其村まで十三町、西三町三十二間慶徳組能力村の界に至る、其村は申に當り八町三十間餘、南五町三十間慶徳組萬力村の界に至る、其村まで八町、北二町二十間慶徳組綾金村の界に至る、其村まで七町五十間餘、又丑寅の方二町三十八間荒分村の界に至る、其村まで六町三十間、丑の方三町五十間高吉村の界に至る、其村まで十二町餘、申酉の方十町慶徳組新宮村の界に至る、其村まで二十五町十間、

○山川 ○式部川 村東四町二十間餘にあり、荒分村の方より來り、南に流るゝこと三町餘、慶徳組大澤村の界に入る、○清水 村南五町四十間餘にあり、周五間餘、姥清水と稱す、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西三十三間南 北十三間免除地 村西四町二十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、慶徳組新宮村熊野宮繁榮の時、此邊みな其社地なりしと云傳ふ、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登此を司る、【相殿九座】△白山神本村より移しぬ、△山王神 同上 △稻荷神二座 一座は柴城村の端村反町より移し、一座は菅井村より移しぬ、△伊勢宮三座 一座は荒分村より移し、一座は澁井村より移し、一座は高吉村より移しぬ、△湯殿神荒分村より移しぬ、△諏訪神 高吉村より移しぬ、

○寺院 ○長善寺 境内東西二十間南 北十一間年實地 村中にあり、八幡山と號す、曹洞宗、會津郡南青木組天寧村天寧寺の末山なり、天正九年天寧寺開山傑堂が末流天室と云僧草創すと云、本尊地藏客殿に安す、○觀音堂 客殿の右にあり、○長幅寺 境内東西十三間南 村中にあり、相模國藤澤清淨光寺の末山なり、天正十七年火災に罹て舊記を詳にせず、什物涅槃の掛幅裏書に、爲勢佛房十三回追膳善の字の誤 天將長帳にも天正を天 追膳なるべし 天將に作るものあり 五季丁丑五月三日 奥州會津黒川湯川端長明寺常住相阿彌陀佛とあり、又山號を湯川山と稱すれば、當寺もと今の湯川の邊りに在て長命寺と云しにや、寛永十五年相阿彌と云僧住してより時宗となりき、本尊陀客殿に安す、

○觀音堂 村中にあり、馬頭觀音を安す、木像長一尺古物なり、村民の持なり、
○古蹟 ○館内 村西より東につゞき五尺許高き所を云 其中に西谷地・厩尻など云字あり、何人の居館なることを傳へず、小荒井村岩田儀兵衛が祖、新宮五郎左衛門宗連と云もの館を築き、村名により岩田を以て家名とすと云は、此地のことによ、

○觀音堂 村中にあり、馬頭觀音を安す、木像長一尺古物なり、村民の持なり、
○古蹟 ○館内 村西より東につゞき五尺許高き所を云 其中に西谷地・厩尻など云字あり、何人の居館なることを傳へず、小荒井村岩田儀兵衛が祖、新宮五郎左衛門宗連と云もの館を築き、村名により岩田を以て家名とすと云は、此地のことによ、

○長善寺 ○忠義者つま 此村の農民彦太郎妻なり、寛政元年褒賞して米を與へり、○貞節者さる 此村の農民善右衛門妻なり、寛政六年褒賞して米を與へき、
○荒分村 此村もと荒明村と云、寛文中今の名にあらためき、府城の北に當り行程四里五町餘、家數十四軒、東西一町二十二間南北一町十六間、四方田圃なり、東一町二十三間澁井村の界に至る、其村まで三町三十間餘、西二町三十九間長尾村の界に至る、其村は申に當り六町三十間、南五町十一間柴城村の界に至る、其村まで六町十間餘、北三町五十二間高吉村の界に至る、其村まで十一町十間餘、又丑の方一町四十間菅井村の界に至る、其村まで三町二十間餘、

○山川 ○式部川 村西二町十間餘にあり、菅井村の方より來り、七町二十間南に流れて柴城村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西一町三十間餘にあり、長五間半幅四尺、隣村の通路式部川に架す、川原橋と云、

○水利 ○遠田堰 菅井村の方より來り、田地に灌ぎ柴城村の方に注ぐ、

○古蹟 ○館迹 村の未申の方にあり、東西二十五間南北二十間、何の頃にか三浦左七直成と云もの居しと云傳ふ、

○褒善 孝行者利兵衛 寛曆元年褒賞して米を與へり、

●澁井村 府城の北に當り行程三里三十五町餘、家數十軒、東西一町六間南北一町五十二間、四方田圃なり、東二十四間小田付組一堰村の界に至る、其村は寅に當り八町餘、西二十四間荒分村の界に至る、其村まで三町三十間餘、南十町九間第六天村の界に至る、其村まで十五町二十間餘、北二町二十七間菅井村の界に至る、其村は亥に當り五町十間餘、又申の方三町二十六間柴城村の界に至る、其村まで七町二十間餘、辰巳の方二町四十六間小田付組新井田谷地村の界に至る、其村まで八町四十間餘、

○水利 ○宮堰 菅井村の方より來り、田地の養水とし新井田谷地村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

に至る、其村まで七町二十間餘、

○小名 ○土井場 本村の南三町四十間餘にあり、家數二軒、東西十九間南北四十三間、四方田圃なり、

○端村 ○西村 本村の西四十間にあり、家數三軒、東西三十二間南北五十八間、此より南に家數三軒あり、新屋敷と云、共に四方田圃なり、○臺 西村の西四町二十間餘にあり、家數十四軒、東西三十六間南北二町二間、又東の方一町餘に家數二軒あり、新村と云、共に四方田圃なり、○反町 本村の南六町餘にあり、家數三軒、東西五十七間南北一町十六間、四方田圃なり、

○山川 ○式部川 端村臺の西二町にあり、荒分村の境内より來り、南に流るゝこと六町三十間餘、慶徳組萬力村の界に入る、

○水利 ○遠田堰 荒分村の方より來り、田地の養水とし第六天村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内三間四方免除地 村北二十間餘にあり、何の時の勸請なること詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、

○大明神社 境内東西八間南北七間免除地 端村西村の戌亥の方一町三十間にあり祭神倉稻魂命なり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、

○神社 ○白山神社 境内東西八間南北六間免除地 村南四町二十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり

○寺院 ○孝徳寺 境内東西十五間南北十四間年貢地 村中にあり、熱鹽村示現寺の末山、曹洞宗なり、縁起を案ずるに開基詳ならず、弘治元年曹洞の徒年室再興して山號を妙理山と稱し、地藏を本尊とすと云、又經文の裏に、康永三年僧侶尊有建弘治元年年室庫裡を再興して未成ざるに寂す、後破壊せしを元龜三年に至り漸く修補せし由を載す、觀音を本尊とし客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、天文九年池田備中宗政二男勘次郎俊甫築きしと云傳ふ、

○褒善 ○忠義者いそ 此村の農民武八妻なり、寛政三年米を與て褒賞せり、

●柴城村 小名 土井場 府城の西北に當り行程四里、家數十四軒、東西一町十八間南北一町十九間、四方田圃なり、東一町四十五間澁井村の界に至る、其村は丑寅に當り七町二十間餘、西六町長尾村の界に至る、其村まで十三町南七町三十七間沖村の界に至る、其村まで八町二十間餘、北一町荒分村の界に至る、其村まで六町十間餘、又巳の方四町二十八間第六天村の界に至る、其村まで十四町三十間餘、未申の方五町二十間慶徳組萬力村の界

○別當柴城寺 本山派の修驗なり、現住覺了は開山儀禪が十五世の孫なりと云、

○稻荷神社 境内東西四間南北五間免除地 端村臺の北一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、柴城寺司なり、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西三十三間南北三十二間、應安の頃柴城民部重行と云もの居と云傳ふ、今民屋となり、中の的場の迹残り、館の南に馬場の跡あり、

○舊家 ○荒井伊助 此村の肝煎なり、彼が祖荒井新兵衛某と云もの、天正中伊達氏當地を襲し時討死す、其子左近と云もの此村に來り肝煎となり、子孫今に至りしと云、武器系譜等も今は失ひ、只鍵一本を藏む、古文書二通あり、其文如左、

山郡之内柴城村肝煎左近久召仕候女、左近女房種々折檻仕候付而、右女五月十七日之夜逃候、方々相尋候内ニからす屋敷村に有之、親五郎左衛門所へ逃入隠居候、左近ハ親之元えなはては參間敷候間、返候へと數度使を立候得共、一圓不存旨申拂候、然處證人出申に付て五郎左衛門所に隠居候由白狀候、親之事情間一旦隠候も無是非候、度々使を立候ヲ隱置候段、不相屆義曲事に候間、過怠をも可被仰付候得共、此度之義は被成御免候、重而彼女を許容仕候はゞ、可被成御

成敗之條可得其意候由被仰付、からす屋敷肝煎之四郎左衛門へ預ヶ置候、又彼女を其方下人甚六源右衛門下人與八郎貳人ものとして、其方手前を引出候義、前代未聞曲事不淺候間、右二人之男籠者被仰付候、又彼女を其方手前へ早々可請取候、然は今年之内似合之男を引合可召遣候、於相違者可爲曲事旨被 仰出候間、可得其意候、仍判狀如件、

慶十三
八月三日

滿田出雲守安利
結解文右衛門貞利
町野主水佐方就
高 備中守貞成
蒲生忠兵衛郷雄

山郡之内柴城村 左近とのへ

尙、大石御急に付て、右へ御普請御留候間、無御油斷被入御精、可被仰付候、以上、
昨夕申入候大佛の御普請者入不申由候、然は大石御急候て被上候様にと在之儀に候間、被入御念無御油斷可被仰付候、恐々謹言

七月廿二日

蒲 源左殿

(蒲生)
蒲四郎右衛門郷折(花押)

○慶德善四郎 端村臺の肝煎なり、葦名氏の長臣平田是亦齋が子慶德善五郎某が末葉なり、葦名氏没落の後善五郎が子善四郎定直と云もの此村に住し、子孫今に至りしと云、家に武器あり、多くは朽損す、其制近代の物に非ず、古文書三通あり、其文如左、
好便之書中細披見申、亦以好便申大窪之義通用無之候歟、寔以窮屈無是非候、如何様にも候而玉藥可被入義と相究候、須賀川へ通用無極候哉、佗言候、因茲佐太へ書中差越候、無油斷手賦簡用、亦横田之義固堅寄特成刷共候哉、乍不初義無申事存候、又木崎之義無心元候、如何様に候間證人をも取候而可然候、其元へ自方々玉藥之儀申候哉、令推量候、何趣にも只今簡用境候間不惜手賦簡用候、鐵炮籠衆も拂而其地へ差越候、爰元に而一丁も不相殘候、亦窪新之事、少々に存候間差越申、國藤申合返申候て可然候定其地へ可爲働候哉、乍幾度之儀無凶事様此節相究候、無凶事義其身國藤前々可有候、亦自佐太書中白川之義能者不研候、如其研者泉崎之地へ芳賀左舟甲被差入候者、寔以不可然義候、於白石地に家老之面々佐竹に而押置候義に無後悔、寔にしとけなき

淺 左馬助殿 人々御中

地に義親手をも可曳者共、被差籠候事無是非迄候、小屋之儀堅固に可被抱事簡用候、亦自佐太書中定可床敷候間、其元へ差越候、乍幾度之義敵困刷白川其元人數手賦國藤相談申候而、何趣にも可然候、今日松源も可爲差津候、恐々謹言、

返々其元無凶事義に相究候、

八月十一日

(平田)

(葦名盛氏)
止々齋 印

年甫之御慶千喜萬幸如佳例、(岩城)常隆所之御祝着之御届、吾等迄五明紅燭芳贈字以目出度令祝着候、仍同一本海栗醬桶一進之候、補御祝詞迄候、殘賀期永日之時候、恐々謹言、

孟春十八日

謹上平田殿御報

沙彌玄湖 (花押)

山郡之内長尾村と同郡臺村と相論之河原野之儀、双方目安口上對決度と令穿鑿候處、前々双方立相、草を疇馬を放由、隣郷の者靈社上卷起請文血判之上にて申候、又對決之上も立相と聞届候間、自今以後可爲立相候、新開之儀は 公儀御奉行可爲被申付次第候、右旨長尾村へも申出候て可成其意候、以來申

事仕出候は、可爲曲事候、仍判狀如件、

元和六庚申年
十二月十六日

町野 主 水 昌就判
内池 備 後(不詳)判
谷崎彦左衛門尉(不詳)判
野澤平左衛門尉 正信判
吉倉 六 兵 衛 清長判
八角 内 膳 直久判
志賀與三右衛門尉 重就判
滿 田 出 雲 安利判
二本 松 右 京(不詳)判

山郡臺村肝煎百姓中

○褒善 ○善行者新兵衛 端村臺の農氏なり、寛政八年褒賞して米を與へり、

●沖村 府城の西北に當り行程三里三十町、家數十七軒、東西一町三十二間南北一町五十二間、四方田圃なり、東一町三十二間第六天村の界に至る、其村まで五町餘、西三町五十八間慶德組鎧召村の界に至る、其村まで四町二十間餘、南一町六間貝沼村の界に至る、其村まで六町四十間、北五十四間柴城村の界に至る、其村まで八町二十間餘、又未申の方五町四十間、慶德組赤星村の界に至る

其村まで八町餘、

○神社 ○稻荷神社 境内東西八間南 村東一町二十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、社前に古碑あり、高三尺幅一尺八寸、表に貞和五年己丑七三日七の下の字を脱せしにや彌山口道光と彫る、然れば當社も此頃よりありしにや鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、

○寺院 ○隨願寺 境内東西十一間南 村の丑寅の方にあり淨土宗、山號を湖東山と云、寛永八年鹽川組鹽川村阿彌陀寺の僧正波開基せしゆゑ、阿彌陀寺の末山となる本尊彌陀客殿に安ず、

△古墓 境内にあり、蓋石の高一尺三寸横二尺三寸、竿石の高一尺四寸横二尺五寸、四方に八曜を彫り、其中に各梵字あり、坐石の高七寸五分横一尺四寸、裏面に元徳第四辛申六月一日開山比丘圓乘所清立尼と刻む、其謂を知者なし、されど元徳三年元弘と改元有て、四年は正慶元年にて壬申なり、元徳より正慶の間毎年改元あれば、東裔の地其事を知らざりしにや、又辛壬音近き故訛りしと見ゆ、此塚寛文の初までは村より一町餘未申にあり、何の頃にかこゝにうつしぬ、住僧は當寺開山の塚といへどもいぶかし、

○古蹟 ○館迹 村より五十間餘、丑寅の方にあり、東

の持なり、

○寺院 ○松前寺 境内東西八間南 村北にあり、開基詳ならず、此村の鎮守第六天神なるゆゑ、山號を魔王山と云、慶長元年宥海と云僧中興せり、此寺もとは松善寺と稱して眞言宗なり、元祿四年會津郡南青木組南青木村惠倫寺の末山、曹洞宗となる、本尊釋迦客殿に安ず、△魔王堂 境内にあり、

○墳墓 ○塚二 一は村の辰の方四十間餘にあり、瀧海壇と云、一は村の一町餘申酉の方にあり、傾城塚と云共に其謂れを知らず、

○褒善 ○倉太郎 父を文八郎と云、家まづしければ年久く沖村の農民忠右衛門が家に仕ふ、倉太郎幼くて母に別れ、父は年頃病にそみ窮苦に迫るを、毎夜通ひて彼是勞はり、己が身代金をもて公納をかゝす、市たち神祭などの休日には、主人の暇を得て家に歸り、夜ふくるまで農事を勤む、されど公納の不足年々につもり身代金を借副て今は贖ふべき便りなきを、父には聊も知らせず、其心を慰め孝養力を盡せども、父終に死しければ、倉太郎泣く／＼主に向ひ、父一人の頼なるに在世の内農家の數にも入らで別れぬるこそ遺恨なれ、されど主の情にて夜ごとに省しかば、心にかゝること

西二十五間南北二十二間、何人の築けること詳ならず、○褒善 ○善行者忠右衛門 天明元年米を與て褒賞せり ○忠義者次左衛門 寛政十一年同上、

●第六天村 府城の北に當り行程三里二十二町、家數二十六軒、東西三町七間南北二町二間、四方田圃なり、東三町二十間鹽川組鹽川村の界に至る、其村は辰巳に當り十五町四十間餘、西一町八間沖村の界に至る、其村まで五町餘、南一町三十三間鹽川組上遠田村の界に至る、其村まで五町二十間餘、北三町三十間澁井村の界に至る、其村まで十五町二十間餘、又戌亥の方二町十四間柴城村の界に至る、其村まで十四町三十間餘、申の方三町六間貝沼村の界に至る、其村まで九町餘、丑の方二町五十七間小田付組新井田谷地村の界に至る、其村まで十町三十間昔辰巳の方一町計に三江口と云端村あり、今はなし、○水利 ○遠田堰 柴城村の方より來り、田地の養水とし鹽川組上遠田村の方に注ぐ、

○神社 ○第六天神社 境内東西十一間南 村中にあり、祭神面足尊神體長一尺三寸古像なり、此地は義家朝臣慶徳組新宮村熊野宮草創のとき、第一の鳥居を建立ありし地なりとぞ、其頃の勸請にや詳ならず、又村を第六天と名けしも此社あるに因にや、鳥居・拜殿あり、村民

なし、今よりしてひたすらに主に頼まんと云ければ、主も彼が志を感じ、身代金を捨て元の百姓に取立けり斯て農具夫食も無かりしを、漸々に調へて遂に持高十三石餘の百姓となる、天明元年褒賞して米を與へ、猶社倉に積おける穀若干を與へき、忠右衛門も情あるものなれば褒賞しぬ、○忠義者左内 元文元年、褒賞して米を與へき、○善行者利兵衛 天明六年同上

●貝沼村 端村 三堀 二本木 府城の西北に當り行程三里十八町、家數三十六軒、東西二町南北一町三十八間、四方田圃なり、東一町五十二間鹽川組上遠田村の界に至る、其村まで四町二十間、西一町二間慶徳組赤星村の界に至る、其村まで一町五十間餘、南八町二十間河沼郡青津組立川村に界ひ日橋川を限とす、北四町四十間沖村の界に至る、其村まで六町四十間、又丑寅の方四町二十五間、第六天村の界に至る、其村まで九町餘、

○端村 ○三堀 本村の辰巳の方一町五十間にあり、家數十七軒、東西五十八間南北一町五十二間、四方田圃なり ○二本木 本村より巳の方二町餘にあり、家居一軒、四方田圃なり、

○山川 ○日橋川 俗に堂島 村南八町二十間にあり、鹽川組下遠田村の方より來り、南の方立川村の東より鶴沼

川来て是に會し、西に流るゝこと三町二十間餘、赤星村の界に入る、廣一町三十間、此川鶴沼川合してより下流を俗に大川と云、○沼 村南五町藁葎の中にあり四間四方、此沼貝沼と稱して古よりありしと云、村名これに因れるにや、

○神社 ○諏訪神社境内東西三十三間 南北九間免除地 村南二町餘にあり何の頃の勸請と云ことを知らず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】△稻荷神 本村より移しぬ、△今熊野宮 同上

○羽黒神社境内東西二十三間 南北九間免除地 村西五十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、長福寺司なり、

○寺院 ○長福寺境内東西十一間 南北二十間買地 村中にあり、眞言宗泉龍山と號す、開基詳ならず、文祿年中泉長と云僧住して、河沼郡笈川組勝常村勝常寺の末山となる、故に泉長を中興とす、本尊大日客殿に安ず、○愛宕堂 境内にあり、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、康安二年三橋太郎義通築きしと云、子孫今に此に居住す、

○舊家 ○三橋作左衛門 此村の肝煎にて、三橋太郎義通が末葉なり、義通は加納盛時が二男常世頼盛が二子

安ぜしとぞ、延享二年米を與て賞しぬ、○善行者仁右衛門 端村二本木の農民なり、安永八年同上、

新編會津風土記卷之六十三終

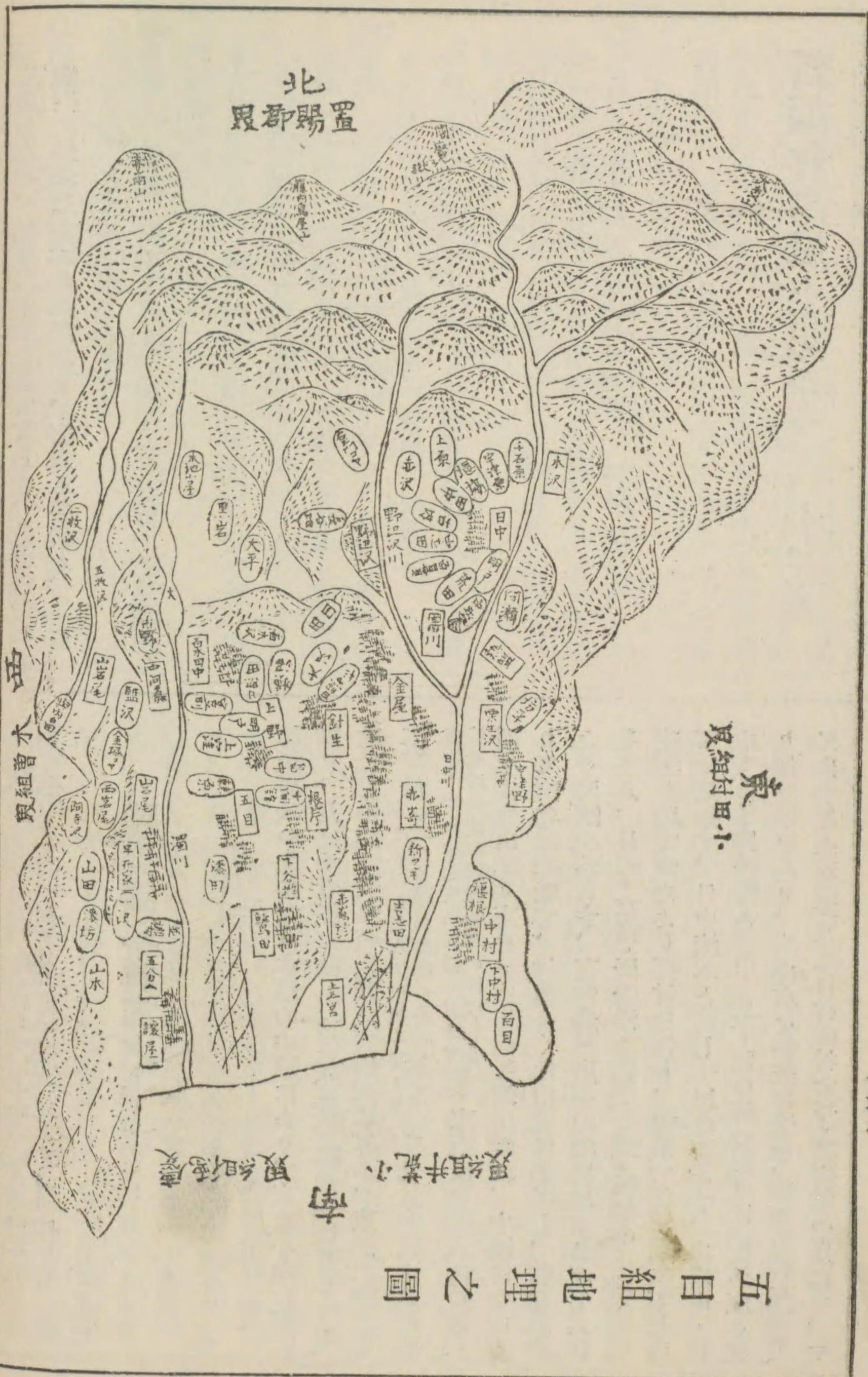
時明と云ものゝ子にて、鹽川組三橋村及此村を領せり十四代の孫三橋越中盛友盛茂とと云もの、天正十七年磨上原合戦敗れて葦名義廣に従ひ常陸國に至り、後又會津に来て此に住し、子孫世々義通が館迹に居る、作左衛門盛弘と云者あり、元和四年官より領主蒲生忠郷に命じて日橋川に漕路を通ぜしむ、此時京師角倉與左衛門も命を受けて此地に來り、此村をもて船着にせんとす、然れども河流湍急なれば其事成ずして止め、此時角倉が盛弘に與へし證文、家に傳へしが今は失へり、○褒善 ○總四郎 府下上野伏町、甚四郎が許に奉行せり、主人は塗物を商ひ、年中夥き荷物を作りいだすに總四郎荷作することをよくし、人手を雇ふことなく早朝より夕まで働き、或は外より荷作頼み來れば夜々人に雇はれ、賃錢を得て主人の前に出せるを、休むべき暇に得る所の物なれば、己が物とすべしと言しに、我休める間も己が身とは思はず、主家の厚き恵みを蒙り、給金にて年貢など心易く納る、深き恵に報ひん爲僅の志なり、受用なくば今より荷作頼むとも何方にも行まじと云、主人も其辭を感じて納置けり、父母は年老て共に十一年前にうせ、兄彌兵衛も八年前に失せしに、病の中は一家の者に代りて介抱し、病人も其あつかひを

新編會津風土記卷之六十四

陸奥國耶麻郡之十一

五目組

此地府城の北に當り本郡の中程にあり、東は小田付組に隣り、西は本會組に接し、南は小荒井組慶徳組につゞき、北は重山連り米澤領出羽國置賜郡に界ふ、東西二里二十町餘 東は小田付組入田付村の界より、南北五里二十八町餘 南は小荒井組北原新田村の界より、北 東南は平衍の地に接しは米澤領出羽國置賜郡の界に至る、西北に衆山連り東を日中川西を濁川流れ、中間に平山ありて南北に綿延す、村里多くは山麓に碁布し、薪樵の便よく田圃少からず、花候農務廣平の地に比すれば七八日を差ふ、日中・水澤・野邊澤・黒川・金屋・熱鹽等の諸村は、凍雪を踏て深山より薪材を伐り、雪消て後溪流に下し府下に運送す、日中流木と稱し士民の薪とす、山岩尾・日中・水澤・野邊澤・黒川・百木・田中等の村々は、獨活蕨を採り熊鈴羊をかり、炭山灰を焼紙を漉き、搗栗乾柿を製す、又山岩尾・野邊澤及五目村端村大平・黒岩等の所にて、ヲ



五田組地理之圖

「サンマイバリ」と云木にて雪舟を造り、「ブナ」と云木にて「コスギ」を作り、府下に出し生産の資とす、加納莊と稱し百木郷に隸する村二十一
 五目村・根岸村・下宮村・赤崎新田村・吉志田村・赤崎村・日中村・黒川村・野邊澤村・金屋村・針生村・上野村・百木田中村・中河原村・山岩尾村・岩尾村・半在家村・五分あり、餘は郷名を失ふ、共に岩崎莊と稱す、一村・讓屋村あり、凡二十六箇村あり、

五目組上十三箇村

五目村 小名 添田 端村 棘原 大平 黒岩 木地小屋
 根岸村 端村 十間館 島中 下谷地村 鷺田村 上
 三宮村 赤崎新田村 吉志田村 端村 新屋敷 赤
 崎村 中村 端村 塚根 下中村 百日 宇津野村
 端村 坊平 栗生澤村 熱鹽村 端村 間瀬 水澤
 五目村 端村 棘原 大平 黒岩 木地小屋 此村もとは
 郷明と云しが後今の字に改めき、府城の西北に當り行程
 五里三十一町餘、家數三十九軒、東西一町四十六間南北
 二町三十八間、四方田圃なり、東二十九間根岸村の界に至
 る、其村は辰に當り五町四十間餘、西二町岩尾村の界に
 至る、其村まで五町餘、南四町五間鷺田村の界に至る、
 其村まで九町四十間餘、北二町十間上野村の界に至る、
 其村まで十町十間餘、又亥の方七町百木田中村の界に至

る、其村まで十八町、巳の方二十二間下谷地村の界に至
 る、其村まで七町、丑寅の方五町十四間針生村の界に至
 る、其村まで十一町二十間餘、未申の方五町二十四間半
 在家村の界に至る、其村まで八町二十間餘、戌の方五町
 二十間中河原村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、
 ○小名 ○添田 本村より未の方八町餘にあり、家數五
 軒、東西二町南北三町、四方田圃なり、寛政七年前に
 家居を開けり、
 ○端村 棘原 本村の北五町五十間餘にあり、東西二
 區に分る、其間二町五十間餘を隔、東は家數七軒、東
 西一町四間南北五十六間、西は家數九軒、東西四十二
 間南北二町三十六間、共に四方田圃なり、
 ○大平 ○黒岩 ○木地小屋 大平は本村の北二里五
 町にあり、家數十三軒、東西四十間南北一町山中に住
 す、黒岩は大平より亥の方十七町にあり、家數十三軒
 東西二町三十六間南北四十四間、四方重山なり、木地
 小屋は黒岩より亥の方十三町にあり、家數五軒、東西
 二十六間、南北三十八間、重山の中に住す、僅田圃を
 開き木地挽を産とす、共に上野村百木田中村針生村の
 境内を隔て、本村の地に續かず、地面東西二十六町三十
 間南北二里三十三町餘、東は野邊澤村の山に隣り、西

は山岩尾村の山に連り、南は野村の山に接し、北は米澤領出羽國置賜郡に界ふ、

○山川 ○陣場山 端村大平より寅の方二十六町餘にあり、頂まで三十二町餘、野邊澤村と峯を界ふ、天正中葦名氏伊達氏と合戦ありし時陣せし所と云、○閻魔嶽大平より丑の方一里餘にあり、又其奥に西に並て藤内鳥屋山大頭森山より米澤領の界なり、○沼三 大平の西五町にあり、東西一町四十間南北十三町、西は山岩尾村に屬す大平沼と云、慶長十六年の地震に山崩れ、下流塞り沼となる、寛政中土手を築き水門を設け旱災に備ふ、水源は藤内鳥屋山の麓折渡澤より出て溪水相會し、山間を未申の方へ流るゝこと四里餘、此沼に注ぎ、下流又山中を経て百木田中村の地を過ぎ濁川となり、又此村の境内に入り、村西を南に流ること十九町二十間餘鷺田村の方に入る、一を上沼と云、大平より戌の方二里計にあり、東西四十間南北一町、この外に中沼・下沼とて小沼二あり、一は亥の方二里二十七町計にあり、東西五十間南北三十間、○櫻清水 大平より辰の方十六町餘にあり、周二間餘、櫻の本より出る故かく名付と云、

○關梁 ○窪橋 村より戌の方十一町二十間餘にあり、

に平田是亦齋が子慶徳善五郎某が子孫なり、初小荒井組柴城村に住し、後太郎丸村に移り寛政八年此所に移住しぬ、家に古文書一通を藏む、其文如左、

其以往者無音耳心外之至に候、今度示承候本望此事に候、頃日は當表無何事由肝要至極に候、當日諸境無異義候叫召可爲候、大慶殊に従義廣以書付條と蒙仰候、尙致得心候、万々應答に及候定而可爲才覺候、心事期後音之時候條、不具、恐々謹言、

三月十日

(相馬) 義胤 (花押)

平田左京亮殿

○褒善 ○善行者遠藤彌五兵衛 此組の郷頭なり、享保五年褒賞して米を與へり、

●根岸村 端村 十間館 畠中 府城の北に當り行程五里三十町、家數十五軒、東西三十六間南北三町四十間、東は山に連り三方田畠なり、東三町餘赤崎松林に界ふ、西一町五十九間下谷地村の界に至る、其村は申に當り二町三十間餘、南四町四十一間鷺田村の界に至る、其村まで七町三十間餘、北八町五間針生村の界に至る、其村まで十五町三十間餘、又戌の方五町十五間五目村の界に至る其村まで五町四十間餘、

○端村 ○十間館 本村より戌の方五町十間餘にあり、

濁川に架す、長七間幅五尺、隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉三屋 村中にあり、二屋は社會なり、一屋は本組の米を納む、

○神社 ○磐拵神社 境内東西十三間南 村より未の方一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、△相殿十一座 △伊勢宮 本村より移しつ △八幡宮 同上 △稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △三島神 同上 △日光神 同上 △總社 同上 △鬼渡神 同上 △金神 同上 △十二神 同上 △若宮八幡 同上
○山神社 境内東西十間南 端村大平の北二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、高村能登が司なり、
○山神社 境内東西十間南 端村黒岩にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、
○山神社 境内十間四 端村木地小屋にあり、勸請の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、
○寺院 ○淨圓寺 境内東西二十間南 村中にあり、清蓮山と號す、淨土宗なり、開基の年月詳ならず、慶長五年順察と云僧中興し、府下大町融通寺の末山となりぬ、本尊彌陀客殿に安ず、○十王堂 境内にあり、
○舊家 ○慶徳與市 小名添田の肝煎なり、家系による

家數十軒、東西二町二十三間南北四十三間、西は五目村に連り三方田圃なり、○畠中 本村より亥の方六町十間、館の北にあり、家數四軒、東西四十間南北二十八間、四方田畠なり、

○神社 ○麓山神社 境内四間四 村北二町山上にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿八座】 △稻荷神二座 共に本村より移せり、△伊勢宮 同上 △三島神 同上 △諏訪神 同上 △總社 同上 △天神 下谷地村より移しぬ、
△御稔神 同上

○寺院 ○觀音堂 境内東西八間南 端村畠中にあり、草建の年代を知らず、修驗蓮花院これを司る、

○褒善 ○孝行者總七 寛政元年褒賞して米を與へき、
○孝行者總吉 總七弟なり、同上

●下谷地村 府城の西北に當り行程五里二十九町、家數五軒、東西五十間南北三十間、四方田圃なり、又戌の方七町に家居一軒あり、東三十間北六町、共に根岸村の界に至る、其村は丑寅に當り二町三十間餘、西一町十間五目村の界に至る、其村は戌亥に當り七町、南三町三十二間鷺田村の界に至る、其村は未に當り六町二十間餘、
●鷺田村 府城の西北に當り行程五里二十町、家數二十

八軒、東西二町南北二町三十二間、又西の方三十間餘に一區あり、柿本田カキモトと云、家數五軒、東西一町南北一町十間、共に四方田畠にて東は山に近し、東三町三十四間赤崎新田村の界に至る、其村まで九町二十間餘、西三町二十間半在家村の界に至る、其村は戌に當り八町二十間餘南六町上三宮村の界に至る、其村は辰巳に當り十一町四十間餘、北五町三十八間五目村の界に至る、其村まで九町四十間餘、又丑の方二町二十八間下谷地村の界に至る其村まで六町二十間餘、寅の方二町五十六間根岸村の界に至る、其村まで七町三十間餘、申の方二町四十間五分一村の界に至る、其村まで十七町、

○山川 ○濁川 村西五町にあり、五目村の境内より來り、南に流ること十一町餘、上三宮村の界に入る、廣十間餘、

○神社 ○稻荷神社 境内東西三間南 村東一町にあり、勸請の初知ず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、
【相殿五座】 △稻荷神 本村より移せり、△熊野宮 同上 △諏訪神 同上 △幸神 同上 △若宮八幡 同上

○古蹟 ○勝徳寺跡 村南二町畠中にあり、淨土宗にて山號を鷲生山と云しとぞ、正保中に廢す、

十間餘、南八町四十七間小荒井組大荒井新田村の界に至る、其村まで十三町二十間餘、北二町二十間赤崎新田村の界に至る、其村まで三町二十間、又未の方六町五十三間下三宮村の界に至る、其村まで十二町、申の方八町二十間慶徳組細屋村の界に至る、其村まで十町五十間餘、戌の方九町五分一村の界に至る、其村まで十八町、戌亥の方五町四十三間鷺田村の界に至る、其村まで十一町四十間餘、寅の方一町四十六間吉志田村の界に至る、其村まで六町十間餘、

○山川 ○御廟山 村より戌亥の方四町餘にあり、登ること一町計、佐原氏の一族この山に葬りし故この名ありと云、もと願成寺の開山隆寛二世實成が墓もこの地にありしが、元祿中願成寺の境内に移せり、○濁川 村西五町四十間餘にあり、鷺田村の境内より來り、南に流ること八町餘、下三宮村の境内に入る、○若林 村より未申の方四十間餘にあり、東西四十三間南北二十四間の松林なり、佐原氏罪人を誅戮せし所にて、もとは鬼林とも云しとぞ、

○關梁 ○橋 村西五町四十間餘にあり、長七間土橋なり、濁川に架す、讓屋村に通る徑路なり、
○郡署 ○代官所 村中にあり、役人を置五目・慶徳兩組

○褒善 ○權藏 小荒井組清治袋村善七郎が許に身をうりしが、主家の田畠に力を盡し、主の命を待たず己が物のごとくせしかば、収獲の利乏からず、初父死して母いまだ壯なれば、義兵衛と云ものを後夫に迎へしに近頃中風を煩ひ母も又多病なり、權藏少の際にも履をつくり、父母の好るもの或は驗ある藥などを買求め、常に遊日にも他に行かず、家に歸て山野の働し、諸事の備をなし、近隣にも懇にたのみ歸れり、義兵衛が病重り行ては、一里半に餘れる行程を夜ごとに歸て看病せり、されば主人も渠が孝心に感じ、身の代金の半をゆるし家に歸せしとぞ、天明三年賞して米を與へ、又社倉を開き糶若干を與へり、

○上三宮村 此村昔は今の地より西北の方所々に散居し加納村と云、八日町・三日町・榎木・三島前・願成寺など云小名あり、後改て三宮村と云、萬治・寛文の間に至り聚て此に移しぬ、其頃小荒井組下三宮村も分れて別村となりしゆえ、上の字を冠らしめしと云、府城の西北に當り行程五里六町餘、家數七十五軒、東西五十二間南北六町四十間西は小山に續き北は赤崎林に近く、四方田畠なり、東三町二十八間小荒井組高畠村の界に至る、其村まで六町十間餘、西九町八間讓屋村の界に至る、其村まで十三町四

を支配せしむ、河沼郡箕川組濱崎村郡役所に屬す、

○神社 ○三島神社 境内東西二十間南 村西三町二十間山上にあり、勸請の初を知らず、村中に北の方にて西に折れ、この社に往小路あり、長三町餘、△制札 小路の入口左の方にあり、△鳥居 制札より一町計を隔て小路の内にあり、兩柱の間一丈二尺、
△神門 鳥居より二町計隔、本社の前にあり、△本社 一間四面東向 △幣殿 三間に一間半 △拜殿 五間半に二間半 △神供所 拜殿の北にあり、三間に二間、
【相殿五座】 △伊勢宮 本村より移しつ、 △稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △諏訪神 同上 △若宮八幡 同上

【寶物】 △神劍 二振、一は來國光作、一は宗近作と云 △鐵鈴 一箇 △假面 三枚
△神職高村能登 先祖は大和國の者なりと云、慶長の比權大夫義景と云者あり、今の能登尙養が六代の祖なり、義景が時吉田家より與へし免許狀あり、左に載す、

奥州會津山郡賀納庄三之宮村三島大明神祠官高村權大夫義景、今度始而令上洛一通之儀望申之間遣畢、恒例神事參勤之時、可着風折烏帽子狩衣者、神道裁

許之狀如件、

元和七辛酉年六月五日

(上に朱印を押す)

神道管領長上卜部朝臣兼英花押

○熊野宮 境内東西九間南
北二十間免除地 村より申の方六町餘にあり、
鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、高村能登が司なり、
○山王神社 境内東西五間南
北六間免除地 村西三町三十間青山城の舊
跡にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登
が司なり、

○五郎神社 境内東西七間南
北六間免除地 村西二町三十間にあり、青
山城の外郭の跡なりと云、佐原氏其祖三浦介盛時を祭
りし所なり、古蹟の條下に
照し見るべし 高村能登これを司る、

○寺院 ○願成寺 境内東西一町二十
間南北一町免除地 村中にあり、叶山と
號す、此村もと加納村といふにより、初加納山
といひしを後人誤て今の名とせしにや、淨土宗、京
師智恩院の末寺なり、淨土四流の一、多念義の元祖隆
寛が開基なりと云、縁起に據に、隆寛は栗田關白の後
胤納言資隆の三男なり、自ら無我と號し又皆空と稱す
幼にして台嶽に遊び慈鎮の法弟たり、後源空に謁し淨
門に歸依す、源空深く奇愛し撰する所の選擇集を附屬
す、嘉祿三年並榎定照が讒言により、山門の訟起りし
かば、同年七月毛利入道西阿に命じて、隆寛を奥州に

謫せらる、西阿歸敬淺からず、隆寛をば己が領所相模
國飯山に移置 加納莊は三浦介盛時が所領なれば、隆寛を盛
村が女にて、盛時と内縁あれば、密 まづ弟子實成を配所
に下す、同年十二月隆寛飯山にて遷化せり、實成遺命
に遵ひ、其骨を配所に葬り一字を建立せり、即此寺是な
り、其後文祿中浦生氏の臣今福求之助門屋左近右衛門
と云者、此村を領しけるが、堂舎を毀て居宅を營み、
僅に隆寛が眞堂のみ残しければ、住持雄譽退院して越
後國に行く、慶長の始上杉景勝に従ひ再び會津に來り
城東の地に一寺を建立して 即今府下徒町叶山 住しけれ
ば、當寺は荒廢せしまゝにてありしが、寛文五年小田
付組入田付村光徳寺に行譽とて木食勤行の僧あり、府
に請て堂宇を再興す、同七年と元祿七年に田地十五石
餘を寄附す、△制札 門外右にあり、△山門 三間に
二間半、樓上に三十三觀音の像を安じ、叶山と云額あ
り、△客殿 八間に七間東向、本尊彌陀の坐像長一尺
六寸、開山隆寛源空より相傳の佛にて春日作と云、又
彌陀及二十五菩薩の像を安す、△庫裏 客殿の北にあ
り、十四間に四間半、△鐘樓門 庫裏と客殿の間にあ
り、鐘一口を懸く、徑二尺三寸、四十三世空譽が時に
改鑄る、延寶八年庚申九月十五日施主植木吉兵衛重次

と彫附あり、△大佛堂 客殿の西にあり、六間に五間
東向、丈六彌陀の坐像脇立觀音勢至を安す、延寶中中
村阿彌陀堂より移せり、堂は中興行譽が建立、此より
南の方に開山隆寛、二世實成、中興行譽、及良友・良淨
が石塔五基あり、昔は御廟山にあり、元祿中此地に移
しぬ、△衆寮 客殿の東南にあり、四間半に二間半、
△熊野宮 境内にあり、

【寶物】 △琵琶 一面古物なり、長二尺幅八寸五分、
△二十五菩薩假面 二枚、昔此寺繁榮の時大會式に二
十五菩薩の面をかむり、音楽を奏し來迎引接の粧をな
せしと云、今僅に此二枚を存す、今も村の亥子の方一町
計に來迎壇の跡遺存せり、△佛像刻板 二枚、古物なり

表 善導ノ像

彌勒尊者

裏 本師釋迦如來

阿難尊者

身子尊者

表 源空ノ像

故遠州大守貴峯尊公大
禪定門
□口福祿壽院義安仁公
和尚
寶嚴寺殿元慶聖喜大禪
定門神儀
種德院殿梁忠棟公大禪
定門(筆名泰盛)
壽寧院殿古芳英公大禪
定門
歸眞祝嚴松公大禪定門
神儀

裏 天親菩薩 源空上人

菩提流支 開基律師 皆空上人 鏡觀上人
曇鸞和尚 南無上人 隆海上人
善導大師 實成上人 敬願上人 秀海上人
觀念上人 源海上人
本覺上人 通海上人
親覺上人 勝海上人
寬口上人 寬口上人

○古蹟 ○青山城跡 東城西城とて二あり、東城は今民
居となり、其形さたかならず、西城は村西三町三十間
にあり、東西三十六間南北四十間、何れの年築しと云こ
と詳ならずれども、佐原氏俗に加納の子孫相續て此に
住し、本郡の内加納莊を領せりと云、佐原氏は遠江守盛
連の五男三浦介盛時の子孫なり、盛時初五郎左衛門尉
と云事跡東鑑に詳なり、康元元年相模守時頼落飾の時、
兄光盛弟時連と俱に出家せり、卒年詳應安の比佐原十
郎高明あり、盛時より七世高運の子なりと云、府下五之
に、此人の寄附狀の、何れの比絶えたりと云と詳ならず、
寫あり、併見るべし、町實相寺
○衰善 ○與四右衛門 家貧くして宿債多かりければ、
府下大和町伊兵衛が家に身をうりぬ、人となり實直に
てよく主に事へければ、主も頼母しき者に思けり、或
日主の爲に鹽を背負行けるに、路上にて紙包一つ拾得
たり、家に歸て其儘主人の前に持ち出し、路にてかゝ
る物を拾ひしが、金ならんと思しかば封をもとかでも
て參れりと云、主人やがて開きみれば果して金十兩あ

り、是に於て徧く其主を尋ねしに、下野國、今市の商人勘右衛門と云者なりければ、金をば勘右衛門に返與へ、與四右衛門には青銅若干を與へき、元祿二年の事なり、○忠義者吉之助 天明四年褒賞して米を與へり

●赤崎新田村 此村は寛文三年に新墾せし地なり、府城の西北に當り行程五里十六町餘、家數三軒東西四十二間南北四十間、東北は赤崎林にて西南は田島なり、東一町餘北四町八間共に赤崎松林に界ふ、西二町五十五間鷺田村の界に至る、其村まで六町二十間餘、南一町上三宮村の界に至る、其村まで三町二十間、

●吉志田村 端村 新屋敷 此村名下とも稱へしが、寛文中古名に復しぬ、府城の北に當り行程五里十六町、家數二十四軒、東西一町三十間南北二町、東は押切川に傍ひ西は赤崎林に近く、南北は田圃なり、村中に熱鹽温泉に往く道あり、東四町四十間中村の界に至る、其村まで七町三十間餘、西二町三十二間赤崎林に界ふ、南四町二十八間上三宮村の界に至る、其村は未に當り六町十間餘北八町五間赤崎村の界に至る、其村まで二十三町十間餘又辰巳の方五町十七間小荒井組高島村の界に至る、其村まで六町二十間餘、

○端村 ○新屋敷 本村の北二町餘にあり、家數七軒、

東西一町十二間南北四十四間、其北一町に家數四軒あり、東西三十四間南北三十二間、東は押切川に傍ひ三方田島なり、

○山川 ○押切川 村東にあり、上流を日中川と云、赤崎村の方より來り未申の方に流れ、二十五町餘を過ぎ高島村の境内に入る、廣三十間餘、この川もと數町東を流れしが、水道俄に押切れし故名けりと云、中村阿彌陀と併見 堂跡の條下るべし

○關梁 ○橋 村東にあり、押切川に架す、長十六間幅一間、熱鹽温泉の通路なり、

○神社 ○山神社 境内東西四間南北五間免除地 村より未申の方一町にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村能登が司なり、【相殿五座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △山神 同上 △總社 同上 △石神 同上

○寺院 ○威徳寺 境内東西二十三間南北二十間半年實地 村西にあり、萬松山と號す、開基の年代を知らず、熱鹽村示現寺の末寺曹洞宗なり、永正十年示現寺第七世桃溪再興す、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西三十八間南北四十二間、葦名の巨瓜生筑後重次と云もの居住せしと云、

○舊家 ○瓜生次兵衛 此村の肝煎なり、先祖は清和源氏より出でしと云、天正の頃筑後重次葦名氏に仕て本村を領せりと云、是より數世相續て今の次兵衛重以に至り、即重次が居館の跡に住す、家に鞍鐙刀を藏む、鐙は木質に筋金をわたり其製古樸なり、

●赤崎村 此村三區に住し上赤崎・中赤崎・下赤崎の小名あり、上赤崎は府城の北に當り行程六里四町餘、家數十三軒、東西四十八間南北一町五十二間、中赤崎は上赤崎の南二町四十間餘にあり、家數六軒、東西三十二間南北一町十四間、下赤崎は中赤崎の南四町十間餘にあり、家數八軒、東西四十四間南北四十八間、共に東は田圃にて日中川に近く、西は松林に連り南北に菜圃あり、村南に一里塚あり、東五町五十七間栗生澤村の界に至る、其村は丑寅に當り九町二十間餘、西三十一間赤崎松林に界ふ南十五町八間吉志田村の界に至る、其村まで二十三町十間餘、北八町四十八間金屋・黒川兩村の界に至る、金屋村は亥に當り八町餘、黒川村は北に當り十三町五十間餘、又辰巳の方十三町中村の界に至る、其村まで三十町四十間餘、この邊田圃の間に往々石碁を得ることありと云

○山川 ○日中川 村東二町計にあり、栗生澤村の境内より來り、南に流るゝこと二十二町五十間吉志田村の

方に行く、○赤崎林 村西にあり、本村及び上三宮村・吉志田村・鷺田村・下谷地村・五目村・根岸村・針生村・上野村・金屋村の地に亘り、喬松森々として更に他木なく松の氣色他にすぐれ封内松林多けれども此林を第一とす、天正の頃までは此村の境内に、大林とて東西二町南北六町計の林と、上三宮村の地に願成寺林とて、東西三町餘南北二町計の林のみにて、其餘はみな萱原なりしが、年々繁榮し今は處により東西三四町より六町餘に至り、南北は一里四町餘あり、都て赤崎林と云、傍の諸村に命じて此松を切採る事を禁遏せしむ、又林中に熱鹽温泉に行く街道あり、道の西に上三宮村より金屋村まで一里餘の間に、南より北に次第して三十三觀音の石像を安置す、何れの頃にか本村の富豪瓜生出雲と云もの建立せりと云、土人これを石室觀音と云、

○神社 ○麓山神社 境内十九間四方免除地 村より未の方二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、

【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移せり、△鹿島神 同上 △鬼渡神 同上 △石神 同上

△神職大久保播磨 享和二年上三宮村高村能登が讓をうけ、當社の神職となり、府下北小路町に居住す、

○古蹟 ○錢神壇 村より亥の方一町餘にあり、瓜生出

雲錢を埋し所なりと云、

○褒善 ○忠義者利助 寛政十一年賞して米を與へり、
 ●中村 端村 堰根 下中村 百目 府城の北に當り行程五里二十六町、家數十九軒、東西二町五十二間南北一町三十二間、四方田畠なり、東二町小田付組宮前村の界に至る、其村まで四町、西二町三十二間吉志田村の界に至る、其村まで七町三十間餘、南三十一町十四間小田付組小田付村の界に至る、其村まで三十三町五十間餘、北三町小田付組天井澤村の界に至る、其村まで六町、又巳の方二町小田付組下岩崎村の界に至る、其村まで十二町二十間申の方五町小荒井組高島村の界に至る、其村まで六町、亥子の方十七町四十間赤崎村の界に至る、其村まで三十町四十間餘、未の方十町小荒井組村松新田村の界に至る、其村まで十六町十間餘、又村南十五町端村百目の南に一區あり、二貫と云、家數五軒、東西四十間南北三十五間四方田圃なり、

○端村 ○堰根 本村の北五町十間餘にあり、家數十二軒、東西五十二間南北二町二十四間、東は天井澤村に續き、西南北は田畠なり、○下中村 本村より未の方三町四十間餘にあり、家數十六軒、東西四十八間南北五十四間、四方田畠なり、○百目 本村の南十三町十

間餘にあり、家數七軒、東西一町四間南北二十四間、四方田畠なり、

○水利 ○八方堰 村北十七町餘にて日中川を引き、田地を潤し下流分れて數村の田畝に灌ぎ、田地九十一町餘の養水となる、故に此名あり、

○神社 ○熊野宮 境内東西十間南北九間半免除地 村中にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、

【相殿七座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △伊豆神 同上 △山神 同上 △雷神 同上 △天神 同上 △婆神 同上

○伊豆神社 境内東西五間南北十間免除地 端村下中村にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、高村能登が司なり、

○寺院 ○永昌寺 境内東西二十一間南北二十二間年貢地 村より申の方二町五十間餘にあり、曹洞宗、圓國山と號す、開基の年月を知らず、寛永中憐堰が時、熱鹽村示現寺十七世楊室を請て中興山とせしより、示現寺の末山となる、地藏を本尊とし、客殿に安ず、

○古蹟 ○阿彌陀堂跡 村南十三町にあり、今は原野となりぬ、昔來迎寺と云寺あり、何の頃にか廢し只堂のみ存し、慈覺作の三尊彌陀の大佛を安置す、村老の説に應仁の頃山名左衛門と云ふものあり、何人なることを傳へず或

て西は栗生澤村に續けり、村中に東西一町餘の竹林あり、大竹を産す、

○山川 ○宇藤瀧 村より子丑の方七町計山溪の内にあり、高一丈計又二町計、下流に七尺計の瀑布あり、小瀧と云、

○水利 ○堤 端村坊平の巳の方二町許にあり、東西十間南北三十五間、

○神社 ○伊豆神社 境内東西六間南北三間免除地 村北山麓にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登これを司る、【相殿六座】 △伊勢宮 四座共に本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △山神 同上

○稻荷神社 境内三間四方免除地 端村坊平の西一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、高村能登が司なり、

○寺院 ○立國寺 境内東西十間南北九間年貢地 村北にあり、妙法山と號す、眞言宗、開基の年月詳ならず、元和二年文性が時、猪苗代川西組本寺村惠日寺の末山となる、本尊地藏客殿に安ず、

○栗生澤村 府城の北に當り行程六里十五町、家數九軒、又宇津野村の民屋二軒雜はれり、東西一町南北一町十一間、東北は山に續き、西は日中川に傍ひ南に田畠あり、東は村際にて宇津野村に界ふ、其村は巳に當り十一町四

町計、熱鹽村の山に界ふ、
 ○端村 ○坊平 本村より亥の方十二町にあり、家數二軒、東西二町餘南北十二間山麓に住す、東南北は山に

時日中川に出て川狩をせしに、鮭魚許多を獲、來迎寺坊中の僧等に命じ、桔梗と蕨の葉につゝみ藤蔓に束てこれを負はしむ、僧等憂てこの佛に祈誓せしに、其威徳により彼三草枯絶て今に此邊に生せず、又此とき日中川も俄に押切れて西に流れ、今の水道となりしと云、其後天正中兵火に燒夷せられし時も、神女天降り、炎火の中より此三尊をとりあげ、其難を遁れしと云、延寶中府より命じて上三宮村願成寺に移しぬ、

○褒善 ○善行者傳兵衛 此村の肝煎なり、明和二年褒賞して米を與へり、○忠義者傳藏 享和元年褒賞して米を與へり、

●宇津野村 端村 坊平 府城の北に當り行程六里十九町家數十六軒、又栗生澤村の民家十六軒雜居す、東西二町南北四十間、東西北に山繞り僅に田圃あり、端村坊平の西に家數二軒あり、又栗生澤村に家二軒雜居す、東七町小田付組入田付村の山界に至る、其村まで二十五町、西は村際にて栗生澤村に界ふ、其村は亥に當り十一町四十間餘、南十二町餘小田付組天井澤村の山に界ふ、北三十町計、熱鹽村の山に界ふ、

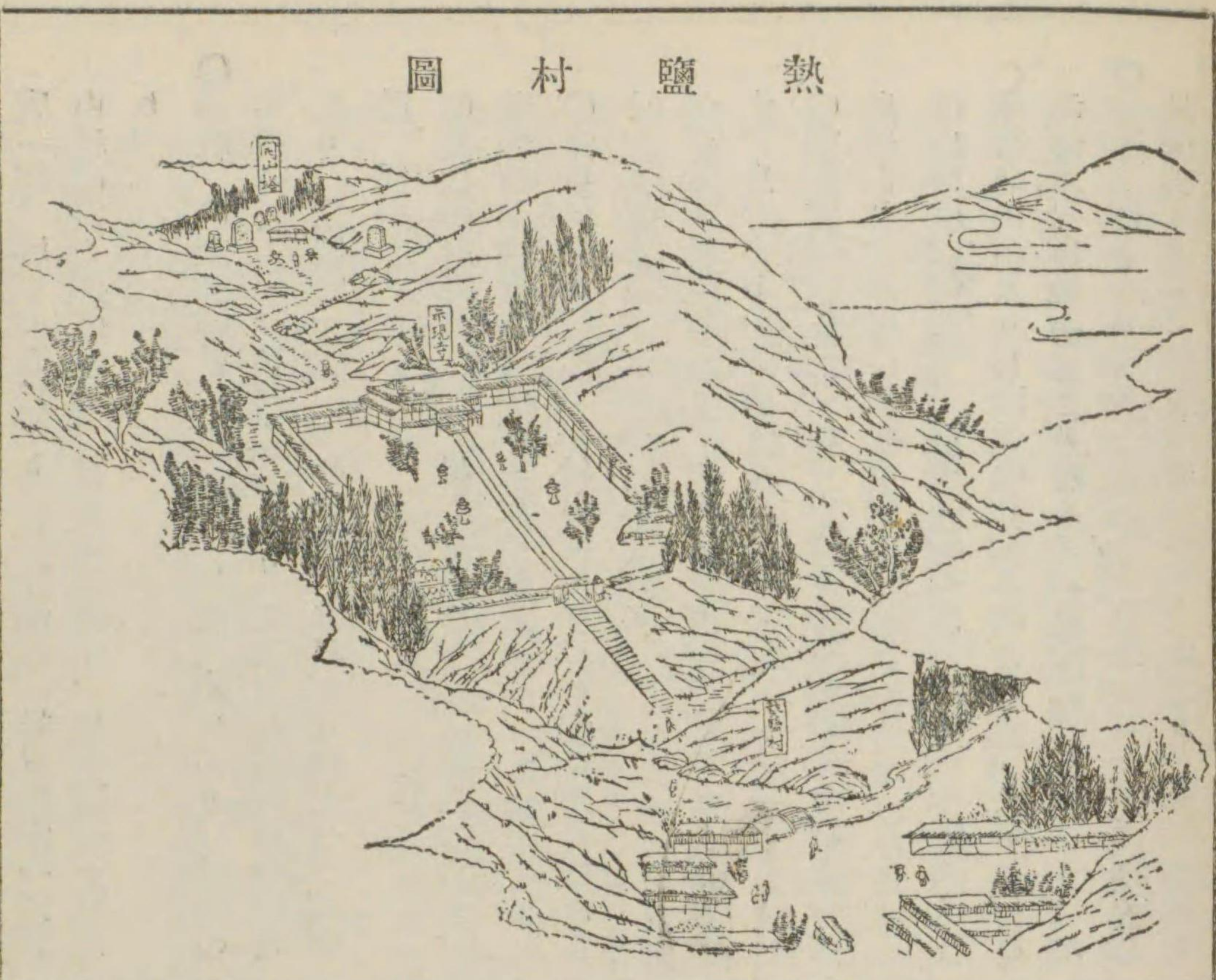
十間餘、西は村際にて金屋村に界ふ、其村まで五町四十間餘、南十五町小田付組天井澤村の山界に至る、其村まで一里四町十間餘、北二町十間熱鹽村の界に至る、其村まで十四町三十間、又未申の方一町三十六間赤崎村の界に至る、其村まで九町二十間餘、又宇津野村の民屋に雜はり、家數十六軒あり、

○山川 ○日中川 村の亥の方一町にあり、熱鹽村の境内より來り、西南に流るゝこと十六町餘、赤崎村の界に入る、

○神社 ○熊野宮 境内東西六間南北十五間免除地 村より巳の方十二町山麓にあり、源義家朝臣の勸請と云、又河沼郡代田組熊野堂村に熊野三社を勸請せられ、其後那智を此地に移せしとも云、慶徳組新宮村及岩澤村熊野宮の條下と併見るべし昔のものなりとて狛犬二軀あれども、朽損して全からず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿五座】 △伊勢宮二座 共に本村より移せり △天神 同上 △山王神 同上 △幸神 同上

○褒善 ○市左衛門 志人にすぐれ、公納は更なり其餘の諸役まで聊滞ることなく、一村のものに交り厚し、一年不作にて村民夫食になやみしに、市左衛門儲置し糶麥などを出し、偏く貸わたしければ盡く難を免れり

熱鹽村圖



又此村は宇津野村に隣り中に日中川ありて、洪水あれば往來の通路たえ、公私の用事通し難く二村の患大方ならず、天井澤村より此村に通ずる山道あれども、危険甚しく通行絶てなかりしに、市左衛門隣村と計り、己一人にて三百七十人の人夫を出しければ、隣村よりも百十餘人の人夫を出し、やがて二十町計の道を新に作出して、牛馬の往來滞ることなく、永く二村の利となれり、天明二年社倉を開て糶若干を與へり、

●熱鹽村 端村 間瀬 此村もと慈眼寺村と云、後今の名に改めしが再び示現寺村に作り、寛文中より古名に復して今の村名とす、村中に鹽湯ある故名けしと云、示現寺の條下に詳なり 府城の北に當り行程六里二十町餘、家數二十軒、東西二町四間南北四十間、四方に山環れり、東一里計小田付組入田村の山に界ふ、西三町四間黒川村の界に至る、其村まで五町餘、南十二町二十間栗生澤村の界に至る、其村まで十四町三十間、北三町四間日中村の界に至る、其村まで十四町十間、又丑の方十三町五十六間水澤村の界に至る、其村まで十八町四十間餘、未申の方七町三十八間金屋村の界に至る、其村まで十一町餘、

○端村 ○間瀬 本村の北十一町餘にあり、家數四軒、東西二十一間南北一町十五間、東に山覆ひ西は日中川

に傍ひ、南北僅に田畠を開く、

○山川 ○護法山 ナホリ 村西にあり、日中川西の麓を流れ示現寺東の麓にあり、南に續て湯館山あり、天正十七年磨上原の戦の後、示現寺十七世樹芳要害を構へ、近郷の民を集め、横難を避け跡とて今に其頂にあり、東に並て高松山あり、其北に高井田山あり、其西に間瀬館山あり、是を合せて五峯と云、因て又五峯山とも名く峯巒高く聳て村の四方に環拱す、○日中川 又示現寺川とも云村西二町にあり、廣十五間計、日中村の境内より來り、二十町餘南に流れ栗生澤村の界に入る、この川示現寺の境内を経る故、この村の境内にては網罟を入るゝことを許さず、 ○温泉 村中にあり小屋を架す、其西にも一箇所あり、また屋を構ふ、これを目洗湯と云、此湯味鹹く中風・脚氣・頭痛・打撲及其餘の諸病をいやし、殊に婦人の病に驗ありとて、他國よりも來り浴する者多し、家々に屋室を設置て、四方の遊客を宿せしむ、又この村にて豆腐を造るに、此湯を用て鹽鹵汁を用ひず、

○土産 ○榎實 五峯山より出す、實小なれども殼薄く味よし、奇品なり、
○關梁 ○橋 村西三町にあり、日中川に架す、長十間

廣一間、府下の通路なり、○開瀬橋 端村開瀬の西日中村にゆく道にあり、日中川に架す、長十間の土橋なり、

○神社 ○諏訪神社 境内二間四 村東三町にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移しつ、△幸神 同上

○麓山神社 境内二間四 村より丑の方二町山上にあり、草創の年代詳ならず、村民の持なり、

○温泉神社 境内一間四 村中にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、示現寺これを司る、

○愛宕神社 境内二間四 村中にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、示現寺これを司る、

○熊野宮 境内二間半 村中にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、示現寺これを司る、

○山神社 境内二間四 端村開瀬の西一町餘山中にあり、源翁此山に入りし時、現し給ふによりこゝに祭りしと云傳ふ、鳥居・幣殿・拜殿あり、村民の持なり、

○寺院 ○示現寺 境内二千九百三十三歩免除地 村西にあり、曹洞宗、護法山と號す、能登國總持寺の末山なり、縁起を按ず

るに、此寺昔は眞言の道場にて空海の建立なりしと云其時は護法を五峯に作り、示現を慈眼に作り、五峯は湯館・高井田・開瀬・高松・護法とて、五つの峯此寺の境内を繞れるに取り、慈眼は千手觀音の像あるにより慈眼觀衆生の經文に取れり、永和元年に源翁此に住し今の示に改めき、源翁諱は能昭越後國萩村の人なり、初生れし時空中に異音あり、人皆此兒最尊の瑞とせり幼うして陸上寺に入て沙彌となる、七歳にして俱舍論を誦し、十六歳にて薙髮し、十八歳にて峨山禪師に謁して禪門に入り、五位三玄の密旨を頓悟せり、應安元年に此地に來り、慶徳村慶徳寺を開く、禪餘此境に遊て林翳の美を賞す、時に一老翁源翁の前に至て拜謝して曰、吾は此山の護法神なり、願くば禪師此に住して衆を度せよ、源翁が曰、此山眞言の道場たること久し、何我を容して住せしめんや、老翁曰、滿山の僧徒破戒邪行靈場を穢すこと久し、我此輩を驅て師を招ん、師忘るゝことなかれと云畢て其貌見えす、其後此寺回祿し、山谷震動し怪異多かりしにより、密徒畏て離散し残る者なし、此神約により、源翁慶徳寺より來て此山の開山となる、雲水の僧多く集り、林昌庵・三光院・東林庵・秀洞庵・則雲庵・琥珀庵・永福寺・格庵・慶昌庵等の子院あり、

り、又山中の大木雷火に逢て自ら焼ると三日、其根より温泉迸り出づ、時に神人に託していふやう、我は前日の老翁なり、和尚のために此温泉を出し、大衆の沐浴に供すと、云畢て神去りぬ、是より此村に温泉あり又源翁曾て安藝國に遊て嚴島神祠に謁す、乍海波起て船前まさりしが、俄に風靜り龍神波間に現し、源翁の前に至り示を請ふ、因て三歸五戒を授く、龍神水底に没し、波上に黄金を盛れる一盃を浮む、源翁笑て曰、我此物を用ることなし、惟吾山鹽に乏し、願くば神力を以て鹽を請んと云畢て舟を進む、これより此山に鹽井ありと云、慶長十六年八月二十一日地震ありて温泉・鹽湧出れども、鹽井は井共に絶へしが、間もなく温泉は本の如くに埋れてその跡なし、明應元年に鎌倉より能登國總持寺の住僧大徹に命じて、那須野殺生石を加持せしむるに驗なし、應永二年に源翁治病のため那須の温泉に至りしが、人力の苦を救はんとて垂示して云、問汝元來石頭呼曰殺生石、靈自何來受業報如此乎、去去自今以後稱汝作佛性眞如全體會那會那、頌曰法法塵塵端的底本來面目、未曾藏現成公案大難事異類中行任度量、と拄杖を擧て一下すれば、毒石碎て三片となり、これより民の患なしと云、源翁が事諸書の載する所年記の異同あり、或は弘安三年に寂せしと云説

あり、當寺の傳ふる所と大に異なり、白河郡中寺常在院二世大仙が永享元年に記する所の行狀にも、應安・永和の頃の人とす、又塔寺八幡宮長帳明應七年の所に、源翁百年忌のこと見ゆ此年より逆しまに數れば、應永五年に卒せしにや、今寺料五十石を附す、末寺二十七箇寺あり、△總門 四建作なり、△制札 總門の前にあり、△山門 二間餘に二間上に鐘を懸く、徑二尺二寸餘、承應三年當寺十九世計外が鑄所を、享保十一年二十四世義諫が時改鑄し、銘あれども略す、△客殿 十一間に七間東向、本尊虚空藏坐像長二尺二寸、作者を知らず、△庫裏 客殿の北にあり、十一間に七間、△禪堂衆寮 客殿の南にあり、七間半に四間、△開山塔 客殿の西にあり、東向三間四面の堂なり、源翁の像を安ず、長二尺八寸五分作者を知らず、左右に二世空廣三世玄光が像あり又空海の像あり、長八寸五分、この北に源翁の碑あり其南に空海の碑あり、其外住持世代の碑多くあれども皆無銘なり、△觀音堂 三間四面北向、千手觀音を安ず、長二尺の立像なり、左右に童子の像あり、千手觀音の腹に源翁所持の觀音の小像を藏むと云、會津三十所順禮の一なり、△笠掛松 護法山の頂にあり、傳いふ昔天狗人を掛、衣を曝せし松なりとて、人掛・笠掛の二株ありしが、人掛松は枯て此笠掛松は今に存す、

△鏡石 庭の池中にあり、源翁此石の上にて水影をうつし、自其像を畫けりと云、△古墳 客殿の南にあり何人の墓なること詳ならず、上に高四尺餘の野面石をたつ、幅一尺計、表の四方に縁あり、上に梵字三を彫附し、其下に蓮花座、其下に正安三年七月廿三日と彫附、左右に、諸行無常是生滅法生滅滅已寂滅爲樂孝子敬白、の二十字あり、

【寶物】 △藜柱杖 一本、源翁殺生石濟度の時の柱杖と云、△袈裟 一頂、又紫衣の袖一隻あり、ともに源翁の着せしものなり、△地藏像 一軀、長一寸八分、惠心作、△十三佛像 一軀、櫃實の内に彫刻す、作者を知らず、△觀音像 一軀、長三寸、作者を知らず、△珠數 一貫、菩提樹子にて源翁殺生石濟度の時、後小松帝より賜りしと云、△對朱香箱 一箇、同上 △源翁自筆畫像 一幅 △同名號 一幅 △笈 一荷、源翁所持のものなり、△香爐 一箇、燒物なり、△古文書 十四通左に載す、外に永正六年の牒一通、【舊事雜考】にあれば末に附す、

ゆつりわたすしものとねかわのむらの事

みきかのところくはうにおいて、ゑかくあんとの御くたしふみをたまはるのみならず、ちうたいさうて

んのところなり、ゑかくいちこののちは、しそく三
うらのきやらふのたゆふとのに、もんしよをあいそ
へてゆつりわたすところなり、のちのためにゆつり
しやう、くたんのとし、
やうわくわんねん十一月十日
ゑかく(花押)

三浦大炊小太郎左衛門尉盛通妻平氏申陸奥國耶麻郡
内下利根河村當知行分安都事、申狀壹通謹進覽之、
子細載于狀候、以代官令言上候、可被經御沙汰候哉、
以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

貞和四年八月十二日

右馬權頭國氏(花押)

右京大夫貞家(花押)

進上 武藏守殿

奉寄進

陸奥國會津耶麻郡岩崎村内宇津野坊平水澤事、但於
彼所者可雜停止、示現寺限永代奉所寄進也、仍狀如
件、

永和二年壬七月五日

正秀 (花押)

奉寄進示現寺所領之事

右(耶) 耶麻郡岩崎村内限山在家四間、於永代爲正乘二親
菩提所寄進申也、若於彼所正乘子と孫と中、到競望
輩出來者、永爲不孝一子、正乘所領之中少不可有知
行事者也、仍爲後日寄進狀如件、

應永二年乙亥六月十三日

沙彌正乘(花押)

寄進 示現寺

寄進

陸奥州會津耶麻郡新田惣北塞村之内事

合田四千疇者

右件之田者雖爲惣領配分之處、爲十貫文借錢之奉償
之者也、且那太郎丸入道沙彌正乘子孫知行之間、不
可有異儀申候、仍此旨寄進之狀如件、

應永十一年甲申十月初七日

且那太郎丸入道沙彌正乘(花押)

陸奥會津耶麻郡内下利根河村猪苗代本知行分事、熱
鹽示現寺奉寄進所也、早守先例可被致沙汰之狀如件、

應永廿九年二月九日

修理大夫(花押)

陸奥會津耶麻郡内下利根河村事

新編會津風土記卷之六十四 陸奥國耶麻郡之十一

任應永廿九年二月九日御寄進狀同御施行等旨、下地
於渡付示現寺代管仁候畢、以此旨可有御披露候、恐
惶謹言

應永廿九年二月十一日

沙彌心高(花押)

進上 御奉行所

補任示現寺寄進事

右會津耶麻郡小田付之村花積恩地道覺在家壹間、年
貢貳貫六百文之所、永代寄進申所也、於子孫不可有
相違、仍爲後日之狀如件、

永正六年己巳七月五日

盛高 (署名)

示現寺領中棟別事永代令免許候、并自然雖勸進等申
方候、不可有御信用候、然者於子孫不可有違變者也、
仍爲後日之狀如件、

永正拾年酉八月十八日

盛高 (花押)

示現寺當住桃溪進覽

奉寄進

陸奥國會津示現寺於領中、守護不入并棟別段錢何事
永代令免許候、仍爲後日之狀如件、

永正拾四年(きのとの)六月廿三日

(葦名) 盛滋 (花押)

上書 三光庵永代之手形 小田村甚衛門

右者飯升斗稅一斗六升入壹駄於永代長臥預置申候、小田村之村道覺在家百姓甚衛門於子孫、無沙汰爲有間敷、手形之狀置上申候、爲二親之靈供候、每月三日・十五日、(以下闕)

于時天文廿三年^甲三月十四日

玄乙判

右利根河年貢新田伊賀守無沙汰申候條、任御理及成敗候、於向後も年貢無沙汰之族候者可被仰理候、則成敗可申候、仍爲後日進置證狀如件、

天正拾一年^{癸未}三月十七日

(葦名) 盛隆 (花押)

示現寺之内笑月庵へ御寺領代田柴之内寺社^(マ、)少所之處爲寄進被付置候、尤於野拙別心存間敷候、御存分次第に可有候、爲其如此申宣候事々、恐々謹言

天正十一^{癸未}五月廿七日

富山實泰(花押)

富田能登守殿 御宿所

蒲生氏郷判

(花押)

慈眼寺領目錄

百石者

以上

於慈現寺門前

天正十八年九月十二日

(葦名盛隆)

團 (花押)

右那麻之郡下柴之内高松寺分七百廿疇、案樂寺分五百疇、白山めん田六百五十疇、天神めん田百卅疇、合而仁千疇之所、年具八駄、河沼之莊よ田之内阿彌陀めん田年貢仁駄、兩所合而十駄之所、永代示現寺之内嘯月院え令寄進所也、於向後爲不可有相違、御判形申請所進也、仍如件、

天正二年九月十七日

富田能登守

嘯月院え參

○古蹟 ○慶昌庵格庵跡 村東一町餘にあり、昔應永の頃今の中村の端村堰根に、老たる夫婦の貧しきあり、或日媪布一端を織て、翁をして中田付の市に鬻しむ、翁布を賣て百錢を得たりしが、偶源翁此所に來て傳法の血脈を授く、翁もやがて百錢を布施とし、血脈を受けて家に歸り、爾爾の事を語る、媪事事數腹立て翁を罵

西を南に流るゝこと四町計、熱鹽村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西日中川の通路にあり、長八間幅五尺日中川に架す、

○神社 ○瀧御前神社 境内十五間四方免除地 村より寅の方五十間山麓にあり、祭神岡象女神、草創の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登是を司る、

○十二神社 境内東西十八間南 村より辰巳の方一町山麓にあり、草創の年代詳ならず、高村能登が司なり、

【相殿一座】 △總社 本村より移せり、

○麓山神社 境内東西三間南 村東八町山の半腹にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○山溪寺跡 村東にあり、此寺は永正六年熱鹽村示現寺第七世桃溪が開基なり、其後頽頽せしかば寛文元年再興す、享保二年越後國蒲原郡鹿瀬組實川村に移しぬ、

に移せり、

○山川 ○大瀧 村より子丑の方二十町餘小檜澤と云溪流にあり、高九丈餘幅五間餘、此所の岩間に鍾乳石を産す、○鸚鵡石 村東麓山神社の邊にあり、高二丈餘幅一丈計、下窄く上廣し、人此石に向て呼べば必應ず、因て名くと云、○日中川 日中村の境内より來り、村

○褒善 ○忠義者某 此村の農民忠四郎母なり、享和三

年褒賞して米を與へり、

○水澤村 府城の北に當り行程七里六町、家數十一軒、東西一町南北二町、東北は山に倚り西は日中川に傍ひ、南に僅に田圃あり、東三十町熱鹽村・宇津野村・小田付組入田付村三村の山に界ふ、西北は共に村際にて日中川に界ひ日中川を際とす、其村は申に當り五町十間餘、南四町四十六間熱鹽村の界に至る、其村まで十八町四十間餘此村もと今の地より南三町計にあり、いつの頃にか此地

新編會津風土記卷之六十四 陸奥國耶麻郡之十一

新編會津風土記卷之六十四 陸奥國耶麻郡之十一

新編會津風土記卷之六十五

陸奥國耶麻郡之十一

五目組下十三箇村

日中村 小名 荒田 端村 宇津原 千石澤 堰場 上原
 田中 古内 百目貫 明戸 中在家 黒川村 端村 中
 志田 野邊澤村 小名 猿島新田今慶 長谷地新田 端
 村 赤澤 右衛門小屋 金屋村 針生村 端村 櫻屋敷
 (今慶) 日照屋敷 天野澤 圓田 上野村 端村 横堀
 百木田中村 端村 宮前 日照田 明戸 上窪 百木澤
 中河原村 端村 市野 山岩尾村 小名 五枚澤 端
 村 與内島 鹽野澤 岩尾村 金堀小屋 銀山 半在
 家村 小名 阿寺澤 端村 一澤 並櫻 漆坊 山田
 西岩尾 五分一村 讓屋村 端村 山本
 ●日中村 小名 荒田 端村 宇津原 千石澤 堰場 府城の北
 に當り行程六里二十八町、家數十二軒、東西一町十八間
 南北一町三十間、東一町十八間水澤村に界ひ、日中川を

限とす、其村は實に當り五町十間餘、西五町三十二間野
 邊澤村の山界に至る、其村まで十三町餘、南十一町六間
 熱鹽村の界に至る、其村まで十四町十間、北は重山連り
 七里餘にして米澤領出羽國置賜郡に界ふ、此村東は日中
 川に傍て熱鹽村の山に對し、南は平地につゞき西北に山
 遶り、北は殊に高山なり、丑より未の方まで數區の端村
 環列す、又此村より山間を経ること三里計、小田組付入
 田付村よりの徑路に合し、米澤領鹽地平村に通す、小徑
 にて駄馬を通せず、

●小名 ○荒田 本村の西七町にあり、家數二軒、東西
 二十七間南北十三間、四方田畠なり、

●端村 ○宇津原 本村の寅の方八町にあり、家數四軒、
 東西十七間南北一町一間、東は日中川に傍ひ三方田圃
 なり、○千石澤 宇津原より寅の方二町にあり、家數
 十六軒、東西一町十二間南北三十間、東は日中川に傍
 ひ、西南北は田畠なり、○堰場 宇津原の西一町にあ
 り、家數六軒、東西五十九間南北四十一間、四方田畠
 なり、○上原 堰場より戌の方五十間餘にあり、家
 數二軒、東西二十九間南北二十八間、東南は田畠にて
 西北に山林あり、○田中 上原の南五十間にあり、家
 數三軒、東西十六間南北四十間、東南は田畠にて西北

は山林に連る、○古内 田中より申の方三十間にあり
 家數十軒、東西四十四間南北一町三十七間、西北は山
 林に連り東南は田畠なり、○百目貫 本村の西六町に
 あり、家數八軒、東西二十間南北二町十間、西は山林
 にて三方田畠なり、○明戸 百目貫より巳の方一町に
 あり、家數二軒、東西四十七間南北三十三間、東は日
 中川に傍ひ三方田畠なり、○中在家 小名荒田の申の
 方一町にあり、家數五軒、東西二十間南北一町二十六
 間、四方田畠なり、

○山川 ○檜澤山 村北三里計にあり、此山多く荒砥を
 産す、○飯森山 村より亥の方五里餘にあり、大倉山
 高倉山と共に檜澤山の西北に連り、最高山なり、昔飯
 豐權現の鎮座ありし所と云、其餘數峯ありて深山なり、
 本村及び隣村より多くこの山に入り、薪を伐て府下に
 出す、○日中川 米澤領の界大森山・穂乳盡山より源
 を發し、數多の澗水これに合し、山中を二里餘屈曲し
 檜澤山に至り檜澤川と云、又丑寅の方より小檜澤川こ
 れに會し、山中を経ること三里餘にて、水澤村との間
 を未甲の方へ斜に流れ、熱鹽村の境内に注ぐ、○黒瀧
 村北五里餘日中川の上流にあり、高三丈餘常には人跡
 少れなる地なり、旱歲にこゝに至て雨を祈れば驗あり

と云、又十一町計下流に糸瀧と云あり、高三丈計、
 ●土産 ○砥石 檜澤山より出す故檜澤砥と稱す、膚麤
 く最鉈鎌を研くに宜し、又熱鹽村の山中より出す、
 ○早百合 此村の山中に多し、花淡紫紅極て愛玩すべ
 し、白花あれども至て稀なり、都て近村にも多くあれ
 ども、此村及び山岩尾村に最多し、加藤氏の時白花の
 ものを求めし文書二通、此村の農民彌五兵衛が家に藏
 む、其文左に録す、

急度申遣候、仍而御用に而示現寺へさゆりほりに被
 遣候間、不破源太ノ所々申遣次第可掘候、扱又花之
 白キさゆり、上様へ御上ヶ被成御用に候間、花ひら
 き候時分見合、早々此方へ可致注進候は、改ニ人
 ヲ可遣候、赤キ花は御用に不入候へ共、花ノひらか
 さる内は其いろ知ましく候間、此方々不申遣ニ、さ
 ゆり一切ほらすましく候、但右の不破源太ノ方々ほ
 りに參候は、何ほど成共無相違可掘者也、
 卯月十五日
 日中村忠兵衛へ
 守岡主馬

尙々白キさゆり其外くれないせんよのさゆりも有
 之よしに候間、其向入もいたしよろしく候、已上、

急度申遣候、仍て白キさゆり花之時分、此方へ左右をいたし候様にと申付候へとも、様子不申越候、但はや其元さゆりたつね候哉、やうす可申越候、爲其如此也、

六月六日

守岡主馬判

日中村忠兵衛へ

○神社 ○磐梯神社 境内東西十四間 南北九間免除地 村の未の方六町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△鹿崎神 同上

△山神三座 一座は本村より移し、一座は端村上原より移し、一座は端村明戸より移しぬ、△若宮八幡 端村千石澤より移せり、

△神職中野出羽 其先詳ならず、元祿中小大夫某始て當社の神職となる、今の出羽義重まで五代なり、

○羽黒神社 村より午未の方六町計山上にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、

△別當八大院 本山派の修験なり、應永中長成と云者開基してより、現住長敬まで二十二世と云、

○八幡宮 境内東西九間 南北十四間免除地 村の戌の方一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、八大院司なり、

○寺院 ○常繁寺 境内東西十九間 南北十二間 年貢地 村より戌亥の方五町と稱す、上三宮村願成寺の末山淨土宗なり、此寺もと小荒井組下三宮村にありて、慶長六年僧隆安が開基なり、寶永元年ここに移す、本尊彌陀の銅像客殿に安す、

○古蹟 ○寺跡 光明山淨光寺と云寺あり、元祿四年に廢す、即今の淨教寺の地なり、

○野邊澤村 小名 長谷地新田 府城の北に當り行程六里三十四町餘、家數二十三軒、東西二町南北三町、東西北に山連り其間に田圃を開き、東に野邊澤川あり、東一町五十間日中村の界に至る、其村まで十三町餘、西二十七町餘上野村の山に界ふ、南八町十五間金屋村の界に至る其村まで十五町二十間餘、北は重山連り四里計にて米澤領出羽國廣川野村の山に界ふ、又辰巳の方八町三十五間黒川村の界に至る、其村まで十二町十間餘、此村より廣川野村を経て米澤に至る間道あり、小徑にて馬を通せず、もとは北の方一里餘山中に猿島新田と云小名あり、今はなし、

○小名 ○長谷地新田 本村より亥の方十四町三倉山の半腹にあり、家數四軒、東西五十間南北二十五間、山間に僅に田島を開く、

○端村 ○赤澤 本村の北十七町四十間餘にあり、家數四軒、東西十五間南北一町三十間、山間に住し四方僅

にあり、飯豊山と號す、熱鹽村示現寺の末寺、曹洞宗なり、開基の年代詳ならず、天正元年示現寺十四世智宏中興す、本尊釋迦客殿に安す、

●黒川村 端村 中志田 此村倉川と書しが寛文中今の文字に改めき、府城の北に當り行程六里十八町、家數八軒東西二町南北一町三十間、東南に田圃あり、西北は山繞れり、東二町熱鹽村の界に至る、其村まで五町餘、西三町四十四間野邊澤村の界に至る、其村は戌に當り十二町十間餘、南三町金屋村の界に至る、其村は未に當り八町北三十六間日中村の界に至る、其村は丑に當り十町三十間餘、

○端村 ○中志田 本村の北十町二十間餘にあり、家數十四軒、東西一町餘南北二町餘、東南北は田島にて日中村の地に雜り、西は山に連れり、

○山川 ○野邊澤川 村西四町計にあり、野邊澤村の境内より來り、金屋村との間を南に回り四町餘流て日中川に入る、

○神社 ○天神社 村より申の方林中にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】 △白鬚神 本村より移しぬ、

○寺院 ○淨教寺 境内東西十八間 南北十二間 年貢地 村中にあり、山王山に田圃を開き、西は野邊澤川に傍ふ、○右衛門小屋 本村の北二町にあり、家數三軒、東西五十間南北三十間、山間に住し、四方少しく田島を開き東は野邊澤川に傍ふ、天正中本村の地頭横澤丹波と云者の臣、小澤右衛門と云者開きし故かく名くと云、

○山川 ○八千森山 村より辰の方一町餘野邊澤川の東にあり、この山より少く鉛を産す、○三倉山 村より亥の方十八町計にあり、登ること十三町餘、この山奥亥子の方十町餘に陣場山あり、西は五目村端村大平の地なり、天正の頃伊達政宗、會津を襲はんとてこゝに陣せし故この名ありと云、其時横澤丹波三倉山に陣し拒けれども、終に戦負て打死す、其墓印としてこの山と三倉山との間に古木あり、遠く望ば人形に似たるゆゑ人形木と名け寛政の始まであり、今は枯失せぬ、○野邊澤川 村北四里計戸口山の山中より源を發し、數流の溪水これに合し、山間を経ること四里計、村東をすぎ黒川村の方に入る、廣七間計、

○神社 ○熊野宮 境内東西七間 南北三間免除地 村より亥の方一町餘山麓にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、社の南に岩窟あり、岩石折重り口狭し、下ること三町餘に疊十疊ほどしくべき所あり

りと云、【相殿二座】△伊勢宮 本村より移しぬ、
△山神 同上

○褒善 ○貞節者某 小名長谷地新田の農民藤次郎妻なり、文化元年賞して米を與へり、

●金屋村 府城の北に當り行程六里十二町餘、家數十七軒、東西二町三間南北三町三十二間、西は赤崎松林に傍ひ、北は野邊澤川に臨み東南に田圃あり、東五町四十三間粟生澤村に隣り、其村際を界とす、西は村際南三町十間共に赤崎松林に界ふ、北十町三十間野邊澤村の界に至る其村まで十五町二十間餘、又丑の方三町二十五間黒川村の界に至る、其村まで六町十間餘、丑寅の方三町二十五間熱鹽村の界に至る、其村まで十一町餘、

○山川 ○野邊澤川 村の丑寅の方三町計にあり、野邊澤村の境内より來り、黒川村の間を十町餘、辰巳の方に流れ日中川に合す、

○關梁 ○橋 村より寅の方三町二十間、黒川村の界熱鹽温泉に通る街道にあり、野邊澤川に架す、長十一間幅一間、

○水利 ○八箇村堰 村北にて野邊澤川を引き、田地に灌ぎ針生村の方に注ぐ、

○神社 ○天神社 境内東西十八間南 村北二町にあり、草

方に山遶り、西は平地に續けり、

○園田 天野澤の北五町二十間餘にあり、家數八軒、東西二十二間南北二町十六間、東北は山につゞき西南は田畠なり、

○水利 ○九箇村堰 金屋村の方より來り、田地に灌ぎ下谷地村の方に注ぐ、○堤 村北十八町餘山中にあり園田堤と云、東西二十五間南北四十二間餘、明曆中築く、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西五間南 村北二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿三座】△伊勢宮 本村より移せり、△熊野宮 同上 △諏訪神 同上

○總社神社 境内東西六間南 端村天野澤にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、高村能登が司なり、【相殿二座】△山神 天野澤より移せり、△帝釋神 同上

○寺院 ○長徳寺 境内十二間 村中にあり、熱鹽村示現寺の末山、曹洞宗なり、山號を松林山と云、元和元年示現寺十六世北欄開基せり、本尊彌陀客殿に安ず、△觀音堂、境内にあり、

○觀音堂 境内東西十一間 端村日照屋敷にあり、草創の始詳ならず、村民の持なり、

創の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、【相殿七座】△伊勢宮三座 共に本村より移しつ、△稻荷神 同上 △山神 同上 △金屋神 同上 △安志遠字神 同上

○古蹟 ○壇二 一は村より巳の方一町餘、赤崎松林の中にあり、周九間高一間計、金神壇と云、一は村の亥の方五町餘にあり、周二十六間高一間餘、行人壇と云共に來由詳ならず、

●針生村 端村 日照屋敷 天野澤 園田 府城の北に當り行程六里九町、家數二十三軒、東西一町十二間南北二町四方田圃にて北は山に近し、東二町三十間赤崎松林に界ふ、西四町三十五間上野村の界に至る、其村まで五町餘南三町四十九間根岸村の界に至る、其村まで十五町三十間餘、北一里七町三十間五目村の端村大平の地に界ふ、又未の方六町四十九間五目村の界に至る、其村まで十三町二十間餘、又南一町に家居一軒あり、三屋と云、西二町に家居一軒あり、中和田と云、もと戌の方七町三十間に櫻屋敷と云端村あり、今はなし、

○端村 ○日照屋敷 本村の亥の方八町二十間にあり、家數六軒、東西二十二間南北一町四方田圃なり、○天野澤 日照屋敷の東二町にあり、家居一軒、東南北三

○古蹟 ○社跡 端村園田より未申の方二町にあり、九間四方の地に三四尺計の礎石二十餘遺れり、此より丑の方六町計山上に石宮と云字あり、其地に本社ありて此所は拜殿の跡なりと云傳ふ、祭神及廢せし年月詳ならず、

○褒善 ○善行者並右衛門 此の肝煎なり、延享二年賞して米を與へき、○善行者彦右衛門 寛政五年同上

●上野村 端村 横堀 府城の北に當り行程六里十一町、家數十三軒、東西五十間計南北一町餘、四方田畑なり、東は村際にて針生村に界ふ、其村まで五町餘、西一町二十六間北十一町二十四間、共に百木田中村の界に至る、其村は戌亥に當り八町二十間餘、南二町二十六間五目村の界に至る、其村まで十町十間餘、又西二町に家居一軒あり、元屋敷と云、

○端村 ○横堀 本村の北四町三十間餘にあり、家數三軒、東西五十間南北二十五間、四方田畑なり、

○關梁 ○橋 村南三町四十間にあり、長六間幅一間、隣村の通路溪流に架す、

○神社 ○白山神社 境内東西四間南 村南二町十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△山神 本村より移せ

り、

○寺院 ○萬勝寺境内東西十三間南 村中にあり、雞峯山

と號す、熱鹽村示現寺の末寺、曹洞宗なり、開基の始
詳ならず、永正元年示現寺第九世慶樹中興すと云、本
尊釋迦客殿に安ず、△伊勢宮 境内にあり、

○褒善 ○忠義者清右衛門 享和二年賞して米を與へり
百木田中村 端村 宮前 日照田 明戸 府城の北に當り

行程六里三十四町、家數八軒、東西一町四間南北一町十
間、四方田畠にて北は山に傍ふ、東二町四十八間上野村
の界に至る、其村は辰巳に當り八町二十間餘、西一町十
四間中河原村の界に至る、其村は未申に當り二町二十間
餘、南十一町五目村の界に至る、其村は巳に當り十八町
北一里餘五目村の端村大平の地に界ふ、

○端村 ○宮前 本村の南一町にあり、家數三軒、東西

三十七間南北十七間、四方田畠なり、○日照田 本村
の辰巳の方二町にあり、家數五軒、東西一町七間南北
二十九間、四方田畑にて北は山に倚る、○明戸 本村
より巳の方二町にあり、家數五軒、東西二十間南北一
町三十間、四方田畑なり、○上窪 本村の南四町にあ
り、家數六軒、東西二十間南北三十間、四方田圃なり、
○百木澤 本村より寅の方三町にあり、家數三軒、東

西三町南北十間、北は山に傍ひ東西西南は田畑なり、

○山川 ○濁川 村西二町にあり、五目村の端村大平の

地より來り、山中をすぎ南に流るゝこと一里十八町餘
五目村の界に入る、

○神社 ○三島神社境内十間四 村より丑の方三町にあり

鎮座の初を知らず、もと村東四町にあり、寛文中こゝ
に移す、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿
七座】△第六天神 地主神なり、△稻荷神二座 共に
本村より移しぬ、△伊勢宮 同上 △諏訪神 同上
△山神 同上 △總社 同上

○寺院 ○久山寺境内東西二十二間 村中にあり、圓峯山

と號す、曹洞宗なり、開基の年月詳ならず、永祿二年
熱鹽村示現寺の末山となる、本尊虚空藏客殿に安ず、
長一尺二寸坐像なり、天文十二癸卯年十月十八日と銘
あり、△地藏堂 境内にあり、

○褒善 ○善行者藤左衛門 享保十三年賞して米を與へ

り、○孝行者善左衛門 藤左衛門子なり、同上 ○孝
行者善三郎 善左衛門弟なり、同上

●中河原村 端村 市野 此村もと岩尾村と一村なり、後
分て別村とす、府城の西北に當り行程六里三十三町、家
數十一軒、東西五十二間南北三町四間、東一町百木田中

村の界に至る、其村は丑寅に當り二町二十間餘、西十町
北十八町共に山岩尾村の山界に至る、其村は戌に當り二
十三町三十間、南八町岩尾村の界に至る、其村まで十六
町五十間、又辰巳の方六町五間五目村の界に至る、其村
まで十一町二十間餘、此村東は濁川に倚り西に山峙ち其
麓に住す、

○端村 ○市野 本村の北九町にあり、家數五軒、東西

四十一間南北三十四間、山麓に住し東は濁川に傍ひ西
北に山連れり、

○山川 ○濁川 村東一町にあり、山岩尾村の境内より

來り山中を經、南に流るゝこと二十八町餘、岩尾村の
界に入る、

○關梁 ○橋三 一は村より辰巳の方二町にあり、一は

村東にあり、一は端村市野にあり、共に長七間計土橋
なり、濁川に架す、隣村の通路なり、

○水利 ○半在家堰 村の戌亥の方にて、濁川を引き岩

尾村の方に注ぐ、

○神社 ○山神社境内東西二間南 村より戌亥の方にあり

鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司
なり、【相殿一座】△若宮八幡 端村市野より移しつ

●山岩尾村 小名 五枚澤 此村山谷の間に一區を

端村 與内島 鹽野澤

なし、幽僻の地なり、東に山遊て其半腹に家居を開き、
西は漸々に卑く木曾組板澤村に對し、其間谷ふかく五枚
澤川流れ其邊に田圃あり、眺望頗佳なり、府城の西北に
當り行程七里三町、家數十四軒、東西一町餘南北二町五
十六間、又南三十間に家數二軒あり、東十三町三十間中
河原村の界に至る、其村は辰に當り二十三町三十間、西
十五町二十六間板澤村の界に至る、其村まで十八町二十
間餘、南十四町木曾組背戸尻村の界に至る、其村は申に
當り二十四町、北三里餘米澤領出羽國置賜郡に界ひ、赤
崩山の峯を限とす、又巳の方五町四十間岩尾村の界に至
る、其村まで一里二町十間、

○小名 ○五枚澤 本村の北一里七町四十間にあり、家

數七軒、東西一町南北三町、五枚澤川のほとり山間に
あり、すこしく田圃あれども、専ら木地を挽て産業と
す、

○端村 ○與内島 ヨナイハタ 本村より申の方六町二十間餘にあり

家數九軒、東西一町十二間南北二町、五枚澤川の東西
に散居す、○鹽野澤 本村より十二町餘巳の方にあり
家數四軒、東西一町南北二町、山中に住す、

○山川 ○二倉山 ニクラ 村北一里餘にあり、登ること十八町

餘、この山の奥二里餘に仙翁高森山あり、東は五目村

に屬す、ぶな檜雜木多し、○栗森山黒森山ともいふ 一 村の
戌亥の方一里餘にあり、本郡の條下 ○五枚澤川 村
西山下にあり、水源を村北二里餘米澤領の界赤崩山の
麓に發し、溪水漸々に合し、山間を過ること一里十八
町計、南に流れて端村與内島の村中を過ぎ、板澤村背
戸尻村の方に注ぐ、○大平沼 村より丑の方一里十町
にあり、五目村の條
下に詳なり

○關梁 ○橋五 一は村北十二町三十間にあり、一は此
より北二町三十間にあり、一は此より北十八町にあり
一は此より北三町にあり、共に長五間計小名五枚澤の
通路なり、一は端村與内島の村中にあり、長十五間共
に五枚澤川に架す、土橋なり、

○神社 ○總社神社境内東西二十四間
南北十六間免除地 村より寅の方一町
にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮
村高村能登が司なり、【相殿四座】 △伊勢宮 本村よ
り移しぬ、△熊野宮 同上 △山神 同上 △總社
同上

●岩尾村 金堀小屋 銀山 府城の西北に當り行程六里七
町、家數二十八間、東西二町十五間南北三町五間、四方
田畑にて西は山に近し、東三町四間五目村の界に至る、
其村まで五町餘、西二町十四間南三町四間共に半在家村

この館の中に古塚數多あり、佐原氏の墳墓と云へども
詳ならず、○寺跡 もと村中に成田山圓満寺と云寺あ
りしと云、何の頃廢せしにか詳ならず、今畑となる、
○褒善 ○忠義者總右衛門 寶曆五年褒賞して米を與へ
り、

●半在家村小名 阿寺澤 端村 一澤 府城の西北に當り
行程六里一町、家數十七軒、東西一町四十間南北一町、
四方田圃にて西は山に近し、東三町二十間五目村の界に
至る、其村は丑寅に當り八町二十間餘、西十八町四十間
木曾組背戸尻村の山に界ふ、南二町五十間五分一村の界
に至る、其村まで五町三十間餘、北三町八間岩尾村の界
に至る、其村まで六町十間餘、

○小名 ○阿寺澤 本村より戌の方十五町にあり、家數
二軒、東西二十間南北三十間、四方に山遶り、すこし
く田畑を開く、

○端村 ○一澤 本村の南二町にあり、家數八軒、東西
一町南北二町、四方田畑なり、○並櫻 本村より巳の
方三町にあり、家數二軒、東西三十二間南北十間、四
方田畑なり、○漆坊 本村より未申の方五町餘にあり
家數二軒、東西三十間南北十間、山麓に住し東南西に
田畑あり、○山田 本村より申の方三町四十間にあり

の界に至る、其村は南に當り六町十間餘、北八町五十間
中河原村の界に至る、其村まで十六町五十間、又亥の方
八町五十間山岩尾村の界に至る、其村まで一里三町十間
又村北一町に家數四軒あり、東西一町十四間南北一町二
十四間、幡立と云、

○金堀小屋 ○銀山 本村より戌亥の方十一町にあり、
小屋三軒山中にあり、このほとりの山中に銀嶺あり、寛
永中より明曆中まで少しく出ければ、其事を業とし家居
を開きしが、其後は田畑を耕して今に残れり、

○山川 ○濁川 村東四町二十間餘にあり、中河原村の
界より來り、十四町四十間餘南に流れ半在家村の境内
に入る、○清水二 共に村中にあり、周五間、

○關梁 ○橋 村東四町二十間餘、五目村にゆく道にあ
り、濁川に架す、長六間幅四尺、
○水利 半在家堰 中河原村の方より來り、田地を潤し
半在家村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社境内東西五間南
北七間免除地 村中にあり、鎮座の
年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司
なり、
○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西二町十間南北二町、
何の頃にか佐原氏の人築き住せしと云、又義連といふに
住せしとも云

家數八軒、東西一町四十間南北二町、東南北は田畑に
て西は山に續く、○西岩尾 本村より亥の方七町三十
間にあり、家數十四軒、東西二町南北二町四十間、西
南北に山遶り東は平地につゞく、

○山川 ○濁川 村東四町にあり、岩尾村の境内より來
り、五町二十間南に流れて五分一村の界に入る、
○沼 村より未申の方十一町餘山中にあり、東西一町
十間南北三十間、寶曆中山拔て沼となる、

○關梁 ○橋 村東濁川に架す、長六間幅一間、隣村の
通路なり、
○水利 ○半在家堰 岩尾村の方より來り數派となり、
田地に灌ぐ、○讓屋堰 村東にて濁川を引き、五分一
村の方に注ぐ、

○神社 ○諏訪神社境内東西四十二間南
北二十七間免除地 村北一町にあり
鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能
登これを司る、【相殿十二座】 △伊勢宮二座 共に本
村より移せり、△稻荷神三座 同上 △總社三座 同
上 △熊野宮 同上 △山神 同上 △石神 同上

△幸神 同上
○三島神社境内東西六間南
北七間免除地 端村西岩尾の丑の方五十間
山中にあり、鎮座の年月を詳にせず、鳥居・拜殿あり、

高村能登が司なり、【相殿五座】 △伊勢宮二座 共に本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △山神 同上 △若宮八幡 同上

○稻荷神社 境内東西七間南 端村一澤の西にあり、鎮座の年月を傳へず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○寺院 寶勝寺 境内東西二十二間南 村中にあり、久光山と號す、府下徒町願成就寺の末山、淨土宗なり、天

正中の開基と云、眞言宗にて威徳院といひしが寶永中淨家となり、今の名に改む、本尊彌陀客殿に安す、

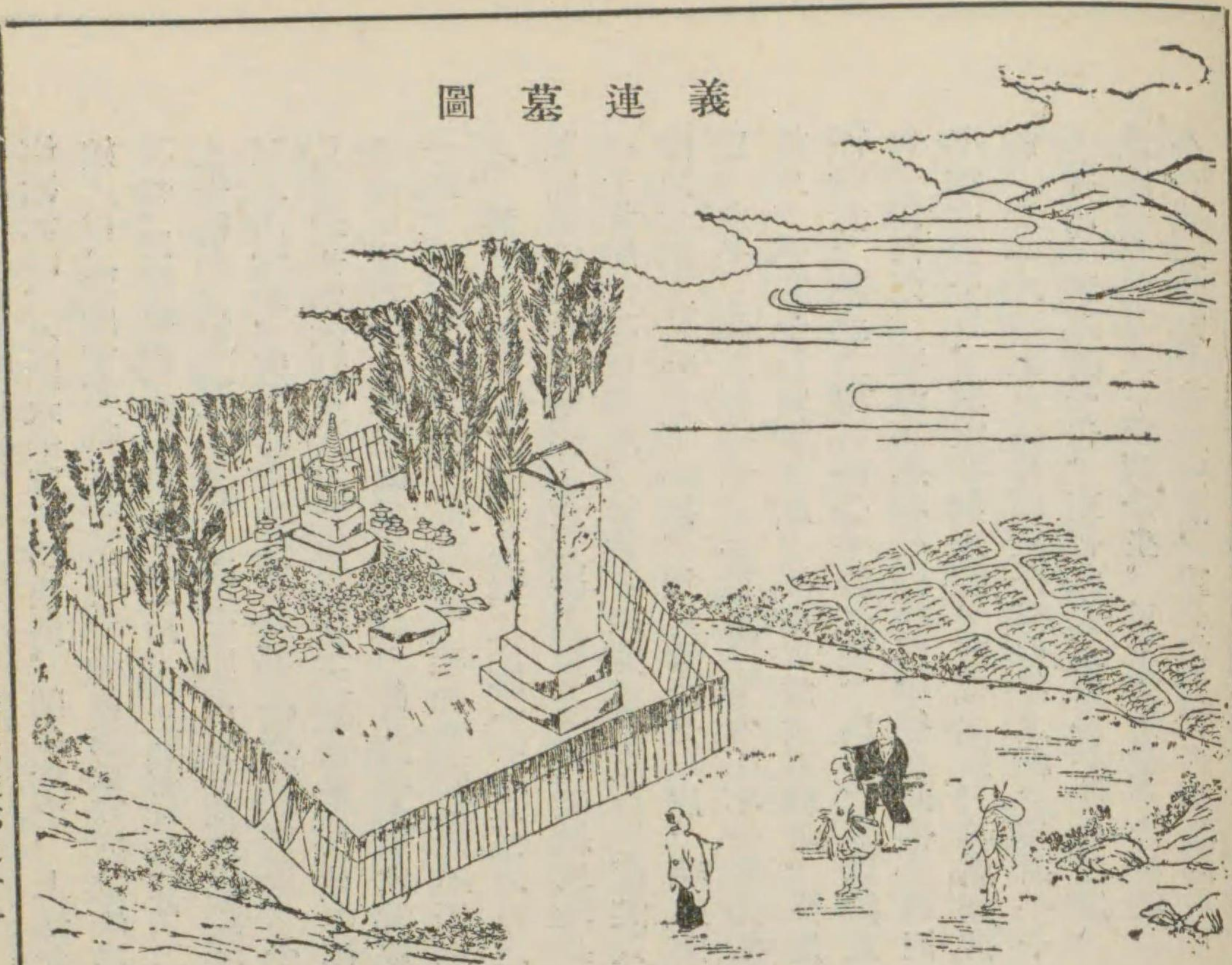
○墳墓 佐原義連墓 村南二町にあり、義連會津を賜

はりし事【東鑑】に見えざれども文治五年九月二十日奥州羽州等の事、古書始の條下に面々の賞不_レ可_レ勝計とあれば、此時など賜はりしなるべし、されば其子孫四郡の地に列布し、中にも此村は其孫三浦介盛時が領せる所にて、青山城も程近ければ此地に葬りしと見ゆ、

然れども義連の卒年詳ならず、【東鑑】にも正治元年五月より後は其名見えず、建久四年四月の條下に三浦左衛門尉あれども、兵衛尉義村を左衛門尉と書せる所あれば義連とも定めがたし、建永二年六月に和泉・紀伊兩國守護者、佐原十郎左衛門尉義連職也、義連卒去之後

未_レ被_レ補_レ其替とあれば、其間に卒せしなるべし 元福

義連墓圖



八月に卒せしと記せる者あれども、若其説の如くならば、いかで東鑑に二十餘年前に卒去の後とは記すべき 側に五輪十基あり、家臣の墓なりとも云、荒穢年久くして知もの稀なりしが、肥後守正之封に就て後、家臣に命じて封内を巡らしめて其事を知り、村民一戸に米を與て此を守らしめ、子孫今に此墓を守る 且不朽を圖て寛文八年山崎柯をして碑文を作らしめしが、其志を卒すして逝す、元祿八年肥後守正容これを建、碑石高一丈廣二尺九寸餘厚一尺八寸、方附高一尺八寸六尺四面、碑文如左、佐原氏者相州三浦之族而、其先出自平姓矣、義連之曾祖曰爲繼、爲繼父曰爲通任長門守、是爲三浦之祖爲通父曰忠通、忠通父曰良文、共任鎮守府將軍、良文者乃平祖高望王之子也、爲繼子曰義繼、義繼子曰義明、稱大介、義明之次男義澄呼別當荒二郎、十男義連、所謂佐原十郎是也、高倉帝治承四年之夏、源頼朝公勃興焉、義明以其黨歸之、秋八月二十三日石橋山之戰、源軍敗績公匿形而去、二十四日三浦與畠山戰于油井濱小坪坂、三浦利斬首五十餘級、重忠忿之奮擊義連等、操短兵急當之、重忠危畠山從者阻之言曰三浦畠山爲聯族、何冤如此敵哉、而重忠免焉、時上總介廣常弟金田大夫頼次、以七十餘騎屬三浦焉、重忠欲雪前日耻、二十六日率其黨來、三浦聞之保衣笠

城、畠山攻之、義澄義連力戰拒之、義明謂之曰、兩日戰鬪兵疲矢盡、汝等當逃去尋君之處、君之智也人不得而害之、定在安房上總二州之間、夫東國誰不源家人、雖一旦屬平氏、豈忘舊恩哉、必皆歸焉、汝切勿懷二心、我既耄矣、不可徒行不可馬乘、汝欲扶去恐亦弗能也、及必弗能則人必笑我言、白頭所得能多少、不死於城而死于徑矣、又必笑汝言、苟遺其親肆諸道路矣、吾獨留于此汝等往矣、宜忍生戮力、建君於世而、領先塋所在、以孝奉之、是予之願也、我累世爲源家之臣、今幸逢君之起義兵、而爲之致死、蓋喜之哉、但不親見君之拜日本大將軍而死、此遺恨耳、老淚泣然沾直垂袖、兄弟已下號泣不肯行、義明云速去、而其志不可回也、終皆不獲已踰城指安房國而起焉、二十七日畠山遂拔城殺義明也、爰北條父子岡崎四郎義實近藤七國平等、自土肥岩浦乘船亦指房州而渡、與三浦遇云、海上拍手相懽、二十九日公掉扁舟着房之獵島、北條等拜迎之、數日愁眉一時開散矣、尋而畠山來伏焉、公謂三浦言不受降者大事不可成、當爲忘私讎、三浦義不辭、五年之夏公選善射者十一人、直宿御寢所、義連其一也、公乘納涼之興逍遙于三浦、訪義明之舊跡、義澄拜辱設盛饌饗之、公宴樂無貴無賤飛

觴歌舞時、公脫水干賜岡崎四郎、即命着之、上總介
嫉之曰、若廣常者合當拜受之、而義實蒙此賞則意外之
事也、四郎嗔曰、廣常自負功云爾、豈比義實之忠哉、二
人爭欲兵、公不敢下言辭、義連出叱曰、義實之吹濫老
狂之所致歟、廣常亦乖物儀也、猶有憤則可期後日、今
妨御遊甚無狀制止之、安德帝壽永三年春正月、公遣兩
弟蒲冠者範賴九郎義經爲節度使、帥兵數萬誅木曾擊
平氏、二十日兩將破木曾軍入洛、義仲走義澄義連等追
之、義仲遂被誅、二月七日源平決勝一谷、東西兩口之
戰聞聲雷轟劍光電奔、交射飛雨刺擊流血、義經以精兵
七十餘騎、廻至鴨越、即言可以九郎爲範而馳驅深入
險阻、頭上嶮岫目下谷笏、進退窮而士卒屈、義連進
曰、此是三浦之馬場也、先驅義經繼之、士卒皆馳揚聲
放火、音響于谷烟舞于風、城中以爲大軍襲來、失度
而潰焉、義連之勇名於是乎籍甚矣、四年之春兩將追
伐平氏西州、義澄義連從有功焉、後鳥羽帝文治四
年秋七月十日、賴家公始着鎧、其儀尤嚴、義連進御
劍、五年之春正月九日賴家公有弓始之禮、使射手十
人行之、義連其一也、夏召北條三男於公所命元服、
武藏守參河守以下相列着坐、三獻禮畢童子進御前、
公命義連加冠、義連辭退、重命言上首列坐其辭亦可

也、然往年三浦遊宴之時、廣常義實喧競之處、義連
克治之、於今乎不忘之、此小童者內室之所寵異、將來
託之不可固辭、義連乃進加冠、字曰時連、秋公東征
源軍破伊達厚賀志山之要害、逼于西城戶、國衛血戰禦
之、義澄義連等勵衆戰、疾攻急而國衛死之、奧師撓
敗、源軍乘勝追亡、公令義澄義連等整旅擊之、而泰
衡遂授首、公使義澄義連等討其餘黨、而奧羽悉平夷
矣、公賞功臣而封義連於會津城、鎮東北矣、建久元
年冬公上洛、義連供奉任左衛門尉矣、三年秋八月九
日實朝公誕生、義連獻御護刀、四年之夏公狩富士野
會我夜擊之翌、召時^致宗於幕下、勇士侍左右、義連其一
也、夫義連斷金之志公亦諒之、凡出御則先後之、每
有事則與於此焉、嘗司和泉紀伊兩國守護職矣、公任
征夷將軍之時、使義澄奉勅使之除書、是思義明忠死
之言也、人皆感美之矣、抑義連兄弟之不顧親之死、
與漢之王陵趙苞異世同情之事也、可不哀哉可不憐哉
其扶父而去則既已不能也、儻與父共死乎、或與父公
降乎、此皆父之不可許也必矣、然則與其違父命而死
無益也、寧相君而繼父之志者耳、使程子論之則亦可
與王趙同斷矣耶、蓋不可知也、義連娶伊東氏、生盛連
盛連之子光盛、是爲輩名會津二氏之祖、其子泰盛次

盛宗次盛員次直盛次詮盛次盛政次盛久、盛久無子弟
盛信立其子盛詮、次盛高次盛滋、盛滋無子、弟盛舜
立、其子盛氏、是時中興、仙道白川來附焉、其次盛興早
世而佐原氏絕矣、異姓更立家臣相爭而國亦滅也、厥
後上杉氏蒲生氏加藤氏封于茲焉、寬永二十年之秋左
中將源正之封於此來、養士撫民、給毫賑窮、賞孝子
節婦、禁殉死火葬、謹權量寬租稅、行朱子社會之法、
嘗修會津風土記、遣家臣巡封疆、而聞義連之墓在于
耶麻郡、嘆曰先封之主名將之迹、我後人之所以可圖
不朽也、遂令壘石立碑命柯爲之文、嗚呼是又惜絕興
廢、可謂偉舉矣、不肖既於修風土記而潤色其文則斯命
也、亦不得辭、廼考其譜表其事、聊論之且繫以銘、
其銘曰、
佐原之系、平氏之族、世仕源家、久得定食、大介貽
謀、十郎忍辱、繼父之志、共臣之職、維肱維股、維心
維腹、李固斷金、趙峻匪石、勇蔑駒舍、氣陵賁育、御
宴治亂、京寇追北、身生三浦、名揚一谷、奧役之勳、會
封之福、因羽林舉、銘金吾城、圓首方跣、過者可式、
寬文八年戊申夏初三日 山崎柯撰

宗旨詳ならねども、本州白川郡中寺常在院は源翁の開基にて
二世大仙永享元年源翁が傳を記して、永和二年源翁會津黒川
の里満願寺に移る、満願寺は佐原十郎義連の菩提所なりとあ
り、又今作州勝山の三浦家に、義連の法號満願寺と云しよし
傳れば、その
○宗光寺跡 端村一澤にあり、太子守宗
遺跡にや、
○原平次郎 此村の肝煎なり、佐原義連の孫北
田次郎廣盛が後胤なりとぞ、廣盛が子孫應永中まで河
沼郡北田に住せしが、同十七年新宮氏の爲に滅され、
其氏族小市郎盛連と云者、年僅七歳なりしが横田の山
内氏に因れり、長ずるに及て山内の臣岩橋某に養はれ
岩橋氏と改む、其孫太郎左衛門盛國、山内氏勝が將と
して伊達政宗を防て功あり、輩名義廣本村にて三百貫
文の地を與へ、此より本村西原と云所に住し原氏と改
む、天正十七年輩名氏亡て盛國羽州に奔り、蒲生氏封
に就て後、再此地に歸り村長となり、今に至るまで十
一代なりと云、家に古文書一通あり、其文如左、
山郡半才家村高五百貳石貳斗之内、寶正寺寺屋敷之
地、物成永樂百文之所、寺領に付置候間、年々右之

○古蹟 ○滿願寺跡 小名阿寺澤にあり、何の頃廢せし
にか詳ならず、この邊りに滿願寺峙と云字あり、
此寺 開基

分者本貢可被收候、爲其如件、
慶長六年十一月十一日 菅助七一成(花押)

町左近

吉助作

安彦(成信(花押))

實正寺 きもいり平右衛門

同 助七郎 參

○褒善 ○刀田者久米藏 此村の肝煎なり、明和五年賞して米を與へり、

●五分一村 府城の西北に當り行程五里二十八町、家數三十四軒、東西三町二十間南北一町四十間、西は山麓に連り東南北は田畠なり、東七町二十間鷺田村の界に至る、其村は丑寅に當り十七町、西十七町三十三間木曾組賢谷村の山に界ふ、南一町五十五間讓屋村の界に至る、其村まで五町二十間餘、北三町半在家村の界に至る、其村まで六町、又辰巳の方九町上三宮村の界に至る、其村まで十八町、この村寛永の初まで見えず、大用寺の山號によれば舊讓屋村と一村なるにや、

○山川 ○濁川 村東九町にあり、半在家村の界より來り四町餘、辰巳の方に流れ讓屋村の境内に入る、

○關梁 ○橋 村東九町濁川に架す、長五間幅四尺、隣

村にゆく路なり、

○水利 ○讓屋堰 半在家村の方より來り、讓屋村の方に注ぐ、

○神社 ○天神社 境内二間四 村西一町山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、讓屋村山本遠江が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移しつ

△稻荷神 同上 △伊豆神 同上 △山神 同上 △白山神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○大用寺 境内東西三十一間半 村西二町山麓にあり、もと村より亥の方三町を隔て山上にあり、寶曆中山拔て境内崩れしかば、今の地に移し山號を讓屋山といふ、曹洞宗、熱鹽村示現寺の末寺なり、正長元年撐月と云僧開基せり、撐月は示現寺二世天海に嗣法せしかば、天海を請て開山とす、本尊釋迦客殿に安す、

○褒善 ○半左衛門妻せむ よく貞節を守る者なり、木曾組一戸村何某といへる者、此女に懸想し折々言寄けるが、一度のいらへもせず、或日かの男白刃を拔持ち此女を脅し、されど數箇所の手疵負ながら、終に其心に従はず、享保十年其貞節を褒賞して米を與へり、

○忠義者萬右衛門 享保十七年同上 ○善行者莊右衛門 此村の肝煎なり、明和二年同上

の遠江義行が六世の祖なり、

○羽黒神社 境内三十間 端村山本の西一町計山上にあり、當社に應永二十七年の文書及天文十六年の御正體ありて、共に今は 近村七箇村の總社なりしと云、されば古代の鎮座と見ゆれども、何れの頃と云ことさだかならず、舊は本村の西高森山の頂にあり、寛永五年山崩れこの地に移せりと云、鳥居・拜殿あり、山本遠江が司なり、【相殿八座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △春日神 同上 △聖神 同上 △熊野宮 同上 △總社 同上 △婆神 同上 △壹權現 同上

○寺院 ○長福寺 境内十二間 端村山本にあり、玉王山と號す、淨土宗、上三宮村願成寺の末寺なり、開基の年月詳ならず、中ころ廢絶せしにや明曆二年に再興す、彌陀を本尊とし客殿に安す、

○褒善 ○半助 家士町野繁八が許に奉公すること凡十七年、繁八が父義左衛門年老病多かりけるが、半助とに力をつくし、垢離などりて佛神に祈り、醫藥の事別て心を配りけり、家内の者を敬ひ童子の言葉といへど、聊も疎にせず、人其誠に感じ、他に使するに、米金の類證據の書ものなしといへども、付與せざる者な

○神社 ○諏訪神社 境内東西五間南 村西山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、

△神職山本遠江 寛文中正大夫某當社の神職たり、今

○讓屋村 端村 山本 府城の西北に當り行程五里二十三町餘、家數二十五軒、東西二町五十間南北二町、西に山

遶り東南北は田畠なり、東四町三十九間上三宮村の界に至る、其村まで十三町四十間餘、西十三町五十八間五分

一村の山に界ふ、南四町三十間慶徳組細谷村の界に至る、其村まで八町五十間、北三町三十四間五分一村の界に至る、其村まで五町二十間餘、

○端村 ○山本 本村より戌亥の方四町四十間にあり、家數十九軒、東西二町十四間南北一町、西南北に山繞り東は平地に續く、

○山川 ○濁川 村東九町四十間餘にあり、五分一村の界より來り、三町餘南に流れ上三宮村の境内に入る、

○關梁 ○橋 村東九町四十間餘にあり、長六間幅四尺濁川に架す、隣村の通路なり、

○水利 ○讓屋敷堰 五分一村の方より來り、田地に灌ぎ數派となり細屋村の方に注ぐ、○樋 村より一町四十間餘丑の方にあり、長五間幅三尺計、大澤と云溪水に跨り讓屋堰を引く、

○神社 ○諏訪神社 境内東西五間南 村西山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、

△神職山本遠江 寛文中正大夫某當社の神職たり、今

○讓屋村 端村 山本 府城の西北に當り行程五里二十三町餘、家數二十五軒、東西二町五十間南北二町、西に山

遶り東南北は田畠なり、東四町三十九間上三宮村の界に至る、其村まで十三町四十間餘、西十三町五十八間五分

一村の山に界ふ、南四町三十間慶徳組細谷村の界に至る、其村まで八町五十間、北三町三十四間五分一村の界に至る、其村まで五町二十間餘、

○端村 ○山本 本村より戌亥の方四町四十間にあり、家數十九軒、東西二町十四間南北一町、西南北に山繞り東は平地に續く、

○山川 ○濁川 村東九町四十間餘にあり、五分一村の界より來り、三町餘南に流れ上三宮村の境内に入る、

○關梁 ○橋 村東九町四十間餘にあり、長六間幅四尺濁川に架す、隣村の通路なり、

○水利 ○讓屋敷堰 五分一村の方より來り、田地に灌ぎ數派となり細屋村の方に注ぐ、○樋 村より一町四十間餘丑の方にあり、長五間幅三尺計、大澤と云溪水に跨り讓屋堰を引く、

○神社 ○諏訪神社 境内東西五間南 村西山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、

△神職山本遠江 寛文中正大夫某當社の神職たり、今

し、寛延三年の冬の頃より病にふしけるが、主人も年七十に滿るまでかくまめやかに事へし者なれば、心靜に醫療をも加へよとて家に歸しけるに、傍輩の下部等も皆涙を落して暇乞しけり、繁八が親戚、又は兼て用事うけたまはりし商人に至るまで、物など贈れる者寡からず、かゝる篤實の者なれば、寶曆元年賞して米を與へり、○力田者十兵衛 元文四年、褒賞して米を與り、○忠義者半助 寛政五年、同上

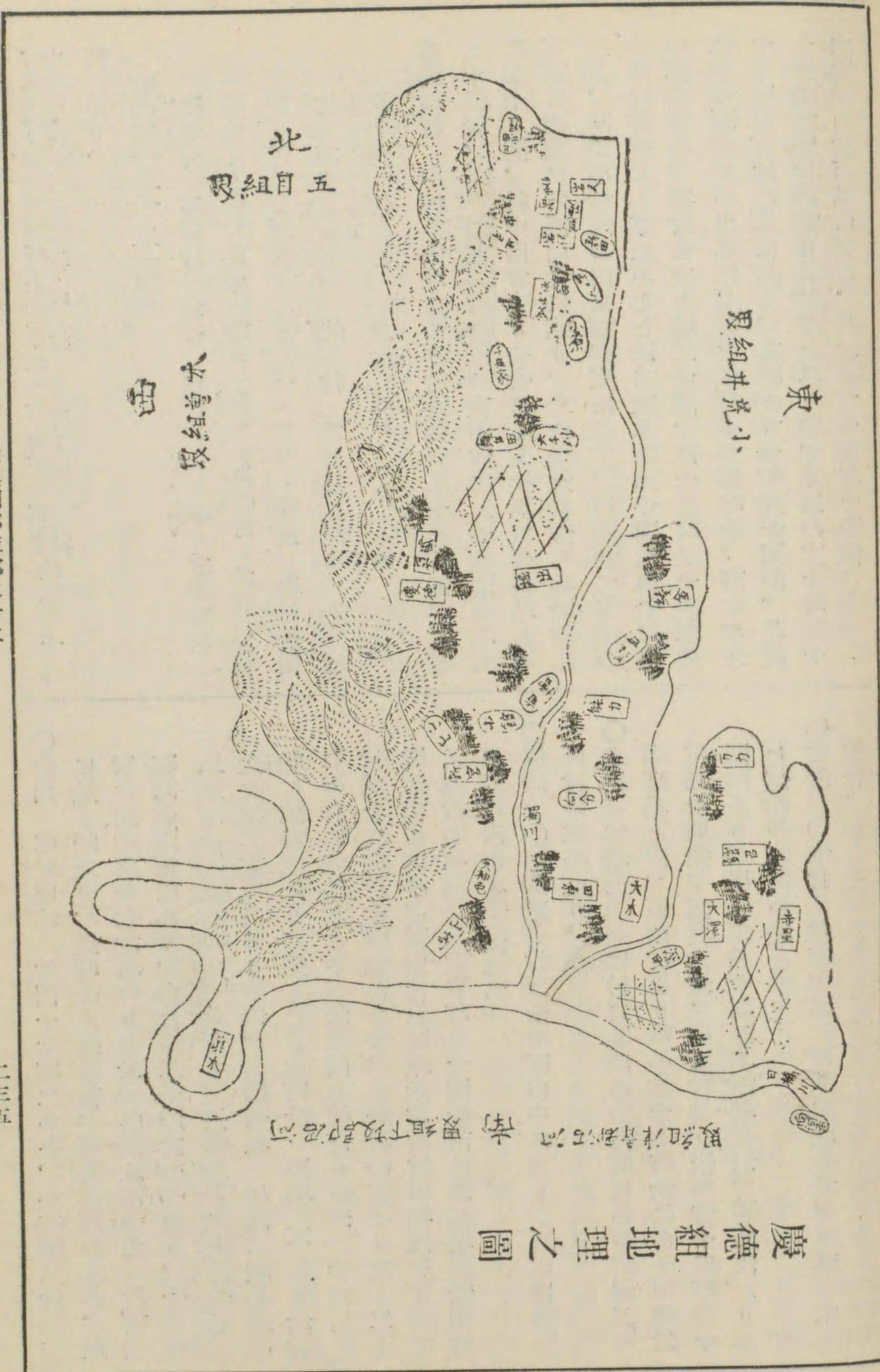
新編會津風土記卷之六十五終

新編會津風土記卷之六十六

陸奥國耶麻郡之十二

慶徳組

此地府城の西北に當り本郡の中程にあり、東は小荒井組に隣り、西は木曾組に接し、南に河沼郡青津、坂下兩組に界ひ、日橋川を限とし、北に五目組に連れり、東西一里東は小荒井組高吉村の界より、西は木曾組小布瀬原村の界に至る 南北二里 南は河沼郡青津組川より、北は五目組 五分一村の界に至る 東は平地に續き、西に山連り村落半は山に倚り、半は平野にあり、南に日橋川を帶び、中間に濁川流れ、養水薪樵の便よく田畠多し、其土油菜大豆藍木綿に宜し、農隙に筵を織て生産を資く、萬力村鐘召村赤星村大澤村大木村田原村にて藺笠を製し鬻出す、山崎村眞木村にて「ユクリ船」とて、幅二尺計長三間計の漁舟を浮べ、長三四間の竹竿に網をつけ、一艘に二人づゝ乗り、二艘相對して網をひたし、川下に下て鮭をとる、俗に是を鮭乗と稱ふ、加納莊と稱し百木郷に隸する村三、見頃村岩澤 新宮莊と稱し郷名を失へる村十五あり、慶徳村 松野村



宮在家村・堀出新田村・綾金村・能力村・田原新宮村・此組凡十八山崎村・眞木村・萬力村・鎧召村・赤星村・大澤大木村

慶徳組上十二箇村

慶徳村 松野村 端村 舞臺田 六千刈 宮在家村 小名 下在家 小原 端村 牛尾 見頃村 端村 新屋 敷 新田 岩澤村 細屋村 小名 上細屋 堀出新田 村 端村 重壇新田 綾金村 端村 窪田新田 能力村 萬力村 鎧召村 赤星村 端村 赤澤 七境 向河原

●慶徳村 府城の西北に當り行程四里二十七町餘、家數九十二軒、二軒は堀出新田村の端、東西四町三十六間南北二町四十九間、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東南は田圃にて西は山に連り、北は溪水に傍ひ松野村に並ぶ、萬治中村西の山足圻て東に歩す、村老教て百歩の外に杙打せしかば止みしと云、東八町二十間堀出新田村の界に至る、其村まで九町二十間、西十五町二十間木會組小布瀬原村の山界に至る、其村まで四町餘、南六町四十七間新宮村の界に至る、其村まで十町五十間餘、北四十三間松野村に隣り其村際を界とす、又辰の方十町五十間能力村の界に至る、其村まで十五町十間餘、

○山川 最明峠 村西十七町にあり、小布瀬原村の方に踰る峠なり、最明寺入道時頼、諸國行脚のとき、此所を通行ありし故名けりと云、○比丘尼平山 村南二町四十間餘にあり、中に方二十間計の平あり、昔八百比丘尼 鹽川組金川村の條 として、長壽なる尼爰に住し、金を埋し故此名ありと云、○野部坂 村西に續き最明峠に越る坂なり、登ること七町計、野部三十郎と云者この村に住せしとき、新に開し道なりと云、○濁川 村東十二町三十間餘にあり、松野村の方より來り二十間餘南に流れ、堀出新田村・綾金村兩村の境内を過ぎて又此村の境内に入、六町二十間餘南に流れ堀出新田村の界に入る、廣八間計、

○原野 川前原 村西十七町山中にあり、五町四方計此村の秣場なり、

○水利 堤三 一は村より戌の方八町にあり、周二町寺窪堤と云、一は村より申の方十七町餘にあり、周二町二十間餘茅沼堤と云、一は村より未の方十五町三十間にあり、周三町五十間餘北澤堤と云、舊は沼なりしを何れの頃にか堤とす、

○倉廩 米倉 村南館跡にあり、社倉米と本組の米を納む、

○神社 稻荷神社 境内二十六間 村南三町山麓にあり、相傳ふ源翁慶徳寺に住せし時、或夜何くともなく一女

子あらはれ、師に謂て云、某は和尚の濟度を蒙りし那須野の殺生石なり、自今佛法擁護の神となりて、頓生成佛の恩を報ぜん、即白狐の形をなし、須臾にまた十一面觀音の像を現し、南に飛て稻荷山の中に入る、因て一社を造營し此社に崇むと云、慶徳寺の條下に奥院として本社の方、大杉と云山の頂にあり、老杉二株あり、當社草創以來の古木なりといふ、△鳥居 兩柱の間七尺 △制札 鳥居の前にあり △本社 二間四面東向 △幣殿 三間に一間半 △拜殿 六間半に二間半、正一位稻荷社と云額あり、△寶藏 本社の南にあり、二間に一間半、

△別當密藏寺 本山派の修験なり、其先は鈴木某とて應徳中紀伊國熊野山より此地に來て、新宮村熊野宮の神職たりしが、其子孫移て當社の別當となる、大永の頃遠孫に元璋と云者あり、現住元隆まで十六世なりとぞ、

○寺院 慶徳寺 境内東西十七間半 村南二町餘山足にあり、曹洞宗、卷尾山と號す、縁起を按ずるに、應安元年源翁此地に來て庵を結びしに、領主葦名詮盛獵に出て

此庵の邊に紫氣の浮ぶを望み、源翁の道骨あるを知り來り見て其徳を崇敬し、一字を建立し爰に住せしめ、因て紫雲山慶徳寺と號す、半年餘にして雲水二百餘集れり、其後永和元年に又示現寺熱鹽村を開基す、應永三年の春再び來て此寺に宿せしに、那須野殺生石の靈現はれ、白狐に變じ尾を卷て蹲踞せしが、十一面觀音の相を現し前山に向て飛去れり、其残れる尾山となりしにより、山號を改て卷尾山と云、又彼靈を稻荷神と崇めし故、前の山を稻荷山と名くと云、それより弟子相繼て嗣法し、僅に五世一峯と云僧の時、故あつて法脈斷絶す、後に示現寺十五世齡岩と云僧來て此山を再興す、之より示現寺の末山となれり、△客殿 八間に六間、東向、本尊釋迦、△庫裡 客殿の北にあり、九間に五間、△衆寮 客殿の南にあり、五間に三間、△清水 境内にあり、源翁清水と云、周一間餘、○藥師堂 境内東西九間南北十一間免除地 村より戌の方二町山上にあり、草創の初村南にあり、不動座像長三尺餘、二童子像長二尺五寸餘、共に運慶作と云、此堂もと村南十町餘瀧澤と云山にあり、後山下に移し又今の地に移せりといふ、密藏寺司なり、

○古蹟 ○館迹 村南にあり、本丸跡東西四十間南北四十六間、其東に二丸跡あり、東西三十間南北三十八間、其南に三丸跡あり、東西三十六間南北三十間、今畠となれども壘塹の形依然として存せり、天正中輩名氏の臣慶徳善五郎こゝに居る、同十三年五月松本備中伊達政宗に内應せしとき、黒川諸將鹽川村に集て軍議に及び、是程の事如何て備中計思立へき、味方の内にも野心の者有ん、所詮此川を前に當て、寄來る敵を支て軍せんこそ便宜ならめと云、中目式部大輔一人は、敵の大勢北方中此邊をなべに亂入し、所々に放火せば如何て慶徳一人にて久く怵ふべき、某は善五郎と無二の入魂なれば、目前にて云甲斐なく打せんこと本意にあらず一人なりとも慶徳が館に馳行て、彼に力を合すべしと云、人々中目に向て、此軍面々の私に非ず、御邊慶徳へ行とも今のありさまなれば、彼が心も計りがたしと云、中目さもあらば慶徳と差違て死すべしとて、本名丞丞と共に慶徳が館へ赴き、善五郎に對面し其勢合せて七百餘人、小荒井村を経て寺窪に到り、政宗が郎等原田左馬助を打破しは即此館なり、善五郎は葦名の宿老四天王と云れし一人、平田是亦齋が子なり、初是亦齋子なかりしかば、弟左京亮を養子とす、善五郎は其

後に出生せりとぞ、又此村の境内村南二町十間餘に館迹あり、野部三郎居しと云、今畠となり其形は存せり、村より未申の方十二町三十間餘を隔て山上にも館迹あり、高館と云、新宮氏の端城なりと云、
○褒善 ○孝行者與次右衛門 享保十四年、死後に賞して米を與へき、○孝行者まむ 與次右衛門妻なり、同年賞して米を與へき、○忠義者六十郎 寛政三年同上
○忠義者茂平次 寛政九年同上
●松野村 端村 舞臺田 六千刈 府城の西北に當り行程四里三十三町餘、家數四十四軒、東西二町十八間南北二町五十間、西は山に續き東北は田畠にて、南は溪流を隔て慶徳村に並ぶ、東十一町十二間、堀出新田村の界に至る、其村まで十二町十間餘、西十七町三十四間末曾組小布瀬原村の山に界ふ、南は村際にて慶徳村に界ふ、其村まで四十間餘、北八町八間宮在家村の界に至る、其村は丑寅に當り十五町三十間餘、又寅の方十六町六間小荒井組太郎丸村の界に至る、其村まで二十二町、
○端村 ○舞臺田 本村より丑寅の方九町十間餘にあり、家數二十軒、東西一町三十間餘、南北一町餘、四方田畠なり、昔此村の千光寺盛なりし頃、兒子舞と云ことありて其料に供せし故、舞臺田幕内と云、後幕内の二字

を省く ○六千刈 舞臺田の東三町二十間餘にあり、家數十九軒、東西一町三十四間南北一町、四方田畠なり、
○水利 ○畠澤堤 村より戌亥の方十四町五十間餘にあり、周六町五十間餘、慶徳村の養水とす、
○神社 ○稻荷神社 境内東西二間南 村西二町四十間山麓にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、府下材木町鈴木大和が司なり、【相殿十六座】 △伊勢宮三座 一座は本村より移し、一座は端村六千刈より移し、一座は新宮村より移せり、△稻荷神三座 一座は堀出新田村より移し、二座は新宮村より移せり、△熊野宮二座 一座は本村より移し、一座は慶徳村より移せり、△山神 新宮村より移せり、△麓山神 同上 △御嶽神 同上 △山王神 慶徳村より移せり、△石神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○良縁寺 境内東西十一間南 村中にあり、物寶山と號す、熱鹽村示現寺の末寺、曹洞宗なり、造建の年月詳ならず、示現寺第十世江嶋が開基なり、父を青木勘解由兵衛と云母は佐瀬大學が女なり、明應七年月光口に入ると夢みて娘めることあり、夫婦山寺觀音に詣て、娘める子若聖子ならば速に産せしむべし、然らず

ば胎を下らしむること莫れとて、毎日祈誓しけるが、月をへて安産しけり、幼くして穎異なり、示現寺第七世桃溪に謁し、十五歳にて薙髮し、關東に雲遊するこゝと數年、歸て示現寺に住し、其後此寺を開基せり、葦名盛氏其徳を崇敬して田地數町を寄附す、天正己丑の兵亂に堂宇焼亡して、寺産も又零落せしが後再興せりと云、本尊釋迦客殿に安ず、△地藏堂 境内にあり、
○觀音堂 境内東西二十六間 村中にあり、修驗自性院司なり、本尊はもと千光寺の靈像なり、慶長十六年八月堂宇盡く顛倒せしかば、村民此地に小堂を構て此像を安置す、下の千光寺跡の條 元祿七年五月火災ありて、觀音・地藏の兩像俱に灰燼となる、其後星某と云もの靈跡の荒廢せしを悲て、新に觀音の像を作り、舊像の餘燼を軀中に納め、小堂を營て是を安置す、會津三十三所順禮の一なり、
○古蹟 ○千光寺跡 村の戌の方二十町餘山中にあり、或は山寺とも云、天平中釋行基會津郡羽黒山の頂に登り、遙に瑞雲の棚引を見て尋て此地に來り、一夏の間彌陀・觀音・地藏の三像を彫刻し、一字を營み、慈福山千光寺と名け其像を安置す、又三森山の麓に一院を建立し、三森山西蓮寺と號し與院とす、今村西の山中 其後に遺跡あり

營建年々盛にして、僧院三百餘宇に及べりと云、毎年四月十七日大齋會あつて、兒子舞など云こともありしとぞ、元弘・建武以來兵革打續き、堂宇もいつとなく頽破し、慶長十六年八月の地震に盡く顛倒しければ、村南の地に小堂を構て觀音地藏を安置して、此寺終に絶へたり、其後寛文十年正月、村民千手堂の跡より一石函を掘出す、中に磬二、獨鈷一、銅箇二、大刀五、小刀二十二、瓶七あり、石函の蓋に大治五庚戌卯月二日大檀那平孝家散位源朝臣俊邦と銘あり、磬獨鈷は新に製れるもの、如く、刀劍は鐵氣半は消したり、村民府に告げれば頓て舊地に埋しと云、○最勝寺迹 村より申の方二町二十間にあり、金剛山最勝寺とて眞言宗の寺なり、元祿八年河沼郡牛澤組立村に移しぬ、○館迹 村西四十間山際にあり、本丸東西二十三間南北三十五間、二丸東西十五間南北三十間、天正中勝次郎某といふ者住せしと云、今畠となりし、

○褒善 ○忠義者藤藏 寛政七年賞して米を與へり、

○宮在家村 小名 下在家 小原 府城の西北に當り行程四里三十一町餘、家數三十五軒、東西一町十二間南北二町五十六間、四方田畠にて西は山に近し、東四町十一間小荒井組小荒井村の界に至る、其村まで十五町二十間、

腰王山と號す、曹洞宗、慶徳村慶徳寺の末山なり、天文二年長傳と云僧開基して、慶徳寺五世一峯を請て開山とす、觀音を本尊とし客殿に安す、

○古蹟 ○界塚 サカヒ 村北一町四十間餘田の中にあり、高五尺周九間計、新宮・加納兩莊の界塚なりと云、又この邊に壇二あり、來由詳ならず、○兒塚 チゴヅカ 村より午未の方一町餘田畠の中にあり、高一尺餘周三間、來由を詳にせず、此塚を毀てば祟ありと云傳ふ、

○褒善 ○總次郎 妻をりむと云、母は二十年餘病に染て今は手足も叶がたきに、家又極て貧しければ、夫婦相謀り農暇には他人の手傳して賃錢をとり、或は衣服家財をひさぎ、兎角して母を養ひ、冬の夜の寒にも、炭薪乏しければ、夫婦かはるゝ肌をもて母を温めけり、是より前總次郎人の許に奉公せしが、忠勤類なかりければ主人も憐を加へ、物など與ふるに常に儲へおきて、母のもとに贈りしとぞ、されば人々も深く其志にめて、米金を與へ孝養を助けしと云、安永七年夫婦を褒美して米を與へし、

○見頃村 端村 新屋敷 新田 府城の西北に當り行程五里五町、家數五十軒、東西一町五十五間南北四町三十間西は山林に傍ひ三方田畠なり、東十一町四十二間小荒井

西十七町十四間木曾組洲谷澤村の端村一郷の山に界ふ、南七町二十三間松野村の界に至る、其村は未申に當り十五町三十間餘、北四町八間見頃村の界に至る、其村まで十町餘、

○小名 ○下在家 本村より未申の方五町にあり、家數十軒、東西五十四間南北一町六間、四方田畠にて西は山に近し、○小原 本村より辰巳の方二町にあり、家數六軒、東西四十間南北四十間、四方田畠なり、

○端村 ○牛尾 本村より戌亥の方二町にあり、家數二軒、東西二十三間南北一町十三間、西は山に傍ひ三方田圃なり、

○山川 ○濁川 村東二町十間餘にあり、見頃村の方より來り、南に流るゝこと一町五十間餘、小荒井村の界に入る、

○神社 ○腰王神社 境内十間 方免除地 村西二町十間山上にあり祭神は市千魂命なり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり別當は四天王の木像を安置せる故、古、此山松杉蒼鬱として四王といへり、像は聖德太子の作と云、此山松杉蒼鬱として鶴の翼を張れるに似たり、故に鶴森と云、

△別當大重院 本山派の修驗なり、先祖詳ならず、中興圓長より現住直圓まで十二世なりと云、

○寺院 ○長傳寺 境内東西十三間 北十四間 年實地 村より戌の方にあり

組小荒井村の界に至る、其村まで二十七町四十間餘、西十町二十間五目組五分一村の山に界ふ、南六町宮在家村の界に至る、其村は巳午に當り十町餘、北四十八間岩澤村の界に至る、其村まで一町三十間餘、又丑寅の方五町六間小荒井組下三宮村の界に至る、其村まで九町二十間餘、又東三町二十間に一區あり、反田と云、家數四軒、東西四十一間南北二町五十八間、寛政九年本村より出て家居を開けり、

○端村 ○新屋敷 本村の辰巳の方六町十間餘にあり、家數十四軒、東西一町三十六間南北一町三十間、四方田畠にて東は濁川に近し、○新田 本村の東七町五十間餘にあり、家數四軒、東西四十八間南北二十八間、四方田畠なり、

○山川 ○濁川 村東九町にあり、下三宮村の境内より來り、三町四十間餘南に流れ宮在家村の界に入る、

○神社 ○伊佐須美神社 境内東西三間 北六間 免除地 村より未申の方四町餘山頂にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居、拜殿あり、材木町鈴木大和が司なり、【相殿二座】△天王神本村より移せり、於幾布志神 同上

○寺院 ○西光寺 境内東西十五間 北三十一間 年實地 村中にあり、元和二年宗立と云、淨土眞宗の僧開基す、初は府下馬場町福

證寺の末寺なりしが、後西本願寺直末となりぬ、本尊彌陀客殿に安ず、

○長泉寺 境内東西十七間南 村より戌の方五十間にあり

天王山と號す、曹洞宗、會津郡南青木組天寧村天寧寺の末山なり、初大永二年此村の地頭佐瀬安石と云者、今寺

墓地に五輪一基あり、村民傳へて佐瀬河内と云者の墓といへども、若くは安石が墳墓にや、又佐瀬氏佐州常平と彫附し無方塔あり、安石が子孫を埋めしに、一寺を建立して法相の徒林光を請して住せしめ、田地一町を寄附して寺領とす、其後中絶して堂宇も又廢頽せり、寛文八年春恕と云僧再興して、天寧寺十四世恕山を請て開山とし、今の寺號に改めき、舊名を傳へず本尊釋迦客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者せむ 農民義兵衛母なり、天明七年褒賞して米を與へき、

●岩澤村 府城の西北に當り行程五里十二町、家數十七軒、東西一町三十間南北一町四十二間、西は山に傍ひ東南西は田圃なり、東三町五十二間南一町三十二間其に見頃村の界に至る、其村は南に當り二町二十間、西七町五目組五分一村の山に界ふ、北二町十四間細屋村の界に至る、其村まで三町餘、又寅の方五町小荒井組下三宮村の界に至る、其村まで九町三十間餘、

始て當社の神職となりき、今の大和專壽まで三代なり、
○褒善 ○忠義者はつ 此村の農民長右衛門妻なり、安永三年賞して米を與へき、

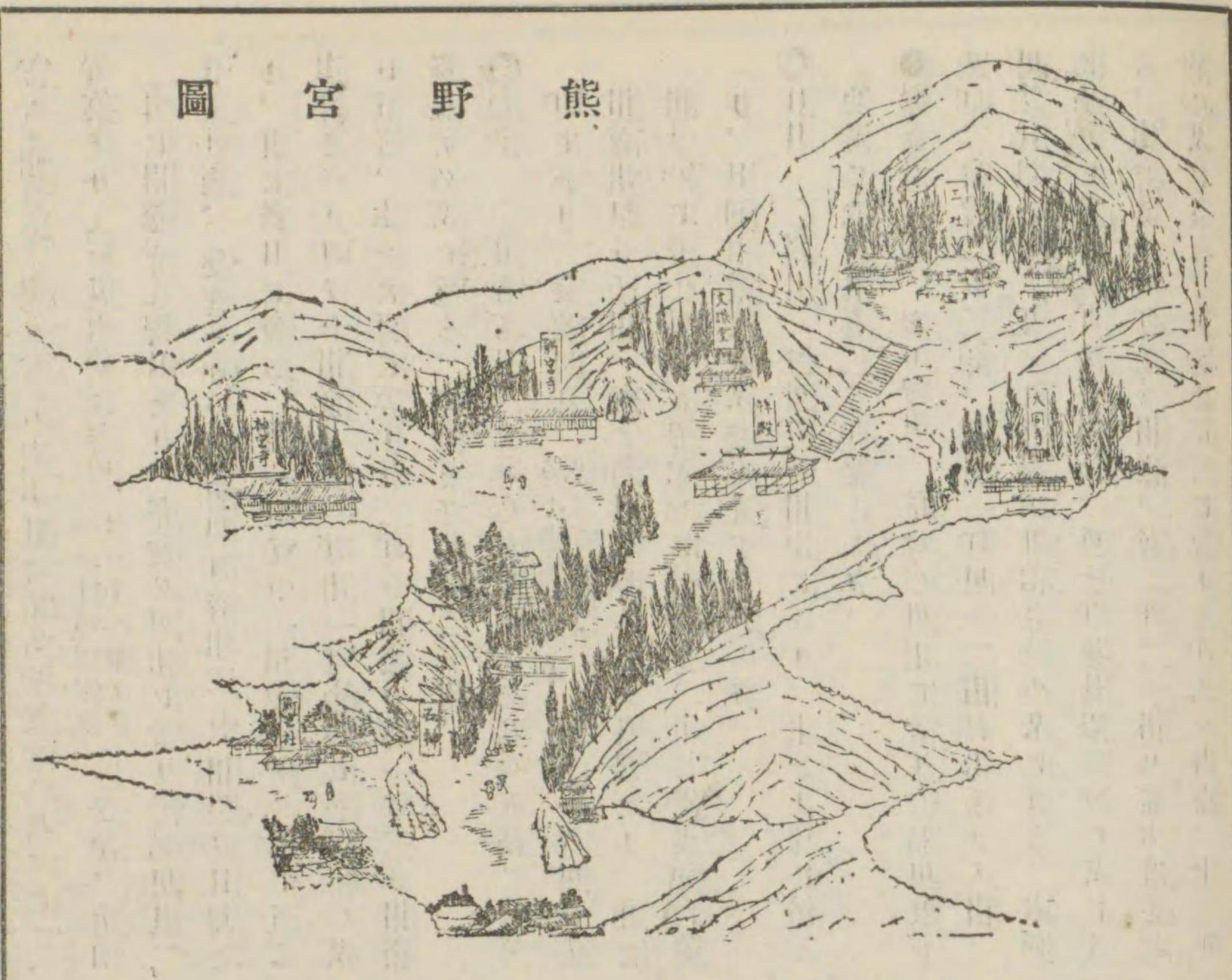
●細屋村 小名 上細屋 府城の西北に當り行程五里十二町餘、家數二十一軒、東西一町三十五間南北一町二間、西は山に傍ひ三方田畑なり、東二町五十四間小荒井組下三宮村の界に至る、其村まで七町三十間、西十一町五十二間五目組五分一村の山に界ふ、南五十三間岩澤村の界に至る、其村まで三町餘、北四町二十間五目組讓屋村の界に至る、其村まで八町五十間、又寅の方二町三十六間五目組上三宮村の界に至る、其村まで十町五十間餘、

○小名 ○上細屋 本村より亥の方一町二十間にあり、家數七軒、東西一町三十六間南北三十八間、西は山に傍り三方田畑なり、

○寺院 ○玉泉寺 境内東西十四間南 村中にあり、大平山と號す、曹洞宗なり、永和元年に開基せりといへども詳ならず、天正中雲雲と云僧住せしとき、熱鹽村示現寺の末寺となる、本尊釋迦客殿に安ず、

○褒善 ○善行者長右衛門 此村の肝煎なり、寛永三年賞して米を與へき、

●堀出新田村 端村 重壇新田 此村は慶徳村・松野村・新



熊野宮圖

○神社 ○熊野宮 境内東西十八間南 村西一町餘山足にあり、義家朝臣の勸請と云、舊事雜考應徳二年の記に、始社勸請ありしを、本宮をこゝに移し、新宮を新宮村、那智を五目組津野村に移せしにやとあり、當寺は結構巨宏にして、神官社僧も數員ありて、社領も又二百町に餘れり、天文の頃までも永樂錢一百二十貫文の地ありしとぞ、府下大和町金剛寺に、大永二年葺名盛舞の寄附狀あり、併見るべし、慶長十六年八月、地震の爲に殿宇坊舎盡く破壊せり、後わづかに本社・拜殿造復し、其餘の殿舎は再興ならず、今に礎石のみ存せり、寛文中までは、二王門に奉造立金剛力士形像各一軀、木佛工僧仁助木圖造僧果成、大檀那僧琳覺、建久六年大歳乙卯二月吉祥日始之と書せる棟札ありしと云、力士の像も風雨に蝕せられて形體全からず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿九座】△稻荷神二座 一座は細屋村より移し、一座は宮在家村より移しぬ、△若宮八幡二座 一座は宮在家村より移し、一座は同村の端村牛尾より移せり、△山神二座 一座は細屋村より移し、一座は宮在家村より移せり、△八幡宮本村より移せり、△伊豆神 宮在家村より移せり、△諏訪神 牛尾村より移せり、△神職鈴木大和 材木町に居住す、正徳四年大和專壽

始て當社の神職となりき、今の大和專壽まで三代なり、
○褒善 ○忠義者はつ 此村の農民長右衛門妻なり、安永三年賞して米を與へき、

宮村・能力村・綾金村・小荒井組太郎丸村數村の境内にて、草菜なりしを瓜生利右衛門今の肝煎吉四郎が七代の祖なりと云者、元和三年に開發せし新田なり、府城の西北に當り行程四里二十三町餘、家數七軒、東西四町南北二十間四方田畑なり、東は濁川に傍ふ、東一町五十一間綾金村の界に至る、其村まで八町五十間餘、西一町北一町餘共に松野村の界に至る、其村は西に當り十二町十間餘、南一町三十間餘慶徳村の界に至る、其村まで九町二十間、

○端村 ○重壇新田 本村の南慶徳村の境内を隔て十六町にあり、家數四軒、外に慶徳村の民居二軒雜居す、東西一町四十五間南北四十五間、東は濁川に傍ひ三方田畑なり、東は能力村に接し西南は新宮村に交はり、北は慶徳村に隣り、田圃相雜はり界域丈量すべからず、

○山川 ○濁川 村西三十間計にあり、北より南に流る他村の地と相接して町數しれず、

○綾金村 端村 窪田新田 府城の西北に當り行程四里十五町、家數二十三軒、東西一町四十二間南北五十八間、四方田畑なり、東三町小荒井組高吉村の界に至る、其村は丑寅に當り六町五十間餘、西七町堀出新田村の界に至る、其村まで八町五十間餘、南二町二十間小荒井組長尾村の界に至る、其村は辰巳に當り七町五十間餘、北三町

二十六間小荒井組太郎丸村の界に至る、其村まで九町二十間餘、又未の方八町能力村の界に至る、其村まで十三町四十間、

○端村 ○窪田新田 本村より未の方六町にあり、家數九軒、東西一町、南北一町四十間、四方田畑にて西は濁川に近し、

○山川 ○濁川 村西五町にあり、太郎丸村の境内より來り、未の方へ流るゝこと八町二十間餘、能力村の方に注ぐ、廣十五間計、

○關梁 ○橋 村西七町餘にあり、長十二間、濁川に架す、隣村の通路土橋なり、

○神社 ○熊野宮 境内東西三間南北七間免除地 村北三十間餘にあり、造營の年月詳ならず、鳥居あり、五目組上三宮村高村能登が司なり、【相殿三座】△鬼渡神 本村より移しぬ、△五社權現 同上 △湯殿神 端村窪田新田より移しぬ、

○寺院 ○金泉寺 境内十九間四方年貢地 村西一町十間餘にあり、長流山と號す、曹洞宗、慶徳村慶徳寺の末山なり、開基の年月詳ならず、寛永中慶徳寺六世高照を請て開山とす、地藏を本尊とし客殿に安ず、○觀音堂 境内にあり、十一面觀音を安ず、長三尺四寸餘立像古佛なり、

元弘元年葦名遠江守盛宗一堂を建立し此像を安ず、其頃は僧房二十餘宇ありて巨宏なりしとぞ、天正中兵燹に罹り堂舎烏有す、寛文中石傳と云僧再興せり、會津三十三所順禮の一なり、

○褒善 ○忠義者莊兵衛 天明元年褒賞して米を與へき

○忠義者某 此村の農民文六祖母なり、寛政四年同上

○能力村 府城の西北に當り行程四里十三町、家數二十八軒、東西一町二十二間南北一町四十四間、四方田畑なり、東三町四十一間小荒井組長尾村の界に至る、其村は寅卯に當り八町五十間餘、西五町二十四間堀出新田村の界に至る、其村は亥に當り十三町五十間餘、南三町四十間新宮村の界に至る、其村は申に當り十二町十間餘、北五町三間綾金村の界に至る、其村は丑寅に當り十三町四十間、

○山川 ○濁川 村西三町二十間にあり、綾金村の境内より來り、南に流るゝこと五町十間餘新宮村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西七間南北八間免除地 村西一町餘にあり、造營の年月詳ならず、鳥居あり、材木町鈴木大和が司なり、

○寺院 ○圓照寺 境内東西十五間南北九間年貢地 村中にあり、通峯山と號す、曹洞宗、熱鹽村示現寺の末寺なり、開基詳ならず、

す、寛永中示現寺の末山となる、本尊觀音客殿に安ず、
○萬力村 此村もと萬力村と云しが、何の頃にか一人の行者一切經を牛車に積て此地に來り、其牛斃れしかば、經を石函に藏て土中に埋めし故、一切經村と云、寛文中古名に復しぬ、府城の西北に當り行程四里五町、家數十三軒、東西四十八間南北一町三十四間、四方田圃なり、東五町二間小荒井組柴城村の界に至る、其村は寅に當り七町二十間餘、西五町三十間、北五町共に小荒井組長尾村の界に至る、其村は北に當り六町、南二町三十間鎧名村の界に至る、其村まで四町五十間餘、

○神社 ○諏訪神社 境内東西八間南北六間免除地 村南一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】△伊勢宮 本村より移しつ、△八幡宮 同上

○寺院 ○楞嚴寺 境内東西二十二間南北九間年貢地 村中にあり、經納山と號す、曹洞宗、會津郡南青木組北青木村善龍寺の末山なり、建立の年月詳ならず、もとは村の丑寅の方にあり、天正己丑の兵燹にかゝり、其後今の地に移り寛文中より善龍寺の末山となりき、本尊釋迦客殿に安ず、

△經塚 境内にあり、二間半四方一切經を埋めし所と云、又村西一町餘に牛塚あり、東西一間半南北二間、

一切經を負し牛を埋めし所と云、この塚に生ずる木を伐れば、必ず殃ありと云傳ふ、

●**鎧召村** 昔新宮次郎盛俊、出陣ごとに此地に至て鎧を着せし故名けしと云、其後轉じて鎧目と云、寛文中古名に復せり、府城の西北に當り行程三里三十四町餘、東西二區に住し、一町四十間餘を隔つ、其間に又一區有て家數二軒あり、東は家數十二軒、東西一町四十間南北五十間、西は家數十九軒、東西四十三間南北一町四十二間、共に四方田畠なり、東二町十四間小荒井組沖村の界に至る、其村まで四町二十間餘、西三十五間北五十八間共に萬力村の界に至る、其村は北に當り五町五十間餘、南三町五十四間赤星村の界に至る、其村まで五町五十間餘、又未申の方四町三十間大澤村の界に至る、其村まで七町、**○山川** ○**櫛川** 式部川 村西四町にあり、廣八間計、小荒井組長尾村の境内より來り、南に流るゝこと四十間餘、大澤村の界に入る、**○神社** ○**熊野宮** 境内東西五間南 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、**【相殿四座】** △**稻荷神二座** 共に本村より移しぬ、△**伊勢宮** 同上 △**妙見神** 同上 **○寺院** ○**岩松寺** 境内東西七間南北 村中にあり、曹洞宗、

宮現山と號す、文祿二年曹洞の徒俊的、一字を創建して正福寺と名く、其後荒廢し寛永十九年府下天寧寺町宗英寺の住僧松鶴再興し、今の名に改て宗英寺の末寺となり、本尊地藏客殿に安ず、△**妙見堂** 境内にあり、△**熊野宮** 同上

○**褒善** ○**忠義者次助** 享和二年、賞して米を與へり、**●赤星村** 端村 向河原 此村舊は申の方七町五十間餘日橋川の邊にあり、屢水災ありし故、延寶中端村七壇と共に端村赤澤の地に移し、今は一村の如し、中頃轉じて赤伏と云、寛文中古名に復せり、府城の西北に當り行程三里二十四町餘、家數二十七軒、東西五十間南北三町五十二間、四方田畠なり、東十二間小荒井組貝沼村の界に至る、其村まで一町五十間餘、西一町四十九間大澤村の界に至る、其村まで五町十間餘、南十四町十八間河沼郡青津組立川村に界ふ、北三十四間鎧召村の界に至る、其村まで五町五十間餘、又寅の方二町二十九間小荒井組沖村の界に至る、其村まで八町餘、**○端村** ○**向河原** 本村の南二十二町日橋川を隔て、立川村の境内にあり、家數五軒、東西二十六間南北二十八間、四方皆立川村の田畠なり、**○山川** ○**日橋川** 俗に犬川と 村南十五町にあり、廣二町

新編會津風土記卷之六十七

陸奥國耶麻郡之十二

慶徳組下六箇村

大澤村 端村 深町 大木村 田原村 新宮村 端村
小山 小館 山崎村 小名 天神免 眞木村
●**大澤村** 端村 深町 府城の西北に當り行程三里三十一町餘、家數五十七軒、東西一町五十二間南北二町三十間西は櫛川に傍、三方田圃にて南は日橋川に近し、東二町五十九間赤星村の界に至る、其村まで五町十間餘、西三町二十九間大木村に隣り、其村際を界とす、南二十一町四十間河沼郡青津組東青津村に界ひ、日橋川を限とす、北は村際にて鎧召村に界ふ、其村は丑に當り七町、**○端村** ○**深町** 本村の中の方三町にあり、家數二軒、東西二十七間南北十七間、西は櫛川に傍ひ三方田畠なり、**○山川** ○**日橋川** 赤星村の境内より來り、西に流るゝこと十五町餘、青津組青木村の界に入る、○**櫛川** 村

新編會津風土記卷之六十六 終

計小荒井組貝沼村の境内より來り、西に流るゝこと一町五十間餘大澤村の界に入る、**○神社** ○**熊野宮** 境内東西九間南 村より申の方七町にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、**【相殿二座】** △**伊勢宮** 本村より移しぬ、△**宗像神** 同上 **○八幡宮** 境内東西三十間南 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登これを司る、**【相殿一座】** △**伊勢宮** 端村赤澤より移せり、**○寺院** ○**松泉寺** 境内東西十九間南 村北にあり、曹洞宗、竹林山と號す、開基詳ならず、寛永元年曹洞の徒麟察再興し、寛文中より會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末寺となり、觀音を本尊とし客殿に安ず、

西一町にあり、鏡召村の界より來り、未申の方へ斜に二十三町餘流れ大木村の界に入る、

○關梁 ○橋 村より戌の方二町にあり、長八間幅四尺、櫛川に架す、隣村の徑路なり、

○倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、一屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十一間 南北八間免除地 村西二町にあり、勸請の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△伊勢宮 本村より移しぬ、

○寺院 ○少林寺 境内東西二十五間 南北十六間年貢地 村中にあり、臨濟宗、久昌山と號す、開基の年月詳ならず、もと吉祥寺と名けり、寛永十三年郭内興徳寺の末寺となり、今の名に改め、釋迦を本尊とし客殿に安す、

○大木村 府城の西北に當り行程四里四町餘、家數五十八軒、東西一町四間南北三町八間、四方田圃なり、東は村際にて大澤村に界ふ、其村は辰に當り五町餘、西四町十五間田原村の界に至る、其村は酉戌に當り四町二十間餘、南十町三十間大澤村に界ふ、北一町四十二間新宮村の界に至る、其村は戌に當り十八町餘、

○山川 ○日橋川 村南十五町にあり、青津組青木村の境内より來り、三町計西に流れ田原村の界に入る、

所なりと云傳ふ、○地王塚 村より未の方三町十間に東西十二間南北八間高七尺の塚あり、來由しれず、若くは成安長者の基にや、

○褒善 ○忠義者左兵衛 享保十七年褒賞して米を與へき、○忠義者嘉右衛門 寶曆二年同上 ○忠義者安左衛門 天明五年同上 ○貞節者某 此村の農民大藏妻なり、寛政八年同上 ○忠義者卯之助 寛政十一年同上

●田原村 府城の西北に當り行程四里十町餘、家數三十九軒、東西二町八間南北一町二十間、四方田圃にて西は濁川に傍ひ、南は日橋川に近し、東は村際にて大木村に界ふ、其村は卯辰に當り四町二十間餘、西六町二十二間山崎村の界に至る、其村まで十二町餘、南六町五十七間大木村に界ふ、北は村際にて新宮村に界ふ、其村は西戌に當り六町五十間餘、

○山川 ○日橋川 村南四町三十間餘にあり、大木村の境内より來り、西に流るゝこと三町餘、山崎村の界に入る、○濁川 村西二町十間餘にあり、新宮村の境内より來り南に流るゝこと十一町、日橋川に入る、

○神社 ○八幡宮 境内東西六間 南北四間免除地 村より未の方三町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能

○櫛川 村より辰巳の方三町餘にあり、大澤村の境内より來り、七町三十間餘未申の方へ流れ、日橋川に入る、

○關梁 ○橋二 一は村南四町にあり、幅四尺長八間、一は村の未申の方六町十間餘にあり、幅二尺長八間、共に櫛川に架す、隣村の通路なり、

○神社 ○鹿島神社 境内東西六間 南北八間免除地 村より未の方二町十間餘にあり、草創の年代詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登を司る、

○寺院 ○成安寺 境内東西十九間 南北十六間年貢地 村南にあり、黃梅山と號す、眞言宗、府下大町彌勒寺の末寺なり、開基の年月詳ならず、本尊地藏客殿に安す、

△觀音堂 境内にあり、十一面觀音の座像を安す、長一尺三寸成安長者の持佛なりと云、會津三十三所順禮の一なり、

○古蹟 ○鶴塚 村より申西の方五町十間に、東西九間南北二十間計の空地あり、其内に小壇あり、昔此村に成安長者と云ものあり、家豐なれども嗣子なく、一つの鶴を飼ひ、朝夕撫育して己が子のごとくせしが、幾程なくて其鶴死す、長者夫婦悲歎大方ならず、愛子を失へるがごとし、やがて種々の寶物を添て、此に埋めし

登が司なり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移しぬ

○寺院 ○清源寺 境内東西十八間 南北十三間年貢地 村中にあり、本田山と號す、曹洞宗、北青木村惠倫寺の末寺なり、開基の年月詳ならず、もとは壽泉院と云、中比廢絶して民居となり、其後再興して惠倫寺四世靈庵を請て中興とす、本尊觀音客殿に安す、

●新宮村 端村 小山 小館 此村源義家朝臣熊野新宮を爰に勸請す、因て名くと云、或は傳ふ昔小松少將と云人此地に謫せられ居住せし故小松村と云しを、新宮勸請の後今の名に改むと、府城の西北に當り行程四里十九町餘、家數四十八軒、東西二町二十間南北三町二十間、西は山に連り東は濁川に傍ひ、南北は田圃なり、東十四町二十間小荒井組長尾村の界に至る、其村は丑寅に當り二十四町十間、西二十一町五十間餘河沼郡坂下組長井村に界ひ、日橋川を限とす、南三町二間山崎村の界に至る、其村は未甲に當り八町餘、北四町六間慶徳村の界に至る、其村まで十町五十間餘、又辰の方十八町二間大水村の界に至る、其村まで十九町二十間餘、丑寅の方八町二十七間能

力村の界に至る、其村まで十二町十間餘、卯辰の方三町五十二間田原村の界に至る、其村まで十町四十間餘、村東十一町十間に一區あり、向分と云、家數八軒、東西三

町十間南北三町四十四間、寛政四年本村より出て村居を開く、四方田圃なり、

○端村 ○小山 本村の戌亥の方一町餘にあり、家數二軒、東西十八間南北二十一間、西は山に連り三方田圃なり ○小館 本村の丑の方六町餘にあり、家數九軒、東西十六間南北四十二間、東は堀出新田の端村重壇新田に續き、西南北は田畠なり、

○山川 ○土橋山 村の亥子の方九町餘にあり、新宮氏土橋を設け落し穴とし、敵を破りし所と云、○火附なみ山 村の戌亥の方十二町餘にあり、應永中黒川の兵高館に火を掛んとて風を待し所と云、○經塚山 村より未申の方二十町計にあり、昔高寺全盛のとき鬼門に當れるを以て、經を藏めし所と云、寛文中此塚を穿て石函を得しと云、又此山の東南の麓に釋一遍一字を建立せし跡あり、今の府下大町當麻山東明寺は此地より移せしと云、東明寺の縁起に
は此こと見えず

○灰塚山 村より亥の方六町餘にあり、昔の墓所なりと云、○烽火山 村西四町計にあり、古戦争ありしとき、狼煙をあげし所と云、○備中山 村西六町餘にあり、新宮氏の長臣大竹備中と云もの、弩を備て敵の横を打し所と云、又横打山とも云、○地獄澤 村南四町

にあり、新宮氏罪人を誅戮せし所と云、其屍を埋めし塚とてあり、土人しとみ塚と云、死人塚を誤れるにや ○日橋川 村西山を隔て二十二町餘にあり、眞木村の境内より來り、戌亥の方へ斜に流るゝこと十二町十間餘、慶徳村の地を過て、木曾組小布瀬原村の界に入る ○濁川 村東二町四十間にあり、堀出新田村の境内より來り、八町二十間餘南に流れ、田原村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東濁川に架す、長六間の土橋にて、隣村に通る徑路なり、

○水利 ○堤三 一は村より六町五十間餘亥の方にあり古館堤と云、東西五十間南北二十五間、一は村より三町十四間酉戌の方にあり、山神堤と云、東西四十九間南北三十一間、一は村より三十町餘未申の方にあり、中會禰堤と云、東西三十五間南北八十四間、眞木村の養水とす、共に山中にあり、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十九間南
北二十二間免除地 村西山麓にあり、縁起に天喜年中源義家朝臣東征のとき、我恙なく夷賊を討滅して歸洛することを得ば、東奥の地に熊野三社を勧請すべしと祈誓あり、頓て勝軍し夷賊誅に伏せしかば、此所に宮居を建立し、熊野山新宮と名け、社産許多を寄附し、靈堂末社も數多ありて、神官社僧祭事

餘人 大工 景政

貞和五己丑年七月二十一日

を修し禮式嚴重なり、其頃恒祭は六月十五日にて、田樂相撲等を興行し、貴賤群集して其賑ひ大方ならざりしとぞ、【舊事雜考】には、義家朝臣代田組熊野堂村に
勸請ありしを、應徳二年此所に移し祭ると云、慶長年中蒲生秀行當社の來由を尋しに、神職創建の始末を告げ、且義家朝臣の鞍轡を呈進す、【舊事雜考】に鞍轡を呈
せしは寛永中の事と
し、又鞍の山形に義家と云二字を置しとあり、蒲生忠郷上洛供
奉の時、此物を用ひしかば、洛中の貴賤目を驚せしと云傳ふ、
同六年再封の時、社産五十石を附す、同十六年地震あり
て拜殿既に傾倒れんとす、仍て修理を加ふ、【舊事雜考】
に慶長十九
年六月拜殿再
興供養とあり寛永中加藤氏封に就しより社産を失ひ、殿屋漸々に廢圮せり、正保二年有慶と云僧修造せり、祭禮は三月十五日・十六日・六月十五日・十六日なり △鳥居 兩柱の間二丈五尺餘高四間一尺餘、左右に二の表石あり、昔は此所に大門ありしが、廢圮して此石を建と云、これを石神と稱す、△制札 鳥居の側にあり、△鐘樓 鳥居を入て拜殿に至る、左の方にあり、鐘徑二尺七寸、銘あり、其文如左、
奉治鑄奥州會津熊野山新宮社之鐘一口 一山之衆徒
三十人
大檀那 從 太姉 同地頭 平朝臣明繼 結縁衆百

△拜殿 十三間半に六間、もと鎮座以來の拜殿有て、漸々に頽破せしかば、舊材を用て修補せしとて今に結構巨宏なり、△三社 拜殿より石階を登り、御前山の麓森の内にあり、三社共に東向にて中央を新宮とす、本社なり三間四面、祭神は 伊弉册尊の木像長一尺一寸七分、早玉男神の木像長一尺九寸二分、速玉宮と號し又西の御前とも云、北の社を本宮とす、祭神は 伊弉册尊の木像、菊理姫神木像、共に長一尺一寸七分あり、證誠殿と號し又中殿と云、南の社を那智と云、祭神は 伊弉册尊の木像、長一尺七寸三分、事解男神の木像長二尺四分、結御前と號し又中の御前とも云、共に二間半四面なり、此社今に靈威いぢるしく、村民の崇畏るゝこと侘に殊なり、又此社に七不思議あり、一には三社の屋上に鳥栖ます、二には拜殿に雀の巢なし、三には拜殿に蚊入らず、四には拜殿に雀の巢なし、敷かれざる所あり、五には村中に火災ありても二軒に及ばず、六には村民に毒蛇の害なし、一説には此村の境
一年にて實
七には毎年いづくよりか熊來て神前に詣す、
此外舊跡多し、皆左に記す、

【末社二座】 △八幡宮 拜殿の南にあり、△伊勢宮八幡宮の南に並ぶ、

△文珠堂 拜殿の南新宮寺の側にあり、四間に三間半文珠の木像を安ず、長一丈二尺運慶作と云、相傳ふ、建久三年に當社の神職鎌倉に往き、領主のために社領を犯され、難儀に及べる旨を訴へしかば、源頼朝卿より社領二百町の證狀を下し給ひ、又文珠の木像を當社に納らる、後小像ゆゑに此木像の軀中に納めり、或云運慶の作は此小像にて、大像の文珠は後の彫刻なりと、△銀杏樹 拜殿の東にあり、當社開基の頃よりの古木なり、此外に櫻の名木ありしが今は枯ぬ、

△別當新宮寺 境内東西十八間南 本社の南にあり、熊野山と號す、開基詳ならず、意ふに當社勸請の時建立ありしなるべし、大永の頃雄仁と云者住せり、其後何れの頃にか廢絶して、堂宇も顛倒せしを、正保二年延行院有慶本社を造營し、又此寺を再興して當社の別當となりぬ、眞言宗、大町彌勒寺の末寺なり、本尊彌陀長一尺、脇立藥師長二尺、觀音長一尺、客殿に安ず、共に運慶作と云、神寶・寺寶多し、皆下に擧ぐ、

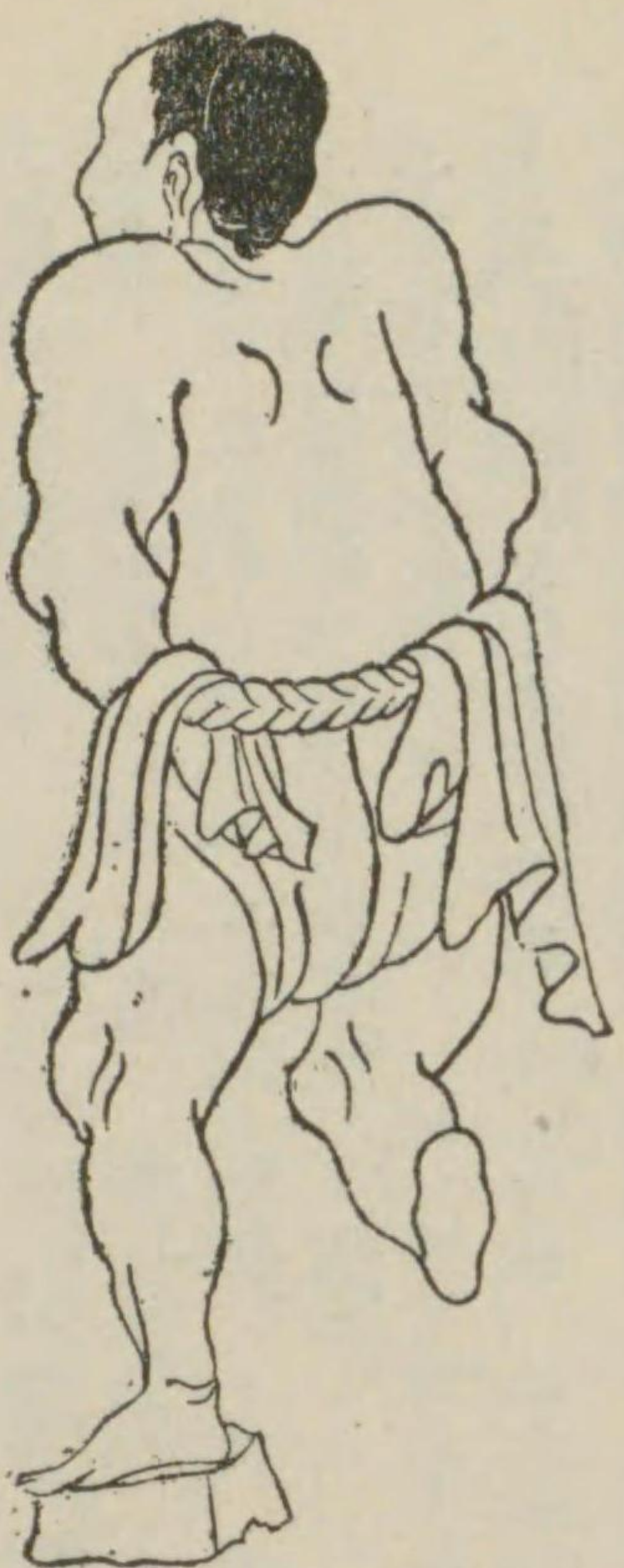
△神宮寺 境内東西十四間南 新宮寺の南にあり、山號を諸法山と云、新宮寺の奥院にて社僧の一なり、本尊彌陀の銅像長一尺惠心作といふ、

【寶物】 △鞍鐙 一具慶長中浦生秀行に獻せり、鞍に

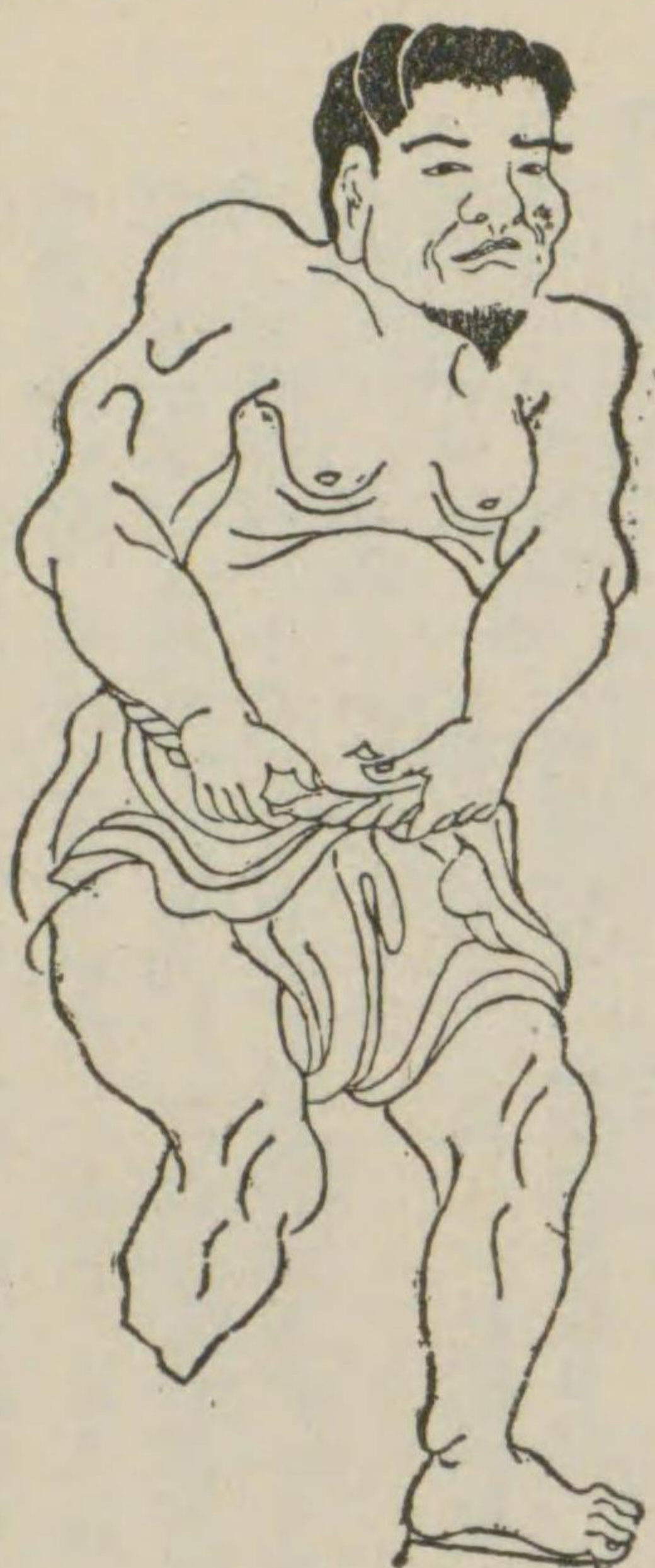
義家と云、彫附ありしと云、△藥師佛木像 一軀慈覺作 △十二神將木像 十二軀定朝作 △虚空藏木像 一軀同上、昔此社の境内湯峯と云所に佛閣ありて、其所に安置せる佛なりとぞ、△相撲力士木像 一對、作者不知 △同 一對運慶作、義家朝臣當社草創のとき相撲を以合戦の勝負を占はる、それにより毎年六月祭に十五番の相撲あり、因てこの人形今に有とぞ、其圖左に載す、△如意輪觀音木像 一軀定朝作 △地藏木像 一軀運慶作 △賓頭盧木像 一軀同上 △大黒天木像 一軀空海作 △不動脇立二童子木像 三軀運慶作 △熊野山新宮額 堀川帝の宸筆と云 △三千佛畫像 三幅天竺印陀羅の畫なり、義家朝臣の奉納といふ △空海畫像 一幅、光明天皇の御畫なり、△大般若經百二十六卷、寫本にて辛櫃四に入る、共に文龜二甲子五月吉日築田右京といふ銘あり、文龜二年は壬戌なり支干誤れり全部殘缺處々に奥書あり、如左、

第五十卷峯崇、第一百九十卷應永卅五年八月日修復 且那法宗沙門□□ 第一百七十七卷應永卅五年戊申 六月十八日修復、沙門令曼 第二百三十二卷大且那

赤力士背 長一尺六寸二分



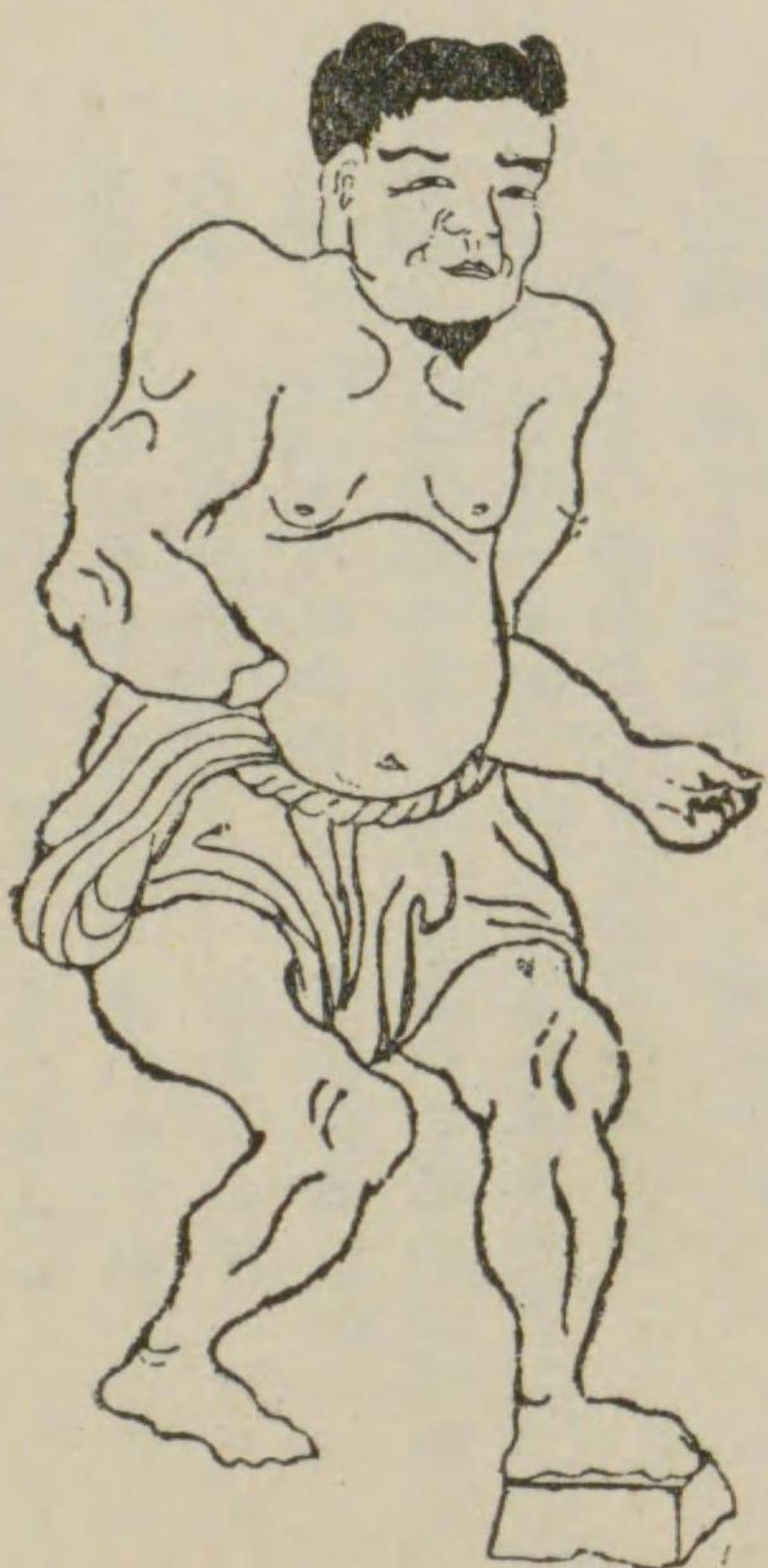
同面



白力士背 長一尺五寸



同面



平朝臣景平 第二百三十五卷延文三年正月一日大且那沙彌妙雲 第二百四十九卷景平書 第二百五十一卷惠光寺 第二百七十七卷應永卅三年十二月三日□□ 第三百七十卷東方鳥比丘□□ 第五百廿四卷建武三丙子年卯月十日三位日俊、其餘經卷あれども皆朽損して、卷數文字分明ならず、

△紺紙金泥經文 一枚菅相公筆 △同 一枚空海筆 △善行寺如來畫像 一幅惠心筆 △相撲田樂日記 一卷、其文如左、

- 一番 かなう 二番 かひぬま
 - 三番 かなう 四番 あらきにがしうちか(虫喰)
 - 五番 あかふし 六番 よろいのめ
 - 七番 あらわけ 八番 なかむら一のせき
 - 九番 あやかね 十番 たふらまる
 - 十一番 たかき 十二番 をふせ
 - 十三番 ながを 十四番 つかはら
 - 十五番 もんてん
- 定本莊東莊 加納莊松野 六月會相撲日記
- 一番 右かひぬま 左まつの
 - 二番 右にしをふき 左ふしさは
 - 三番 右まんりき 左をくかは

- 四番 右つかはら 左なかを
 - 五番 右ひかしをうき 左たかよし
 - 六番 右にしをうき 左あやかね
 - 七番 右あかほし 左あらわけ
 - 八番 右よろひのめ 左たかき
 - 九番 右あらわけ 左たかき
 - 十番 右あらわけ 左のふりき
 - 十一番 右ひかしなかを 左のふりき
 - 十二番 右いちのせき 左けいとく
 - 十三番 右かなう 左けいとく
 - 十四番 右かなう 左もんてん
 - 十五番 右かなふ 左もんてん
- 右所定如件 田樂之日記
- 万力 能力 高木 經徳より 衆徒四人、數合八人 奥州會津新宮熊野山長吏 天文十四年乙巳正月吉日 寫之

△細字法華經 一部銅の經筒に入る、口径一寸五分長四寸餘、彫附あり、其文如左、
妙法蓮華經、新宮熊野山經筒、應永十年癸未六月廿九日、筆者慶海作者禪藤申口所弘尊持

△光源氏系圖 一軸、近衛關白信基公筆 △牛王寶印

刻板 一枚、裏に新宮熊野山常住の牛王寶印、永享二年庚戌正月吉日作者山岸坊上野と云銘あり、△玉山講

義附録 一部、函に入る、肥後守正之寄附 △大錫杖 一柄、徳一所持の物と云、△同 一柄、新宮教念と銘

あり、伊豫阿闍梨教念所持の物と云、△寶劍 二口、一は護平、一は行光作と云、△猿田彦假面 一枚、作者不知、△鈿女假面 一枚、同上 △天探女假面 一枚、同上 △陵王假面 一枚、古物なり、△狛犬 一

雙、作者不知、古物なり、△神輿 一基、古物なり、△木像獅子頭 一軀、古物なり、或云運慶作なりと、

△甲冑 一領 △長床鰐口 一口、其銘如左、

熊野新宮寶前 奉施入周四尺五寸鰐口一口 治承三年八月日 僧伊勢

△南宮鰐口 一口、其銘如左、

在□□慶彫字高頼小且那御子別當吉原大工願情 敬奥州會津熊野山兩所鰐口一口大且那沙彌正宗

△鉢 一口、其銘如左、 康應二年閏三月三日

陸奥國會津山郡能野山新宮 證誠殿御鉢 大且那妙

悟 曆應四年辛巳六月三日大勸進比丘尼明月

大且那平内次郎 大工圓阿 同子息定能 結縁 衆十万人

△古文書 一通、葦名家臣富田氏、實領地出入の時、自筆和談狀なり、其文如左、

△前文闕 汝新宮田原問答之河原、某爲取暖免御領所下地、田原之分相付申候、雖然從新宮無相違、彼河原を被入、

從田原被防間敷之由申理候、其上彼地五田昌聊茂不可相起候、平左同憚御間敷敷存候故、及御異見候處、御納得祝着之至候、爲後日如此一筆相渡申候恐々敬

白 元龜三年壬申 富田氏實 (花押) 七月十三日

△蒲生家古文書 一通、寺領寄附狀なり、其文如左、

會津於分領御知行五十石寄進候、全可令收納者也 慶長六 秀行 花押 十月十八日

△御正體圓鏡 一面、其銘如左、 新宮別當坊

會津 大勸進僧 淨尊證一 地頭代 左兵衛少尉藤原知盛 小守宮預所代

右兵衛少尉平國村

新宮 彌勒元辛卯二月廿二日

【舊事雜考】に云、大歳在辛卯もの、天武帝朱鳥五年辛卯より、慶安四年辛卯まで十餘回あり、其中改元の年に當るもの、朱雀院承平元年と、高倉院承安元年のみ辛卯の歳に當れり、又承安の前庚寅の年に、九月の頃櫻梅桃李の花盛りに開けるよし、舊記に見ゆれば、世俗彌勒出世の先兆など云により、私に此年號に作りて此神器に刻めるも知るべからず、もし改元の年の辛卯ならば承安元年なるべし、然れども承安に地頭の號あるは怪むべしと云々、以下十種今はを失ふ、
【舊事雜考】に據て其文を載す、

△御正體圓鏡 一面、其銘如左、

大勸進僧 淨尊 横三郎 壬部廣末 會津新宮

彌勒元辛卯二月廿二日

△同 一面、其銘如左、

敬白 先達呼慶 會津 奉懸若王子御正體 新宮物部氏女

永仁四年丙申正月十五日藤原氏

△同 一面、其銘如左、

熊野山新宮 西宮結御前 御正體 願主 城仙坊

元亨三年癸亥十二月二十四日

△同 一面、其銘如左、

熊野山新宮 中宮結御前 御正體 願主 城仙坊

元亨三年癸亥十二月廿四日

△同 一面、其銘如左、

熊野山新宮 證誠殿 御正體 願主 城仙坊

元亨三年癸亥十二月廿四日

△同 一面、其銘如左、

會津熊野新宮證誠殿御寶前 奉懸三尺御正體一面
右志趣云云別當所地頭領家繁昌 元亨四年甲子六月二十八日

大旦那 比丘尼從滿 同 右衛門尉平時明 住持 赤雲

△同 一面、其銘如左、

敬白 奥州會津新宮御寶殿 奉懸十一面御正體一體

右奉鑄懸十一面御正體意趣者、爲當莊惣地頭平時明

并一族等云云、別者大旦那比丘尼觀全云云、

正中二年乙丑十二月十五日 兵衛尉助成

大旦那 比丘尼觀全 同 比丘尼道觀

△中宮鰐口 一口、其銘如左、

奥州會津新宮莊 熊野山 鰐口一口 願主 伊豫阿闍梨

康曆二年正月十一日

△北宮鰐口 一口、其銘如左、

奥州會津熊野山若一王子御前鰐口 永亨七年乙卯十月廿七日 且那申口

所毫順彫工 裏若一王子

△明應九年・文龜二年・永祿六年の棟札あり、其文如左、

葦名修理大夫 當寺守護西海枝駿河守 新宮北御前

若一王子奉造立 大旦那行次子申口所

明應九年大歳庚申六月一日 同大旦那母并祖母

本願主祐尊 新田筑後守

熊鶴丸の母新宮千日 行次子長吏所 行次子五良

當寺守護職 西海枝駿河守

奉造立新宮證誠社二間一面一字祐尊聖

文龜二大歳壬戌天二月五日 大旦那築田右京亮

奉葺社一字 夫當社者、熊野三所權現靈神也、祠本地無量壽尊・醫王薄伽梵・觀自在薩埵三尊、爲衆生

守和光、日域垂跡爲群族利同塵、東土現化貴可崇、

尙神敬合廟芝積星霜、稔久移、居諸稍遙、棟梁朽

損、軒椽破壞、而當社申口隱居晴尅、築田左京允政

秀、且報恩爲意願、飽足勵無二懇篤、被奉上葺者、

仰願當所靜謐、傳家門榮花子孫鄉内安全、流寺中豊

饒、未代令獲二世安樂、願主望給敬白

永祿六年癸亥四月十日 奉選宮 勝常寺住堅性

當時屋形盛氏嫡男盛興 寺奉行平田常範

上葺求 政秀

三別當長吏寛成 左廳眞室

申口勝秀 宗右衛門

莊内役人仁兵衛 三郎左衛門

申口弟子大圓寶藏文識祐海

一位申口内儀ノ母 平田駿河守 同内儀

築田仁九郎 同内儀

渡部中兵衛 經德孫九郎母儀

赤塚彦兵衛 同内儀宇都木小太良同内儀

生江平八郎母 佐野治部少輔 同内儀

築田左京亮 同忠兵衛 同治良五良

申口乳長吏弟子民部 龍藏院

經德殿武藤和泉守

○寺院 ○大同寺 境内東西二十四間半 熊野宮の北にあり

舊石神の南にあ 山號を普光山と云、越後國村上耕雲寺

り後此地に移す

の末寺、曹洞宗なり、もとは律宗にて大同中の開基なり、寛正中新宮氏應永二十七年亡びしよ新宮次郎盛俊先祖の位牌を此寺に安じ、曹洞の徒瑚海を請して住せしめてより、洞家となる、此寺もとは木曾組寺内村にありしを新宮氏此地に移せしと云傳ふ天正己丑の兵燹に罹て、堂宇廢壞せしが、新宮氏の舊臣等相集て再興せりとぞ、本尊如意輪觀音客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 村北三町餘にあり、木丸跡東西七十間南北八十二間、二之丸跡東西二百二十間南北二百間、此館は新宮城といひ又大城ともいひしとぞ、新宮氏時代の居所なり、何れの時築しと云こと詳ならず、村民は建曆二年に六郎左衛門尉時連築くと云新宮氏は遠江守盛連の六男、六郎左衛門尉時連の後なり、時連のこと【東鑑】に詳なり、或は六郎兵衛尉といひ或は遠江大夫判官と云、康元元年十一月二十三日、兄弟三人相模守時頼と共に出家して、法名を觀蓮と云、子孫相續て此所に住し、耶麻郡半郡の地を領す、元亨の頃右衛門尉時明と云者あり、時連の子なり、其後數世の間、主名事跡詳ならず、康暦の頃北田氏と戦ひ打死せし人あり塔寺八幡宮所藏長帳によるに、應永中に至て黒川の領主葦名氏修理大夫盛政なりと云と地を争ひ、二十二年十

一月二十五年正月等の軍あり、二十五年六月に小河の城を攻落し、七月小布瀬の城を攻落さる、二十七年六月二日或云七月二日此城遂に陥り、新宮氏村民は次郎盛俊とて時越後國に出奔し、永享五年再び小河莊の城に據り、葦名氏と戦しが恢復の功ならずして、十月二十三日新宮氏兄弟三河尾張など云者數十人討死し、新宮氏遂に亡ぶ、越後國蒲原郡小川莊津川町新善光寺の過去帳に、九月二十五日新宮殿道宗禪定門義開朝榮賢範父子三人、小川にて討死と記して、傍に永享五年の時分歿とあり、又新宮氏全盛の時は此邊に北小路・本小路・道場小路・高野町・禰宜町・熊野小路など云所ありしが、應永の亂後北小路・道場小路・高野町今の町のこをば黒川に移し、其餘は田圃と成て其字今にあり、又村の戌亥の方に東西三十四間南北四十四間の館跡あり、文龜の頃西海枝駿河某と云者、こゝに住せるにより駿河館と云、後の山を駿河山と稱ふ、昔熊野宮を守護せし者住し、其後平田常範と云者住居せりといへども、何れの頃にか詳ならず、○阿彌陀堂跡 村の未申の方六町計山上にあり、其地を阿彌陀山と云、昔惠心僧都信濃國善光寺にて靈夢を感じ、彌陀の銅像四十八軀を造り、其一軀をこゝに安置せりと云、慶長辛亥の地震に堂宇顛倒し、其後舊跡より本尊を掘出せり、

今神宮寺の本尊これなり、又村北一町計駿河山の麓に補陀落堂とて一字あり、今大同寺の境内なり此山の南端に寺跡なりとて、四方五十間計の所あり、此堂全盛の時三百六十坊ありし其一なりとぞ、此外王堂・藥師堂・中堂・護摩堂・流鏑馬場・笠懸場の跡・熊野清水など今に其名残れり、煩はしければこれを略す、

○褒善 ○忠義者三右衛門 天明七年、米を與て賞せり

○忠義者福太郎 寛政十年、米を與て賞せり、○忠義者傳助 寛政十一年米を與て賞せり、

○山崎村 小名 天神免 此村の地形山麓にありて日橋川に臨み、出崎のごとき故名けりと云、府城の西北に當り行程四里二十五町餘、家數四十一軒、東西三町五十間南北一町、北は山に連り東西南は田畠にて、南は日橋川に傍ふ、東八町九間田原村の界に至る、其村まで十二町餘西五町二十六間眞木・田原兩村の山に界ふ、眞木村は申に當り二十一町餘、南三町四十二間河沼郡青津組東青津村に界ひ、日橋川を限とす、北五町三間新宮村の界に至る、其村は丑に當り八町餘、又申の方三町四十五間青津組北宇内村に界ひ、日橋川を限とす、其村まで十二町二十間餘、

○小名 ○天神免 本村より四町子丑の方にあり、家數

六軒、東西二十四間南北一町五十六間、西は山に倚り東南北は田畠なり、

○山川 ○日橋川 村南三町四十間餘にあり、廣百四間計、田原村の境内より來り、西に流れ眞木村の方に注ぐ、眞木村と界域入逢ひ町數詳ならず、慶長十六年八月の地震に、山崩れ川塞りしかば、蒲生氏數千の役夫を集て疏鑿せしが、猶本郡七箇村河沼郡十六箇村の地を浸し、東西三十五町餘南北二十町餘、汎濫して湖水の如くなり、是を山崎新湖と云、加藤氏の時に至て下流を決て、水勢漸半を減ぜしが、寛永八年九月の洪水に、再び填塞して水湛ふ、當家に至ても寛文中風土記撰述の頃までは新湖あり、漸々に疏鑿して水道舊に復し、今はなし、○濁川 村より丑寅の方七町計にあり新宮村の方より來り、南に流るゝと十二町餘、日橋川に入る、

○關梁 ○船渡場 村南にて日橋川を渡し、青津組の諸村に通ず、

○神社 ○十二所神社境内二間半四方免除地 村北山足にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△鬼渡神 本村より移せり、

○麓山神社境内東西三間半南北三間免除地 村北三町山の頂にあり、登

ること四十間計、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○寺院 ○龍源寺 境内東西十九間半 南北十間免除地 村中にあり、曹洞宗、松峯山と號す、開基詳ならず、もと空海作の地藏ありし故地藏院とも云、天正己丑の兵争に地藏の像を失ふ寛永中天寧村天寧寺の住僧恕山を請て中興開山とし、其末寺となりき、本尊釋迦客殿に安す、

○眞木村 府城の西北に當り行程五里十四町餘、家數二十七軒、東西一町南北一町五間、三面に日橋川遶り、北は平地に續き四方に田圃あり、東一町一間南一町四十間共に河沼郡青津組野尻村に界ひ、日橋川を限とす、西三町二十五間坂下組長井村に界ひ、日橋川を限とす、北八町二十間、山崎村の界に至る、其村は寅に當り二十一町餘、

○山川 ○日橋川 山崎村の方より來り、村東に至り南に轉じ、村の東南西三面を廻り、戊亥の方に流れ直に西に轉じ、北に折れ丑寅の方に逆流し、新宮村の境内に注ぐ、此川曲折數回にして、町數をしらず、

○原野 ○小田高原 コノカサ 村北一町五十間餘にあり、東西七町三十間餘、南北五町、本村及山崎村田原村新宮村入逢の秣場なり、又西に續き東西十町餘の原あり、ほて

衛門父子の疲を扶け、頼もしき行ありければ、明和六年賞して米を與へき、

さき原と云、日橋川の東岸にありて、西南北三面に川遶れり、この地山崎村と入逢なり、

○神社 ○御稷神社 境内十二間 四方免除地 村より戊亥の方一町十間餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△幸神 本村より移せり、

○寺院 ○清源寺 境内東西十間南 北十四間年貢地 村の戌の方一町にあり曹洞宗、卷尾山と號す、永正三年慶徳寺會下の僧清源來り住し、其名を以て寺號とす、慶長中慶徳寺六世高照を請て開山とし、其末寺となる、本尊如意輪觀音客殿に安す、

○褒善 ○森助 府下一の町菓子屋源之助がもとに十六年奉公せしが、源之助が祖父源左衛門、終りに臨み森助に向ひ、子の徳右衛門年若し、後の事を汝に委ぬ、力を合せて扶助すべし、と云て身まかりぬ、後徳右衛門も妻と幼き子三人を遺して失せしかば、森助兎角して産業に力を盡し、冬の日の雪ふるには、夜更るまで屋上の雪を拂ひ、晝の暇を費さず、家産に心を盡しければ、日を追て豊なりしとぞ、後妻子の方より今は古郷に歸るべしと云送りけるが、主の源左衛門が終りの一言忘るべからずとて、晝夜を分たず經營し、又徳右

新編會津風土記卷之六十八

陸奥國耶麻郡之十三

木曾組

此地府城の西北に當り本郡の西にあり、東は五日組慶徳組に接し、西は吉田組大谷組に交はり、南は河沼郡坂下組に界ひ日橋川を限とす、北は米澤領出羽國置賜郡に隣る、東西三里十八町 東は慶徳組宮在家村の界より西 南北五里十八町 南は河沼郡坂下組宮月村の界日橋川 本組及大谷組より北は米澤領の界飯豊山に至る 吉田組は重山の間に開ける民居なれば、俗に山三郷を以て惣稱とす、深溪狹隘の地に散居し、平衍の地少く耕耘に便悪ければ、多く堤を築き溪水を貯へ田地の養水とす田畠多く五穀乏しからず、網罟の利あり、小布瀬郷に隸する村十七、木曾村・廣野村・館原村・三山新田村・船岡村・小布村・河隅村・早稻谷村・船引村・堂山村・中反村・宮古村あり、新宮莊と稱す、百木郷に隸する村六 藤澤村・賢谷村・背戸尻村・あり、加納莊と稱す、此組及び大谷組・吉田組にて、正月十二日に白幣注連を供て

新編會津風土記卷之六十七終

山神を祭り、二月十六日を地神下として、未明に虚白を鳴らし、團子十六箇を製して是に供ふ、大寒の後百五日に霜祭あり、共に會津郡小田組の條下と併見るべし、凡て二十三箇村あり、

木曾組二十三箇村

木曾村 廣野村 館原村 三山新田村 船岡村 小布瀬原村 端村 小布瀬川 河吉新田村 寺内村 端村 河隅 石田坂 下村 上林村 端村 小原 洲谷 澤村 端村 一郷 小名 小布瀬川 河隅村 藤澤村 小名 辰原 端村 上藤澤 白子 本木 道澤 廻渡 澤口 撫木 賢谷村 背戸尻村 端村 杉 板澤村 沼平村 一戸村 端村 高野原 橋爪 廻渡 木地小屋 藤卷 村杉澤 早稻谷村 端村 北澤 船引村 堂山 村 小名 長坂 中反村 小名 梅山 宮古村

○山川 ○丸山 村より辰の方二町三十間にあり、高七八丈の小山なり、寛文中此村に市日ありし時、市神と諏訪神社を勧請せし所なりとて、石階礎石残り、
○一戸川 村東三町四十間餘にあり、上林村の境内より來り、南に流れて宮古川を得て未申の方に轉じ、船岡村の界に入る、境内を經ること九町計、廣二十間、
○宮古川 村北四町四十間餘にあり、廣十間、上林村の方より來り、辰巳に流るゝこと二十三町、一戸川に入る、○清水 村南にあり、周五間、
○水利 ○三箇村堰 村より戌亥の方にて、宮古川を引き本村及三山新田・廣野三村の田地に灌ぎ、下流大川に入る、
○倉廩 ○米倉三屋 村より戌亥の方五十間にあり、二屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、
○神社 ○宗像神社 境内東西十七間南 村北二町餘にあり、鎮座の初詳ならず、昔村北四町山中の堂岸と云所にありて、社頭衰廢せしを、明暦元年此村の肝煎齋藤孫右衛門と云もの、靈夢に感じて此所に移せしと云、祭禮七月二十三日、鳥居・幣殿・拜殿あり、五日組上三宮村能登是を司る、【相殿二座】 △諏訪神 本村より移せり、△於布佐和戸神 同上

○廣野村 舊今の地より西二町にあり、寛文中木曾村と同くこゝに移せり、府城の西北に當り行程六里、家數十三軒、東西二町南北四十間、南は日橋川に臨み北は山に近く、東は木曾村に連る、西南北共に木曾村と田圃相雜り、境界分ち難し、西は三山新田村まで七町二十間、南は河沼郡坂下組河原田村まで十町五十間餘、

○山川 ○日橋川 俗に大川 村南三町にあり、船岡村の方より來り、西に流るゝこと六町、館原村の界に入る、廣四十間計、

○神社 ○伊豆神社 境内東西十六間 村東一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登是を司る、【相殿一座】 △山王神 本村より移せり、
○寺院 ○東福寺 境内十三間 村より辰巳の方三十間餘にあり、眞言宗、府下道場小路觀音寺の末寺なり、廣野山と號す、開基の年代詳ならず、天文十三年善宥と云僧再興す、本尊大日客殿に安す、

○褒善 ○孝行者佐太郎 寛政三年米を與て賞せり、
○館原村 府城の西北に當り行程六里、家數三十四軒、東西三町十間南北一町五間、南は大川の斷崖に臨み、北は山に倚る、東三町五十二間木曾・廣野兩村の界に至る、兩村共に丑寅に當り、廣野村まで九町餘、木曾村まで十

一町餘、西二十二町三十二間大谷組大谷村の界に至る、其村まで三十二町十間餘、南は村際にて河沼郡坂下組宮月村に界ひ、大川を限とす、其村まで六町五十間餘、北二町五十四間三山新田村の界に至る、其村まで七町餘、又戌亥の方十四町大谷組三方村の界に至る、其村まで一里一町二十間餘、

○山川 ○三山 村北十二町にあり、三峯相並、形狀同き故名けりと云、○杉山 村より戌の方九町にあり、頂まで百丈計、雜木多し、○そり山 村西十二町にあり、杉山と並峙つ、○日橋川 村南にあり、廣野村の方より來り、西に流るゝこと七町計、只見川宮月村の方より來り注ぎ、是より揚川となり、又西に流るゝこと七町、大谷村の界に入る、廣一町餘、村際に舟渡あり、直に南に流れば宮月村に至り、又未申の方斜に揚川を渡れば河沼郡野澤組河井村に至る、此川邊に蛤石を産す、

○關梁 ○橋 村西七町にあり、長六間、荒戸澤と云溪流に架す、隣村の通路土橋なり、
○郡署 ○代官所 村中にあり、役人を置、本組及大谷組・吉田組を支配せしむ、野澤組下野尻村郡役所に屬す
○神社 ○八幡宮 境内東西二十六間南 村北四町餘山腰に

あり、草創の年代詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移しぬ、

○寺院 ○久昌寺境内東西十七間南 村北にあり、瀧澤山と號す、野澤組松尾村眞福寺の末山、曹洞宗なり、天正十四年幽禪と云僧の開基なりと云、本尊地藏客殿に安ず、○觀音堂 客殿の東にあり、十一面觀音を安ず、

○褒善 ○孝行者甚左衛門 文化二年賞して米を與へき
○三山新田村 府城の西北に當り行程六里六町、家數九軒、東西五町二十間南北一町四十間、散居す、此村は寛文四年堂山村の農民宮城某と云者、館原村の境内に田圃を開き、三山の麓に民居を營み、三山新田と名けしと云

東二町十二間木會、廣野兩村の界に至る、廣野村まで七町二十間餘、木會村まで九町二十間餘、西三町南四町十二間共に館原村の界に至る、其村は南に當り七町餘、北五町木會村の山に界ふ、

○褒善 ○孝行者清右衛門 元祿二年米を與て賞せり、
○船岡村 府城の西北に當り行程六里十九町、家數二十九軒、東西一町二十二間南北二町十二間、南は日橋川に臨み北は一戸川に近し、東二町八間小布瀬原村の界に至る、其村まで六町五十間餘、西四町五十二間廣野村の界

隅村の山に界ふ、又戊の方三町五十二間寺内村の界に至る、其村まで七町五十間餘、寅卯の方十町四十一間河吉新田村の界に至る、其村まで十六町四十間餘、
○端村 ○小布瀬川 本村の北十二町にあり、家數六軒 東西六町南北五十間、田入川に傍ひ山間に散居す、
○山川 ○和尚山 村より戊亥の方五町にあり、高四十丈計、頂に墳墓あり、相傳ていつの頃にか行脚の僧こ、に來、入定せし所と云、○最明寺峙 村北十二町慶徳村の界にあり、此峙を越て慶徳村にゆく、昔最明寺時頼、此山を越し故名けしと云、慶徳村の條下を併せ見るべし ○日橋川 村南九町餘にあり、慶徳村の方より來り、南に折れ西に流れ、又西北に轉じて船岩村の方に注ぐ、境内を經ること十七町、○田入川 村東にあり、五目組五分一村の山中より出で、洲谷澤村の境内を經て、未申の方に流れて船岡村の界に入り、日橋川に注ぐ、境内を經ること一里計、○沼 和尚山の麓にあり、東西百間南北八十間、

○水利 ○堤六 村北六町計に二あり、共に上谷地堤と云、一は周百間一は周百五十間、一は此より北十一町にあり、いもり澤堤と云、周八十間、一は村東十五町にあり、長峯堤と云、周八十間、此より東三町に二あり、

に至る、其村まで九町、南三町河沼郡坂下組河原田村に界ひ、日橋川を限とす、北二町二十四間寺内村の界に至る、其村まで十町二十間餘、
○山川 ○日橋川 村南三町餘にあり、小布瀬原村の境内より來り、戊亥の方に流るゝこと七町、一戸川を得て廣野村の方に注ぐ、廣一町餘、○一戸川 村より戊亥の方三町にあり、寺内村の方より來り、未申に流るゝこと六町、日橋川に入る、
○神社 ○伊勢宮境内東西六間南 村北二町山麓にあり、鎮座の年代知らず、鳥居あり、上三宮村能登が司なり、【相殿二座】△天王神 本村より移せり、△總社 同上
○寺院 ○勝福寺境内東西八間南 村中にあり、五目組熱鹽村示現寺の末山、曹洞宗なり、舊山號を崇蛇山と云後攀玉山と改めき、天正元年示現寺十四世傳庵が開基なりと云、本尊地藏客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、
○小布瀬原村 端村 小布瀬川 府城の西北に當り行程六里十町、家數二十六軒、東西四町十九間南北一町十一間北は山に近く三方曠野なり、東二十四町四十一間慶徳組慶徳村の界に至る、其村まで一里四町、西四町四十五間船岡村の界に至る、其村まで六町五十間餘、南九町十間河沼郡坂下組長井村に界ひ大川を限とす、北二十町計河

り、共にまたら澤堤と云、一は周七十間、一は周百間、
○神社 ○稻荷神社境内東西四間南 村南二十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登是を司る、【相殿三座】△八幡宮 本村より移しつ、
△山神二座 一座は本村より移し、一座は河吉新田村より移しつ、
○寺院 ○長松寺境内東西十四間南 村中にあり、曹洞宗、八幡山と號す、會津郡南青木組天寧村天寧寺の末寺なり、文祿元年守清と云僧住せしとて、今に開山と稱すれども、彼僧草創せしことも詳ならず、本尊觀音客殿に安ず、
○古蹟 ○館迹二 一は村南一町計にあり、相傳ふ元龜天正の頃、渡部忠兵衛直忠と云者居ると云、今茶圃となり空隍の跡僅に存す、一は村南八町餘にあり、中崎城と云、東西三町二十間南北一町三十間計、今林木繁茂せり、東南は大川の斷岸に臨み、西北は田入川を帶ぶ、いつの頃にか中崎善六郎某と云者居りしと云、
○褒善 ○孝行者茂平治 文化二年賞して米を與へき、
○河吉新田村 府城の西北に當り行程五里二十四町、家數十一軒、東西三町南北二町山間に住す、元和九年小布瀬原村の境内に田圃を開き民居を營しと云、辰巳の方十

町慶徳組慶徳村の界に至る、其村まで二十七町四十間、東六町西六町四間北七町共に小布瀬原村の界に至る、其村は申酉に當り十六町四十間餘、

○山川 ○取上澤 村南にあり、小布瀬原村の境内より來り、山間を南に流れ、西に折て又小布瀬原村の界に入、田入川に注ぐ、境内を經ること二十町計、

○水利 ○堤二 一は村より寅の方六町餘にあり、周八十間、一は此より山奥九町にあり、周百九十六間、

●寺内村 端村 河隅 石田坂 昔大同寺と云巨刹あり、其院内にありし故名けしと云、府城の西北に當り行程六里二十町、家數四十軒、東西一町十間南北五町三十間、東北は山に倚り西南は田圃なり、東四町小布瀬村の山界に至る、其村は辰に當り七町五十間餘、西一町下村に隣り其村際を界とす、南九町四十五間船岡村の界に至る、其村まで十二町餘、北十一町三十間河隅村の界に至る、其村まで十六町三十間、

○端村 ○河隅 本村の北五町にあり、家數十軒、東西二十町南北二十間、四方に田圃あり、○石田坂 本村の南九町十間餘にあり、家數三軒、東西十間南北二十間、山麓に住し西は田圃なり、

○山川 ○高館山 村北一町餘にあり、天正中伊達氏會

開山空行が所持の物なりと云傳ふ、

○大日堂 境内三間四方免除地 村東にあり、縁起を按ずるに、大同年中堀内某と云者村民等と力を勤せ、此所に一寺を建立し、郷名と其時の年號とに取り、布瀬山大同寺と號し、大日座像 長二尺 不動立像 長四尺 毘沙門の三像を安置すと云、後に此寺慶徳組新宮村に移りしが、三像は此所に遺し、堂を建て安置せり、後慶長中の地震に堂宇顛倒し、毘沙門の木像を失ふ、今の堂は其後の修造なり、修驗彌勒院是を司る、

○地藏堂 境内東西四間南 村中にあり、造立の年代を知らず、舊十王堂なり、今は地藏を安ず、村民の持たり、

○褒善 ○忠義者茂平次 天明三年米を與て褒賞しつ、

○善行者平三郎 寛政三年同上 ○善行者吉次郎 同上

津を襲ひしとき、近村の農民此山に楯籠りし故に名くと云、○和尚山 村より辰巳の方、小布瀬原村の界にあり、小布瀬原村の條 ○一戸川 村西一町にあり、河隅村の方より來り、南に流る、こと六町五十間、木曾村の界に入る、

○關梁 ○大橋 村より未の方三町、木曾村の通路一戸川に架す、長十四間幅九尺、勾欄あり、

○神社 ○磐持神社 境内東西十三間南 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、神像二軀あり、男體は圭冠袍長一尺一寸八分、女體は垂髮杉袴長八寸、共に腰下朽損し極めて古物なり、鳥居あり、上三宮村高村能登是を司る、

【相殿二座】△天王神 本村より移せり、△總社 同上

○寺院 ○泉福寺 境内東西二十七間南 村東一町にあり、淨土宗、壽榮山と號す、小田付組入田付村光徳寺の末山なり、弘安六年光徳寺の僧空行、此に來り一字を造營し、行基作の無量壽佛と、運慶作の大日の像を安置すと云、今は彌陀三尊の銅像を本尊とし、客殿に客す、又鐘樓あり、鐘徑に三尺、天明二年施主當寺二十九世感隨と彫付あり、銘あれども煩はしければ略す、

【寶物】△鏡 一面、長五寸三分横四寸、形圓なり、表に佛像を彫り、裏に坂上氏僧禮芳大力丸と彫付あり

北十二町河隅村の界に至る、其村まで十八町二十間餘、

○山川 ○燒山 村より亥の方十八町計にあり、雜木多し、○一戸川 村東にあり、河隅村の境内より來り、未申の方に流る、こと十八町、木曾村の界に入る、

○水利 ○堤 村より亥の方十八町にあり、折橋澤堤と云、周一町、

○神社 ○伊勢宮 境内東西二間南 村南二町餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登是を司る、

○寺院 ○觀音堂 境内十四間四方年貢地 村中にあり、建立の年代詳ならず、村民の持なり、

○山林村 端村 小原 此村舊上野村と稱す、寛永十一年今の名に改めしと云、府城の西北に當り行程六里十五町家數五十軒、東西四町南北五町、西は山に續き三方田圃なり、東二町五十八間北三町共に下村の界に至る、其村は東に當り五町、西十三町船引村の山界に至る、其村まで十五町、南二町六間木曾村の界に至る、其村まで五町二十間、

○端村 ○小原 本村の南一町二十間餘にあり、家數十軒、東西一町南北二町、南は一戸川に近く三方田圃なり、

○山川 ○宮古川 村南五町にあり、廣七間計、船引村の方より來り、巳の方に流るゝこと一里計、木曾村の界に入る、

○水利 ○堤三 一は村北十七町にあり、境澤堤と云、周二百七十間、一は此より一町計奥にあり、深田堤と云、周二百二十間一は此北十二町にあり、次郎田堤と云、周二百五十間餘、

○神社 伊勢宮境内東西四間南北三間免除地 村西にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、

【相殿五座】 △稻荷神二座 共に本村より移しぬ、△山神 同上 △總社 同上 △鬼渡神 同上

○褒善 ○小左衛門 弟を清右衛門と云、兄は歳七十に越え弟は五十に餘り、共に妻子と孫とを合せて十七人同居す、皆睦く聊も争ふことなし、或時兄弟相謀り、我等なからん後は、心々に成て家を分たんと圖り難しとて、其家續きに居を營て分れ住しが、互に隔るを悲て又程なく故の如く移れり、孫子打連て弟の田畠に出るときは、兄は家において足洗ふ湯を設け、寒き頃は焚火までも心を附て其歸るを待ち、又村里に饗應ありて招かるれば、共に讓て兄を推てゆかしめ、凡て友愛の心甚厚かりしとぞ、かくて村里の者常に信ずること

深ければ、水論境論にも兄弟理を引て諭せば、必争を止めしと云、元祿二年米を與て二人を賞せり、○彌平次 弟を八十郎と云、親ありし時竈を分ち、兄は本宅に住し、弟は臺所の方にありて兄弟睦く、共に子四五人あれど、何れを父とも思ひ分かず、妻も何れを子とも隔てず、又親の遺言に任せて、齊く田畠を分ち耕し貢物足らざれば互に補ひ、金錢の所用にも共に隔てなく、有合たる方より出し償を求めず、農作の事より山野の働までも、弟は兄の勞に代り、兄には安きことをなさしめ、共に愛敬深く民間に稀なる行なれば、寶永三年共に米を與て賞せり、○權四郎 少きより耕耘の業に心を盡し、晝夜他事なく勤て生産乏しからず、此村三本松と云所に二丈餘の深澤あり、用水此澤に流れ落て、不用のものとなりしを惜み、新田を闢んとて五年前より二人の子と力を合せ、土を運び下流に土留を作り、近山に數條の水道を通じ、大雨の時父子共に出て山より土を流し、四年の中に此澤盡く埋り、一段七畝の田を闢く、初此村にて堤を築き、水利を興んと謀りしを、一村の力に及び難しとて空く年を送る、權四郎此事思立し時は、近村までも成功の難からんことを憚りしが、此父子が事により、村中互に起て二年の中

に善徳谷地と云所の堤堰成しと云、延享元年米を與て賞せり、

○洲谷澤村 端村 一郷 舊藤澤村の端村なり、文祿中の洪水に田圃を押し流し村民離散す、後田地を墾發し、再び家居を營みしより、分て一村とす、府城の西北に當り行程七里十八町、家數二十七軒、東西五町南北四町、溪流に傍ひ兩岸に散居す、東一町五十四間河隅村の界に至る、其村まで五町四十間餘、西三町四十間藤澤村の界に至る、其村まで二十六町、南二町四十八間下村の界に至る、其村まで二十四町餘、北十二町四十八間早稻谷村の山界に至る、其村まで二十三町餘、

○端村 ○一郷 小名 小布瀬川 本村の東河隅村の境内を隔て十九町四十間餘にあり、家數三軒、東西一町南北二町、山間に散居す、地面東西二十町餘南北十五町計、東は慶徳組宮在家村に接し、西は河隅村に續き、南は小布瀬原村に交はり、北は藤澤村に隣る、

○小名 ○小布瀬川 一郷より寅の方四町にあり、家數十三軒、東西三十六間南北四十六間、溪流に傍ふ、

○山川 ○鷹待山 村より戌の方十二町にあり、高三十丈餘、昔此山にて鷹を羅せし故に名けしと云、又此奥に狸森と云山あり、昔狸多く住しと云、○洲谷澤川

村中にあり、村北の山中より出て巳の方に流るゝこと三町餘、河隅村の方に注ぐ、

○神社 ○山神社境内東西四間南北六間免除地 村西一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】 △總社 本村より移しぬ、

○河隅村 府城の西北に當り行程七里、家數二十四軒、東西三町南北三町、一戸川の兩岸に散居し、東西は山に倚る、東七町二十間洲谷澤村の端村一郷の地に界ふ、西三町四十八間洲谷澤村の界に至る、其村まで五町四十間餘、南十六町二十八間下村の界に至る、其村まで二十八町二十間餘、北五町二十間藤澤村の界に至る、其村まで十五町四十間、又巳の方二町五十八間、寺内村の界に至る、其村まで十一町三十間、

○山川 ○一戸川 村中にあり、廣二十間、藤澤村の方より來り、南に流るゝこと十五町、下村の方に注ぐ、

○洲谷澤川 村西六町にあり、洲谷澤村の境内より來り、辰巳に流るゝこと四町計、一戸川に入る、

○原野 ○もうち原 村西四十間にあり、東西二町南北五町、山腰にある原野なり、

○關梁 ○橋二 村中一戸川に架す、一は長十五間、一は長八間、共に丸木橋なり、

○水利 ○堤 村東六町にあり、周百四十八間、

○神社 ○山神社 境内東西二間半、村北三町餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、

△鬼渡神 同上

○藤澤村 小名 辰原 端村 上藤澤 白子 府城の西北に當り行程八里、家數五十軒、東西五町南北三町、一戸川と五枚澤川を夾み、山間に散居す、東十二町洲谷澤村の端村一郷の地に界ふ、戌の方九町十四間早稻谷村の界に至る、其村まで十四町五十間餘、南十三町河隅村の界に至る、其村まで十八町、北十三町賢谷村の界に至る、其村まで十八町、

○小名 ○辰原 本村の南八町にあり、家數三軒、東西三十間南北四十間、南は山に倚り北は一戸川に傍ふ、

○端村 ○上藤澤 本村の北十二町にあり、家數十五軒、東西二町南北四町、五枚澤川を夾み兩岸に散居す、東西は山に連り南北に田圃あり、○白子 本村より未申の方八町にあり、家數七軒、東西一町南北一町、東は一戸川に傍ひ、西は山に續く、○本木 本村の西六町にあり、家數八軒、東西一町南北二町、一戸川の西邊にあり、川東に二區あり、堂目・腰巻と云、堂目は家數

十五軒、東西二町南北三町、腰巻は家數四軒、東西一町南北一町、○道澤 本村より申の方二十町にあり、家數二軒、東西十五間南北十間、山間に住す、○廻渡 本村の北十八町にあり、家數六軒、東西五十間南北一町、西は一戸川に傍ふ、○澤口 廻渡より戌亥の方十町にあり、家數十四軒、東西一町南北二町、東は一戸川に傍ふ、○撫木 澤口の北五町にあり、家數九軒、東西一町南北三町、西は山に倚り東は一戸川に傍ふ、

○山川 ○長峯山 村より戌の方三町にあり、山脉數里の間に連り、飯豊山に續く、故に名くと云、○早鳥居 山 村東九町飯豊山に登る山徑なり、此に鳥居及姥神の石像あり、昔飯豊山に登る者は先こゝに詣しと云、

○五枚澤川 村東にあり、賢谷村の境内より來り、南に流るゝこと十四町計、村中にて一戸川に入る、廣八間、○一戸川 村南にあり、一戸村の方より來り、屈曲して南に流るゝこと二里計、河隅村の方に注ぐ、廣十間計、○沼 村より丑の方四町にあり、周八町二十間、田地の養水とす、

○關梁 ○橋二 共に村中にあり、一は長十間幅九尺、一戸川に架す、勾欄あり、一は長七間幅四尺、五枚澤川に架す、

一村の山界に至る、其村まで一里、戌亥の方一町二十間沼平村の界に至る、其村まで十二町二十間、南四町二十間藤澤村の界に至る、其村まで十八町、北十二町背戸尻村の界に至る、其村まで十九町、

○山川 ○三森山 村より辰巳の方二十五町にあり、東は五目組讓屋村に界ひ南は藤澤村に屬す、○狸森山 三森山の北に連り、東は讓屋村に屬し峯を界とす、○五枚澤川 村西にあり、沼平村の境内より來り、南に流るゝこと三十町計、藤澤村の方に注ぐ、

○神社 ○山神社 境内東西二間半、村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿三座】 △山神二座 共に本村より移せり、△總社 同上

○寺院 ○源空寺 境内東西十一間南、村東にあり、三寶山と號す、府下五之町高巖寺の末寺淨土宗なり、いつの頃にか良宗と云僧建立せしと云、其後文祿の頃茂山と云僧再興す、彌陀を本尊とし客殿に安す、

○觀音堂 境内東西五間南、村中にあり、十一面觀音を安す、建立の年代知らず、村民の持なり、

○褒善 ○善行者唐橋太郎兵衛 此村の肝煎なり、寛政四年米を與て褒賞せり、○孝行者はる 農民權之助母

一村の山界に至る、其村まで一里、戌亥の方一町二十間沼平村の界に至る、其村まで十二町二十間、南四町二十間藤澤村の界に至る、其村まで十八町、北十二町背戸尻村の界に至る、其村まで十九町、

○山川 ○三森山 村より辰巳の方二十五町にあり、東は五目組讓屋村に界ひ南は藤澤村に屬す、○狸森山 三森山の北に連り、東は讓屋村に屬し峯を界とす、○五枚澤川 村西にあり、沼平村の境内より來り、南に流るゝこと三十町計、藤澤村の方に注ぐ、

○神社 ○山神社 境内東西二間半、村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿三座】 △山神二座 共に本村より移せり、△總社 同上

○寺院 ○源空寺 境内東西十一間南、村東にあり、三寶山と號す、府下五之町高巖寺の末寺淨土宗なり、いつの頃にか良宗と云僧建立せしと云、其後文祿の頃茂山と云僧再興す、彌陀を本尊とし客殿に安す、

○觀音堂 境内東西五間南、村中にあり、十一面觀音を安す、建立の年代知らず、村民の持なり、

○褒善 ○善行者唐橋太郎兵衛 此村の肝煎なり、寛政四年米を與て褒賞せり、○孝行者はる 農民權之助母

○神社 ○熊野宮 境内東西九間南、村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上二宮村高村能登が司なり、

【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、△伊豆神 同上 △磐持神 同上 △鬼渡神 同上

○伊勢宮 境内東西三間南、端村本木にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登が司なり、

【相殿一座】 △山神 本村より移しぬ、

○熊野宮 境内東西十二間、端村撫木にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、高村能登が司なり、

【相殿一座】 △熊野宮 撫木より移しぬ、

○山神社 境内二間四、端村白子にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登が司なり、

○寺院 ○滿藏寺 境内東西十七間半、村中にあり、養命山と號す、川西組本寺村惠日寺の末山眞言宗なり、開基詳ならず、文明の頃宗海と云僧中興せしと云、本尊大日客殿に安す、△地藏堂 境内にあり、

○褒善 ○孝行者きく 農民忠右衛門養女なり、文化二年賞して米を與へき、

○賢谷村 府城の西北に當り行程七里、家數三十一軒、東西三町南北六町、山間に散居す、東十八町五目組五分

一村の山界に至る、其村まで一里、戌亥の方一町二十間沼平村の界に至る、其村まで十二町二十間、南四町二十間藤澤村の界に至る、其村まで十八町、北十二町背戸尻村の界に至る、其村まで十九町、

○山川 ○三森山 村より辰巳の方二十五町にあり、東は五目組讓屋村に界ひ南は藤澤村に屬す、○狸森山 三森山の北に連り、東は讓屋村に屬し峯を界とす、○五枚澤川 村西にあり、沼平村の境内より來り、南に流るゝこと三十町計、藤澤村の方に注ぐ、

○神社 ○山神社 境内東西二間半、村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿三座】 △山神二座 共に本村より移せり、△總社 同上

○寺院 ○源空寺 境内東西十一間南、村東にあり、三寶山と號す、府下五之町高巖寺の末寺淨土宗なり、いつの頃にか良宗と云僧建立せしと云、其後文祿の頃茂山と云僧再興す、彌陀を本尊とし客殿に安す、

○觀音堂 境内東西五間南、村中にあり、十一面觀音を安す、建立の年代知らず、村民の持なり、

○褒善 ○善行者唐橋太郎兵衛 此村の肝煎なり、寛政四年米を與て褒賞せり、○孝行者はる 農民權之助母

なり、寛政十一年同上

●背戸尻村 端村 村杉 此村舊賢谷村の端村なり、承應二年分て一村とす、府城の西北に當り行程七里、家數八軒、東西二町南北二町、五枚澤川の兩岸に散居し、四方田圃なり、寅の方九町五目組山岩尾村の山界に至る、其村まで二十三町、西六町沼平村の界に至る、其村は中に當り十七町、南六町賢谷村の界に至る、其村まで十九町北九町板澤村の界に至る、其村まで二十一町、

○端村 ○村杉 本村の東五町山間にあり、家數十軒、東西二町南北二町、

○山川 ○沼田山 村北五町にあり、北は板澤村の山に連り、西は沼平村の山に續く、○長會禰山 村南十三町にあり、南は賢谷村に界ひ、東は五目組半在家村に屬し、峯を界とす、○五枚澤川 村中にあり、板澤村の境内より來り、南に流るゝこと二十町計、賢谷村の方に注ぐ、

○關梁 ○橋二 一は村中にあり、長七間、一は村東一町にあり、かけのしる橋と云、端村村杉の通路なり、長六間、共に五枚澤川に架す、土橋なり、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十五間南 端村村杉にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登是を

町にあり、源は山岩尾村の境内黒森山より出て、二澤山の麓を過ぎ南に流るゝこと二十町、沼平村の界に入る、廣三間計、○清水 村中にあり、周二間半、此村山上に住して、早歲水乏しきことあり、されども此水はかるゝことなしとぞ、

○關梁 ○川前橋 村より辰の方十三町、背戸尻村の通路五枚澤川に架す、長六間、丸木橋なり、

○水利 ○小鷹狩田堤 村北五町にあり、周二町、

○寺院 ○虚空藏堂 村より申の方二町、蝸牛山の南の岩窟にあり、岩の聳出る所二間四方計、其中に小堂ありて虚空藏の木像を安す、長七寸餘、蓮花座の形あれども蠹みたり、永享三年辛亥八月と書付あり、其餘文字あれども剝落して讀べからず、沼平村長松寺これを司る、此山麓に池あり、虚空藏池と名く、此に産する泥鱒耳あり、人これを食はず、

●沼平村 府城の西北に當り行程七里十八町、家數二十三軒、東西三町南北三町、山腰に散居す、南は溪流に臨む、此より寅の方八町に一區あり、小屋と云、家數四軒東西十五間、南北一町、山間に住す、東十一町賢谷村の界に至る、其村は辰巳に當り十二町二十間、西十三町一戸村の山界に至る、其村は戌亥に當り三十町、南十町計

司る、【相殿三座】 △總社二座 一座は本村より移し一座は板澤村より移せり、△稻荷神 板澤村より移せり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西六間半 南北八間年貢地 村より戌亥の方にあり 造創の年月詳ならず、正觀音の古き木像を安す、村民の持なり、

●板澤村 府城の西北に當り行程七里十八町、家數十八軒、東西二町南北二町、山の半腹に住す、東三町五目組山岩尾村の界に至る、其村まで十一町、西北共に一戸村の山に連り、界域分明ならず、南十二町背戸尻村の界に至る、其村まで二十一町、又未の方四町沼平村の界に至る、其村まで二十四町、

○山川 ○花立山 村より辰巳の方三町にあり、此より谷を隔て虚空藏堂あり、昔女人結戒の地なりし故、婦人の參詣する者、此山にて花を挿み遙拜せし故名けしと云、○狸山 村西十町にあり、此山の前にあるを蝸牛山と云、共に高百五十丈計、雙峯相峙つ、○木兎山 村より未の方十町にあり、南は背戸尻村の山に連り、西北は沼平村に屬す、○板澤川 上流を五枚澤川と云山岩尾村の方より來り、板澤川となり、南に流るゝこと三町、背戸尻村の界に入る、○二澤川 村西二十二

藤澤村の山に界ふ、北十二町板澤村の界に至る、其村は丑に當り二十四町、

○山川 ○沼尻山 村より戌亥の方二十町にあり、もと頂に沼あり、故に名けしと云、○猪鼻峠 村北にあり

戸屋峠とも云、板澤村にゆく路なり、登ること十町計 ○二澤峠 村より戌の方十町、一戸村にゆく路なり、登ること三町餘、○烏藤坂 村より亥の方十町計にあり、五目組五分一村にゆく路なり、登ること二町計、

○二澤川 村より亥の方二十町にあり、板澤村の方より來り、南に流るゝこと一里十八町計、五枚澤川に入る、○五枚澤川 村東十三町にあり、背戸尻村の境内より來り、南に流るゝこと三十町計、賢谷村の界に入る、

○關梁 ○橋二 一は村東十三町五分一村の通路にあり川前橋と云、長八間、一は村の辰巳賢谷村の通路にあり、瀧前橋と云、長七間、共に五枚澤川に架す、丸木橋なり、

○水利 ○堤二 一は村より亥の方八町にあり、周二百十間、一は此より北一町にあり、周二百四十間、共に戸屋堤と云、

○神社 ○天王神社 境内十間四 村西五町餘にあり、鎮座

の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司
なり、【相殿四座】 △稻荷神 本村より移しつ、△山
神 同上 △總社 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○長松寺 境内東西十八間南 村より戌亥の方二町
にあり、豊平山と號す、曹洞宗、熱鹽村示現寺の末山
なり、永正中の草創にて、松藝と云僧の開基なりと云
本尊地藏客殿に安ず、

○舊家 ○岩橋八郎右衛門 此村の肝煎なり、平將門の
後胤岩橋太郎國森と云者の、末孫なりと云傳ふれども
世系詳ならず、先祖のものなりとて鎗一本・長刀一振
長三尺六 障泥鐙を藏む、鐙は木の生れのまゝにて修飾
を加へず、

○一戸村 端村 高野原 橋爪 廻渡 此村の入口に飯豊神
社の一の鳥居あり、故に村名とせしと云、府城の西北に
當り行程九里、家數六十軒、東西一町南北十町、東は一
戸川に傍ひ西は山に連る、辰巳の方十町沼平村の界に至
る、其村まで二十三町、西二里計吉田組極入村の山に界
ふ、南一町六間藤澤村の界に至る、其村まで一里計、北
三里三十町餘米澤領出羽國置賜郡に界ひ、飯豊山若王子
の峯を限とす、此村は飯豊山に登る道にて、村中に官よ
り令せらるゝ掟條目の制札あり、毎歲八月に至れば、登

山の者群集して此村に宿す、

○端村 ○高野原 本村の北六町にあり、家數十八軒、
東西三町南北四町、西は一戸川に傍ふ、○橋爪 本村
の南三町にあり、家數十六軒、一戸川の兩岸に住す、
東西四町南北四町、東西は山に傍ふ、○廻渡 本村の
南十五町にあり、家數五軒、東西二町南北二町、東は
山に續き西南は一戸川に傍ふ、

○木地小屋 ○藤卷 本村より戌亥の方二里にあり、家
數五軒、東西三町南北五町、深山の奥に住す、○村杉
澤 本村の北二里餘、飯豊山の麓にあり、家數九軒、
東西二町南北八町、一戸川の上流に傍ふ、もと五目組
山岩尾村の山中に住し、寛文の頃此地に移れり、

○山川 ○飯豊山 村より戌亥の方四里計にあり、
下に詳 相 傳ふ昔強盜多く住しと、○赤崩山 村北二里餘にあり
東は五目組山岩尾村に屬し、西は飯豊山に連り北は米
澤領に界ふ、○栗森山 黒森山 村より寅の方三十町餘
にあり、高百丈餘、栗樹多き故名けしと云、東は山岩
尾村に界ふ、
○大花山 村北一里餘、飯豊
山にゆく路傍にあり、巉巖高く峙ち、秀麗愛すべし、
○一戸川 村東にあり、廣十間計、源は飯豊山劍峯よ

り出て、大瀧・三階瀧・高泉瀧等の瀑布に注ぎ、辰巳に
流れ一戸川となり、南に流れて藤澤村の界に入る、此
村の境内を經ること凡六里計、

○土産 ○杉 此村の山中に産するもの、密葉繁茂し大
抵赤杉なり、木理ゆがみなく、其材の美なること封内
第一とすべし、多くの器物を製造し、甚だ民用を利す
又伐し後葉を生じ、自ら茂林をなし、村西山中の杉山
は不時の用に備て猥に剪伐することを許さず、○姫松
封内に少し、唯此村の産最勝れたり、碁局に製するも
の多し、

○水利 ○新田堰 猪苗代見禰山神領のために鑿し新堰
なり、村北一里計にて一戸川を引き、山の半腹を穿て
水を通じ、神領新田に灌ぐ、

○神社 ○飯豊神社 村の戌亥の方六里計、飯豊山の頂
にあり、村の入口に一の鳥居あり、側に五社權現を遙拜
するところあり、夫より村中を過ぎ、龍山大花などい
ふ麓を經て、村杉澤といふ木地小屋に至る、此所より
山を登ること五町餘、鹽井あり、小屋を作置き鹽を焼
てこれを糶く、登山する者此鹽水にて身を清めり、其
側に菴澤とて、昔時空海菴を結て宿りしといふ所あ
り、此に小堂を構て空海が木像を安置す、此間に一戸

川を渡ること凡三十餘回、其奥に瀬尾澤不動堂あり、
此より長坂三十里といふ、長坂より劍峯にいたる、此
所は左右皆千尋の深谷にて、路きはめて狭く鐵索を引
て躋攀する所なり、巖窟の中に荒神の像を安ず、
岩窟の中に、佛像を安置するも、又空海が護摩壇の跡あり、
の多し、煩はしければ略す、
著王子にいたるこの所より山の頂なり、七森三森を過
て種子蒔祠あり、この邊自然に實る稻を生ず、また稻倉
原とて秋ごとに「イナゴ」を生ずる所あり、峯傳へして
切合に至る、極入村よりの道と置賜郡岩倉村より登る
路と、こゝにて行逢ふ故に名けり、道の側に觀音堂あ
り、三路一となり、西行して駒原を經て山橋に至る、怪
岩高く峙ち險難劍峯に超絶す、巖にたよりて横行し、纜
に過ることを得、岩窟の中に佛像を安ず、御秘所權現
と云、此邊朝霧深き時は人影旭日に映じ、室に移りて
五彩をなす、土人これを來迎とて渴仰す、前坂を經れ
ば一王子の社あり、是を本社とす、祭神味鋳高彦根命、
二王子社、祭神下照姫命、三王子社、祭神事代主命、
四王子社、祭神高光姫命、東より西に並ぶ、相去こと
各一町計、末社藏王神祠及經堂護摩堂あり、十餘町北
の方に籠岩あり、西南の方岩窟の中に八萬八千佛とて
空海が作れる佛像多し、頂に五王子社あり、祭神御井

命是を合せて五社權現と云、年代久遠にして鎮座の初詳ならず、行基・小角・空海なども登山せしと云、其後通塞屢にして山路遂に荒廢せしかば、天正十八年蒲生氏郷、蓮華寺十三世宥明をして再び路を開かしむ、文祿四年に至て其功始て成しと云、毎年八月の節ごとに別當登山して祭禮を行ふ、山にあること三十餘日、其間に遠近より參詣する者多し、山中所々に小屋を構へ食物をひさぎ往來の人を宿せしむ、村より凡二日程にて五社權現に至る、一歳の中只八月のみにて其他は登山する者なし、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺是を司る、

○御西權現社 五王子より西一里餘、大日嶽の頂上岩窟の中にあり、奥院とす、祭神大己貴命なり、此所寛文の頃までは人跡通ぜず、夤緣するに能はざりしが、後漸々に開けて今は登山する者あり、

○總社神社 境内東西三間南北五間半免除地、村西にあり、鎮座の年代詳ならず、古物の神躰二軀あり、長八寸餘、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、

○寺院 ○寶昌寺 境内東西二十五間南北二十六間半免除地、村中にあり、曹洞宗、如意山と號す、慶長十一年宏菴と云僧草創し、熱鹽村示現寺九世涼菴を請て開山とし、即示現寺の末山

其村まで一里、北十二町五十八間堂山村の界に至る、其村は戌亥に當り十一町、又辰の方三町餘に一區あり、峠と云、家數十二軒、東西四町南北十間、山間にあり、
○山川 ○宮古川 村中にあり、堂山村の方より來り、辰巳に流るゝこと十町計、木曾村の界に入る、
○關梁 ○中島橋 村中にあり、長七間幅五尺、宮古川に架す、

○神社 ○總社神社 境内東西七間南北十三間免除地、村中にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】 △山神 本村より移しつ、△鬼渡神 同上

○寺院 ○泉養寺 境内東西十間半南北十三間半免除地、村南にあり、曹洞宗、舟引山と號す、會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山なり、天文十二年安譽と云僧一字を造營し、住職すること五十年、其後退轉し慶長七年越前國より昌傳と云僧來て再興せり、本尊釋迦客殿に安す、

○堂山村 小名 長坂 府城の西北に當り行程七里十二町家數十九軒、東西二町三十八間南北二町三十六間、北は山により南は宮古川に傍ふ、東七町船引村の界に至る、其村まで十一町餘、西十九町宮古村の界に至る、其村は戌に當り一里二町三十間餘、南一町三十六間中反村の界

となる、本尊釋迦客殿に安す、

○早稻谷村 府城の西北に當り行程九里六町、家數六十軒、東西十三町南北三町、早稻谷川の兩岸に散居す、辰の方村際にて藤澤村に界ふ、其村まで十七町二十間、未申の方十七町十間堂山村の界に至る、其村まで三十四町三十間餘、南十町二十間洲谷澤村の山界に至る、其村まで二十三町餘、北は一戸村の山に連り界域分ち難し、寛文中までは村北の山中に北澤と云端村あり、後漸々に民家を本村に移して今はなし、

○山川 ○早稻谷川 村中にあり、源は一戸村の山中より出て、辰巳に流るゝこと一里二十町計、藤澤村の界に入り、一戸川に注ぐ、廣七間計、

○水利 ○堤 村西三町にあり、周七十間、
○神社 ○天王神社 境内東西十間南北十四間免除地、村東五町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿三座】 △伊豆神 本村より移しぬ、△三島神 同上 △山神 同上

○船引村 府城の西北に當り行程七里、家數十六軒、東西四十八間南北二町四十二間、宮古川を夾み住す、辰の方二町上林村の界に至る、其村まで十五町、西四町中反村の界に至る、其村まで十町、南十町木曾村の界に至る、

に至る、其村まで五町三十間餘、北二十七町早稻谷村の山界に至る、其村まで三十四町三十間餘、此村至徳の頃堂平と稱せしが、後何の頃にか今の名に改めしと云、郷頭宮城八左衛門が所藏の文書には、大筒二年權現堂あるにより、村名とせし由を載たり、舊家の條 下に出す
○小名 ○長坂 本村より丑寅の方十五町、山上にあり、家居一軒、

○山川 ○宮古川 村南一町三十間餘にあり、宮古村の方より來り、東に流るゝと一里計、船引村の界に入る、
○關梁 ○橋二 一は村南にあり、權現田橋と云、中反村の通路なり、一は村より辰巳の方六町にあり、下川原橋と云、船引村の通路なり、共に宮古川に架す、長六間土橋なり、

○水利 ○堤 小名長坂の傍にあり、周七十一間、
○神社 ○熊野宮 境内東西六間南北二町山上にあり、鎮座の年代詳ならず、宮城八左衛門が所藏の文書に、大筒二年鳥子明部と云者、此村に權現を遷し置と記せしは、當社のことなりと云傳ふ、按ずるに大筒と云年號とも見えず、鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○館跡 村東五町山上にあり、東西六十間南北二十間、土居障の形あり、相傳て宮城八左衛門が先祖

の宅趾なりと云、

○舊家 ○宮城八左衛門 此組の郷頭なり、先祖は宮城野右馬介盛次と云、子孫相續て此に住すといへども、世系詳ならず、今家に藏る文書、左に記す、

讓狀事

一堂山開發之事、大筒二年九月拾貳日、新宮庄小布施明部山之所、鳥子明部其人奉守、權現奉成御宮作置(虫喰)遷置權現半彼所開始也、依有權現堂、此所堂山云り、其後自是新宮奉遷、神驗是依爲神根本御在所新宮諸公事候共、無彼所諸役者也、

一奥州會津新宮庄、小布施堂山淨法跡事、依有志彌平(本)手次事、鳥子明部其子祭主、其子彌藤太郎、其子彌太郎、其伯父彌藤次郎、其子彌平三郎、其子彌平次郎、其子彌平太郎、代、如此、依爲後日狀如件、于時應永三年丙子七月十三日淨法

一奥州會津新宮庄、小布施堂山淨法跡事、依有志彌平太郎入道戒名圓法讓置處實也、但在所依爲權現御神領、無諸役義於子孫雖有望半者、任此讓狀可相續、依爲後日讓狀如件、于時應永三年丙子七月十三日

彌平次郎入部 淨法

彌平太郎入道圓法渡者也

仰本文破申候間、如形寫置申候也、

筆者(不詳)書

于時永正十四季丁丑閏十月拾貳日主太郎右衛門文書

主大□□□

堂山地ぬしの本名のと、當國宮城なりまくのものんはこひきりやうにひたりともへすそくろなり、大とう二ねん六月十二日

みやきのむまの助 盛次判

われら牽人の身として、かゝるを書をくへきにはあらねとも、末代のものの中、しせんせんそをたつねんとおもはん人のために、かやうにするしをき候なり、くはしきとは、ほん文書にあり、大とう二年六月十二日

もりつく

はしめのほんふり候て破候間、永正十四年十月十九日うつし候也、

太郎左衛門

○褒善 ○善行者八郎左衛門 此村の肝煎なり、元文五年米を與て賞せり、○孝行者はつ 此村の農民、猪之吉妻なり、寛政四年同上

中反村 小名 梅山 府城の西北に當り行程七里十六町

家數二十一軒、東西三町南北五町、西南は山に連り北は宮古川に傍ふ、東六町船引村の界に至る、其村まで十町西二十町計宮古村の山に界ふ、其村は戌亥に當り一里八町十間餘、南九町大谷組三方村の界に至る、其村は未に當り三十二町餘、北四町堂山村の界に至る、其村まで五町三十間餘、
○小名 ○梅山 本村の東五町四十間にあり、家數二軒東西五間南北十間、四方田圃なり、
○山川 ○松手山 村より辰巳の方五町にあり、頂まで百八十丈計、○鳥屋峠 村南八町計にあり、此を越て三方村にゆく、○笹峠 村西十町計にあり、吉田組大船澤村にゆく徑路なり、○宮古川 村北四町にあり、宮古村の方より來り、東に流るゝこと一里計、船引村の方に注ぐ、
○水利 ○杉下堤 村南三町にあり、周七十間、明和四年に築く、
○神社 ○熊野宮 境内東西二十間南村南三町にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△總社 本村より移せり、
○宮古村 府城の西北に當り行程八里三十町、家數三十

七軒、東西二町四間南北三町二十九間、宮古川を夾み住す、東は堂山村の山に連り、界域分ちがたし、西五町吉田組宮野村の山界に至る、其村まで一里十町、南十四町十九間中反村の界に至る、其村は辰巳に當り一里八町十間餘、北一里十八町吉田組極入村の山に界ふ、又申の方七町五十八間吉田組大船澤村の山界に至る、其村まで二十八町、
○山川 ○三分山 村より未申の方三十町にあり、登ること五町、背頂に小布瀬・奥川・野尻三郷を分ちし界塚ありし故、名くと云、其塚今はなし、○宮古川 村中にあり、村北の山中より出て辰巳に流るゝこと二十八町、堂山・中反兩村の界に入る、
○水利 ○堤十三 村東五町山中にあり、共に上村堤と云、一は周六十間、一は周七十間、村西五町に二あり共に周九十間、此より未申の方に三あり、共に阿土平堤と云、一は周六十間、二は共に周八十間、一は此より丑寅の方にあり、高澤堤と云、周十三町二十間、一は此より南一町にあり、小屋澤堤と云、周三百間、一は此東三町にあり、澤田堤と云、周百五十間、一は此南四町にあり、横道堤と云、周一町十間、一は此西二町にあり、深澤堤と云、周一町、一は村北五町にあり

田入堤と云、周一町、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山神社 境内東西三十七間 南北十八間免除地 村東三町にあり、草創の年代を知らず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西七間南 北八間免除地 村より丑の方一町十間にあり、草創の年代を知らず、村民の持なり、

新編會津風土記卷之六十九

陸奥國耶麻郡之十四

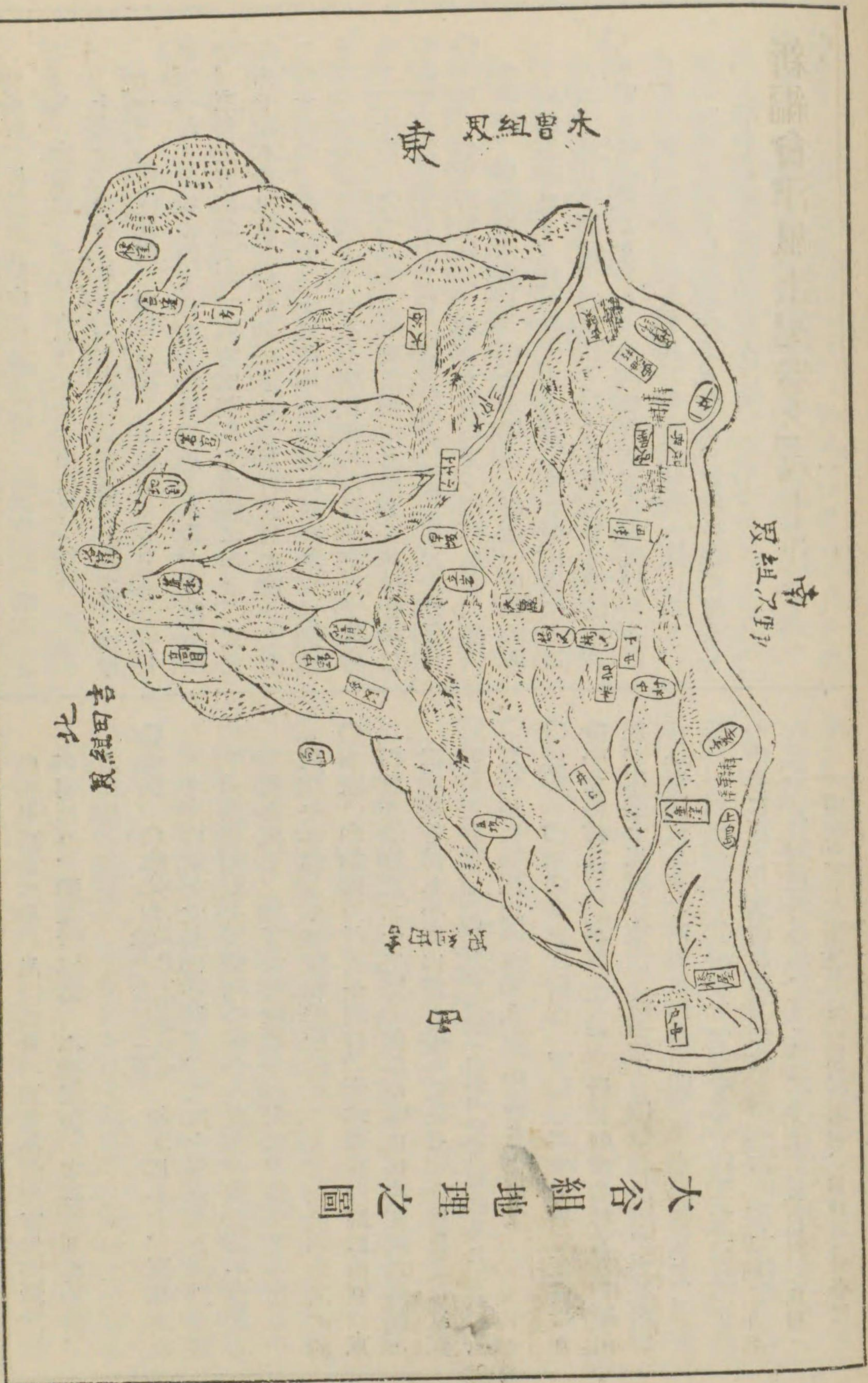
大谷組

此地府城の西北に當り本郡の西にあり、東は木曾組に隣り西は吉田組に接し、南は揚川を限り河沼郡野澤組に界ひ、北は木曾吉田兩組に交れり、東西一里三十一町 東は木曾組の界より西は吉田組橋立村の界に至る 南北二里十七町 南は野澤組利田村の界船澤村の村落皆山中にあり、廣平の地なく溪水の便につき田圃を闢けり、小布瀬郷に隸する村十一 大谷村・小土山村・中山村・大芦村・利田村・三方村・小土山村・赤荻野村・西海枝村・黄檗村 野尻郷に隸する村六 高目村・漆窪村・井谷村・八重 あり共に新宮莊と稱す、凡十七箇村あり、

大谷組十七箇村

- 大谷村 小土山村 端村 早坂 立岩 三方村 小名
- 若宮 端村 枋窪 長窪 地割 塔窪 高目村 端村
- 中野 小清水 荒木 漆窪村 端村 向山 井谷村

新編會津風土記卷之六十八終



小名 馬場野 戸中村 橋屋村 八重窪村 端村 上島 赤岩村 端村 中村 子峯 中山村 端村 橋澤 大岩村 端村 橋澤 利田村 萩野村 吹屋村 端村 一竿 西海枝村 端村 樟野 黄檗村

●大谷村 府城の西北に當り行程六里十八町、家數十四軒、東西三町南北二町、四方田圃にて山間にあり、東九町四十間木會組館原村の界に至る、其村は辰に當り三十二町十間餘、西六町二十五間小土山村の界に至る、其村まで十三町餘、南十二町三十間黄檗村の界に至る、其村まで二十町、又未の方九町利田村の界に至る其村まで二十六町、此村昔大木と云しが何の頃にか今の名に改めき、
○山川 ○大名會根山 村より丑の方一町にあり、高六十間計、松樹雜木多し、○大木原山 村西一町餘にあり松樹雜木あり、此村舊大木と云しこの山名によると云、高五十間計、○揚川 村より辰の方九町餘にあり館原村の界より來り、三町餘西に流れ黄檗村の界に入る、廣一町計、○大谷川 村南三町四十間にあり、廣六間計、小土山村の方より來り、辰巳の方に流るゝこと十七町餘、揚川に入る、
○水利 ○堤 村北三十間にあり、周五町計、
○神社 ○住吉神社 境内五間四 村北一町餘にあり、草創

の年月詳ならず、鳥居あり、五目組上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】△稻荷神 本村より移しぬ、
△山神 同上
○寺院 ○海岸寺 境内東西十二間 南北十間年貢地 村北にあり、開基詳ならず、山號を大悲山と稱す、天正十年永傳と云僧中興す、其後頽頭して彌陀の像のみ存す、寛文四年源鏡と云僧再興し、府下大町融通寺の末山、淨土宗となる、彌陀を本尊とし客殿に安す、
○古蹟 ○館跡 村西一町計、大木原山の麓にあり、東西五十間南北六十二間、何れの頃にか物江彌六信連と云者築き住し小森山館と稱へしとぞ、今は畠となり僅其形を存す、このほとりにて往々古瓦を得ることあり、又村中に物江氏の馬場・的場の跡とてあり、
○褒善 ○忠義者忠左衛門 天明七年米を與て褒賞せり
●小土山村 端村 早坂 立岩 府城の西北に當り行程七里、家數十五軒、東西二町三十九間南北三町、大谷川に傍ひ山間にあり、四方に田畠を開く、東六町五十二間大谷村の界に至る、其村まで十三町餘、西二十一町高目村の山界に至る、其村は戌亥に當り一里六町五十間餘、南五町十五間利田村の界に至る、其村は午未に當り一里一町、北四町二十七間三方村の界に至る、其村まで十二町

餘、

○端村 ○早坂 本村の西五町二十間餘にあり、家數十軒、東西四町十四間南北五十間、山間に住す、○立岩 本村の西十五町二十間にあり、家數九軒、東西一町二十間南北一町四十間、陣峯の麓に住す、
○山川 ○立岩山 端村立岩の西にあり、高四十六丈餘そばたちたる石ある故此名あり、○陣峯峠 村西二十三町にあり、端村立岩の北に連り、吉田組に通ずる徑路なり、此山中に數萬騎澤・旗子澤等の字あり、いつの頃の戦争にか、高寺の衆徒此にて敵を防ぎし所と云、
○大谷川 村中にあり、廣四間計、源二あり、一は滑澤川と云、一は荒木澤川と云、共に三方村の界より來り二水合して大谷川と云、十六町餘南に流れ大谷村の界に入る、○瀧 荒木澤川にあり、村より十町計上流にあるを大瀧と云、高三丈餘幅二間計、下流に五六尺より二三尺の瀑布數十あり、俗に四十八瀧と名く、
○關梁 ○小土山橋 村中にあり、大谷川に架す、長六間幅八尺、○境橋 村北七町、三方村の界滑澤川に架す、長五間幅一間、三方村の境なる故にこの名あり、
○水利 ○堤九 一は村より戌亥の方十六町にあり、周七十間餘、一は其奥一町餘にあり、周六十間餘、共に

中草堤と云、一は村より戌の方十五町餘にあり、周七十間計、旗子澤堤と云、一は村より戌の方二十町計にあり、周百間餘陣峯堤と云、一は村西十四町にあり、周八十間餘田麥堤と云、一は其奥三十間にあり、周六十間餘堤頭堤と云、一は其奥三町餘にあり、周八十間餘紙漉澤堤と云、一は未申の方に並ぶ、周百六十間餘立岩堤と云、一は村より申の方十五町にあり、周百六十間計中原堤と云、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、社倉なり、
○神社 ○熊野宮 境内十一間 村北一町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、
○總社神社 境内十七間 四方免除地 村西九町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登が司なり、
○寺院 ○鏡福寺 境内東西十二間 南北十一間年貢地 小土山と云、府下博勞町自在院の末寺、眞言宗なり、明應中行俊と云僧開基すと云、本尊彌陀銅像の古佛なり、長一尺四寸八分客殿に安す、△觀音堂 境内にあり、
○褒善 ○次郎八 平生慎ふかく親の心に違ふことなし耕作に出る時は父の農具をも己持行き、骨折業あればこれにかはる、父もし隣里村中などに夜行すれば、迎

ひに往かざることなし、されど父の興を妨んことを恐れ、親しき方にやすらひ居て、其歸を窺ひ伴ひ歸る、父も次郎八が勞を痛はりけるにや、其後は出ること稀なりければ、次郎八父に向て、此後は迎へに行まじき由いひこしらへ、路にて行逢たる様にもてなし、伴ひ歸りしとぞ、元祿五年米を與て賞せり、

●三方村 小名 若宮 端村 府城の西北に當り行程七里、家數三軒、東西二十間南北一町三十間、山中に住す、辰の方七町木曾組館原村の界に至る、其村まで二十一町、西三十一町二十八間高目村の界に至る、其村まで一里十一町十間餘、南十三町二間大谷村の界に至る、其村まで十九町餘、丑の方十九町十八間木曾組中反村の界に至る、其村まで二十八町十間餘、未の方二十五町二十八間小土山村の界に至る、其村まで二十九町五十間餘、此村に沼三ある故名とす、又味湯或は味方とも書しと云、

○小名 ○若宮 本村の戌の方十一町二十間にあり、家數二軒、東西二十間南北三十間、東北は山に傍ひ、西南の方田畠なり、

○端村 ○栃窪 本村より寅の方十二町十間餘にあり、家數九軒、東西五十間南北一町二十間、東西は山に傍り、南北に田畠あり、○長窪 本村の北六町餘にあり

窪沼と云、

○原野 ○牧場 村北七町にあり、東西三町二十間南北六町四十間、

○關梁 ○橋二 一は端村地割の南八町餘にあり、境橋と云、小土山村の條 一は小名若宮の西にあり、長五間幅四尺、滑澤川に架す、共に隣村の通路なり、

○水利 ○堤七 二は村より戌の方十三町餘にあり、一は周百十間餘、文祿中築く、一は周百二十間餘、享保中築く、共に若宮堤と云、二は村より戌の方二十一町餘にあり、一は周百九十間計、明曆中築く、一は周八十間餘、寛文中築く、共に塔窪堤と云、一は村東二十町にあり、周六十間餘、葭澤堤と云、一は村より丑の方八町にあり、周五百八十間計、栃窪堤と云、一は村西十八町にあり、周八十間計、旱田堤と云、

○神社 ○天満宮 境内二間四方免除地 村東山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る

【相殿二座】 △沼神 本村より移しぬ、△日光神 端村長窪より移しぬ、
○稻荷神社 境内東西十間南北十二間免除地 端村地割の西にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登これを司る、
【相殿二座】 △稻荷神 端村塔窪より移せり、△伊勢

家數二軒、東西四十間南北二十間、東西は山林に傍ひ南北に田畠あり、○地割 本村より戌の方十七町二十間餘にあり、家數九軒、東西一町四十間南北一町、西は山に續き三方に田畠あり、○塔窪 タカノボ 本村より戌の方二十九町三十間餘にあり、家數七軒、東西五十間南北一町四十間、東北は山連り、西は荒木澤川に傍ひ、南に田圃あり、

○山川 ○高森山 村より申の方十一町餘にあり、高九十丈計、松樹雜木多し、○鳥屋峠 村より丑の方十九町にあり、中反村と峯を界ふ、昔鷹を待し處と云、

○荒木澤川 又境川 源は木曾組宮古村吉田組大船澤村と、本村との境三合と云所より出て、西に流るゝを此川とし、東に流るゝを滑澤川と云、荒木澤川は大船澤村との界を西に流れ、高目村との界に至り南に流れ、端村塔窪の西に至る、滑澤川は中反村の間に至りて南に折れ、小名若宮の西を過ぎ、共に境内を經ること十五町計、小土山村の界に入る、廣二間餘、○沼三一 一は村より丑の方八町餘にあり、東西三町南北三町二十間、上沼と云、今は堤とす、一は村西一町餘にあり、東西四十五間南北四十間、下沼と云、一は村より戌の方二十八町餘にあり、東西五十間南北六十五間餘、塔

宮 地割より移しぬ、

○富士神社 境内二間四方免除地 端村栃窪の西にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登これを司る、【相殿一座】 △山神 栃窪より移しつ、

○褒善 善行者唐橋新左衛門 此村の肝煎なり、安永九年賞して米を與へり、○忠義者仙太郎 寛政三年同上

○忠義者五兵衛 同上
●高目村 端村 中野 小清水 荒木 府城の西北に當り行程七里、家數二十六軒、東西五町五十間南北五町、山の半腹に散居す、東十七町四十三間三方村の界に至る、其村まで三十一町四十間餘、西五町十四間吉田組平明村の界に至る、其村は未に當り二十五町、南十二町四十間漆窪村の界に至る、其村まで十四町四十間餘、北十一町四十間吉田組大船澤村の界に至る、其村まで二十三町、又辰巳の方二十三町三十四間小土山村の界に至る、其村まで一里六町五十間餘、亥の方十一町二十間吉田組小綱木村の界に至る、其村まで二十一町三十間餘、もと大芦村と云しが、寛永中今の名に改む、

○端村 ○中野 本村の南八町十間にあり、家數三軒、東西一町二十間南北一町、東南は田畠にて西北は山林に通る、○小清水 本村の南十町三十間にあり、家數

五軒、東西三町南北二町、東は山に倚り、西南は田圃にて北は原野に連る、○荒木 本村の東十五町餘にあり、家數四軒、東西一町南北二町、東は荒木澤川に傍ひ、西北は山林に雜はり、南に田畠あり、

○山川 ○館山 村より未の方十町にあり、登ること九十間計、天正中伊達氏會津を襲ひけるとき、此山に館を構しと云、堀切の跡僅に残れり、今は雜木繁茂せり

○富士山 村南二十八町にあり、高九十丈計、衆山に秀つ、もと此山の頂に富士權現の社ありし故、この名ありと云、早歲に女人多く峯に登り、雨を祈れば驗あり、又猥りに登ることあれば、寒風早く來り五稼を傷ふと云、○石塔山 村より丑の方十二町にあり、この山の半腹に塔婆に似たる一丈餘の岩あり、因てこの名あり、高五十丈餘、○陣峯峠 村より辰巳の方二十八町餘、小土山村にゆく道なり、小土山村の條下に詳なり ○荒木澤川 端村荒木の東にあり、大船澤村の境内より來り、南に流ること二十八町餘、小土山村の界に入る、

○大清水 村東清水神社の傍にあり、東西一間半南北四間餘、出水多く且清冽なり、この水を穢せば必濁ると云、此村の水田多く此水を養水とす、

○原野 ○牧場 村北十二町計にあり、東西六町南北三

町計、

○水利 ○堤二 一は村より辰巳の方十二町にあり、周百七十間鶴沼堤と云、貞享中築けり、一は村南十町にあり、周六十間餘、元祿中築く、中野堤と云、

○神社 ○神水神社 境内東西三十間南北二十間免除地 村東一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、【相殿二座】 △山神 本村より移しぬ、

△富士神 同上

○諏訪神社 境内東西十八間南北九間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西十六間南北三十一間免除地 端村小清水の北二町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○示現寺 境内東西十二間南北九間半年貢地 清水神社の南にあり山號を福聚山と云、眞言宗なり、開基の年月詳ならず永正中越後國より春長と云僧來て中興す、府下道場小路觀音寺の末山なり、大日を本尊とし客殿に安す、

△觀音堂 境内にあり、十一面觀音を安す、

○褒善 ○忠義者彦之丞 寛政元年賞して米を與へり、○貞節者さき 此村の農民寅次郎妻なり、享和元年同上

○井谷村 小名 馬場野 府城の西北に當り行程八里、家

●漆窪村 端村 向山 此村舊鹽村とて平明村の端村なり本郡に同名ある故、天正中今の名に改めき、何の頃よりか分て一村となりぬ、府城の西北に當り行程七里、家數九軒、東西一町二十間南北四十間、東に山繞り西南北に田畠あり、村際溪水流る、東三町十五間、北二町四間共に高目村の界に至る、其村は北に當り十四町四十間餘、西二町六間、南九町四十五間共に吉田組平明村の界に至る、其村は西に當り十二町十間餘、

○端村 向山 本村の西平明村の境内を隔、十六町四十間にあり、家居一軒、北は山林に傍ひ、三方僅に田圃を開く、東南は共に平明村に界ひ、西北は共に吉田組原村に接す、地面東西三町四十間南北一町三十間餘、

○山川 ○笹川 高目村の山中より出て、溪水これに合し、村中を西にすぎ、境内を流ること五町五十間、平明村の方に注ぐ、廣七間計、

○水利 ○堤 端村向山の西一町十間にあり、周七十間餘、

○神社 ○山神社 境内三間四方免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登是を司る、

○寺院 ○藥師堂 境内六間四方免除地 端村向山の北にあり、草創の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○藥師堂 境内六間四方免除地 端村向山の北にあり、草創の年月詳ならず、村民の持なり、

○褒善 ○忠義者左次兵衛 元文四年褒賞して米を與へり、

數十三軒、東西一町三十四間南北一町四十六間、四方に層疊連り、溪水にそひ山間に水田を開く、東五町五十間赤岩・中山兩村の界に至る、其村は共に辰に當り二十六町二十間、西十七町三十五間吉田組橋立村の界に至る、其村まで一里三町十間、南一町十五間八重窪村の界に至る、其村まで七町三十間餘、北十三町吉田組樟山村の界に至る、其村まで十四町五十間、又未の方十町二十間、橋屋村の界に至る、其村まで三十町五十間餘、

○小名 ○馬場野 本村より亥子の方十四町餘にあり、家居一軒、山間に住す、

○山川 ○依置場山 タハラオキバ 村西一町にあり、高七十間計、松樹雜木多し、○七曲山 ナナマヅカ 村より戌の方十町餘にあり、高百五十間計、松樹多し、○井谷川 村南にあり、廣一間餘の溪流なり、源は大芦村の山中に出て、丑寅に流れ村中に至り、西に折又山間を經、戸中村の界に入る、凡境内を流ること三十二町、

○神社 ○山神社 境内東西七間南北三間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、

【相殿一座】 △稻荷神 本村より移しぬ、

○褒善 ○忠義者左次兵衛 元文四年褒賞して米を與へり、

●戸中村 府城の西北に當り行程八里十八町、家數九軒
東西一町五十間、東南北に山繞り西は揚川に傍ふ、東八
町南七町四十五間共に橋屋村の界に至る、其村は巳午に
當り八町四十間餘、西一町二十間河沼郡野澤組上野尻村
に界ひ、揚川を限とす、其村は亥に當り十七町十間餘、
北十五町吉田組橋立村の界に至る、其村まで二十町二十
間餘、

○山川 ○揚川 村西一町餘にあり、廣九十間計、橋屋
村の方より來り、一里餘北に流れ橋立村の方に注ぐ、
小船を以て野澤組の諸村に往來す、○井谷川 村北橋
立村の界にあり、井谷村の方より來り、山間をすぎ西
に流るゝこと一里計、揚川に入る、

○關梁 ○橋 村北十町、橋立村の境井谷川に架す、長
七間土橋なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、社倉なり、

○褒善 ○忠義者早助 天明三年賞して米を與へり、

●橋屋村 此村もと熊野・八幡・富士等の八社鎮座し給ふ
故八社村と云、何頃にか今の名に改めき、府城の西北に
當り行程八里、家數二十二軒、東西三町南北一町、東南
北に揚川廻り北は山に傍ふ、東三町河沼郡野澤組小島村
に界ひ、西九町野澤組芹沼村に界ひ、南一町五十四間野

一町十六間、山間に住し四方に田圃を開く、東八町四十
五間赤岩村の界に至る、其村は寅に當り一里二町、西十
二町七間橋屋村の界に至る、其村は申に當り三十二町餘
南六町四十四間河沼郡野澤組小島村に界ひ、揚川を限と
す、其村は未に當り二十七町、北五町四十五間井谷村の
界に至る、其村まで七町三十間餘、

○端村 ○上島 本村の未の方六町餘にあり、家居一軒
北に山連り南は揚川に臨み、野澤組の諸村一驪にあり、

○山川 ○戸屋峠山 村東十二町計にあり、登ること百
丈餘、其奥に横峯山あり、登ること八十五丈計、赤岩・
中山兩村との界なり、昔此村の領主武藤攝津守が、女
を小島村の領主成田右馬丞に嫁せしとき、此山を以て
引出物とせしとて、今も小島村と入逢なり、○揚川
端村上島の南にあり、赤岩村の境内より來り、十六町
餘西に流れ、橋屋村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十七間南
北十三間免除地 村南一町にあり、
草創の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登こ
れを司る、【相殿一座】△山神 本村より移せり、

○古跡 ○館迹二一は村より亥の方一町計にあり、東
西二十間南北十七間、東西北は谷深く、南は平地に續
き堀切の跡あり、武藤攝津守が居住せし所なりと云、

澤組芝草村に界ひ、共に揚川を限とす、芝草村まで十三
町、北六町戸中村の界に至る、其村は亥に當り八町四十
間餘、又寅の方十九町五十四間八重窪村の界に至る、其
村まで三十二町餘、丑の方二十町三十二間井谷村の界に
至る、其村まで一里三十間餘、

○山川 ○揚川 村南にあり、八重窪村の境内より來り
未申の方へ流れ、北に轉じ十七町餘流れ、戸中村の界
に入る、小船を以て野澤組の諸村に通ず、○高清水
村より戌の方二町にあり、周三間餘、

○神社 ○富士神社 境内東西三十五間
南北十八間免除地 村西四町にあり、
草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、修驗善明院司な
り、【相殿三座】△熊野宮 本村より移しぬ、△山神
同上 △若宮八幡 同上

○第六天神社 境内五間四
村より戌の方一町にあり、鎮
座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○龍藏寺 境内東西十四間南
北十間半貢地 村西にあり、山號を
聖徳山と云、野澤組上野尻村西光寺の末山、淨土宗な
り、天正中龍滿と云僧開基す、木尊彌陀客殿に安す、

●八重窪村 端村 上島 此村何の頃にか、葦名氏の臣武
藤攝津守諱を傳と云者、此地を開き領知せしと云、府城
の西北に當り行程八里、家數九軒、東西一町十四間南北

今は菜圃となりぬ、一は端村上島の東の方川端にあり
武藤中務丞と云者住せしと云、今は其地かけて名のみ
存す、天文中華名盛氏より中務丞に與へし文書、間民
與次右衛門と云者の家に藏む、又西海枝宮内少輔が與
へし文書、寛文の頃までありしと云、今はなし、其文
【舊事雜考】にあれば共に左に載す、
上に朱印を押す

(花押)

耶麻郡之内、上島のうき徳分六貫七百文の所、永代
武藤中務丞に宛行之也者、守先例可令奉公於彼下地
者、末代不可有相違也、仍證狀如件、

天文廿三年甲寅年九月廿八日

耶麻郡之内、上島浮徳分、永代武藤中務殿賣渡
申候處實正也、代五貫文堂地一面一貫文漆二十
盃陣夫六人、其外浮徳分悉有之儘賣渡申候、御判
形之事者御西様被指下候之間、副狀相渡申候、
又御寺様御年貢上物、尤上申月其外皆と參候分、日
記申書渡候云云、仍爲後日支證狀如件、
天文廿三年九月廿八日 西海枝宮内少輔盛秀
武藤中務承殿

御西様とは葦名盛氏の事なるべし、又盛子の子盛興を葦名東殿と稱せし事あり、按ずるに盛興は、本城の東今の二三丸の内に居住せし故東殿と稱し、又盛氏を御西と稱せしにやと、【舊事雜考】及び【四家合考】に見ゆ、

●赤岩村 端村 中村 子峯 ●中山村 端村 橋澤 此兩村は田圃相雜り地界を分たす、赤岩村は府城の西北に當り行程七里、家數九軒、東西四町南北三町、中山村は赤岩村の辰巳の方に續き小溪を隔つ、家數九軒、東西一町南北三町、共に西北は山を負ひ南は揚川に傍ひ、山腰に住し一村のごとし、東七町利田村の界に至る、其村まで二十一町、西二十一町二十間井谷村の界に至る、其村まで二十六町、南四町河沼郡野澤組尾登村に界ひ揚川を限とす其村まで七町、北一町大芦村の界に至る、其村は丑に當り八町餘、又申の方二十五町八重窪村の界に至る、其村まで三十八町、

○赤岩村端村 ○中村 本村より未の方五町にあり、家數五軒、東西一町南北一町十間、東南の方揚川に臨み山の半腹に住す、○子峯 中村より未の方八町にあり、家數八軒、東西一町四十間南北一町十間、四方田圃にて北は山に近し、
○中山村端村 ○端村 ○橋澤 本村の北四十間にあり、

村高村能登が司なり、【相殿一座】 △稻荷神 子峯より移しつ、

○稻荷神社 境内東西十間南北十三間免除地 端村中村の西一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高村能登が司なり、

【相殿一座】 △稻荷神 赤岩村より移しぬ、

○寺院 ○高山寺 境内十間四方年貢地 赤岩村の北にあり、山號を赤岩山と稱す、下野國大澤圓通寺の末山、淨土宗なり開基詳ならず、天文三年良光と云僧再興す、因て良光を中興とす、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡二 一は赤岩村より戌の方四町、山麓にあり、東西六十間南北五十間、何の頃にか田代和泉と云者住せしと云、今鳥となり字を田代と云、此所より陶器の損せるものと、石碁を得ることあり、一は中山村の東六町にあり、東西六十間南北五十間、天正の頃上野藏人盛重と云者住せしと云、今は茂林となる、
○褒善 ○忠節者かむ 中山村の農民惣吉妻なり、享和三年褒賞して米を與へり、

●大芦村 端村 橋澤 府城の西北に當り行程七里、家數七軒、東西一町二十間南北一町四十間、山中に住し西南に田圃あり、東五町利田村の界に至る、其村は辰巳に當り二十八町二十間餘、西十三町南八町共に中山・赤岩兩村

り、家數四軒、東西一町南北五十間、東西は山に傍ひ、北は大芦村の端村橋澤に連る、

○山川 ○鈍子岩 端村中村の辰巳の方五町、揚川の邊にあり、高三丈餘、此岩に磐石を産すれば、たうす岩と云べきを誤りしなるべし、○揚川 利田村の方より來り、村南を西に流れ、端村中村の東にて未申の方に折れ、端村子峯の南に至り、戌亥の方に轉じ、境内を經ること三十二町計、八重窪村の界に入る、小舟を設け野澤組の諸村に通ず、○沼 赤岩村の西十二町にあり、東西一町南北五十間、沼坂沼と云、

○水利 ○堤八 一は端村中村より丑の方六町にあり、周七十間餘、慶長四年に築く、一は中山村の東四町にあり、周六十間餘、寶曆十年築く、一は其奥一町計にあり、周九十間餘、元祿十四年に築く、一は中山村より五町辰の方にあり、周八十間餘、元祿五年に築く、一は赤岩村より申の方十七町にあり、周九十間餘、明暦元年に築く、一は其東に並ぶ、周百十間計、寶曆十三年築く、一は赤岩村より十町未の方にあり、周百八十年享保十二年築く、一は其奥十町計にあり、周百間計、
○神社 ○天満宮 境内東西六間南北十間免除地 端村子峯の辰巳の方二町餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮

の山界に至る、兩村は共に未に當り八町餘、北四町二十八間吉田組平明村の山に界ふ、里人の説に、舊此地に周百間餘の池ありしが、上林村に屬すの住福地越後と云者、水をさくり田畝を闢かんとせしに、池中に蛟住て殃をなしければ、池邊に舞臺を構へ、兒童をして遊舞せしめ、其隙に水を引て終に此地を闢きしと云、大芦と名けしは、池邊に芦多くありし故によるとぞ、

○端村 ○橋澤 本村より未の方九町にあり、家數六軒、東西四十間南北一町、東西は山に傍ひ、南は中山村の端村橋澤につゞく、
○山川 ○机森山 村より寅の方三町にあり、登ること五丈計、相傳ふ昔いつの頃にか、高寺に戦ひありし時此山に机を置き、着到を改めしゆえこの名ありとぞ、
○鷹待場山 村より辰の方四町にあり、高三十丈計、葦名氏の臣平田備中と云者、年々此山に網をはり、鷹をまぢし故名づくと云、

○水利 ○堤二 一は村北にあり、周九十間、正徳中築く、一は村北六町にあり、周七十間餘、
○神社 ○熊野宮 境内東西十九間南北十五間免除地 端村橋澤の戌亥の方一町餘、山麓にあり、草創の始詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、【相殿四座】 △八幡宮

本村より移せり、△山神 同上 △稻荷神 中山村より移せり、△熊野宮 同上

●利田村 府城の西北に當り行程六里、三區に分る、東を清水と云、家數十五軒、東西一町三十六間南北一町八間、其西六町に一區あり、關野と云、家數二十軒、東西二町南北一町四十間、關野より未の方一町に一區あり、瀧下と云、家數二軒、東西七間南北三十五間、北は山に傍ひ南は揚川に臨み東西に田圃あり、東七町吹屋村の界に至る、其村まで八町、西十四町中山、赤岩兩村の界に至る、兩村まで二十一町、南二町河沼郡野澤組利田村に界傍ひ揚川を限とす、其村まで八町、北十五町小土山村の界に至る、其村は子丑に當り十六町二十間餘、又辰の方七町荻野村の界に至る、其村まで八町、戌の方十四町大芦村の界に至る、其村まで二十八町二十間餘、寅の方十七町大谷村の界に至る、其村まで二十六町、此村舊蔭田と云、永正中今の名に改むと云、

○山川 ○揚川 村南二町餘にあり、廣百間計、荻野村の方より來り、西に流るゝこと二十三町餘、中山・赤岩兩村の界に入る、小船を設け野澤組の諸村に往來す、此川の北岸に大黒岩とて、高三十丈計巨岩の聳えたるあり、慶長十六年の地震に巖折けて流れを塞ぎ、高一

丈許の大瀧となり、鮭・鱒の類上ることを得ず、因て土人多く網罟の利を得たり、寛永六年瀧を切開きしにより、上流の諸村も稍釣漁の利あり、利田村の條下を併見るべし其後享保中京師より岡田道幽と云もの來り、鹽川村より越後國新潟まで船を通せんことを計り、數多の工夫を集め此瀧を切崩したれども其功成らず、今に利田の瀧とて岩石多く急流なり、

○水利 ○堤五 一は村西十八町にあり、小牧堤と云、周百十間餘天和二年に築けり、一は村より十二町戌の方にあり、なす山堤と云、周六十間餘、元祿二年に築けり、一は村より十四町亥の方にあり、周百四十間、元和二年に築けり、彌中堤と云、一は村北十九町にあり、中野堤と云、周百五十間餘、寛文八年に築けり、一は村北十五町にあり、周七十間餘、元祿四年に築く大平堤と云、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十六間南北三十九間免除地 清水の西一町三十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△天神 荻野村より移しぬ、
○瀧神社 境内東西四間南北十九間免除地 瀧下の西一町四十間にあり、祭神岡象女神、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、高村能

登が司なり、

○寺院 ○圓滿寺 境内東西十二間南北二十一間年貢地 關野の北にあり、開基の初詳ならず、山號を清水山と云、眞言宗、府下博勞町自在院の末山なり、天文中照林と云僧、住してより法流相續す、大日の本尊とし客殿に安ず、鐘樓門あり、鐘の徑二尺二寸、享保二十乙卯年、行願が鑄所なり、治工早山清左衛門伊次と彫付あり、△四所神社 境内にあり、此社もと村中にあり、何の頃にか此に移しぬ、△不勸堂 境内にあり、

○古蹟 ○館迹 村西五町、小牧林と云所にあり、登ること十五丈計、東西一町南北二町、四方に堀の形あり明應・文龜の頃小林伊勢介敦平と云者住せしと云、今も此地の字を敦平と云、又清水に敦平が子、伊勢介春綱が的場跡なりと云所あり、

○褒善 ○市助 府下道場小路安右衛門がもとに仕ふ、安右衛門は塗物を家産とせしが、先に火災に逢し後、祖父母と父と伯父の不幸打重なり、何れも長病なりしに、晝夜附添て心を盡し、残る方なく介抱せしこと、人皆感じあへり、されば斯る不幸續て、家産も稍傾しが、給金をもとらで家職を勵み、常に暇あれば、山に入て薪をこり、夜は履をつくり主人の子ともにはかせ

多くの家内を扶助し、離散にも至らしめずと云、明和四年褒賞して米を與へり、

●荻野村 府城の西北に當り行程六里、家數八軒、東西二町十間南北二十四間、北は山に倚り、三方田圃にて南は揚川に近し、東は吹屋村と境界相接して、町數詳ならず、西一町利田村の界に至る、其村は戌に當り八町、南四町河沼郡野澤組漆窪村に界ひ揚川を限とす、西二町十間吹屋村の界に至る、其村まで六町三十間餘、此村もと下濕の地にて、芦荻生茂れるに、田畝を闢きし故名くと云、

○山川 ○揚川 村南四町にあり、吹屋村の境内より來り、申西の方に流るゝと九町、利田村の界に入る、
○巖窟 村西にあり、横六尺高五尺計、深五尺餘、昔此所に觀音堂あり、相傳て大同中の草創と云、慶長中火災に罹り烏有す、柱礎猶遺れり、其名殘とて今も窟中に、千手觀音と正觀音とを安ず、野澤組漆窪村の境内揚川の邊此堂に向へる所を馬下と云、その地を馬上にて過れば必落馬すと云傳ふ、漆窪村の條下と併見るべし、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、何の頃にか武藤出雲員綱と云者住し、天正の比其子右馬允與綱住せりと云、馬場的跡あり、今は共に田圃となる、○駒清水跡 村より辰の方七町餘にあり、武藤が乗馬を洗し故この

名ありと云、此邊に大清水と云あり、共に慶長十六年の地震に塞りて、今田島となり其形僅に存す、

○舊家 武藤平大夫 此村の肝煎なり、家系を詳にせず武藤出雲員綱が後裔なりと云、寛永の頃藏人某と云者あり、村長となり相續て、今の平大夫まで八世なりと云、鎗一本と加藤氏の時與へし文書を藏む、因て左に出す、

山之郡小布瀬郷荻野村諸役、當年より三ヶ年許置候、但當年 御上洛の夫銀は可出候、此外は去年迄許來候とく仕間敷者也、

寛永十一年卯月朔日

守岡主馬

山之郡荻野村 武藤藏人主

●吹屋村 端村 一竿 府城の西北に當り行程六里、家數七軒、東西二町南北五十九間、東三町十六間西海枝村の界に至る、其村まで五町二十間餘、西二町利田村の界に至る、其村まで九町、南二町十間荻野村の界に至る、其村まで六町三十間、北八町二十間利田村の山に界ふ、又辰巳の方十二町三十二間野澤組鹽坪村に界ひ、揚川を限とす、其村まで二十町三十間餘、此村東南に山林遶り、僅に田圃を闢き、西北は山に連る、

○端村 一竿 本村より巳午の方十二町二十間餘にあ

り、家數二軒、東西二十五間南北十二間、北は山に倚り東南は揚川に臨む、昔何人にか越後國より來り、此村の住田代丹波が弟樋口佐村の戌亥の方四町餘に樋口佐が屋敷跡ありに請て此地に住し田島を耕し、渡守となりしより、此村にて渡船のことを主れり、

○山川 高平山 村北に連り東西に綿延す、高七十丈計、○揚川 西海枝村の境内より來り、未申の方に流れ、端村一竿の南にて又戌亥の方に轉じ、荻野村の界に入る、此村の境内を經ること十二町餘、此邊貝石をはみたる岩多し、

○關梁 船渡場 端村一竿の村にあり、揚川を渡り野澤組の諸村にゆく、此邊は兩岸より山つがね、川幅至て狭く、一竿にて渡るべき故に、一竿の渡と云、

○水利 堤 村西にあり、周九十間餘、

○神社 若宮八幡宮境内二間四 村北一町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、【相殿二座】△稻荷神 本村より移せり、△總社 端村一竿より移せり、

○水神社 一竿の東揚川の畔にあり、祭神岡象女神、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○船神社 水神社と同所に祭る、祭神舟魂神、鎮座の

初を知らず、村民の持なり、

○寺院 長圓寺境内東西二十間南 村北にあり、曹洞宗山號を岩松山と云、寛永十四年河沼郡牛澤組勝方村勝

方寺七世感國こゝに來り、小庵を結び住すること久し因て感國を以て開山とし、勝方寺の末山となる、本尊釋迦客殿に安ず、○觀音堂 境内にあり、

○古蹟 館迹 村の辰巳の方にあり、何の頃にか田代丹波こゝに住せしと云、其地を花館と唱ふ、今は島と

なりぬ、

●西海枝村 端村 樟野 府城の西北に當り行程六里、家數十二軒、東西一町二十間南北三町二十間、散居す、東三町河沼郡野澤組鹽坪村に界ひ揚川を限とす、西二町五間吹屋村の界に至る、其村まで五町二十間餘、南は吹屋荻野兩村と入逢の山に界ひ、界域詳ならず、又子丑の方七町黄檗村の界に至る、其村まで九町三十間、此村東は揚川に傍ひ、西北は山に近く、東南に田島あり、

○端村 樟野 本村より辰巳の方一町五十間餘にあり家數四軒、東西四十間南北二十九間、東は揚川に臨み四方に田圃あり、

○山川 馬坂 村の申の方三町十間餘にあり、荻野村に通る徑路なり、○蛇拔山 村の戌亥の方にあり、

登ること二町三十間許、黄檗村と峯を界ふ、○揚川

村東三町にあり、黄檗村の方より來り南に流れ、又未申の方に轉じ、凡二十五町餘流れ吹屋村の界に入る、此所西海枝瀨とて、水流石に激し極て急なり、又此川のほとり貝石をはみたる岩多し、

○神社 熊野宮境内東西十間南 村北一町山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が

司なり、【相殿二座】△稻荷神 本村より移せり、△若宮八幡 端村樟野より移せり、

○古蹟 館跡 村中にあり、西海枝宮内少輔盛秀此に住せしと云、今農民の宅地となる、○寺跡 村より巳午の方二町四十間にあり、圓藏寺と云淨土宗の寺あり慶長十九年に廢せしと云、

○褒善 孝行者莊助 文化二年賞して米を與へき、

●黄檗村 府城の西北に當り行程六里十町、家數六軒、東西一町南北五十間、北は山に連り東南は揚川に臨み、其間に田圃あり、東一町三十間大谷村の界に至る、其村は丑に當り十四町、西六町利田村の界に至る、其村まで二十四町、南三町西海枝村の界に至る、其村まで十一町、又未の方二町三十間西海枝村の界に至る、其村まで九町三十間、もと此村藥師堂の境内に黄檗の大木あり、因て

村名とせしとぞ、

○山川 揚川 村東にあり、大谷村の境内より來り、六町餘未申の方に流れ、西海枝村の界に入る、

○水利 ○堤 村より戌の方五町にあり、周百十間、天明六年に築く、

○神社 ○日月神社 境内東西九間南 村北にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る

【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり、

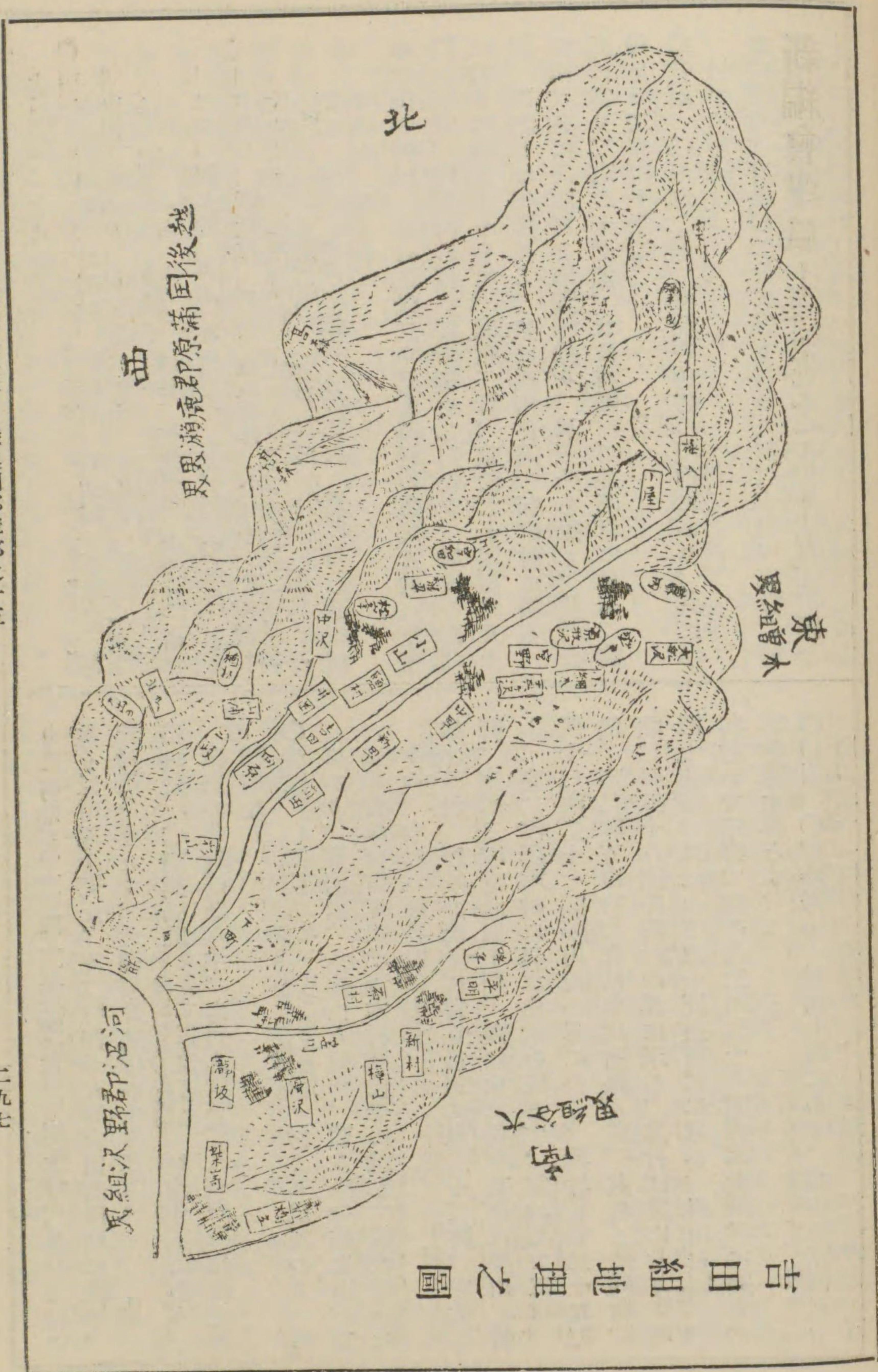
新編會津風土記卷之七十

陸奥國耶麻郡之十五

吉田組

此地府城の西北に當り本郡の西端なり、地形丑寅より未申に長く、辰巳より戌亥に短し、東は木曾組に隣り、辰巳は大谷組につき、戌亥は、越後國蒲原郡鹿瀬組に隣り、山を界とす、又丑寅は地形漸々に狭く、鹿瀬組と木曾組の間に介まり、飯豊山の麓につき、未申は揚川を隔て、河沼郡野澤組に對す、東西三里二十町餘、東は木曾組の界より西は蒲原郡鹿瀬組馬取村の界に至る南北四里三十町計の界より北は飯豊山の麓に、疊嶂連て平地少く、村落山間にあり、奥川郷に隸する村二十、
 吉田新田村・井岡村・向原村・杉山村・下町村・道目村・新町村・中町村・礪村・山浦村・田戸村・中澤村・極入村・小屋村・梨平村・宮野村・野尻郷に隸する村八あり
 原村・平明村・新村・樟山村・滑澤村・瀧坂村・柴崎村・橋立村 共に新宮莊と稱す、凡て二十八箇村あり、

新編會津風土記卷之六十九終



吉田組二十八箇村

吉田新田村 井岡村 向原村 杉山村 下町村 道
 目村 新町村 中町村 鹽村 山浦村 端村 二岐
 出戸村 小名 大出戸 端村 榎林新田 中澤村 端村
 松峯 極入村 小名 彌平四郎 小屋村 梨平村 小名
 宇和田 宮野村 端村 白小牧澤 小山村 眞箇澤村
 小綱木村 大船澤村 端村 越戸 幕内 原村 平
 明村 端村 呼乎 新村 樟山村 滑澤村 瀧坂村
 柴崎村 橋立村

●吉田新田村 此村正保二年眞箇澤村の農民宮城八左衛門と云者、向原村の境内に新墾せし所なり、府城の西北に當り行程九里十七町、家數二軒、東西五十間南北五十間、西南北は田圃にて、東は奥川を隔て新町村に隣る、西南は共に向原村と田圃相雜り、界域分ち難し、其村は西に當り二町二十間餘、北は村際にて井岡村に界ふ、其村まで二町四十間餘、

○倉廩 ○米倉二屋 村北井岡村の境内にあり、共に本村の米を納む、

●井岡村 府城の西北に當り行程九里二十町、家數二軒、東西二十間南北一町十間、南北は山に倚り東南は田圃なり、東二町新町村に界ひ、奥川を限とす、其村は已に當

り四町餘、西一町四十五間向原村の山に界ふ、其村は申に當り五町四十間餘、南二町四十五間吉田新田村に隣り、其村際を界とす、北四町計鹽村の山に界ふ、

○神社 ○羽黒神社 境内東西三十二間、村西山上にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、中町村修驗大寶院司なり、

○寺院 ○西勝寺 境内東西十九間南、村より戌亥の方一町にあり、曹洞宗、八森山と號す、舊太子守宗なり、寛永中會津南青木組北青木村惠倫寺に隸して曹洞宗となりぬ、本尊地藏客殿に安す、

●向原村 府城の西北に當り行程九里二十二町、家數七軒、東西二町南北五十間、西は山に倚り東南は奥川に傍ふ、東二町新町村に界ひ奥川を限とす、其村まで五町、西十三町二十七間杉山村の界に至る、其村まで二十五町餘、南二町下町村に界ひ奥川を限とす、其村まで四町、北三町五十八間井岡村の界に至る、其村は寅に當り五町四十間餘、又巳の方四十間道目村に界ひ、奥川を限とす、其村まで三町、寅の方二町五十八間吉田新田村に隣り、其村際を界とす、

○山川 ○板持澤山 村西七町にあり、山中に東西五十間南北十一町餘の牧場あり、○日影坂 板持澤山の南

の半腹を越て、杉山村にゆく徑路なり、杉山村にては杉木峠と云、○奥川 村より巳の方にあり、吉田新田村の方より來り、未申に流るゝこと十五町計、杉山村の界に入る、廣十五間、○山田川 村西七町にあり、山浦村の境内より來り、未申に流るゝこと二十三町、奥川に入る、廣七間計、

○關梁 ○橋二 一は村西七町餘にあり、長七間、山田橋と云、一は村南七町にあり、長七間、木賊澤橋と云、共に山田川に架す、隣村の通路、土橋なり、

○神社 ○山神社 境内東西二十三間南、村西一町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、五目組上三宮村高村能登が司なり、

●杉山村 府城の西北に當り行程十里十二町、家數二十四軒、東西五町南北一町、四方重山なり、東十一町四十間向原村の界に至る、其村まで二十五町餘、西二十二町越後國蒲原郡鹿瀬組馬取村の界に至る、其村まで一里八町三十間、南は瀧坂村の山に連り、北は出戸村の山に續き、共に山深くして界域分明ならず、又未の方十七町河沼郡野澤組德澤村に界ひ揚川を限とす、其村まで十七町、○山川 ○檜木峠 村北十五町にあり、登ること十町三十間、本郡と蒲原郡の界なり、此を越て馬取村にゆく、

○杉木峠 村東十一町にあり、向原村にゆく路なり、○揚川 村南十五町にあり、瀧坂村の境内より來り、申の方に流るゝこと一里計、馬取村の界に入る、廣百間餘、村民鱒・鮭を取て産業の資とす、又未の方十六町に德澤村にゆく船渡場あり、○奥川 村より辰巳の方十五町餘にあり、下町村の界より來り、未申の方に流るゝこと三十町餘、揚川に入る、

○水利 ○堤二 一は山田堤と云、村より亥の方十五町にあり、周百五十間、一は沼平堤と云、村北十町にあり、周百三十間、共に正徳中に築く、

○神社 ○熊野宮 境内東西四十間南、村東一町十間餘にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】 △稻荷神 本村より移しぬ、△山神 同上

○褒善 ○孝行者彌太郎 明和四年米を與て賞せり、●下町村 府城の西北に當り行程九里十町、家數二十三軒、東西二町四十間南北一町三十間、辰巳の方山に倚り戌亥の方奥川に臨む、寅の方甘間道目村の界に至る、其村まで一町四十間餘、西二町向原村に界ひ奥川を限とす、南二十八町三十二間瀧坂村の界に至る、其村まで一里四町、北二町向原村の界に至る、其村まで四町、

○山川 ○奥川 村より戌亥の方にあり、道目村の境内より來り、未申に流るゝこと二十町餘、杉山村の界に入る、廣十三間、

○神社 ○山神社 境内東西十四間南北十六間免除地 村北にあり、草創の年代を知らず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり

【相殿二座】 △山神 道目村より移しぬ、△白山神 同上

●道目村 府城の西北に當り行程九里十町、家數十六軒、東西五十間南北二町、東は山に倚り西は奥川に傍ふ、寅の方二十三間新町村の界に至る、其村まで一町四十間餘亥の方二十町二十間向原村に界ひ奥川を限とす、其村まで三町、巳の方二十六町原村の山界に至る、其村まで一里四町四十間、

○山川 ○木伏峠 村南十町にあり、登ること七町十間原村にゆく徑なり、○奥川 村の戌の方二町にあり、新町村の境内より來り、未申に流るゝこと二町卅間、下町村の界に入る、

○水利 ○堤 村東四町にあり、周二百六十間計、

○寺院 ○觀音堂 境内二十間四方年貢地 村より未申の方にあり、建立の年代詳ならず、村民の持なり、

●新町村 府城の西北に當り行程九里十九町、家數三十

明和五年米を與て賞せり、○忠義者三次郎 寛政元年 同上 ○忠義者甚兵衛 寛政六年同上 ○忠義者辰右衛門 寛政九年同上

●中町村 府城の西北に當り行程九里二十二町、家數二十四軒、東西三町南北二町、四方田圃なり、東は小綱木村の山に連り界域分ち難し、西二町鹽村に界ひ奥川を限とす、其村まで七町十間餘、南二町新町村の山に界ひ、其村は申に當り六町三十間、北一町小山村に界ひ奥川を限とす、其村まで二町二十間、又寅の方一町四十六間眞箇澤村の界に至る、其村まで六町十間餘、

○山川 ○立山 村東十五町にあり、高九十丈計、雜木多し、○奥川 村北一町にあり、眞箇澤村の方より來り、未申の方に流るゝこと八町計、新町村の方に注ぐ、

●鹽村 昔此村より鹽湯湧出し故名けしと云 今村西田畝あり、其土微青にして、稍温泉の氣あり、土人鹽湯の跡なりと云、府城の西北に當り行程九里二十六町、家數八軒、東西二町南北一町十間、西北は山に倚り東南は田圃なり、東三十間中町村に界ひ奥川を限とす、其村まで九町、西は井岡村の山に連り界域分ちがたし、南三十間新町村に界ひ奥川を限とす、其村まで四町十間餘、北十町四十間山浦村の界に至る、其村は戌亥に當り十八町二十間餘、

五軒、東西三町十三間南北二十八間、東は山に倚り、西は奥川を隔て吉田新田村に隣る、寅の方四町三十間中町村の界に至る、其村まで六町三十間、申の方二町二十二間道目村の界に至る、其村まで二町四十間餘、巳の方十八町平明村の山界に至る、其村まで一里餘、北三町二十間鹽村に界ひ奥川を限とす、其村まで四町十間餘、

○山川 ○天峯山 ツルギミヤ 村南七町にあり、高二丈計、此南に鳥上峠とて平明村にゆく路あり、○奥川 村より戌亥の方にあり、中町村の境内より來り、未申の方に流るゝと十五町、道目村の界に入る、

○關梁 ○大橋 村西にあり、吉田新田村の通路奥川に架す、長十四町幅九尺勾欄あり、此川洪水あれば急流となる故橋柱を用ひず、兩岸より巨材を構起して橋を其上に架す、

○水利 ○沼入堤 村南十三町にあり、周二百間、寛政四年に築く、

○神社 ○稻荷神社 境内十八間四方免除地 村より丑寅の方一町五十間餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登を司る、【相殿二座】 △伊豆神 中町村より移せり、△山神 同上

○褒善 ○忠孝者喜助 肝煎七郎兵衛譜代の下男なり、

○山川 ○奥川 村東二十間にあり、中町村の方より來り、未申の方に流るゝこと五町、新町村の方に注ぐ、

○水利 ○安戸堤 村より戌亥の方八町にあり、周三百間、寛永元年に築く、

○神社 ○伊豆神社 境内東西十五間南北二十五間免除地 村北山腰にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】 △須伊志夜具神 本村より移せし神體なりとて、長七寸周一尺五寸計の水晶を安す、

●山浦村 端村 二岐 府城の西北に當り行程十里十町、家數十二軒、東西二町十四間南北五十五間、山間に住す南の方四町二十六間中澤村の界に至る、其村まで五町二十間、西四町三十五間出戸村の界に至る、其村は戌亥に當り十町三十間餘、南六町四十間鹽村の界に至る、其村まで十八町二十間、北六町出戸村の界に至る、其村は戌亥に當り十町三十間、

○端村 ○二岐 フタマタ 本村より未の方八町にあり、家數四軒、東西二町南北四町、山間にて山田川の兩岸に散居す、

○山川 ○鳥居峠 村西五町にあり、此を越て出戸村にゆく、麓より半夏の根に似たる小石を生ず、半夏石と名く、○山田川 端村二岐の村中にあり、中澤村の境内より來り、南に流るゝと廿町餘、向原村の界に入る

○澤尻川 端村二岐の西二町にあり、出戸村の境内より山田川に入る、

○水利 ○山浦堰 村北十八町餘、中澤村の方より來り本村に注ぐ、○裏新田堰 村西十二町餘、出戸村境内澤尻川を引き、端村二岐に來り田地の養水となり、再び澤尻川に入る、

○原野 ○牧場 日影平東西五町餘、此地出戸村と入逢なり、

○神社 ○山神社 境内東西二十二間南 村北二町餘丘上にあり、草創の年代詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿三座】 △稻荷神 本村より移せり、△熊野宮 同上 △山神 中澤村の端村松峯より移す、

○褒善 ○忠義者甚太郎 安永八年米を與て賞せり、

○忠義者十右衛門 寛政十二年同上

○舊家 ○十右衛門 祖先是小林伊勢介敦平と云ふ、元大谷組利田村西五町小牧林と云所に楯籠りし迹あり、後裔承應三年端村二岐に移りしものなり、同家に寶物を藏む、

○出戸村 小名 大出戸 府城の西北に當り、行程十里 端村 榑原新田 東西三町南北三町、山間にあり、家數二十四軒、

り、東十町五十九間中澤村の界に至る、其村まで十三町三十間餘、西北は共に山を隔て、越後國蒲原郡鹿瀬組馬取村に界ひ界域分ち難し、南六町計山浦村の山に界ふ、其村は辰巳に當り十町三十間餘、

○小名 ○大出戸 本村より戌亥の方十二町、山上にあり、家數二軒、東西二十間南北十間、辰巳の方は眼界廣くして、封内の高山十數里の外に見ゆ、

○端村 ○榑林新田 本村の東九町にあり、家數二軒、東西一町南北二町、山麓に住す、

○山川 ○高山 村西六町にあり、高三十五丈、西は馬取村に屬し峯を界とす、○鳥居峠 村南十町にあり、山浦村に往道なり、登ること一町十間餘、○聖澤 村北の山中より出て、未申に流れて村西を過ぎ、藤六澤・岩屋澤など云溪流これに注ぎ、山浦村の界に入り、山田川に合す、○巖窟 村より未申の方十三町計にあり石階を登ること百餘級、岩屋の中に虚空藏を安置す、

岩石聳えて雨露を凌ぐべき所、深三間幅六間餘あり此巖を屋上とし柱梁を構て拜殿とし、庇縁ありて深谷に臨めり、虚空藏長一尺三寸五分餘及不動長九寸四分餘の木像を安す、毎歲正月二十三日・三月十三日を會式とし村民の崇敬大かたならず、虚空藏に銘あり、十石伴越

五十間餘、西二町三十八間出戸村の界に至る、其村まで十二町四十間、南二町計鹽村の山に界ふ、北は越後國蒲原郡鹿瀬組實川村の山に界ひ、界域分ちがたし、又未申の方五十四間山浦村の界に至る、其村まで五町二十間、

○端村 ○松峯 本村の東五町にあり、家數十六軒、東西三町南北二町、山間に住す、

○山川 ○立山 村北にあり、高五十丈、周一里計、衆山に續かず、孤立せるが如し、○高森山 立山の後に聳ゆ高二百丈計、東は極入村に屬す、本郡の條下に詳なり ○野際川 村中にあり、源は高森山より出て、立山の西を遶り南に流るゝこと三十町、村南に至り大越戸川に會す、廣三間計、○大越戸川 村中にあり、源は高森山より出て、立山の東を遶り南に流るゝこと二十町計、

村南にて野際川に會し、未申の方に轉じて山浦村の界に入り、山田川となる、

○寺院 ○觀音堂 境内東西十九間 南北四間年貢地 村中にあり、造立の年代知らず、井岡村西勝寺是を司どる、

○褒善 ○忠義者權三郎 天明六年米を與て賞せり、

○忠義者しゆん 農民虎之助伯母なり、寛政十年同上

○極入村 小名 彌平四郎 此村深山の奥にて四面皆高山なり、小徑ありて隣村に通ずれども、嶮隘にして惟小屋

後本村住人也、永正八季未四月十三日、伊勢外宮住人、眞海十穀寶冠之五大佛、并不動明王、毘沙門造續之後具可有廻向候□□□□□□此所修補の爲 佛師阿州府中住人笠曉と書付、毘沙門の像にも銘ありしが、後装色を加へしかば、今僅に眞海十石居住造建之五十七才の十三字を辨するのみ、

○原野 ○牧場 村西高山の中にあり、東西五町南北十八町計、

○水利 ○堤三 共に村より寅の方十町にあり、一は吉澤堤と云、周百八間、二は共に内林堤と云、上下に並ぶ、上は周七十七間、下は周九十間、共に延寶二年に築く、

○神社 ○山神社 境内東西四間南 村西にあり、草創の年月日詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登是を司る

【相殿一座】 △鎮守神 本村より移しぬ、

○褒善 ○力田者金左衛門 小名大出戸の農民なり、明和三年米を與て賞せり、○忠義者源次郎 天明四年同上

○中澤村 端村 松峯 府城の西北に當り行程十里二十町家數二十一軒、東西三町南北五町、山間にあり、東十三町一間小山村の山に界ふ、其村は辰巳に當り二十四町

村に出るの外牛馬通ぜず、此組の村落北の方此に至て窮る、府城の西北に當り行程十里十八町、家數四十二軒、東西二町十間南北六町五十三間、奥川の兩岸にあり、東は木曾組宮古村の山に續き、西は數峯を隔て越後國蒲原郡鹿瀬組實川村の山に連り、共に界域分ち難し、宮古村は辰に當り二十九町三十間餘、南九町計小屋村の山に界ふ、其村は申に當り十四町十間餘、北は小名彌平四郎を経て飯豊山に登る徑路なり、數峯を隔て木曾組一戸村の界に至るまで、山徑凡四里計、其間高山幽谷を隔て路最峻し、飯豊參詣の外たやすく登るべからず、

○小名 彌平四郎 本村の北一里八町餘にあり、家數十九軒、東西五十間南北三町、東は奥川に傍ふ、木地を挽て産業とす、近頃往々山間に田圃を開く、此村飯豊山に登る徑路にて、封内東より來る者は一戸村を過ぎ西より來る者は此村を過ぎ、俗に飯豊山の裏街道と云 毎歳八月に至れば、里民群集せり、一戸村の條下と併見るべし

○山川 ○高森山 村西一里三十町にあり、本郡の條下に詳なり
○夏越戸山 ナツコエト 村北三里計にあり、高百五十丈餘、此後に時つを朮岩山と云、飯豊山の麓なり、○がしう峠 小名彌平四郎の東二十一町三十間にあり、登ること八

開基詳ならず、舊小屋村にあり、寛永三年此村に移し觀音寺の僧信光と云者再興せりと云、本尊大日客殿に安ず、

●小屋村 府城の西北に當り行程十里、家數十一軒、東西三町南北一町、山間にあり、奥川に傍ふ、寅の方十一町二十二間極入村の界に至る、其村まで十四町十間餘、西五町北六町計、共に梨平村の山に界ふ、其村は申に當り六町五十間餘、未の方四町四十間宮野村の界に至る、其村まで十四町餘、

○山川 ○寺峯山 村より寅の方十町餘にあり、高四十丈計、東は極入村の山に連る、○すはら山 村北にあり、寺峯山に並ぶ、西北は梨平村に屬し峯を界とす、○奥川 極入村の境内より來り、村中を過ぎ未申の方に流るゝこと十七町計、梨平村の界に入る、廣十間計丸木を架して通路とす、○清水 村南二町にあり、乳のたらぬ婦人、此に祈れば應ありと云、

○原野 ○牧場 村東二十九町山中にあり、東西六町四十間南北一町四十間、
○水利 ○大堰 村東にて奥川を引き田地の養水とし、宮野村の方に注ぐ、
○神社 ○山神社 境内東西十八間南北二十間免除地 村北にあり、鎮座の

町三十間、木曾組一戸村にゆく徑路なり、○奥川 村中にあり、源は朮岩山より出て彌平四郎の東を過ぎ、未申の方に流て倉谷川を過ぎ、村中に至り石谷川來り注ぎ、又未申の方に流れ小屋村の界に入る、境内を經ること三里餘、廣十間計、○倉谷川 源は夏越戸山より出て、辰巳に流るゝこと二里計、村より十五町餘丑寅の方に注ぐ、奥川に注ぐ、岩魚・鰍を産す、○石谷川 村中にあり、源は高森山より出て、東に流ること一里餘、村中にて奥川に注ぐ、○沼 村西一里、山奥にあり、周六十間、○清水二 一は村東一町にあり、周七間、一は村より戌亥の方六町にあり、周八間、共に田地の養水とす、

○原野 ○牧場 村北二町、山中にあり、東西三町南北一里十九町、
○土産 ○紫萁 ムシクサ 高森山より出づ、○舞茸 マシタケ 村北の山中より出づ、

○神社 ○稻荷神社 境内十五間四方免除地 村東山腰にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、【相殿二座】
△伊豆神 本村より移しぬ、△山神 同上
○寺院 ○金藏寺 境内東西十三間南北十五間年貢地 村東山麓にあり、眞言宗、光谷山と號す、府下道場小路觀音寺の末寺なり、

年代を知らず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、
●梨平村 ナシゲヒラ 小名 宇和田 府城の西北に當り行程九里二十二軒、家數十八軒、東西八町南北一町二十間、又申の方一町に一區あり、小巻と云、家數四軒、東西一町十五間南北一町、共に辰巳の方は奥川に臨み、戌亥の方は山に連る、東十町南二町、共に宮野村に界ひ奥川を限とす、其村は辰に當り四町、西三町二十間小山村の界に至る、其村は申に當り九町四十間餘、北三十町計極入村の山に界ふ、又寅の方四町三十六間小屋村の界に至る、其村まで六町五十間餘、

○小名 ○宇和田 本村より寅の方六町にあり、家數四軒、東西一町三十六間南北三十四間、東は奥川に傍ひ西は山に倚る、
○山川 ○すはら山 村より丑寅の方三町にあり、東南は小屋村に屬す、○奥川 村より辰巳の方にあり、小屋村の境内より來り、未申に流るゝこと十二町、小山村の界に入る、

○原野 ○牧場 村北二十町山奥大澤と云所にあり、東西二十町南北五町、
●宮野村 端村 白小牧澤 府城の西北に當り行程九里十八町、家數七軒、東西一町南北二町、東は山に倚り西は

奥川に傍ひ、南は眞箇澤村に連る、東十三町眞箇澤村の山に界ふ、西一町梨平村に界ひ奥川を限とす、其村は戌に當り一町十間餘、北九町二十八間小屋村の界に至る、其村は丑に當り十四町四十間、又辰の方一里二町木會組宮古村の山界に至る、其村まで一里十町、

○端村 ○白小牧澤 本村の東二十八町にあり、家數三軒、東西一町五間南北二町二十間、山の半腹に住す、

○山川 ○奥川 村より戌亥の方二町にあり、廣十二間小屋村の境内より來り、申の方に流るゝこと十町計、眞箇澤村の界に入る、

○原野 ○牧場 村の丑寅の方一里山奥にあり、東西六町四十間南北二町三十間、

○水利 ○大堰 小屋村の方より來り、田地の養水とし眞箇澤村の方に注ぐ、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二十間南村北一町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、△若宮八幡宮 境内にあり、本村より移しつ、△熊野宮 境内にあり、梨平村より移しつ、

○小山村 府城の西北に當り行程九里二十三町、家數十七軒、東西三町南北一町、東は奥川に臨み西は山に倚る東南は共に村際にて眞箇澤村に界ひ、奥川を限とす、其

村は東に當り五町四十間、西九町計鹽村の山に界ふ、其村は申に當り十二町餘、亥の方十二町二十六間中澤村の山界に至る、其村まで十七町三十間餘、丑の方六町四十間餘梨平村の界に至る、其村まで九町四十間餘、

○山川 ○中會根山 村西九町にあり、高三十丈計、西は鹽村に屬す、○堰澤山 村より亥の方十二町計にあり、北は中澤村に屬し峯を界とす、○奥川 村南にあり、梨平村の境内より來り、未申に流るゝこと十二町中町村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西八間南村北一町五十間餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】△山神 本村より移しぬ

○褒善 忠義者市太郎 寛政三年米を與て褒賞せり、眞箇澤村 村南に屈曲せる山澤あるにより、昔は曲澤村と云、寛永の頃今の名に改むと云、府城の西北に當り行程九里十五町、家數二十三軒、東西一町南北二町四十間、東は山により西は奥川に近く、北は宮野村に連る、東十二町小綱木村の界に至る、其村まで十五町、西五町二十間小山村に界ひ奥川を限とす、其村まで五町四十間南四町四十間中町村の山に界ふ、其村は申に當り六町二十間餘、此組寛文の頃まで眞箇澤組と稱して、此村に郷

にて宮野村に移り、寛永十九年此に移りしと云、本尊觀音客殿に安ず、鐘樓あり、鐘徑二尺三寸、正徳元年當寺五世施主樂勇と彫付あり、銘あれども煩はしければ略す、

○小綱木村 府城の西北に當り行程九里、家數三十一軒東西八町南北七町、山腰に散居す、東七町大船澤村の山界に至る、其村まで二十町、西一町眞箇澤村の界に至る其村まで十三町、南二十三町平明村の界に至る、其村まで一里一町、北五町計宮野村の山に界ふ、又巳の方十町十四間大谷組高目村の山界に至る、其村まで二十一町三十間、

○山川 ○花立坂 村東にあり、登ること七町、大船澤村にゆく路なり、○高坂川 村より辰の方八町にあり大船澤村の境内柳原堤の下流なり、南に流るゝこと二十町、平明村の界に入る、廣五間、○清水四 皆村中にあり、一は宇津野清水と云、一は向清水と云、一は蟹澤清水と云、共に周十六間計、一は狐塚清水と云、周六間共に水多く湧出し、田地の養水とす、

○水利 ○川下堤 村より未申の方二町にあり、周七八間、安永二年に築く、

○寺院 ○西光寺 境内東西四十一間半南北四十一間年貢地 村より丑寅の方山

長あり、因て村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり

○山川 ○館越山 村南にあり、高三十丈、南は中町村の山に連る、○奥川 村西二町にあり、廣十二間、宮野村の境内より來り、未申の方に流るゝこと十町、中町村の方に注ぐ、○下澤 村南一町にあり、小綱木村の境内より來り、西に流るゝこと十五町、奥川に入る、

○關梁 ○橋 村南一町にあり長八間幅七尺、中町村の通路下澤に架す、

○水利 ○大堰 宮野村の方より來り、田地の養水として中町村の方に注ぐ、

○神社 ○八幡宮 境内東西十六間南村東一町餘にあり、鎮座の年代知らず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、

○山神社 境内東西二十間南村南二町にあり、草創の初詳ならず、高村能登が司なり、【相殿五座】△伊豆神二座 共に本村より移しぬ、△山神三座 共に小綱木村より移しぬ、

○寺院 ○龍泉寺 境内東西十四間南村より未の方二町にあり、曹洞宗、嶺雲山と號す、南青木組北青木村惠倫寺の末山なり、文祿二年麟應と云僧越後國より來り、梨平村に一字を營み、千秋寺と號し、住すること三年

麓にあり、舊眞箇澤村にありて紫雲山と號す、享保中此に移せり、昔太子守宗にて金輪山と號し、いつの頃の草創か詳ならず、開基の僧を南室と云、相續て四世麟達に至り、寛文中山北青木村惠倫寺に隸して曹洞宗となる、本尊彌陀客殿に安ず、長一尺五寸軀中に彌陀の像あり、運慶作と云、△鐘樓 客殿の前にあり、鐘徑二尺山三郷吉田組小綱木村施主荒海藤治兵衛寛保三癸亥年仲秋吉祥日と彫付あり、△愛宕堂 境内にあり、聖徳太子の木像をも安ず、昔太子守宗なりし時の本尊なりと云、

○褒善 ○忠義者彌總治 天明二年褒賞して米を與へり

○大船澤村 端村 越戸 幕内 昔いつの頃にか矢部宮内と云者こゝに來り、山上なれども清水多く湧出し、養水の便あれば新田を墾發し、家居を營みしと云傳ふ、舊今の地より五町計戌亥の方にあり、慶長の頃此に移せりと云、府城の西北に當り行程九里、家數二十軒、東西二町十間南北一町五十間、高山の頂より少し下りて家居し、連山西に出て、皆眼下にあり、東十六町北二十町、共に宮古村の山に界ふ、其村は寅に當り二十町、西十七町小綱木村の界に至る、其村まで二十町、南十一町二十間大谷組高目村の山界に至る、其村は未に當り二十三町、

○端村 ○越戸 本村より戌亥の方十三町にあり、家數二軒、東西二町南北二町五十間、山間に住す、○幕内 本村より寅の方十四町にあり、家數二軒、東西二町南北四町十間、山間に住す、舊羽黒と云、寛文中今の名に改めき、

○山川 ○花立坂 村より亥の方十七町にあり、小綱木村にゆく道なり、此に花臺石と彫付たる石塔あり、高三尺計、此所飯豐神社の正面に當れりとて石塔を立しとぞ、○清水 村中にあり、周三十間湧出ること多く田地の養水とす、

○原野 ○牧場 村より寅の方七町山中にあり、東西一里餘南北十三町、

○水利 ○堤四 村より寅の方十町に二あり、共に柳原堤と云、上下に並ぶ、上は周四百間正徳中に築き、下は周百四間元祿中に築く、一は村西三町にあり、周六十間中田尻堤と云、元祿七年に築く、一は村より丑の方九町にあり、周百二十間幕内堤と云、

○神社 ○山神社 境内東西二十間南村西にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿一座】 △帝釋神 地主神なり、
○原村 府城の西北に當り行程九里七町、家數十二軒、

東西二町南北一町、西北は山に連り、東南は田圃なり、東五十四間平明村の界に至る、其村まで一町三十間、申の方十四町五十六間滑澤村の界に至る、其村まで二十五町、南十町樟山村の界に至る、其村まで十一町十四間、亥の方四町道目村の界に至る、其村まで一里四町四十間、巳午の方三十二間新村の界に至る、其村まで三町二十間餘、寅の方三町大谷組漆窪村の端村向山の地に界ふ、

○山川 ○上臺山 村より未の方十町にあり、高七十丈計、西偏は樟山村に屬す、○笹川 村南にあり、平明村の方より來り、西に流るゝと七町二十間餘樟山村の界に入る、廣五間計、

○神社 ○熊野宮 境内東西十四間南村西七町三十間餘にあり、草創の年月を知らず、鳥居あり、上三宮村高村能登是を司る、【相殿六座】 △稻荷神二座 一座は本村より移し、一は樟山村より移せり、△山神二座 同上 △總社 本村より移せり、△住吉神 樟山村より移せり、

○平明村 端村 呼乎 府城の西北に當り行程九里二町、家數十七軒、東西四町十間南北二町、東南は山連り西は高坂川に傍ひ、北は端村呼乎に連る、寅の方十町八間大谷組漆窪村の山界に至る、其村まで十二町十間餘、西三

十六間原村の界に至る、其村まで一町三十間、南は大谷組井谷村の山に連り、界域分ち難し、北二十町計小綱木村の山界に至る、其村まで一里一町、亥の方十八町新村の界に至る、其村まで一里餘、戌亥の方一町四十五間漆窪村の端村向山の地に界ふ、申の方一町三十間新村の界に至る、其村まで四町五十間餘、

○端村 ○呼乎 本村の北に連る、家數二十八軒、東西二町南北三町三十間、西は高坂川に傍ふ、

○山川 ○泥浮山 村東二十町餘にあり、頂まで百八十丈、松樹多し、○猪森 村北十五町にあり、高百八十丈餘、雜木多し、○高坂川 小綱木村の方より來り、引杉澤・大田尻澤など云溪流を得て、南に流るゝこと八町村西に至り笹川と合す、廣四間計、○笹川 漆窪村の方より來り、村西にて高坂川に合し、西南の方に流れて新村の界に入る、境内を経ること十七町餘、廣七間○袖藪澤 町より亥の方十五町にある山谷の字なり、澤中に民部澤・澤田など云字あり、いつの頃にか澤田民部某と云者住せしと云傳ふ、○不動瀧 村北の山中にあり、瀧二、共に高二丈計、溪流是に注ぐ、

○關梁 ○橋 村中にあり、長五間、土橋なり、笹川に架す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
 ○神社 ○稻荷神社 境内東西五十三間南 村より戌亥の方
 山腰にあり、鎮座の年代詳ならず、石鳥居あり、上三
 宮村高村能登が司なり、○山神社 稻荷神社の側にあ
 り寛文中本村より移す、【相殿三座】 △伊勢宮 本村
 より移せり、△稻荷神 同上 △伊豆神 端村呼乎よ
 り移せり、

○寺院 ○観音寺 境内東西十七間南 村中にあり、曹洞宗
 和光山と號す、開基の年代詳ならず、舊洞家にて中頃
 臨濟・眞言の徒住職し、宗旨もさだかならず、殿宇また
 頽廢せしを寛永十年觀的と云僧再興し、北青木村惠倫
 寺の末寺となる、本尊觀音客殿に安す

○墳墓 ○五輪二 端村呼乎の辰巳の方山麓にあり、共
 に高一尺計、形體全からず、何人の墳墓にか詳ならず
 病ある者此に祈れば應ありとて、村民崇敬す、

○古蹟 ○朝負屋敷 端村呼乎の西山腰に四方二十間計
 の平地あり、いつの頃にか石上朝負と云者住せし所と
 云傳ふ、此より三町計亥の方に、石上坂と云字あり、
 又宰相道とも稱ふ、

○褒善 ○孝行者次郎右衛門 享保二年米を與て褒賞せ
 り、○忠義者彦右衛門 享和三年同上

○新村 舊新町村と云、本組に同名あるにより、萬治中
 今の名に改めき、府城の西北に當り行程九里八町、家數
 十一軒、東西一町二十間南北一町、東は山に倚り西は笹
 川に傍ふ、寅の方三町二十間平明村の界に至る、其村ま
 で四町五十間餘、西二町北三町共に原村の界に至る、其
 村は亥子に當り三町二十間餘、南十五町計大谷組井谷村
 の山に界ふ、

○山川 ○笹川 村北二町にあり、平明村の方より來り
 未申の方に流るゝこと五町、原村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十四間 村東山腰にあり、草
 創の年代を知らず、鳥居あり、【相殿二座】 △伊勢宮
 本村より移しぬ、△山神 同上

△神職 鈴木伯耆五世の祖を備中行重と云、正徳元年
 始て當社の神職となる、

○褒善 ○忠義者初太郎 寛政八年賞して米を與へき、

○樟山村 府城の西北に當り行程九里十八町、家數十二
 軒、東西五十間南北一町四十間、東は山に倚り西は笹川
 に傍ひ、南北は田圃なり、東十六町新村の山界に至る、
 其村は寅に當り六町四十間、西一町四十六間滑澤村の界
 に至る、其村まで十一町五十間、南一町五十間大谷組井
 谷村の界に至る、其村まで十五町、北一町十四間原村の

界に至る、其村まで十一町十間餘、

○山川 ○笹川 村西一町にあり、原村の境内より來り
 未申の方に流るゝこと八町四十間、滑澤村の方に入る、

○松倉澤 村東三町三十間餘にあり、源二にあり、堂
 明澤・瀧澤と云、共に新村の境内より來り、二水合し松
 倉澤となり、南に流れ西に轉じて滑澤村の界に入り、
 笹川に注ぐ、境内を經ること十町四十間餘、

○關梁 ○笹川橋 村西一町にあり、長七間幅一間、滑
 澤村の通路笹川に架す、

○寺院 ○地藏堂 境内東西十四間南 村より戌の方にあり
 建立の年代詳ならず、村民の持なり、

○褒善 ○三藏 弟を傳吉と云、兄弟共に此村の農民彌
 平次が譜代の下男なり、主人は二人の者を憐み、二人
 は能主人に事ふ、中にも三藏は志特に勝れ、主人の母
 齡八十にあまりしを、心を盡して介抱し、主人の子を
 いとをしむこと、己が子の如く、凡て諸人に親み厚く
 萬自他の隔なければ、感歎せざるものなし、己もとよ
 り食し、主人の子とも傍輩にも儉約を教へ、主家の
 事を疎略にせず、弟もこれを見習ひ、忠やかに主人に
 事ふ、されば主人も兄弟の行に感じ、彼等が親の忌日
 には、靈供茶湯して己が親にひとしくす、末々は譜代

をゆるして、取立べき心なれば、少しく田地を與置き
 しに、兄弟暇ある時耕作し、其價を貯置しが、不熟打
 續て主人の貢納不足あれば、是を出して補ひけり、か
 かる事ども多かりければ、寶永四年兄弟及主人彌平次
 が行をも賞して、共に米を與へき、

○滑澤村 府城の西北に當り行程九里三十町、家數二十
 七軒、東西三町南北二町、山間に住す、東十町四間樟山
 村の界に至る、其村まで十一町五十間、西六町二十六間
 瀧坂村の界に至る、其村まで十四町五十間餘、南七町四
 十五間柴崎村の界に至る、其村まで十九町四十間餘、北
 二十町計下町村の山に界ふ、

○山川 ○城越山 村東三町にあり、高六十丈、相傳ふ
 昔中野三十坊とて此山麓に巨剎あり、佐原義連と相拒
 て楯籠りし所なりと云、○取上石山 村より辰巳の方
 五町にあり、高六十丈計、此を越て柴崎村にゆく徑路
 あり、○明礬岩 村東四町、樟山村にゆく路の左にあ
 り、高一丈計、石間往々白礬を吹出す故に名けしと云
 ○笹川 村南一町にあり、樟山村の境内より來り、西
 に流るゝこと十七町四十間、瀧坂の界に入る、○大滑
 澤 村東にあり、下町村の境内より來り、南に流るゝ
 こと二十町計笹川に入る、水中の石面極て滑らかなり

故に名けしと云、

○關梁 ○三本木橋 村東四町柴崎村の通路にあり、長八間幅一間、笹川に架す、

○神社 ○天王神社 境内東西四十六間 南北八十間免除地 村東八町十間餘山腰にあり、相傳て昔此村の山中に、魍魎ありて災をなせし故、村民相計て尾張國海部郡より、此神を勸請せりと云、正源寺是を司る、

○寺院 ○正源寺 境内東西二十三間半 南北十五間年貢地 天王神社の丑寅の方一町餘にあり、眞言宗なり、昔天王神社を勸請せし時より、社務を司りし故に天王山と號すと云、文祿元年幸照が時、府下道場小路觀音寺の末寺となる、舊今の地より辰巳の方にあり、いつの頃にか此に移せりと云、本尊大日客殿に安ず、又鐘樓あり、鐘徑二尺、享保三年施主當寺第八世季傳と彫附あり、

○古蹟 ○寺跡 村東四町計、樟山村にゆく道の右にある原野なり、佐原義連の爲に滅されし、中野三坊の跡なりと云、今其地に菜圃を闢く、圃中より往々古瓦を得ることあり、

○褒善 ○忠義者源次 享和元年米を與て賞せり、

○瀧坂村 府城の西北に當り行程十里八町、家數二十七軒、東西一町十一間南北二町二十間、東は山に連り西は

揚川に傍ひ、南に田圃あり、東八町二十七間滑澤村の界に至る、其村まで十四町五十間餘、西五十間河沼郡野澤組下野尻村に界ひ、揚川を限とす、南九町四十二間柴崎村の界に至る、其村まで十五町十間餘、北十一町二十一間下町村の山界に至る、其村まで一里四町、

○山川 ○曲坂 村北十町餘にあり、登ること五町下町村にゆく道なり、○揚川 村西五十間にあり、廣百間餘、柴崎村の境内より來り、二十町餘北に流れて杉山村の界に入る、相傳ふ昔此邊より野尻郷の邊まで、水湛えて一大湖となりしが、いつの頃にか其水もれて大なる瀧となり、後漸々にくづれて水潰えて川流となりしと云、今兩岸の山上に石紋水すれの如き大石數多あり、今水のもるゝ所を銚子口とて、兩岸より怪岩相束ね、廣僅八九間、水勢激流す、されば洪水あるごとに必田圃を浸し水災ありと云、又此川の邊にて春秋ごとに所々床を構ひ出し、或は岩に傍て鮭鱒をとることあり、俗に其所をたきと稱ふ、○笹川 村南四町にあり廣四間、滑澤村の境内より來り、西に流るゝこと七町揚川に入る、

○神社 ○熊野宮 境内東西十二間南 北二十間免除地 村より丑の方二町餘山腰にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上三宮

村高村能登が司なり、【相殿二座】△山神 本村より移しぬ、△熊野宮 滑澤村より移しぬ、

○古蹟 ○龍源寺跡 村西にあり、曹洞宗、板松山と號せり、寛文六年に廢しぬ、

○柴崎村 府城の西北に當り行程十里二十二町、家數二十四軒、東西一町十五間南北三町、東は山に倚り西は揚川に傍ひ、南北に田圃あり、東十七町三十五間大谷組井谷村の山に界ふ、西四十八間河沼郡野澤組下野尻村に界ひ揚川を限とす、南一町十二間橋立村の界に至る、其村は巳に當り五町十間餘、北五町三十四間瀧坂村の界に至る、其村まで十五町十間餘、又丑の方十二町三間滑澤村の界に至る、其村まで十九町四十間餘、

○山川 ○石坂山 村より丑寅の方十二町二十間にあり高六十丈計、滑澤村と入逢なり、○虚空藏坂 村東にあり、元祿中巖を割て崩道をつくり、滑澤村の通路とす、○揚川 村西にあり、橋立村の境内より來り、北に流るゝこと十一町二十間餘、瀧坂村の界に入る、廣百三十間計、

○關梁 ○船渡場 村より未の方にあり、揚川を渡て下野尻村にゆく、

○寺院 ○長徳寺 境内東西二十五間 南北十九間年貢地 村東山腰にあり、曹

洞宗、岩松山と號す、永祿五年隼人介某と云者 姓氏不知 當寺を開基し、臨濟の僧門達と云者を請て住せしむ、其後曹洞の從寅積と云者中興し、野澤組松尾村眞福寺の僧天良を請て開山とし、即眞福寺の末寺となり、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者初之丞 安永六年米を與て賞せり、

○孝行者午之助 天明四年同上、○孝行者次郎助 午之助弟なり同上

○橋立村 府城の西北に當り行程十里二十二町、家數六軒、東西五十間南北一町三間、散居す、東北は山に連り西は揚川に近く、南は田圃なり、東十七町三十五間大谷組井谷村の川界に至る、其村まで二十七町五十間餘、西二町四十五間河沼郡野澤組上野尻村に界ひ揚川を限とす、南五町二十八間餘大谷組戸中村の界に至る、其村まで二十町二十間餘、亥の方四町三十間餘柴崎村の界に至る、其村まで五町四十間餘、

○山川 ○揚川 村西二町四十間餘にあり、戸中村の境内より來り、北に流るゝこと十町四十間、柴崎村の界に入る、○井谷川 村より未の方五町二十間餘にあり井谷村の境内より來り、山間を西に流るゝこと五町十五間計、揚川に入る、

○原野 ○なぎの原 村より寅卯の方三町計にあり、東西八町南北八町、中に少しく田圃あり、

○關梁 ○橋 村より未の方六町五十間餘、戸中村の通路井谷川に架す、長七間幅一間半、

○水利 ○堤四 村東十町計山中にあり、共に周百間計、

○神社 ○白山神社 境内東西五間南北七間免除地 村南にあり、草創の年代詳ならず、鳥居あり、上野尻村平野伊勢が司なり

【相殿四座】 △山神 柴崎村より移しぬ、△山王神 同上、△第六天神 同上、△御前神 戸中村より移しぬ、

新編會津風土記卷之七十一

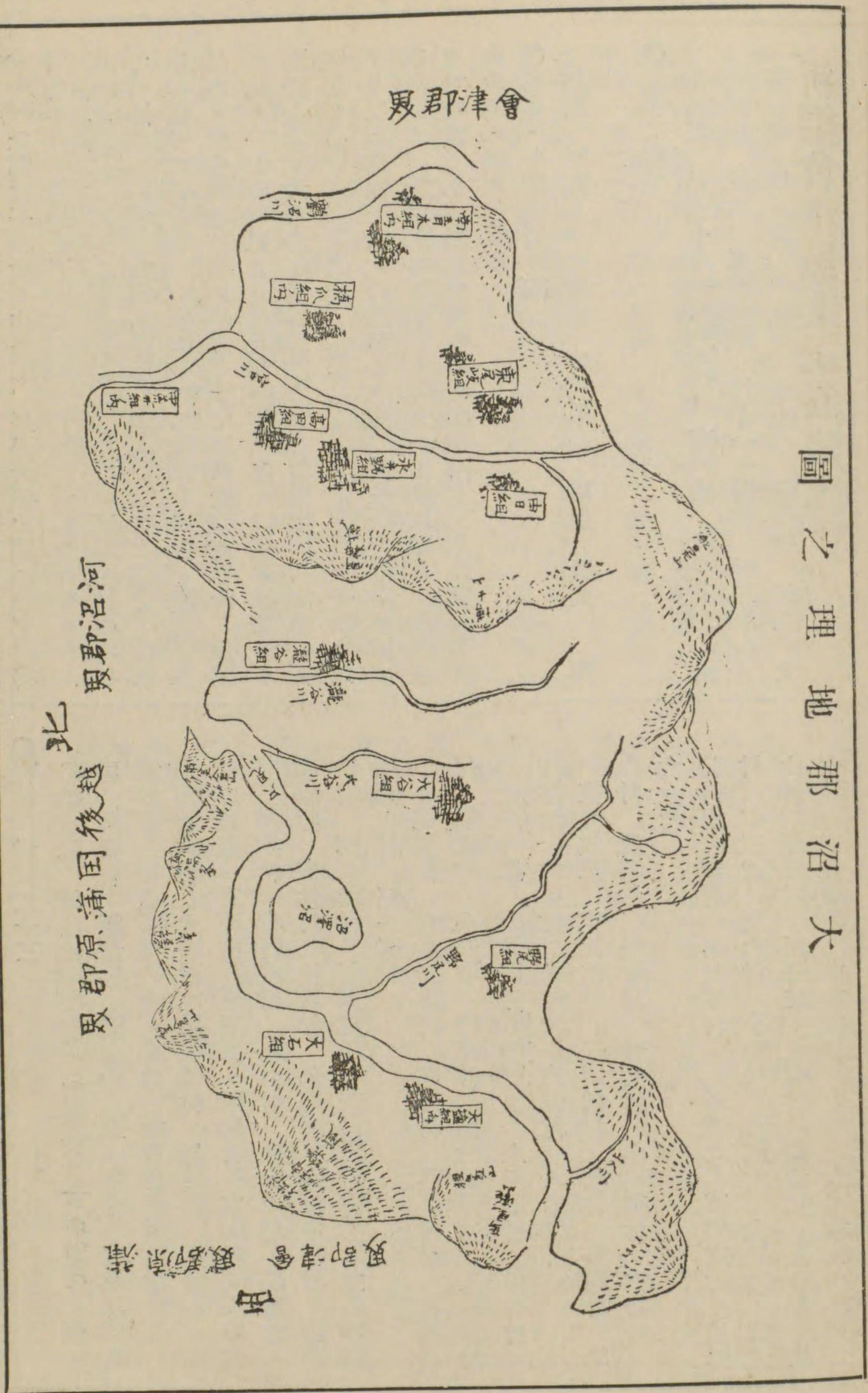
陸奥國大沼郡之一

大沼郡

【延喜式】陸奥國三十五郡の中に此郡を載せず、【神名帳】に伊佐須美神社を會津郡の下に出す、其頃迄は會津郡の内なりしと見ゆ、其後分れて一郡となりしにや、【倭名鈔】に始て此郡を載て三十六郡とし、細註に今分爲^テ三大沼・河沼二郡と見ゆ 此註宜く會津郡の下にあるべし此郡の載籍に見えたる初なり、高田組竹原村に大沼と云沼あり、又大沼明神の社あり、郡名此に因れりと言傳ふ。【節用集】五十四郡の中に大治あり、此郡を誤れるなるべし、東南は共に會津郡に隣り、西は會津郡、越後國蒲原郡に交はり、馬尾瀧山・猩猩森山を界とす、北は河沼郡蒲原郡に續き高陽峯・蒲荷倉山・松坂峠を界とす、又戊亥の方は蒲原郡に並び鉾峠を界とす、東西十一里十八町 東は會津郡の界鶴沼二郡の界馬尾瀧山に至る 南北七里二十四町餘 南は會津郡の界船鼻山よ

新編會津風土記卷之七十終

大沼郡地理之圖



村の界 此郡は平地少く山多し、民居大抵山間に住す、其田は中の下其畠は下の上なり、氣候は大抵會津郡に同じ橋爪・南青木・高田・中荒井の組々は、郡の東端平衍の地にて田圃少からず、鶴沼・宮川其土を流れ養水の便あり、芒種の前後に苗を植へ、寒露の頃に晚稻を收む、永井野・東尾岐・冑の組々は明神嶽・博士山・神籠嶽の麓に倚り山間に住し、上の諸組よりは花候農務稍遅く、寒暑遅速あり瀧谷・野尻・大石・大鹽の組組は四方に高山峙ち、山中の一境なり、因て俗に金山谷と稱す、田少く畑多し、平衍の地よりは東作は十餘日の差あれども、秋收は大抵時を同す寒氣強く、雪は九月下旬より降り一丈餘に至り、四月中まで残雪あり、四月中旬の頃に櫻花開く、凡此郡の習俗會津郡に異なる者なし、

○郷名 今稱する所四

尾岐 村四十 金山 村三十一 野尻 村九 河口 村二十四

○組名 組十

橋爪組 村二十七 此内十三箇村 會津郡なり 高田組 村三十二 永井野組 村八 東屋岐組 村十一 冑組 村二十一 瀧谷組 村十五 大谷組 村十六 野尻組 村九 大石組 村十七 大鹽組 村十一 此内四箇村 會津郡なり

○村名 村百五十三

○橋爪組 橋爪村 郷名を失 新堀村 下中川村 領家村 藤田村 福光村 下同 關山村 上小松村 福永村 八重松村 田羸岡村 大八郷村 相川村 本郷村
○南青木組 大石村 穂谷澤村 馬越村 小谷村
○高田組 高田村 竹原村 西勝村 富岡村 上中川村 屋敷村 境新田村 安田村 佐布川村 境野村 寺崎村 雀林村 檜目村 米澤村 根岸中田村 沖中田村 阿久津村 新屋敷村 新屋敷新田村 立行事村 逆瀬川村 輕井澤村
○中荒井組 和泉新田村 澤田村 蕎麥目村 大石目村 梁田村 小澤村 西原村 出戸田澤村 入田澤村
○永井野組 永井野村 尾岐郷に屬す下同 上戸原村 杉内村 荻窪村 蛇食村 松澤村 赤留村 八木澤村
○東尾岐組 東尾岐村 長岡館村 北村 岩淵村 箕作村 池端村 無量村 寺入村 小川窪村 市野村 大室村
○冑組 冑村 尾岐窪村 上杉原村 下杉原村 松岸村 仁王村 堀内村 小山村 菅沼村 大岩村 海老山村 藤江村 沼平村 魚淵村 觀音村 落合村 牧内村 下谷地村 中在家村 中村 入谷地村

○瀧谷組 瀧谷村 金山郷に屬す下同

村 名入村 湯八木澤村 大嶺村 田代村 中村 牧澤村 鳥屋村 九九明村 遅越渡村 澤中村 高森村

○大谷組 大谷村 河井村 大登村 宮下村 桑原村 淺岐村 間方村 小野河原村 砂子原村 五疊敷村

黒澤村 冑中村 芋小屋村 大成澤村 漆峠村 琵琶首村

○野尻組 野尻村 野尻郷に屬す下同 松山村 下中津川村 小中津川村 佐倉村 喰丸村 兩原村 大芦村 小野川村

○大石組 大石村 河口郷に屬す下同 河口村 西谷村 本名村 小栗山村 八町村 中井村 玉梨村 多良布村 沼澤村

村 福澤入新田村 三更村 大栗山村 坂下村 宮崎村 水沼村 早戸村

○大鹽組 大鹽村 瀧澤村 田澤村 横田村 越河村 山入村 大岐村

○山川 明神嶽 冑組冑村の西にあり、冑組大岩・菅沼、永井野組蛇食、瀧谷組鳥屋・九九明、高田組輕井澤の端村、市野・上平・大谷地等の諸村廻りて麓に列布し、山足四箇組に跨れり、頂まで大岩村より十八町餘、博士山の北に並び、府下より西南に見ゆ、もと高田村伊

佐須美明神の鎮座ありし處にて、今猶東の頂の平坦なるは其跡なりと云、早歲には此にて雨を祈る、此山東北は居平に臨み、數山を隔て猪苗代の湖水遙に鏡の如く見え、眺望頗美なり、西は瀧谷組に界ひ、北は高田組に接し、東南は冑・永井野兩組に屬す、二岐川・蛇食川これに出づ、雜樹多し、○博士山 冑組下谷地村の西にあり、喬木茂れり、頂まで三里、野尻・大谷・瀧谷三組に連り、山勢高大にて其脈支分して數山となる、西に引たる峯に伊佐須美明神の社跡あり、御神樂嶽より此山に遷座ありて、又明神嶽に遷れりと云、其地二間四方計、今に草木を生せず、是は大谷組大成澤村に屬す 東は冑組に屬し西は野尻組に亘り、南北は綿延して諸山に續く博士川・高森川・魚留川・松倉川等これに出づ、山中に怪岩三あり、地藏岩高十丈計、天狗岩高二十丈計、高岩高五十丈計、此山の南の方を越て、金山郷諸村に通るを博士峠と云、○神籠嶽 東尾岐組東尾岐村の南にあり、昔は朝立神社此山中に鎮座ありしと云、頂まで一里餘、最高所を烏帽子嶽と云、東南は會津郡楢原組に屬し、西は冑組に界ふ、尾岐川・小屋川北麓に流出、林木繁茂す、土人この山に入て、炭を燒木地の木を採る、○鶴沼川 會津郡小出組芦牧村より本郡南青木組穂谷

澤村に入、會津・大沼二郡の界を北に流れ、橋爪組本郷村の東に至り、會津郡橋爪組下米塚村の界に入る、鱒「川サイ」の類を産す、年魚多し、中にも本郷村の東山麓の淵にて捕るものを羽黒鮎と稱し、味殊に美なりと云、此川昔は本郷村の東に至り西北に流れ高田組安田村の東に至り、宮川に會し會津・大沼二郡の界なりしに、天文五年の洪水に浩流直北に決し、今の水脈となり、其故道田圃となる、只橋爪村の東より濁川もとの水道を流れ宮川に入る、因て下流を俗鶴沼川と稱し、此川をば大川と云、○宮川 源二あり、一は會津郡榎原組明王山の北、朝日森より流れ出て、一は博士山の南より流れ出て、下谷地村の南にて二水合し、落合村の北にて松倉川來り注ぎ、魚淵村の東にて小屋川を受け尾岐窪村の北にて東尾岐川を得て、橋爪・高田兩組の間を流れ、安田村^{高田}の東にて濁川に會し、これより下を高田組の東を経て逆瀬川を受け、新屋敷新田村より本郡中荒井組に入り、和泉新田村より河沼郡牛澤組に入る、濁川會してより下は鶴沼川の故道にて、會津・大沼二郡の界なり、廣三十間餘、「ザコ」「川サイ」鱒の類を産す、○只見川 會津郡大鹽組十島・鹽澤兩村の界より本郡大鹽組に入、横田村の東北にて山入川これに

注ぎ、越河村より大石組に入、河口村の北にて野尻川來り注ぎ、三更・早戸兩村より瀧谷・大谷兩組に入り、宮下村^{大谷}の東北にて大谷川來り注ぎ、西方・檜原^共瀧谷兩村の間より河沼郡牛澤組に入る、大抵西南より東北に流る、廣一町計「川サイ」鱒「ザコ」の類を産す、○水利 ○思攀堰 橋爪組本郷村の東北向羽黒山の北麓にて、鶴沼川を引き會津郡中荒井組諸村の田地に灌ぎ凡四百七十九町餘その養水となる、

新編會津風土記卷之七十一 終

新編會津風土記卷之七十二

陸奥國大沼郡之二

橋爪組

此地府城の西南に當り、會津・大沼二郡の地に跨れり、會津郡の東北大沼郡東端の諸村此組に隸す、東は會津郡南青木組に隣り、西は高田組に交はり、南は會津郡榎原組につゞき、福永時を界とし、北は會津郡中荒井村に連る東西一里一町餘^{東は南青木組一堰村の界より}南北三里^{南は榎原組大内村の界福永時より北は}東を鶴沼川流れ、西に宮川^{中荒井組中荒井村の界に至る}あり、南に山連り村里其中に菜布し、大抵廣平の地にて田圃多く、養水の便よく薪樵の利あり、關山・上小松・相川・福光等の諸村は山麓にあるゆえ、俗に山郷と稱すれども、みな平地に續き春耕秋收の候、府下の諸村に異ならず、鹿茸紫萁の類を採り、或は煙草紅花地膚を植て、他邦までも鬻出し、生産を資く、此組の諸村みな郷名を失へり、會津郡に屬するもの門田莊と稱す、凡て二十七箇村あり、^{中十三箇村は會津郡の部に載す}

新編會津風土記卷之七十二 陸奥國大沼郡之二

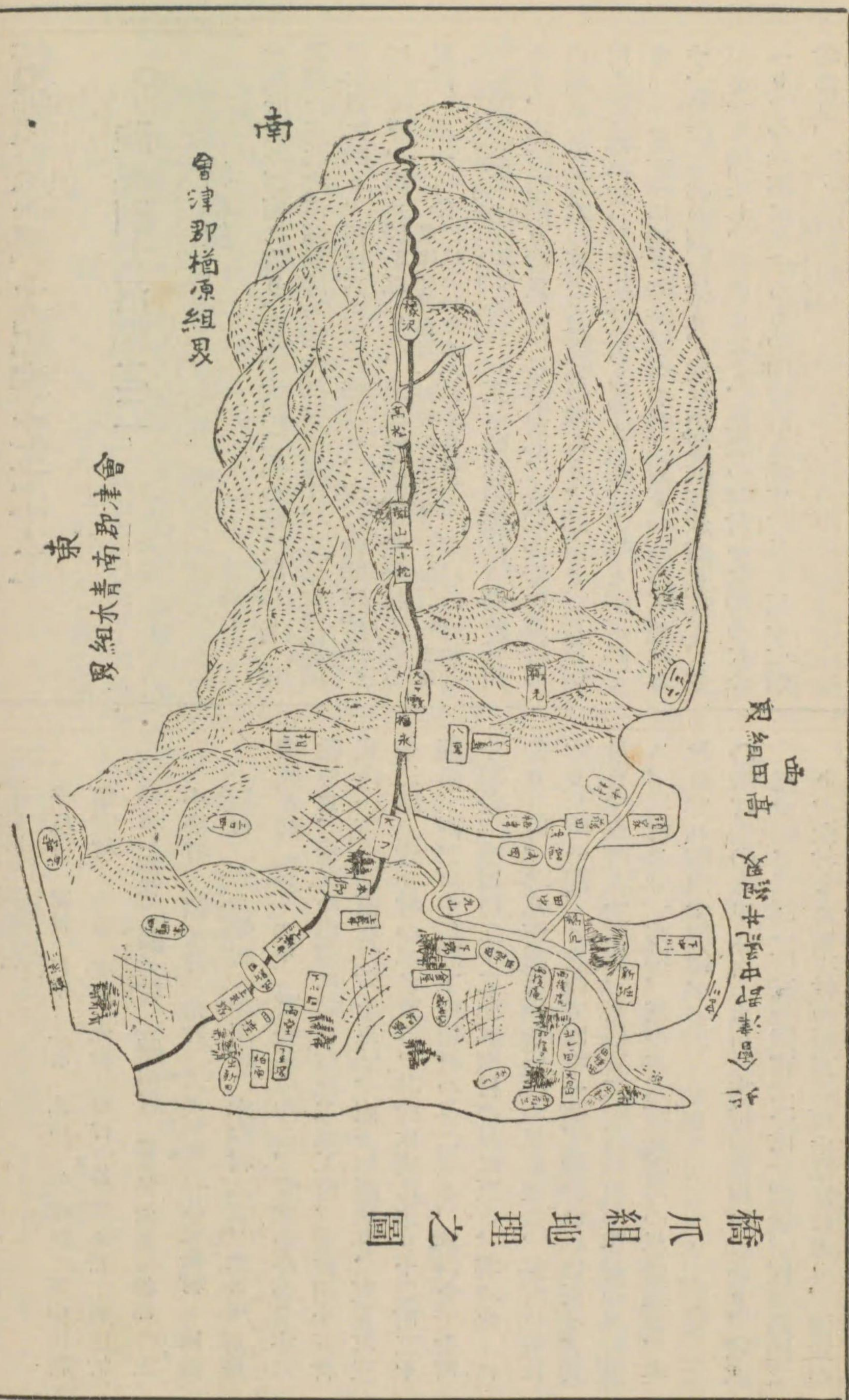
三一九

橋爪組十四箇村

- 橋爪村 端村 田中 小名 丸山 ^{ニヒボリ}新堀村 下中川村
- 領家村 小名 成田 端村 中村 ^{オキノダツ}沖館 小川 藤田村
- 小名 梅津 ^{フククワツ}福光村 關山村 端村 高松 栃澤 上
- 小松村 福永村 端村 大工屋敷 八重松村 田贏
- 岡村 ^{オホ、チガワ}大八郷村 相川村 本郷村 端村 三日町 船場
- 橋爪村 端村 田中 舊橋詰に作る、寛文中今の文字に

改めき、府城の西南に當り行程二里五町、家數四十五軒東西一町十間南北三町十五間、四方田圃なり、東五町三十二間上荒井村の界に至る、其村は寅に當り十二町二十間餘、西二町十二間下中川村の界に至る、其村まで七町十間餘、南四町二十五間藤田村の界に至る、其村は未に當り九町、北八町西後庵新田村の界に至る、其村は丑に當り八町十間、又寅の方四町一間下野村の界に至る、其村まで五町五十間餘、未の方二町高田組西勝村の界に至る、其村まで十六町、戌の方八町新堀村の界に至る、其村まで八町四十間餘、

○端村 ○田中 小名 丸山 本村の南四町にあり、家數三十軒、東西一町三十間南北一町十間餘、四方田圃なり、此村もとは本村の西南一町十間餘にあり、養水の



便により此に移しぬ、

○小名 ○丸山 田中の東三町にあり、家數七軒、東西四十五間南北十八間、田圃の間にあり、寛政三年本村及本郷・大八郷兩村の廢田を發し、此村を開きつ、

○山川 ○濁川 村より丑寅の方二町にあり、上流を氷玉川と云、本郷村の境内より來り、戌亥に流るゝこと九町計小川に合し、又四町餘北に流れ、西後庵新田村の方に注ぐ、廣五間、○小川 藤田村の境内より來り七町計北に流れ、村東一町濁川に入る、廣四間、○冷水 村西一町にあり、西勝村田畝の間より出る清水處々にあり、相あつまりて川となり、戌亥に流るゝこと五町計、田地を潤し、村北に至て濁川に入る、廣三間餘、

○關梁 ○橋 村東二町にあり、長六間幅五尺、府下往來の道、濁川に架す、

○倉廩 ○米倉三屋 村中にあり、二屋は社會なり、一屋は本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十六間 南北二十間免除地 村南一町計にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、本郷村宗像出雲これを司る、【相殿七座】 △伊勢宮二座 共に本村より移せり、△諏訪神 同上 △鬼渡神 同上 △冑神

同上 △稻荷神 端村田中より移せり、△藏王神 同上

○寺院 ○藥師寺 境内東西二十六間 南北四十六間年貢地 村中にあり、醫徳山と號す、會津郡南青木組湯本村東光寺末山、天台宗なり、縁起に昔藤原秀衡鎌倉より藥師の像を求得て、高館の城中に安置して崇敬淺からず、秀衡死後藤田村を領せし何某は、秀衡の支族なれば、建久年中彼藥師を持來り、此に安置せり、今境内の東にある藥師堂是なりと云、とき今の寺號にあらむと云 此上總國の産圓鑊と云僧住せしゆえ、中興の祖とす、寛永十七年火災に罹り古記什寶を失し藥師の像と惠亮が獨鈷のみ災を免れ今に存す、又經塚とて高一丈八尺周四十五間計の古塚、藥師堂の後にあり、彼堂を建しとき佛經を埋て供養せし所と云、本尊彌陀客殿に安す、

○藥師堂 境内東西七間 南北十間免除地 藥師寺の東にあり、藥師十二神將を安す、藥師寺司なり、

○正法寺 境内東西十四間半 南北十四間年貢地 端村田中にあり、東川山と號す、府下徒町願成就寺末山淨土宗なり、開基の年代詳ならず、舊此より一町東の方にあり、天正中法勝と云比丘此所に移しぬ、因て法勝を中興とせり、本尊彌陀客殿に安す、

○墳墓 ○古塚 村西二十間茶圃の中にあり、周三間餘藤原泰衡が首を埋むと云傳ふ、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、今民屋となり僅に堀形存す、いつの頃にか佐久新三郎忠常と云もの住せりと云東西四十二間南北三十一間、戊亥の隅に楓の古木あり根幹八丈、周九尋餘、

○褒善 ○次郎右衛門 端村田中のもので、老母に事て孝行なり、子や娶もあれども、家貧しければ九歳に成る孫一人を置いて、残りは人のもとに奉公させ、其給金をもて母を養ふ、他へ招かれゆき饗應の珍しき品は必持歸り、市にゆけば酒肴をもとめ、母にすゝむ、夏の夜は枕もとに在て蚊を拂ひ、冬は火桶をいだかせ、介抱至らざる所なし、又は役にさゝれ出る時は、食物調へ置て懇に暇をこひ、歸れば必安否を問、其日のことを物語りて母の心を慰め、何事も其意に違はず、もとより一族に睦しく、郷里にも親しかりければ、享保十二年褒賞して米を與へき、○忠義者總吉 端村田中の農民なり、寛政四年褒賞して米を與へき、

○新堀村 府城の西南に當り行程一里三十二町、家數十軒、東西五十八間南北一町五間、四方田圃なり、東十一間橋爪村の界に至る、其村は辰巳に當り八町四十間餘

○原野 ○上河原 村より未申の方二町にあり、東西二十間南北四町十間餘、○下河原 村より戊亥の方四町にあり、東西一町南北二町四十間餘、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十一間南北二十一間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、上荒井村梅宮伊賀是を司る、【相殿五座】 △大明神 地主神なり、△天神 本村より移しぬ、△天王神 同上 △幸神 同上 △荒神 同上

○寺院 ○延命寺 境内東西十間南北二十四間貢地 村中にあり、田福山と號す、湯本村東光寺門徒、天台宗なり、開基詳ならず、天文元年圓順と云僧住し、延命地藏を本尊とし、客殿に安す、

○領家村 小名 成田 府城の西南に當り行程三里二町、家數二十一軒、東西二十間南北二町、四方田圃なり、又戊亥の方一町計高田組富岡村に續き、家一軒あり、東一町三十間藤田村の界に至る、其村まで二町、西三十六間富岡村の界に至る、其村まで一町餘、南八町東尾岐組小川窪村の界に至る、其村は巳午に當り十一町、北一町三十間高田組西勝村の界に至る、其村まで三町、又未申の方十町東尾岐組長岡館村の山に界ふ、其村まで十三町、

西は村際南二町二十九間共に下中川村の界に至る、其村は未申に當り七町餘、北四町八間高田組安田村の界に至る、其村まで十町三十間餘、

○神社 ○八幡宮 境内東西七間南北二十間免除地 村より未の方一町にあり、鎮座の始をしらず、鳥居あり、會津郡本組上荒井村梅宮伊賀が司なり、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △諏訪神 同上

○下中川村 府城の西南に當り行程二里十六町、家數三十一軒、東西二町十四間南北一町四十四間、四方田圃なり、東六町十間橋爪村の界に至る、其村まで七町十間餘西三町高田組高田村に界ひ宮川を限とす、其村まで六町餘、南三町高田組竹原村の界に至る其村まで五町、北八町高田組安田村の界に至る、其村まで十六町、又辰巳の方二町高田組西勝村の界に至る、其村まで十一町、丑寅の方四町新堀村の界に至る、其村まで七町餘、

○山川 ○宮川 村西二町にあり、竹原村の方より來り北に流るゝこと十三町五十間餘、安田村の界に入る、廣十二間、丸木橋あり、○清水二 一は村より辰巳の方二町にあり、翁清水と稱す、東西三間南北一町、一は村北九町にあり、周七間、乳の乏き者此に祈願すれば驗ありと云、

○小名 ○成田 端村沖館の東七町にあり、家數五軒、東西三十五間南北一町、下野に通る裏街道の北頬に住し、南は藤田村の小名梅津に向ふ、西は端村沖館の田圃に續き、東北は數村の田畝相雜れり、肝煎成田元次と云者寛政二年に廢田をおこし此民居を開く、

○端村 ○中村 本村の辰巳の方三町にあり、家數三軒、東西三十間南北四十間、北は藤田村につゞき三方は田圃なり、○沖館 本村の東藤田村の境内を隔て八町にあり、家數十五軒、東西一町二十間南北一町十五間、平野に住す、東は小名成田の田圃に接し、三方は他村の田圃に雜はり、其境界丈量すべからず、昔は本村の辰巳の方十町計山麓にあり、天正中此に移しぬ、舊地を山浦と云、○小川 本村の南小川窪村の境内を隔て二十町にあり、家數十七軒、東西四町十三間南北四十間、山間に住す、東南は東尾岐組市野村に界ひ、西は小川窪村に界ひ、北は富岡・藤田二村の界に接し、共に村際を界とす、此村南の方小川に傍ふ故に村名とす、○山川 ○熊野堂山 村より十三町辰巳の方にあり、高五十間周三百間、雜木多し、昔熊野宮鎮座の所とぞ、○小川 村南一町計にあり、市野村の境内より來り、端村小川の南を過小川窪村の境内を経て、又境内に入

り、北に流るゝこと十町計、藤田村の界に入る、千枚石とて川石に色青黒の石理あるものを出す、○大鼓清水 村東八町にあり、周二十間、

○原野 ○上原 村南五町にあり、四町四方原中に高一間周七間計の塚八あり、何の謂を傳へず、

○水利 ○堤三 一は村より辰巳の方三町にあり、周百八十七間計、一は端村小川の東八町にあり、東西四十四間南北十五間、一は小川の北十二町にあり、東西十四間南北三十一間、

○神社 ○聖神社 境内東西四間南 村東にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、福永村山口越後が司なり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

○富士神社 境内東西四間南 端村沖館の北にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、

△神職山口津守 父を義次と云、天明五年福永村藤巻神社の祠官、山口美作が讓をうけて當社の神職となりき、

○寺院 ○常樂寺 境内東西三十間南 村中にあり、延命山と號す、冑組尾岐窪村龍門寺末山、曹洞宗なり、建長元年常延と云沙門美濃國より來り當寺を建立し、彌陀及十一面觀音の木像を安ず、永祿の頃は三十貫文の寺

館ありし所と云傳れども、事迹詳ならず、【舊事雜考】に天正十六年鶴浦氏安積郡山の戰に功ありしゆえ、葦名義廣感狀を與て其忠を賞し、甲斐守と受領を授しよしを載す、

○藤田村 小名 梅津 府城の西南に當り行程三里、家數三十五軒、東西三町八間南北一町十六間、四方田圃なり東十五町田畠岡村の界に至る、其村は辰に當り十五町二十間餘、西三十間領家村の界に至る、其村まで二町、南十八町東尾岐組市野村の山界に至る、其村まで一里十八町、北二町高田組西勝村の町に至る、其村は亥に當り四町、又巳の方十二町福光村の界に至る、其村まで十三町此村下野に通る裏街道にて、慶安元年より驛所とす、府下よりこゝに繼ぎ、こゝより一里十五町五十四間市野村驛に繼ぐ、村中に官より令せらるゝ提條目の制札あり、

○小名 ○梅津 本村の東八町にあり、家數二軒、東西二十五間南北十四間、下野に通る裏街道の南類に住し北は領家村の小名成田に向ふ、三方は田圃なり、寛政二年肝煎梅津林之助と云もの、廢田をおこし民居を構ふ、

産ありしと云、天正中蒲生氏の時寺領を失ひ後無住となり、佛像を失ひ堂宇廢毀せり、寛文中尊益と云僧再興せり、此頃まで大永三年癸未二月十五日と彫付し鰐口一口ありしが今はなし、釋迦を本尊とし客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、會津三十三所順禮の一なり、

○松岸寺 境内東西二十間南 端村小川の戌亥の方山麓にあり、眞言宗、府下大和町金剛寺の末山なり、開基詳ならず、昔寺門の前に一株の古松あり、又丑寅の方山中に石窟ありて、藥師佛を安置せり、故に岩屋山松岸寺と號すと云、慶長の頃蓮住と云僧住してより、相續て今に至る、本尊地藏客殿に安ず、○藥師堂 客殿の後石階を登り山の中腹岩上に棧閣にす、昔は側の石窟に安置せり、いつの頃にか寺に移せり、寶永五年此堂を建と云、

○古蹟 ○館跡 端村沖館にあり、東西三十間南北五十間、今田圃となり堀形遺れり、土人の説に葦名の臣鶴浦入道某と云者此に居りしと、西端に高三尺計の石塔一基あり、瑞祥院懸崖運載居士天正十九年辛卯八月二十五日と彫付、鶴浦が墓と云、石塔は後人の造立にて其世のものと思えず、案ずるに鶴浦が事外に所見なし會津郡原組中田の端村鶴浦にも館跡あり、土人鶴浦が

に入る、廣十間、

○水利 ○堤三 一は村南四町にあり、東西三十間南北五十間、一は村南十三町山中にあり、東西一町南北一町、一は村より十三町未申の方にあり、東西五十間南北三十間、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二十間 村南にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、福永村山口越後是を司る、△御手洗 境内にあり、一間半に一間、炎早にも潤れず、【相殿四座】△伊勢宮 本村より移しぬ、△山王神 同上 △羽黒神 同上 △水神 同上

○寺院 ○大光寺 境内東西二十七間半 村中にあり、常照山と號す、天台宗、南青木組湯本村東光寺の門徒なり開基詳ならず、天正元年圓識と云僧再興す、本尊藥師客殿に安ず、△石塔 客殿の西にあり、高五尺幅二尺九日と彫付あり、里老傳て藤原秀衡女の墓なりと云、いかなるゆかりにて、此所に葬りしか詳ならざれども橋爪村藥師寺の縁起に、藤田村の領主何某は秀衡の支族にて、秀衡の尊崇せる藥師佛を持來りしと云、さらば秀衡の女其ゆかりによつて、此村に來り終りしにや橋爪村藥師寺の條下と併せ見るべし

○褒善 ○忠義者るい 此村の農民三十郎妻なり、延享元年賞して米を與へり、

●福光村 此村昔福光寺と云、福光寺と稱する寺あるに
よれりとぞ、寛文中今の名に改めき、府城の西南に當り
行程二里三十町、家數二十五軒、東西一町五間南北一町
十間、山間に住す、北は田畝なり、東一町計、日羸岡村の
山界に至る、其村は丑寅に當り七町四十間餘、西一町二
十五間藤田村の山に界ふ、南十一町上小松村の山に界ふ
其村は辰巳に當り八町、北六町藤田村の界に至る、其村
は戌亥に當り十三町、

○山川 ○福光寺山 村南にあり、高二十間計、東は田
羸岡村の山に續き、西は藤田村と峯を界ひ、南は上小
松村の山に連る、松樹雜木多し、

○原野 ○秣場 村南六町にあり、東西一町十間南北一
町四十間、

○水利 ○堤二 一は村より未申の方六町にあり、周百
間計、萬治元年に築く、一は村より七町辰巳の方にあ
り、周七十間、寛永五年に築く、

○神社 ○聖神社 境内東西十二間
南北七間免除地 村南三町計にあり、鎮
座の始を知らず、鳥居あり、福永村山口越後が司なり、
○寺院 ○福光寺 境内東西六間南
北十六間年貢地 村西小高き所にあり、

○關山村端村 ○高松 本村の南、十一町下野街道の
左右にあり、家數二軒、東西十間南北一町山間に住し
東は火玉川に傍ふ、○析澤 高松の南十三町下野街道
にあり、家數八軒、東西十間南北三町、山間に住す、
此村農民の家に親鸞の自ら書てあたへしとて、六字名
號を藏む、今故ありて高松にあり、

○山川 ○福永峠 一名關山峠俗
に大内峠と云 村南三十町計にあり、九
折して登ること二十四町計、此を越て大内村に行く、
昔は火玉峠と云加藤氏の時今の名に改めき、○火玉川
源を福永峠の諸溪より發し、端村析澤、高松の東を経て
村東に至り、北に流るゝこと凡一里二十町計、福永村
の方に注ぐ、

○水利 ○堤 村北五町十間餘にあり、周百四十間、明
曆二年に築く、上小松村及八重松村の養水とす、

○神社 ○熊野宮 境内東西九間南
北七間免除地 村西山にあり、關山
村の鎮守なり、勸請の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿
あり、福永村山口越後を司る、【相殿四座】△白幡
八幡宮 本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △日光神
同上 △權現 同上
○水神社 境内東西三間南
北一間半免除地 村より寅の方二町二十間山中
にあり、上小松村の鎮守なり、何の頃の鎮座なるや詳

山號を高峯山と云、府下博勞町自在院の末寺、眞言宗
なり、開基の年月詳ならず、天文中法常と云沙門再興
せしと云、地藏を本尊とし客殿に安ず、昔は村東五十
間計山中に堂ありて、此像を安置せり、何頃にか當寺
に移しき、其舊地を堂山と稱す、

●關山村 端村 高松 析澤 ●上小松村 關山村はもと福
永村の端村にて、古戸須美澤など稱して、民居處々にあり
しを、寛永十八年此所に聚め驛所とす、正保三年陞せて別
村とす、又上小松村も八重松村の端村なりしを、關山村
と同時に別村とす、兩村の田圃相雜て地界なく、民家も
今に雜居して一村の如し、府城の西南に當り行程二里三
十四町餘、家數六十軒 四十軒は關山村二十
軒は上小松村なり 東西五十四間南
北五町二十五間、下野街道を夾む、村中に官より令せら
るゝ掟條目の制札あり、地所山間にて南北往々田圃あり
下野街道の驛所にて、上りは府下より此に繼ぎ、此より
二里十八町會津郡橋原組大内村驛に繼ぐ、下りは此より
十九町福永村驛に繼ぐ、東二十町本郡南青木組大石村の
山界に至る、西十二町東尾岐組市野村の山界に至る、南
一里二十町餘大内村の山界に至る、其村まで二里二十三
町北九町二間福永村の界に至る、其村まで十六町、村北
に一里塚あり、

ならず、老杉數株ありてもものふりたり、石鳥居あり、
村民の持なり、【相殿二座】△熊野宮 本村より移せ
り、△權現 同上

○神社 境内東西五間南
北二間免除地 關山村の端村析澤の辰巳の方
にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○法蓮院 境内東西八間南
北十五間半年貢地 村西山にあり、上
小松村の寺なり、日當山と號す、眞言宗、府下道場小
路町觀音寺末山なり、開基詳ならず、天正年中長傳と
云僧住すと云、もとは此より北二町計にあり、寛永十
七年こゝに移せり、大日を本尊とす客殿に安ず、○虛
空藏堂 村東二町山の半腹巖窟の中に安ず、建立の始
をしらず、關山村の護佛なり、

○觀音堂 境内東西六間南
北十間免除地 村西山麓にあり、剎建の年代
を知らず、上小松村の護佛にて會津三十三所順禮の一
なり、此堂もと山下の平地にあり、寛政二年山をきり
ひらき此所に移せり、○不動堂 村中にあり、草建の
年月詳ならず、村民の持なり、

○褒善 ○力田者莊七 上小松村の農民なり、天明八年
賞して米を與へき、
●福永村 端村 大工屋敷 昔は火玉村と云 火の字日に作り
或は檜に作るも
●加藤氏火の字を忌て、寛永四年今の名にあらためき、

此村の地面もとは廣かりしにや、關山村は端村なりしといふ、府城の西南に當り行程二里二十一町餘、家數三十八軒、東西一町四十二間南北四町三十六間、山間に住し村中を火玉川流れ、北に田圃あり、下野街道驛所にて、村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、下りは十九町關山村驛よりこゝに繼ぎ、此より府下に續く、東三町三十四間本郡南青木組大石村の山界に至る、其村は寅卯に當り二十六町餘、西四町四十間八重松村の界に至る、其村は戌亥に當り五町十間餘、南五町五十八間關山・上小松兩村の界に至る、兩村まで十二町、北七町六間本郷村に界ゆ、又寅の方五町六間相川村の界に至る、其村まで六町五十間餘、

○端村 ○大工屋敷 本村の南一町二十間にあり、家數四軒、東西一町南北一町、山間に住す、東北往々に田圃あり、越後國蒲原郡上條組拂川村の端村西山日光寺鐘の銘に、寛正五年大沼郡火玉大工藤内次郎家貞とあるは、此地のものにや、

○山川 ○熊穴山 村南二十八町にあり、頂上まで二町四十間、中腹に巖穴あり、周十二間計、土人熊穴と云○新山 村東二十町にあり、頂上まで一町五十間、半腹に疊四疊ほどしくべき巖穴あり、○團子石山 村よ

り辰の方六町にあり、頂上まで二町圓なる石多く出る故名けり、又石英を産す、○白旗山 村より巳の方七町にあり、高五十間計、昔戦争のとき旗を建し所なりと云、又其邊に龍口と云巖あり、此戦いづれの時か傳へず、塔寺村八幡宮長帳に、永正八年南山の勢火玉へ焼働して盡く討れしよし見ゆ、永正の頃南山を領せしは長沼盛秀なれば、會津を襲んとて兵をこゝに出せしを、討取りしこと見ゆ、○牛岩 村より巳の方四町にあり、高二間周十二間計、岩上に凹なる所多くあり、土人相傳て牛蹄の迹と云、昔會津郡小出組小野村の方より、年ごとに牛來り、此巖上に憩息せしと云、○論清水 村北三町にあり、周十八間、○稻荷清水 村東二町にあり、周二十間、下流田地の養水となる、○火玉川 關山・上小松兩村の境内より來り、村中に至り北に流れ八重松村の界に入る、境内を經ること凡十五町計田地の養水とす、

○水利 ○堤 村より卯辰の方八町にあり、新山堤と云東西百七十間南北三十間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○藤卷神社 境内東西三十六間南 村中にあり、祭神は 面足尊 惶根尊なり、いつの代の鎮座なること

を知らず、相傳て昔は永樂十貫文の社料あり、神官社僧も多かりしと云、舞臺田・神樂田・笛吹田などいへる

今に田圃の字に遺れり、天正年中蒲生氏の時社料を失ひ、社頭頽敗し舊礎のみ存せしを、萬治元年に再興して小社を經營す、古木蒼蔚せり、本社東北にある銀杏樹殊にもふりて見ゆ、其下に周十三間餘の神池を鑿せり、今は水なし、中に小き岩あり、此池の側に高九尺餘周二十八間の岩あり、其形狀最奇峻にして苔むせり、

△鳥居 兩柱の間九尺 △本社 一間四面西向 △幣殿 二間に一間 △拜殿 三間に二間 △假殿 本社北の北にあり、二尺五寸四面、西向 【相殿五座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、△稻荷神 同上 △天神 同上 △腰王神 同上 △玉御前神 同上

【寶物】 △木造假面 二枚、作者をしらず、舊物なり、△神職山口越後 萬治元年此村を再興せし時、本村の農民勝右衛門と云者、始て神職となり、遠江と稱す、今の越後延壽は其五世の孫なりとぞ、

○寺院 ○積翠寺 境内東西十四間南 村中にあり、笠松山と號す、會津郡南青木組天寧村天寧寺の末山、曹洞宗なり、開基詳ならず、慶長十六年天寧寺の僧嶽應住せ

しと云、如意輪觀音を本尊とし客殿に安ず、△毘沙門堂境内にあり、

○古蹟 ○石佛四 二は村南六町にあり、高八尺幅三尺 二は藤卷神社の方の方にあり、高七尺幅三尺、共に野面石なり、上に梵字を彫り下にも文字あるが如く見ゆれども、剝落して讀べからず、昔藤卷社繁榮のとき此所に三重の塔あり、【舊事雜考】天正六年の記に、七月廿一日聖護院宮廻國のとき、修驗道の徒火玉塔の前に祖錢すとあり、然らば此頃までも塔ありしと見ゆ、いつの頃廢せしや詳ならず、

○褒善 ○忠義者善内 寛政四年賞して米を與へき、

●八重松村 府城の西南に當り行程二里十二町、家數三十三軒、東西一町十間南北一町三十間、東は山に傍ひ三方田畝なり、東二町三十七間福永村の界に至る、其村は辰巳に當り五町、西は村際にて田畠岡村に界ふ、其村まで三十間餘、南は關山・上小松兩村の田圃相雜て地界なし、其村は巳に當り十九町十間餘、北十一町大八郷村の界に至る、其村は丑寅に當り八町、此村に元和年中、火玉村いまの福永村なりと水を争ひし時の文書を持傳ふ、左に載す、

大沼郡八重松村と、同郡日玉村と水口川原の内出水出入ニ付而、双方より目安井口上對決數度令穿鑿候

處ニ、八重松村ノ申候は、八重松之内ニ有之出水、八重松の田地へ先規より取候を、折々日玉へ盜取候見付候へは水口をふさぎ、一水も通し不申候を、當年理運ニ可取由に而、強々之仕合沙汰の限と申候、又日玉よりは、前々日玉へ取候水に候を、當年八重松ノ新儀に井を掘、八重松へ通し候義非分と申候八重松の井新儀に而無之、古來より在之井溝と申候此穿鑿双方様々申候内に、日玉ノ申候は、八重松の井溝新義歴然ニ候、若古來有之井溝候は、日玉の申分無之灰に可仕達而申ニ付而、御檢使を立見申候所に、古來より有之井溝を、當年切水ニ付而堀をさらひ、先規有之八重松之井溝と相見候、又水の出所も八重松領水口川原之出水と相見候間、右之水八重松へ取候は理運と相見候に、日玉ノ八重松へ新義の堀をほり、水を取候と申義は沙汰の限不相届候申分候、雖然日玉へ盜候は、水を取候とは八重松ノ申候へ共、取付候へはこそ日玉分にも古キ堀有之と見候間、自今已後は、八重松へ三日二夜水を通し、日玉へ壹日壹夜宛番水に仕可相通候、仍て判狀如件、元和八壬戌年六月廿五日

町重主水佐 昌就判

平田助大夫 家重判
野村 織部 盛次判
齋藤勘右衛門 吉定判
満田出雲守 安利判
岡 左衛門佐 清長判

八重松村 肝煎百姓中

○山川 ○館山 村の丑寅の方にあり、頂上まで二町餘何の頃にか土人兵難を避け、此山に館を築き相保せし所なりと云、○火玉川 村東四町二十間餘にあり、福永村の境内より來り、七町二十間餘北に流れ、田羸岡村の地を経て大八郷村の界に入る、○清水 村東四町二十間餘的場と云所にあり、東西四間南北六間、下流田地に灌ぐ、

○水利 ○堤 村南十四町十間餘にあり、周百四十間、明曆二年に築く、

○神社 ○白山神社 境内東西三間南北五間免除地 村東三町山麓にあり永仁五年の鎮座と云、古村の偃蓋八重に蕃れる神木あり、即村名の因て起る所なり、慶長中蒲生氏これを伐しに、神の祟ありければ、繼で一株の松を栽しむ、今に存せり、石鳥居あり、福永村山口越後是を司る、
【相殿一座】 △稻荷神 本村より移しぬ、

○寺院

○圓滿寺 境内東西十二間南北十六間年貢地 村東にあり、府下道場小路觀音寺末山眞言宗なり、開基の年代をしらず、

此寺昔は福永村藤卷神社の別當たりしゆえ、山號を藤卷山と云とぞ、何れの頃にか無住となり、堂宇廢毀せしを、大永年中宥觀と云比丘中興せりと云、本尊彌陀協立不動地藏、客殿に安ず、△地藏堂 境内にあり、

○褒善 ○孝行者藤左衛門 文化二年賞して米を與へき

○田羸岡村 昔螺良岡に作る、寛文中今の字に改めき、府城の西南に當り行程二里十八町、家數三十六軒、東西一町十二間南北三町三十間、四方田圃なり、東一町十一間餘八重松村に隣り、其村際を界とす、西六町三十間福光村の界に至る、其村は未申に當り七町四十間餘、南二町一間關山・上小松兩村の界に至る、其村は辰巳に當り二十町十間餘、北八町十四間大八郷村の界に至る、其村は丑寅に當り十二町、

○山川 ○螺良岡山 村南五町にあり、頂上まで四町計、西は福光・福永兩村の山に續き、南は關山・上小松兩村の山に連る、松樹雜木あり、○塚山 村より戌亥の方一町、田圃の間にあり、周二町計の柴山なり、
○水利 ○堤二 一は村南十町餘にあり、周二百三十六間、明曆三年築けり、上堤と云、一は村南九町にあり

周二百十間、承應元年に築けり、下堤と云、

○神社 ○田羸神社 境内東西十一間南北十三間免除地 村中にあり、此社昔は村西二町計田畝の間にあり、鎮座の年代しれず、土人傳て云、往古此村を闢し時、田地を墾發せしに土中に岩のごときものあり、犁齒に破られて白き水流れし故あやしみて見れば大なる螺あり、村民等遂に祠を建てこれを祭る、いつの頃にか此所に移し祭れりと云其舊地に今も螺池とて、東西九尺南北八尺計の池水あり、炎旱にも涸れず、即村名の因て起る所なりとぞ、
鳥居・幣殿・拜殿あり、村民の持なり、
【相殿一座】 △明神 地主神なり、

○寺院 ○鳳來寺 境内東西八間南北二十一間年貢地 村南五町計山麓にあり、眞言宗、醫王山と號す、府下觀音寺の末山なり、開基の年代詳ならず、永祿年中朝譽と云僧住してより相續て今に至る、本尊大日客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西二十二間南北二十八間年貢地 鳳來寺の南にあり、創建の年代詳ならず、往古は此より西の方八町計山中にあり、何れの頃にか此所に移す、其舊地を今に堂平と云其後堂宇廢圮せしを、觀音寺の僧宥辨鳳來寺に來り住し、慶安四年再興せり、二王門に力士の像あり、古物と見ゆ、鳳來寺是を司る、

△稻荷神社 境内にあり、社内に一尺四方計の板額のごときものあり、表に衣冠の神像を畫く、所々剝落す、裏に津不良岡藥師堂勸請神此依有志初奉造榮所也、義藥敬白康曆三年辛酉六月一日と記せり、即當社の神體とす、これによれば藥師堂を此に移せしも康曆三年なるべし、鳳來寺これを司る、

○褒善 ○八藏 本郷村陶師水野瀬戸右衛門と云者の許に奉公せり、人となり忠實にして、よく主家の事をつとめ、晝夜怠らず、故に年季を改て久く召仕ひけり、瀬戸右衛門が母年老て中風を病しに、毎夜つきそひて聊勞する氣色なく介抱せり、まれまれには家に歸るべき暇を與るに、病人の事心もとなしとて、夜は必かへり來り、一夜も我宿にとまりし事なく、よく農事をつとめ、遊び日にもひそかに出て田圃を耕し、一日も休息せず、主人の供に出るときは、足袋などをふところにしあたゝめてはかせけり、されば主人も年來の忠節を感じ、身のしろをゆるし家に歸り、身をも立べしと云けれども、我歳四十にあまりぬ、家に歸らん心なしとて、精力を盡しければ、元祿八年米を與て褒賞せり、
○大八郷村 此村元和の頃までは長橋村と云、其後いつの頃にか今の名としぬ、府城の西南に當り行程二里五町

家數二十軒、東西一町南北三町十七間、下野街道を夾み北は高倉山に近く三面田圃なり、東二町五十五間本郡南青木組大石村の界に至る、其村は辰巳に當り二十四町四十間餘、西八町三十三間橋爪村の界に至る、其村は戌亥に當り十七町、南一町二十五間、北三町三十間共に本郷村の界に至る、其村は丑寅に當り四町三十間餘、又未の方十間八重松村の界に至る、其村まで八町、未申の方三町四十七間田羸岡村の界に至る、其村まで十二町、此村もとは此より西一町にあり、元和六年こゝに移して市場とす、いくほどなくて市も止しとぞ、其時蒲生氏より與へし文書あり、左に出す、

定

大ぬまこふり長橋村新宿に市相立候、毎月四日・九月・十四日・十九日・廿四日・廿九日にまかり出商買可仕者也、

元和七年二月六日

本山豊前守
福西吉左衛門
外池信濃守
稲田數馬助

○山川 ○高倉山 村北一町にあり、高五十六間餘周十一町餘、田畝の間に突出し、他山につゞかず、形狀ま

どかなる故土人丸山と稱す、西南麓に周七間高四尺計の塚三あり、千代和泉と云もの、千部の法華經を埋めし所と云、○火玉川 村西三町にあり、田羸岡村の境内より來り、高倉山の西麓にて大堀に合し、北に流ること凡八町四十間餘、橋爪村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西三町、下野街道の別路火玉川に架す幅一間長五間半、

○神社 ○熊野宮 境内東西四間半 南北六間免除地 村西三町二十間にあり 鎮座の始をしらず、鳥居・拜殿あり、本郷村宗像出雲が司なり、【相殿二座】 △八幡宮 本村より移しぬ、

△稻荷神 同上

○寺院 ○觀音堂 境内東西十四間 南北十間年貢地 高倉山東南の半腹にあり、會津三十三所順禮の一なり、創建の年代詳ならず昔は此山の西麓にあり、正保年中西南の山足に移し、其後又此所に移せり、石階を上ること二百餘級、本堂の四邊は青松環列し、清風の響斷る時なく、境地高敞にして眼界頗る廣し、もとは此村延命寺の僧別當を勤む、彼寺廢してより府下河原町修驗盛壽院是を司る、
○舊家 ○文右衛門 此村の肝煎なり、先祖は千代和泉守とて、世々此村に住し、多くの田地を耕作せる富豪なり、和泉守常に我家收獲せる稻穂は、高倉山を葺べ

しと云しとぞ、其人となり質素にて生産の業怠らず、永祿年中葦名盛氏本郷村向羽黒山に城を築きて移れり其後天正の始にや和泉盛氏に請けるは、臣が榮華の花見せ奉るべし、願くば駕を枉げたまへとて、田間に假屋をうち、盛氏を迎ふ、盛氏興ある事に思ひ日を卜して和泉が許に行向ふ、満目みな稻田にて花の觀るべきなし、盛氏あやしみて是を問ふ、和泉謹て答へけるは君の目前の稻花は即臣が榮華の花なりと、盛氏掌を撫で賞歎し、歡を盡して歸りき、是より盛氏眷顧大かたならず、鞍馬をあたへ登城することを許せりと云、其子七郎後又和泉守と稱す、天正十七年葦名氏亡て後政宗に謁す、政宗又馬をあたへて南山の地を意にまかせ遊賞せしむ、其時の文書今猶家に藏む、即左に録す、當時の文右衛門に至るまでの世次を傳へず、

【寶物】 △鷹書 一幅、葦名盛氏のあたへしものといふ、△馬具 朽損して全からず、又盛氏のあたへしものとぞ、△古文書一通、其文如左、

右南山領中の間、貳疋貳駄の役所御免ニ候、千代和泉守出之者也、如件、

天正十七年己丑（花押） 九月吉日

○古蹟 ○延命寺迹 村北三町にあり、眞言宗、東川山

と號し、開基の年代を知らず、觀音堂の別當なり、何の頃にか廢せりと云、

●相川村 府城の南に當り行程二里十八町、家數二十一軒、東西一町三十間南北三町二十間、東は山に倚り西南北は田圃なり、東五町二十間本郡南青木組大石村の山に界ふ、西二町二十二間大八郷村の界に至る、其村は戌に當り十一町二十間餘、南一町四十間福永村の界に至る、其村は申に當り六町五十間餘、北三町三十間、大石村の界に至る、其村は東に當り二十町十間餘、

○山川 大日影山 村より辰巳の方十町にあり、頂上まで五十間計、頂上に館趾あり、故に字を館腰と云、何人の住せし所か詳ならず、○と、か森山 村より丑の方一町、田畝の間にある岩山なり、高四丈周四十間餘、昔金を鑿し所とて坑の趾あり、

○水利 大石村の方より來り、田地の養水として下流數派となり、福永・大八郷二村の田畝に灌ぐ、

○神社 稻荷神社 村南二町田圃の中巖上にあり、土人岩室と稱す、鎮座の始をしらず、古木繁陰して神宿たり、鳥居あり、本郷村宗像出雲是を司る、【相殿五座】△明神 地主神なり、△山神 本村より移しぬ、△幸神 同上 △沼御前神 同上 △妙見神 同上

の本城今の若松なりに移りしとき、商家も黒川に移り、今府下の本郷町・六日町・三日町は此より移りしと云、村の西端に一里塚あり、此村は昔より驛所なりしが、蒲生氏の時此驛をやめ、府下より火玉村今の福永の驛に繼べき旨ありてより今に然り、其時の文書あり、左に録す、

以上

南山通御荷物上り候を、其地にておろし候儀、迷惑の由聞届候、向後は火玉迄、當町の者通し候様にと申付候間、可得其意者也、

十二月十九日

岡半兵衛尉 重政(花押)
町野左近助 繁口(花押)

本郷町肝煎中

○端村 三日町 本村より辰巳の方七町にあり、家數十八軒、東西一町南北二町、山間に住す、西に田圃あり、盛氏城築のとき商家ありし所と云、○船場 本村より卯辰の方十六町向羽黒山の東麓にあり、家數三軒、東西二十一間南北二十八間、東は鶴沼川に臨み、南は菜圃なり、昔南青木組一堰村の通路鶴沼川に舟渡ありし時、船小屋を設し所なりと云、

○山川 鶴沼川俗大川 大石村の方より來り、端村船場の東を過ぎ向羽黒山の東麓に傍ひ、北に流るゝこと

○寺院 自福寺境内東西十一間南北八間年貢地 村中にあり、空窪山と號す、開基の年代詳ならず、淨土・眞言等の僧侶、かはるゝ住して宗門も定らず、寛文中天寧村天寧寺末山曹洞宗となる、本尊地藏客殿に安す、

○觀音堂境内東西六間南北七間免除地 村東山の尾崎にあり、會津三十三所順禮の一なり、もとは此より寅の方五町計、向羽黒山の麓にあり、元祿年中此に移せりと云、自福寺これを司る、

●本郷村 三日町 船場 府城の西南に當り行程二里、家數九十五軒、東西五町五十間南北四十一町、東の端より北に折て陶師の居所あり、家數二十七軒、東西三十間南北二町、共に下野街道を夾み、東は山に傍ひ三方田圃なり、東は山を隔て會津郡南青木組に隣り、界域分明ならず、西一町六間大八郷村の界に至る、其村は未申に當り四町三十間餘、南二町三十三間本郡南青木組大石村の端村柳窪の地に界ふ、大石村は辰巳に當り二十一町四十間、北二町八間會津郡本組上荒井村の界に至る、其村まで九町餘、又寅の方一町會津郡上荒井村の界に至る、其村まで二町二十間餘、永祿四年葦名盛氏此地に城を築しとき、三日町・高田町・六日町など云所ありて、此村も町と稱し、市場にて繁榮せし所なり、葦名氏黒川

十町餘、會津郡本組上米塚村の界に入る、廣一町餘、○大堀 村西にあり、廣三間計、村南田畝間の谷地より出る水、あつまりて此川となり、東より西に流れ北に折れ、又西に轉じ高倉山の北麓を回り、大八郷村の地を過、火玉川に入る、此村の境内を流るゝこと九町計、○清水 村の卯辰の方三町、向羽黒山の下にあり土人姥懷清水と云、周五尺餘、乳に乏しき婦人此水を飲ば驗ありとぞ、

○原野 北原 向羽黒山の北麓にあり、東西六町南北三町餘の芝原なり、葦名氏此山に城築し時は、士屋敷商家などありしと云、今は追鳥狩場とし、隔年に家士を會し、騎歩の隊列を分ち、雉子・山鳥の類を追取らしむ、此所南は山に倚、北は平野に向ひ、東西は青山繁陰し、鶴沼川の流に近く、境地頗る佳なり、

○土産 陶器 文祿二年蒲生氏郷城郭修理の時、屋瓦を造らしめんとて、播磨國より石川久左衛門と云ものと其外三人の瓦工を招き、南青木組小田村にて瓦を製せしむ、其色黒かりしゆえ黒瓦と名く、其後上杉蒲生加藤氏の時に至ても、専これを作る、當家封に就て後分て本村と小田村と兩所にて造出さしむ、其頃美濃國瀬戸の産、水野源左衛門と云もの、仙道長沼に在て陶

器を作りしに、正保二年此地に來りしを、留て月俵を
與へ此におき、數品の陶器を製造せしむ、いくほどな
く源左衛門死しければ、弟の瀬戸右衛門と云ものを、
再び長沼より招き源左衛門が家を相續せしむ、子孫今
にあり、世々底に巴の形ある茶碗を家傳とす、其後陶
工年を逐て輩出し、本村の東續きに屋をならべて集り
住し、諸の陶器を造る、其製猶いまだ精巧ならずとい
へども、本郷焼とて甚だ民用に便あり、又瓦は別に役
所を設て造らしむ、小田村にて焼初し黒瓦は、質脆く
凍雪に堪へざるをもて、承應の頃より赤き色の瓦を本
焼にす、黒瓦に比すれば堅固にて、久きに堪へ凍雪に
破れず、

○水利 ○本郷堰 村より十四町、丑寅の方向羽黒山の
北麓にて、鶴沼川を引き田地の養水とし、上荒井村の
境内に注ぐ、○思鑿堰 本郷堰を引く所より、北の方
一町計にて、又鶴沼川を引き上米塚村の界に注ぐ、多
く會津郡中荒井組諸村の田畝を潤す、故土人中荒井堰
とも云、

○倉廩 ○米倉 村より戌亥の方、五十間餘にあり、社
倉なり、

○神社 ○宗像神社 村東十四町計、向羽黒山の半腹に

りしかば、秋山玄蕃勝直と云者代て神職となる、勝直
三世の孫玄蕃明盛子なくして、若狹尙清と云者を養子
とす、即當社を草創せし宗像氏の後裔にて、今の出雲
清池が祖父なりと云、清池初め秋山氏を稱せしが、後
請て本姓に復せり、

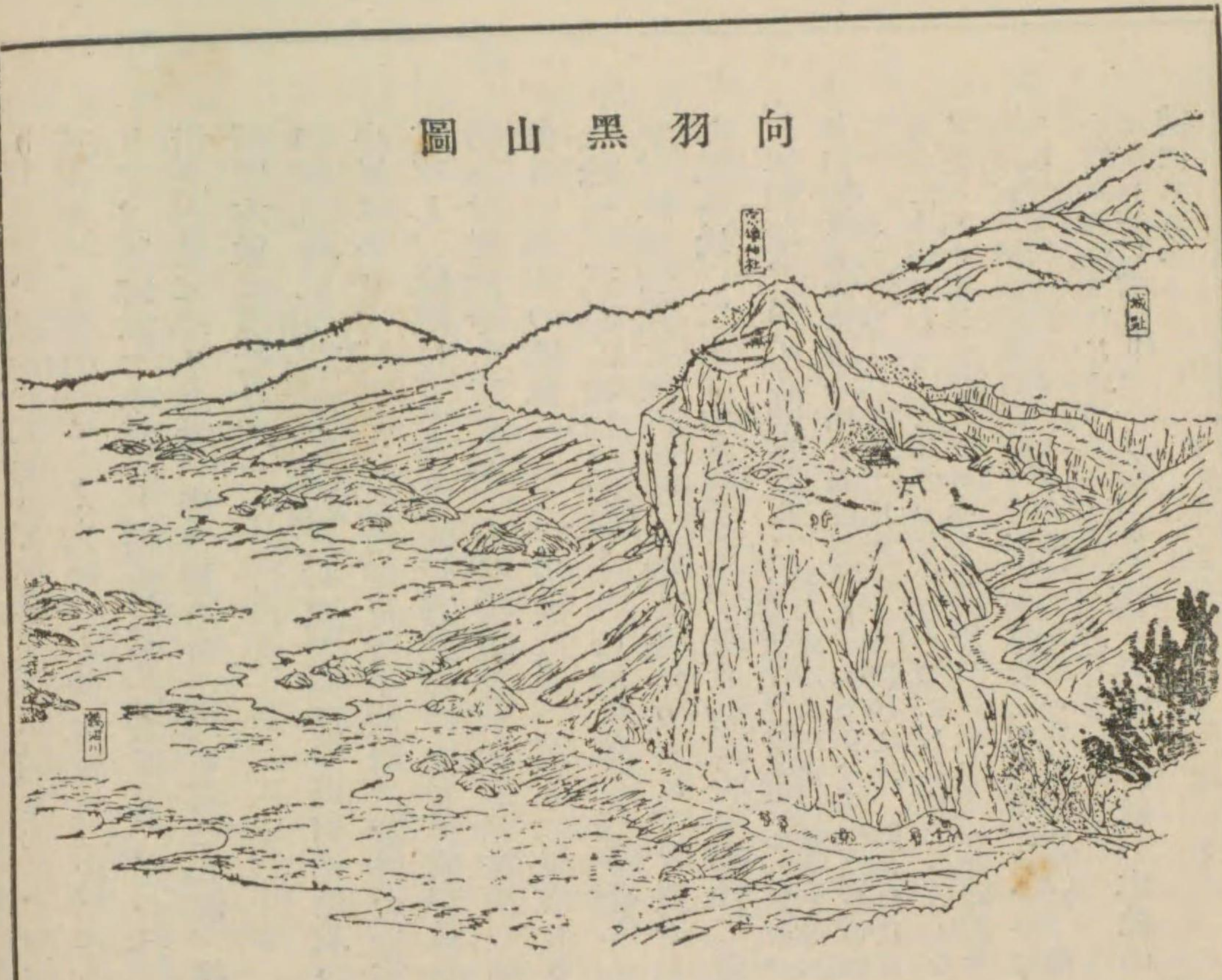
○羽黒神社 境内東西八間南
北十二間免除地 村東七町計、向羽黒山北の
小峯にあり、石階を登ること百七十餘級、登眺の佳賞
すべし、縁起に昔天平の頃行基此國に來り、南青木組
湯本村東光寺を草創し、羽黒權現を勧請す、當社の神
像も行基作の靈像にして、中頃此山の頂上に鎮座あり
永祿四年葦名氏城築のとき、今の地に移し崇敬淺から
ず、社頭壯麗を極め神官社僧も多かりしに、天正十七
年葦名氏亡て後殿宇廢毀せり、近世村民力を勤せて僅
に再興す、鳥居・拜殿あり、
【舊事雜考】曆應二年の記に、
飯田島は南青木組一堰の端村本羽黒の事なり、其後應永の始
にや、此山の頂上に移して即此山を今羽黒と云、飯田島は其
迹ゆえ今羽黒と云に對して、本羽黒と稱せしより、いつとな
く飯田島の名は失ひしなるべしと云、又應永二十一年の記に
塔寺村八幡宮長帳に因り、今羽黒治部卿と書し細註に、今羽
黒は岩崎向羽黒なるべしとあり、今本社の東麓の山間に、樂
人屋敷神樂所など云
菜園の字に遺れり、 △末社一座 △稻荷神社 本社の前
にあり、

あり、相傳ふ神護景雲年中、筑前國宗像大宮司の支族
何某と云者、此國に來り南青木組花坂村に住し、此神
を祭りしに、神託に依て此所に移し祭りしと云、歷年
久遠にして履歷の詳なることを傳へず、社頭もや、衰
廢せしを、寛文中再興し毎年六月二十一日祭禮あり、
永祿の頃葦名氏此山上に城築せしとき出丸あり、此社
ある故俗に辨天曲輪と稱す、又奇巖壁立し、東は鶴沼
川の流に臨むゆえ、巖崎山とも辨天山とも稱すれど
も、實は向羽黒山の支峯なり、本社は數丈の岩上にあ
り、山腰を傳て此に至る、三面に欄干を設く、首を回
せば北に平野ひらけ、東南は鶴沼の長流山下を繞り、
府城及所々の村落みな眼下一望の中にあり、山中躑躅
多く、又松樹繁陰して清風の響絶ることなく、閑寂賞
するに堪たり、其外四時の美景其變態のうるはしきこ
と、誠に限なき詠めなり、されば騷人墨客登躋して、風
物を觀賞し城跡を尋て懐古の情を催さざるものなし、
鳥居・拜殿あり、【相殿三座】 △諏訪神 本村より移
せり、△山神 同上 △明神 同上
△神職宗像出雲 當社を草創せし祠官は宗像氏なれ共
年代久遠にして其名を傳へず、寛文の頃小林多門と云
者神職を勤む、天和三年に多門土津神社の昇殿役とな

△別當寶珠寺 境内東西二十一間南
北十三間半年貢地 村中にあり、羽黒山
と號す、湯本村東光寺門徒、天台宗なり、開基詳なら
ず、昔は羽黒神社の南山中にあり、永祿の頃此所に移
せり、古は東光寺の僧來て事を相けしが、永祿の頃よ
り専ら當寺にて執行すと云、本尊十一面觀音客殿に安
ず、△聖天堂 客殿の東にあり、塗籠なり、
【寶物】 △假面 三枚、一は猿田彦神面、一は翁面、
一は癩疾の形を摹す、共に古物なり、相傳ふ何の頃に
か葦名氏惡疾に罹り、平癒祈願のため、假面十二枚を
納む、今三枚のみ遺れりとぞ、

○寺院 ○圓通寺 境内十五間
四方年貢地 村中にあり、白鳳山と號す
永祿元年學心と云僧開基す、府下五之町高巖寺末山、
淨土宗なり、本尊三尊彌陀客殿に安ず、
【寶物】 △馬畫 一幅元信筆と云、
○常勝寺 境内東西十八間半南
北二十六間年貢地 端村三日町にあり、天正
十三年常勝と云僧此に來り、庵室を結び淨土眞宗の教
を奉じ、常勝坊と號し、府下西名子屋町西蓮寺の末山
なりしが、其後京師西本願寺の直末となり、寺號をゆ
るさるゝと云、彌陀を本尊とし、客殿に安ず、△太子
堂 客殿の辰巳の方にあり、
○觀音堂 境内六間四
方免除地 村東二町三十間、向羽黒山西北の

向羽黑山圖



小峯にあり、建立の年代しれず、緣日四月八日なり、此日近村の農民馬を牽來り、堂の四邊を馳回る、見物多し、圓通寺司なり、

○巖窟虚空藏 端村船場の戌亥の方四町計、向羽黒山の東面半腹にあり、高六尺深三間計、疊十疊餘をしくべし、虚空藏の木像を安置す、常勝寺是を司る、

○古蹟 ○向羽黒山城址 村東にあり、昔頂上に羽黒權現の祠ありて、湯本村の羽黒山と相向へるをもて、向羽黒山と名く、又今羽黒とも云しとぞ、羽黒權現の條下と照し見るべし、永祿四年經營の事を始め、數年の後城築の功成て此に隱居し、止齋と號せしとぞ、天正三年六月盛興早世しければ、盛氏再び黒川に歸住し、此城廢せり、東は石壁峙て鶴沼川を擁し、西北は平野に臨み南は衆山連り出づ、其狀陰山なればとて、城築の時南の麓を切通し、山脉を絶ち陽山とせしと云、周回一里餘、北の麓より頂上まで四町計、本丸の跡あり、東西二十間南北十間、其北に下りて二の丸趾あり、東西三十間南北十七間、三の丸もありとも其跡今、詳ならず 共に空隙を回らし、往々石垣の趾存し、舊礎も猶遺れり、又東の半腹に出丸の跡あり、今宗像社の辨天曲輪と稱す、其外馬場跡、或は昵近諸士の宅跡とて

山間に平地多し、二の丸の西に九尺四方ほどの池のごときあり、今は埋みて谷地となれり、土人は古井と稱し、城ありし時の用水にて、千人の渴を療せしと云、今は草木繁茂し地形の詳なるを知らずといへども昔のかたみにや縦横に徑路あり、眺望も佳景にて満山躑躅多く、花時躑躅して勝を探るもの少からず、又山の北麓より木葉石を出す、石理木葉のごとし、わりて見れば中にも同紋あり、硯に作るべし、東の中腹に巖あり、七千夜又佛と稱す、其面に佛體ありて石理のごとく、時として見るものありと、奇怪の事なれども久く云傳しことなれば此に載す、永祿中覺成と云僧の撰へる巖館銘と云ものあり、其文煩冗録するに堪へざるものながら、古世の著作なれば、左に出す、

巖館銘

陸奥會津内一有巖嶽、本號名羽黒矣、天以山頂沌雲、敵嵩山之巖形、邊峯聯綿、同岱衡之駢闐、靄雲靈巖、旋足曳曳、雷霆霹靂、掣電轟々、檜杉鬱茂、不剖四序、楓柏璀璨能著春秋、石蹊斷無通人倫、大師曰、夫境隨心變、心垢則境濁、心逐境移境、閑則心朗、心境冥會道能玄存矣、風聳疇大同元年比三地大聖磅礴此山、乍不假天眼、彌望萬壑於目前、乍于不得神

境、容受千里於胸中不啻妙藥、逍遙倏于仙嶺、不因乘查、得入速于漢雲、抑亦山之爲狀、東西不瀾虎踞、南北長遠龍臥、景趣盡美、靈場爛肝則子而思、惟寂而憇息、勤念瑜伽密觀祈禱鎮護國家、修行理智秘法昇屬、拔苦與樂所以徘徊、仁山澄淨智水載、是聖人雅致也、爲斯修法本尊建立當所之内五箇寺、奉刻彫藥師像五軀、各安置之五箇寺者、所謂東方磐梯山惠日寺、南方火玉堂寺、西方日光寺、北方漆、中央勝常寺是也、而羽黒與堂寺者因隣近勸請七千夜又、於這靈輻自其降來、羽黒神祠不識執人、于時當所爲刺史、葦名修理大夫盛氏、人興操於弓馬、家勵嗜於文武道、就中三略之秘術、吞良公之息五門之商量飲禪水派、殊更以幄中謀勝、決諸家并息男之盛興者、未至盛年而覆撫育於萬民、未出壯子矣、制強柔於諸士、古語云龍子雖少、能解下雨矣、誠凡人絕域者乎、繇有若能相蚤讓與治世、筑賦考盤詩還云、明君知士朋父知子矣、因之仙道七郡、皆靡旗諸士降參、俱成因頰調振、諸郡威可保鞏固、厥身有本語、三略云、將者國命也、將能制勝則國家安定矣、又爲國家爲城郭、樞要經云、是護國土如城漸墻壁矣、爰以自永祿四年、重光作鹽春見、建羽黒山於相應之地、築要害起首舍宅、其地

形爲體、左流大河吟青龍興雲兮、右徹大道嘯白虎風危矣、後峙深山願眇峨峨、前綠松柏瞻視森森、誠四神相應、而可謂大吉、卜食之勝地、會郡中之人夫者、懼怖權威雲會、悚慄苛政霞來、即削堀利壞弗屑堅固岩石、別層級段段下舍屋所、所謂實城中城外、構如次駢羅漸壁不知幾重門、垣復雙櫺窗徑衢縱橫、若隔子布板橋、偃臥宵虹霓雩、岑岑結廬溪溪構構、甲乙往還或有聲花、裝束人或有潦倒葛猪、夫總驛驢駟馬嘶聲、非獅子儔太逞蹶、麒麟蹄根小屋、宿町向並墓二千餘家、晨朝百姓聽雞伶傳、黃昏樵夫戴星躊躇、續事攀陟歷覽、四運景粧先櫻梅桃李葩貌、煙霞遠近角色紫茸、款款躑躅暮春餘波、似番非納涼房、忽曆裏浪凱風、離熱委意不如歸、俱忘戾匪、機織作錦舒、山不疊匣、不截縫雲、花綻破散、秋風山益一等、雪日疑四皓髮寒、嵐煩擾水肌、謬下和壁東有大河、流自異角良隅、其間之水上、或迅瀨漲落、攸瀾如流雪、或汪汪澹澹、所藍若染水、峻嶮喬嶺倒浸影、水中四面萬象汎濫、粧波上、青鳧掠水翰音、宛如振鈴、白鶴涵泳浪聲疑壓槽、船遲舶兩岸、貴賤從晨不絕、哺好粧亡他、乘後舟有云、不分者渺茫難堪降、船中有驪早晚者或携嘉肴、或帶清樽族、不遑毛舉、傍又有磐

梯、加雲山似孛覓、嫦娥於蟾宮南有左降山、光明山大士六趣度生能化晒、檐下巖上、跳猿叫斷腸、狐狼翻齧屍是珍重、靈地西切垠阜澤徑、一有餘里也、白鷺玄鶴翼低求食、又遠所有靈崑潺湲、泓澄左耳清北有飯豐山、呈五穀成熟、現瑞、是豈易述圖孔之辨桂之毫乎、普請之事山與里人脚以春秋二季、爲期卅餘日自起首以來烏光薄、今年覃十歲適半爲成就之功、今改本名號巖館、所謂山像依爲麗嚴、用山冠嚴之字名巖歟、或又崢嶸所故他家人爲聽名字、嗟臍名岩館哉不可過此兩條、將又阻黑河行程纔六十餘町者乎、緊一章覺成雖不才味劣蝸庵勤念之餘暇、傳達諸人談話修因城郭爲趁其名、於後期粗并、序爲銘曰、

- 一一開剖 靈神卜居 激山遠異 萬類是潤
- 一滴瀛起 一塵岳初 梵者製字 代結繩書其一
- 二章憤悱 統綴縑細 釋李將孔 星祁水茫
- 三綱航擊 騁五常檣 捍干戈武 行刑罰詳其二
- 新築岩館 漢雲麗嶺 鳳樓金殿 珠玉鏤椽
- 梯續隆碧 門鍵宿隱 百圍松檜 靈幡神仙其三
- 英雄滿意 謀略運閭 諸士歸伏 黑河爲棲
- 威風累日 武勇彌躋 苗裔重葉 耕桑加畦
- 城外浪響 洋洋亂蹊 石徑沙歧 寂寂定黎

堯日餐粟 舜秋嘗醴 功成事闋 弓克靈齋其四
堪豐樂思 磊吟爲巖 侍迨遙席 涓淵作監
短才不愧 予禿筆銜其五焉度哉矣 視人莫絀

因詠詩讚城魏恢
新城築了號岩館城頂嶺雲擴半天百萬敵讎垣面拒從
今治世給彭仙
永祿十一載 著雍 執除孟夏十二日

蟄院必薊覺成記之四十四歲

○大運寺跡 村北にあり、天文元年越後國村上大榮寺の僧冥察と云もの來て開基し、岩松山と號し、曹洞宗なりしが、元祿三年故ありて廢せり、

○褒善 ○市郎右衛門 此村の肝煎なり、父は生質情弱にして謾に金錢を費すこと多く、是がために家産も稍乏しけれども、其事色にも顯さず、まして一言他人に語ることなく、竊にこれを補て只己が行ひの至らざるを歎き、親の心を安んじ悦ばしむるをもて心とす、父も後には前非を悔て行ひを改め、初めのあしかりしことを言て、近きものを教誡せり、市郎右衛門人となり質野にして、儉約を守れども、財出すべき譯あれば人にくすぐこれを出し、聊も惜む心なし、農事のいとまには儒生をたのみ、道義を問ひ省察して必身に行はん

ことを思ひ、慎み深く慈愛ありて、諸人其徳になつきけり、父歿して後には憂に没み、香花を供し生るに事ごとく、祭祀至誠を盡し孝心最深かりければ、寶永元年米を與て褒賞せり、○善行者理右衛門 享保十九年賞して米を與へき、○善行者元助 天明七年同上
○善行者良助 元助子なり同上 ○忠義者久次 寛政九年同上

新編會津風土記卷之七十二終

大寺村	三五
本寺村	三五
源橋村	四〇
磨上新田村	四八
布藤村	五一
一澤村	五三
土田新田村	五三
湯達澤新田村	五三
附錄五十間新田村	五五
卷之五十四	五五
陸奥國耶麻郡之五	五五
鹽川組	五五
鹽川組上十箇村	五五
鹽川村	五五
上遠田村	六四
下遠田村	六四
新井田村	六六
下利根川村	六六
下小出村	七〇
別符村	七〇
上窪村	七〇
下窪村	七二

三橋村	七三
卷之五十五	七三
陸奥國耶麻郡之五	七三
鹽川組下十四箇村	七四
金川村	七四
馬場新田村	七四
深澤村	七六
田中村	七六
竹屋村	七九
南屋敷村	八〇
中屋敷村	八〇
上原新田村	八一
松崎新田村	八一
赤枝村	八二
落合村	八三
入倉村	八五
上西連村	八六
下西連村	八六
卷之五十六	八六
陸奥國耶麻郡之六	八六
小沼組	八九
小沼組上九箇村	八九

小沼村	八九
吉澤村	九四
高柳村	九四
館村	九五
關屋村	九六
樟村	九六
大鹽村	九七
上川前村	一〇〇
下川前村	一〇一
卷之五十七	一〇三
陸奥國耶麻郡之六	一〇三
小沼組下九箇村	一〇三
漆村	一〇三
中目村	一〇六
上利根川村	一〇七
金森村	一〇八
常世村	一〇八
金村	一一〇
宮目村	一一〇
辻村	一一一
雄國新田村	一一三
卷之五十八	一一五

陸奥國耶麻郡之七	一一五
檜原村	一一五
卷之五十九	一一六
陸奥國耶麻郡之八	一一六
熊倉組	一一六
熊倉組十七箇村	一一六
熊倉村	一一六
下吉村	一一三
平林村	一一三
上勝村	一一四
京田村	一一六
東中明村	一一六
上高領村	一二七
西中明村	一二六
中里村	一二九
三城目村	一三九
布流村	一四〇
下勝村	一四一
堂島村	一四一
下高領村	一四三
太田村	一四三
源太屋敷村	一四三

高木村	一四四
卷之六十	一四四
陸奥國耶麻郡之九	一四四
小田付組	一四四
小田付組上八箇村	一四六
小田付村	一四六
一堰村	一五〇
新井田谷地村	一五〇
稻村	一五一
下岩崎村	一五一
宮前村	一五三
天井澤村	一五三
入田付村	一五四
卷之六十一	一五八
陸奥國耶麻郡之九	一五八
小田付組下八箇村	一五八
上岩崎村	一五八
大澤村	一五九
中田付村	一六〇
上田村	一六三
下臺村	一六三
稻田村	一六四

關柴村	一六四
下柴村	一六六
卷之六十二	一七二
陸奥國耶麻郡之十	一七二
小荒井組	一七二
小荒井組上六箇村	一七二
小荒井村	一七二
小荒井村	一七二
村松新田村	一七八
北原新田村	一八〇
高島村	一八〇
大荒井新田村	一八一
下三宮村	一八一
卷之六十三	一八三
陸奥國耶麻郡之十	一八三
小荒井組下十二箇村	一八三
大郎丸村	一八三
塚原村	一八五
清治袋村	一八六
菅井村	一八七
高吉村	一八七
長尾村	一八八
荒分村	一八九

卷之六十四

澁井村	一九〇
柴城村	一九〇
沖村	一九一
第六天村	一九四
貝沼村	一九五
陸奥國耶麻郡之十一	一九七
五目組	一九七
五目組上十三箇村	一九九
五目村	一九九
根岸村	二〇一
下谷地村	二〇一
鷺田村	二〇一
上三宮村	二〇二
赤崎新田村	二〇六
吉志田村	二〇六
赤崎村	二〇七
中村	二〇八
宇津野村	二〇九
栗生澤村	二〇九
熱鹽村	二一〇
水澤村	二一〇

卷之六十五

陸奥國耶麻郡之十一	二一八
五目組下十三箇村	二一八
日中村	二一八
黒川村	二二〇
野邊澤村	二二一
金屋村	二二三
針生村	二二三
上野村	二二三
百木田中村	二三四
中河原村	二三四
山岩尾村	二三五
岩尾村	二三五
半在家村	二三七
五分一村	二二三
讓屋村	二二三
陸奥國耶麻郡之十二	二三四
慶徳組	二三四
慶徳組上十二箇村	二三四
慶徳村	二三五
松野村	二三八

卷之六十七

宮在家村	二四〇
見頃村	二四一
岩澤村	二四二
細屋村	二四三
掘出新田村	二四三
綾金村	二四四
能力村	二四五
萬力村	二四五
鏗召村	二四六
赤星村	二四六
陸奥國耶麻郡之十二	二四七
慶徳組下六箇村	二四七
大澤村	二四七
大木村	二四八
田原村	二四九
新宮村	二四九
山崎村	二五〇
眞木村	二五〇
陸奥國耶麻郡之十三	二六一
木曾組	二六一

木曾組二十三箇村

木曾村	二六二
廣野村	二六三
館原村	二六三
三山新田村	二六四
船岡村	二六四
小布瀬原村	二六四
河吉新田村	二六五
寺内村	二六六
下村	二六七
上林村	二六七
洲谷澤村	二六九
河隅村	二六九
藤澤村	二七〇
賢谷村	二七一
背戸尻村	二七二
板澤村	二七三
沼平村	二七三
一戸村	二七四
早稻谷村	二七六
船引村	二七六
堂山村	二七七
中反村	二七六

宮古村

卷之六十九

陸奥國耶麻郡之十四

宮古村	二七九
大谷組	二八〇
大谷組十七箇村	二八〇
大谷村	二八二
小土山村	二八二
三方村	二八四
高目村	二八五
井谷村	二八六
漆窪村	二八七
戸中村	二八八
橋屋村	二八八
八重窪村	二八八
赤岩村	二九〇
中山村	二九〇
大芦村	二九一
利田村	二九二
萩野村	二九三
吹屋村	二九四
西海枝村	二九五
黄檗村	二九五

卷之七十

陸奥國耶麻郡之十五

陸奥國耶麻郡之十五	二九六
吉田組	二九六
吉田組二十八箇村	二九六
吉田新田村	二九八
井岡村	二九八
向原村	二九八
杉山村	二九九
下町村	二九九
道目村	三〇〇
新町村	三〇〇
中町村	三〇一
鹽村	三〇一
山浦村	三〇一
出戸村	三〇二
中澤村	三〇三
極入村	三〇三
小屋村	三〇五
梨平村	三〇五
宮野村	三〇五
小山村	三〇六
眞箇澤村	三〇六

小網木村	三〇七
大船澤村	三〇八
原村	三〇八
平明村	三〇九
新村	三〇〇
樟山村	三〇〇
滑澤村	三〇一
瀧坂村	三〇二
柴崎村	三〇三
橋立村	三〇三
陸奥國大沼郡之一	三〇四
大沼郡	三〇四
郷名	三〇六

組名	三〇六
村名	三〇六
明神嶽	三〇七
博士山	三〇七
神籠嶽	三〇七
鶴沼川	三〇七
宮川	三〇八
只見川	三〇八
思鑿堰	三〇八
陸奥國大沼郡之二	三〇九
橋爪組	三〇九
橋爪組十四箇村	三〇九
橋爪村	三〇九

新堀村	三〇三
下中川村	三〇三
領家村	三〇三
藤田村	三〇五
福光村	三〇六
關山村	三〇六
上小松村	三〇六
福永村	三〇七
八重松村	三〇九
田畠岡村	三〇九
大八郷村	三〇九
相川村	三〇九
本郷村	三〇九

新編會津風土記 要目終

自卷之五十一
至卷之七十二

昭和七年八月十日印刷
昭和七年八月十五日發行

大日本地誌大系 新編會津風土記三

非賣品

版權所有

發行所

雄山閣

振替東京二四二二七番
電話九段二三一四番

東京市麴町區飯田町六ノ二三

校訂者 花見朔巳

發行者 東京市麴町區飯田町六ノ二三
長坂金雄

印刷者 東京府戶塚町下戶塚一三
上田榮吉

3A125

大日本地誌大系刊行書一覽

第一卷	御府內備考	【書名】	【配本回數】
第二卷	御府內備考		九一
第三卷	御府內備考		六六
第四卷	御府內備考		二八
第五卷	新編武藏國風土記稿		二六
第六卷	新編武藏國風土記稿		三三
第七卷	新編武藏國風土記稿		三〇
第八卷	新編武藏國風土記稿		三三
第九卷	新編武藏國風土記稿		三五
第十卷	新編武藏國風土記稿		三三
第十一卷	新編武藏國風土記稿		三三
第十二卷	新編武藏國風土記稿		三五
第十三卷	新編武藏國風土記稿		三五
第十四卷	新編武藏國風土記稿		三五
第十五卷	新編武藏國風土記稿		三五
第十六卷	山州名跡志		三
第十七卷	山州名跡志		七
第十八卷	五畿內志・泉州志		四
第十九卷	新編鎌倉志・鎌倉攬勝考		五
第二十卷	伊勢伊三國地志		七

第廿一卷	伊勢伊三國地志	【書名】	【配本回數】
第廿二卷	近江國輿地志略		二六
第廿三卷	斐太後風土記		〇八
第廿四卷	斐太後風土記		一〇
第廿五卷	攝陽國輿地志略		二四
第廿六卷	近江國輿地志略		二一
第廿七卷	雲州輿地志略		二二
第廿八卷	三府內備考		二九
第廿九卷	御府內備考		二二
第卅一卷	新編會津風土記		二二
第卅二卷	新編會津風土記		二二
第卅三卷	新編會津風土記		二二
第卅四卷	新編會津風土記		二二
第卅五卷	新編武藏國風土記稿		二二
第卅六卷	新編相模國風土記稿		二二
第卅七卷	新編相模國風土記稿		二二
第卅八卷	新編相模國風土記稿		二二
第卅九卷	新編相模國風土記稿		二二
第四十卷	新編相模國風土記稿		二二

【次回第三十回】

